



淑徳大学自己点検・評価報告書

2004年度(財)大学基準協会相互評価結果ならびに認証評価結果

2005(平成17)年4月

 SHUKUTOKU 淑徳大学

報告書の発刊に際して

淑徳大学学長 長谷川 匡俊

本書は平成 16 年度の大学基準協会相互評価並びに認証評価の申請に用いた報告書です。

本学ではすでに平成 10 年 8 月、同協会の維持会員加盟に際しての「点検・評価報告書」を公表していますが、後述のように国の制度に基づく同種の報告書としては最初のものとなります。

ところで小職は、平成 15 年 3 月、学校法人大乗淑徳学園理事長・淑徳大学学長として、一つの決断というべき「淑徳大学の改革の方向性と近未来へのいくつかの課題」と題する経営ビジョンを発表しました。4 月にはいと、二つの学部教授会並びに事務職員を対象に、大学改革構想の周知徹底を図るべくその方針や課題に関する説明会を相次いで開催し、さらに学長として改革推進のための機構を立ち上げるとともに、広く文書での建設的な意見を求め、学長オフィスアワーを繰り返し設けるなどして、本格的な改革をスタートさせるに至りました。

一方、ちょうどこの時期に、加盟していた大学基準協会による相互評価を受けるため、全学的な自己点検・自己評価の実施を予定していたことも改革推進の追い風になりました。大学はつねに自己の足下を点検・評価しつつ、改善・改革を着実に進めていってこそ、社会の信頼を得られ、その期待に応えられるというものでありましょう。したがって、現状での弱点なり問題点なり課題を、あるいは逆に誇るべき長所と思われる事項を洗い出し、可能な限り客観的な評価の目にさらして、改革のスピードを加速させる絶好の機会だと捉え、およそ一年に及ぶ「点検・評価報告書」等の作成過程を経て、平成 16 年 4 月、大学基準協会へ相互評価の申請書を提出しました。折から学校教育法の改正により、全ての大学は 7 年ごとに国の認証を受けた評価機関による外部評価を受けることが義務づけられました。そして同協会が認証評価機関となったのを機に、本学は従来からの相互評価とともに認証評価を受けるべく申請したのでした。

平成 17 年 3 月 22 日、大学基準協会から、本学は相互評価結果並びに認証評価結果について、「大学基準に適合する」という認定をいただきました。ちょうど本年が開学 40 周年の節目に当たることも感慨深いものがあります。すでに同協会並びに本学のホームページに評価結果の全文を掲載していますが、その評価の対象となった基礎資料が本書です。報告事項はもとより、助言その他の事項に関してもこれを真摯に受け止めて、「教育の質の保証」を軸にした大学の改革、充実・発展になお一層の努力を傾けてまいりたいと存じます。

話は変わりますが、本学千葉キャンパスの社会学部は本年度より総合福祉学部へと名称変更し、開学以来の「福祉の淑徳」のカラーを時代のニーズに即してより鮮明に打ち出す一方、みずほ台キャンパスの国際コミュニケーション学部では、学科横断的な新しい 10 コース制をスタートさせました。これを機に、さらなる飛躍を期して、近い将来の学部再編・新規事業を視野に入れた将来計画に着手いたす所存です。

おわりに、このたびの点検・評価報告書の作成に当たっては、関係役職者各位の格別のご協力をいただいたほか、大学基準協会相互評価申請統括委員会委員長並びに第三者評価対応事務室のご尽力によるところ大なるものがあります。併せて深く感謝申し上げます。

目 次

報告書の発刊に際して

第一部 点検・評価報告書

序 章	1
1 理念・目的・教育目標	
(1) 大学の理念・目的等	4
(2) 学部理念・目的・教育目標	7
1) 社会学部	7
2) 国際コミュニケーション学部	11
(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標	15
1) 社会学研究科	15
2) 国際経営・文化研究科	16
2 教育研究組織	
(1) 学部・学科	19
(2) 大学院	21
(3) 社会福祉研究所・心理臨床センター・書学文化センター	22
3 学部における教育研究の内容・方法と条件整備	
(1) 社会学部	24
(2) 国際コミュニケーション学部	49
4 大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備	
(1) 社会学研究科	86
(2) 国際経営・文化研究科	102
5 学生の受け入れ	
(1) 大学における学生の受け入れ	115
(2) 学部における学生の受け入れ	117
1) 社会学部	118
2) 国際コミュニケーション学部	129
(3) 大学院における学生の受け入れ	141
1) 社会学研究科	141
2) 国際経営・文化研究科	145
6 教育研究のための人的体制	
(1) 大学における教育研究のための人的体制	149
(2) 学部における教育研究のための人的体制	150
1) 社会学部	150
2) 国際コミュニケーション学部	156
(3) 大学院における教育・研究のための人的体制	163
1) 社会学研究科	163
2) 国際経営・文化研究科	165

7	研究活動と研究体制の整備	
	(1) 社会学研究科	169
	(2) 国際経営・文化研究科	171
8	施設・設備等	
	(1) 大学における施設設備等（大学院含む）	174
	(2) 学部における施設・設備等	178
	1) 社会学部	178
	2) 国際コミュニケーション学部	184
	(3) 大学院における施設・設備等	
	1) 社会学研究科	190
	2) 国際経営・文化研究科	191
	(4) 大学院の情報インフラ	192
	1) 社会学研究科	192
	2) 国際経営・文化研究科	192
9	図書館及び図書等の資料、学術情報	
	(1) 図書、図書館の整備	194
	1) 附属図書館（全体）	194
	2) 千葉図書館	197
	3) みずほ台図書館	200
	(2) 学術情報へのアクセス	203
	1) 附属図書館（全体）	203
	2) 千葉図書館	204
	3) みずほ台図書館	205
10	社会貢献	
	(1) 大学の社会貢献	207
	(2) 学部の社会貢献	208
	1) 社会学部	208
	2) 国際コミュニケーション学部	209
	(3) 大学院の社会貢献	
	1) 社会学研究科	211
	2) 国際経営・文化研究科	212
11	学生生活への配慮	
	(1) 学部学生の学生生活への配慮	
	1) 社会学部	214
	2) 国際コミュニケーション学部	222
	(2) 大学院学生の学生生活への配慮	
	1) 社会学研究科	231
	2) 国際経営・文化研究科	233

1 2	管理運営	
	(1) 大学・学部の管理運営	235
	(2) 大学院の管理運営	241
1 3	財 政	243
1 4	事務組織	
	(1) 事務組織の概要	257
	(2) 学部の事務組織	261
	(3) 大学院の事務組織	264
1 5	自己点検・評価等	
	(1) 大学の自己点検・評価	265
	(2) 学部の自己点検・評価	266
	1) 社会学部	266
	2) 国際コミュニケーション学部	270
	(3) 大学院の自己点検・評価	274
	1) 社会学研究科	274
	2) 国際経営・文化研究科	276
	終 章	279
	(補) 大学改革へ向けて	281

第二部 大学基礎データ

I	教育研究組織	283
II	教育研究の内容・方法と条件整備	284
III	学生の受け入れ	292
IV	教育研究のための人的体制	304
V	研究活動と研究体制の整備	342
	内、専任教員の教育・研究業績 表24・25は別冊	
VI	施設・設備等	348
VII	図書館及び図書等の資料、学術情報	352
VIII	学生生活への配慮	353
IX	財 政	356

第三部 (財)大学基準協会による評価結果

1.	淑徳大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果 (全文)	361
2.	適合認定証 (写し)	371

第一部 点検・評価報告書

大学評価(相互評価)申請用

2004(平成16)年4月

淑徳大学

序 章

＜歴史＞

淑徳大学は、昭和 37（1962）年の学校法人大乗淑徳学園「淑徳創立 70 周年の決議」に基づいて、昭和 40（1965）年に、学園にゆかりの深い千葉県千葉市大巖寺町（現在、千葉市中央区大巖寺町。千葉キャンパス）において創立された。創立の中心となり初代学長となったのは、大乘淑徳学園理事長でもあった長谷川良信である。

開学時は、社会福祉学部・社会福祉学科の 1 学部 1 学科で、入学定員は 100 名であった。同時に、現在の「淑徳大学社会福祉研究所」の前身である「淑徳大学附属児童相談所」も併せて開所した。その後、社会福祉教育に対する社会の要請に応え、入学定員を昭和 60（1985）年には 400 名（うち期限付き入学定員 100 名を含む。）を増やすとともに、校舎・グラウンドの増設・整備を進め、13 棟の校舎等を有している。

社会福祉に対する社会的要請の多様化と福祉の社会構造化に応じて、平成 4（1992）年に社会学科（入学定員 150 名、うち期限付き入学定員 50 名を含む。）を開設し、それに伴い、学部名称を社会福祉学部から社会学部へと変更し、1 学部 2 学科体制へと移行した。更に、短期大学等からの編入学希望者の増大に対応して、平成 10（1998）年に社会福祉学科 90 名、平成 12（2000）年に社会学科 30 名の 3 年次編入学定員を設けた。また、平成 13（2001）年には、社会学部に心理学科（入学定員 150 名）を開設した。

学校法人大乗淑徳学園は、幼稚園から大学までの 12 の学校を持つ、仏教主義による一貫した人間教育をめざす総合学園であり、そのなかに淑徳短期大学（昭和 25（1950）年創立）がある。しかし、近年における大学教育改革の流れの中で、短期大学教育の社会的使命の見直しが求められ、平成 8（1996）年に、埼玉県入間郡三芳町（みずほ台キャンパス）にある英語学科と国文学科を改組転換し、新たに淑徳大学国際コミュニケーション学部を設置した。同学部は、グローバル化の進展のもと異文化間理解を深めるだけでなく、地球環境や企業活動など人間を取り巻く全ての環境との共生とコミュニケーション能力の開発を企図したものであり、経営環境学科（入学定員 200 名）と文化コミュニケーション学科（入学定員 300 名、うち期限付き入学定員 150 名を含む。）の 2 学科で構成された。設置と同時にそれぞれの学科は 10 名の 3 年次編入学定員を設けた。なお、両学科とも平成 12（2000）年にこの 3 年次編入学定員をそれぞれ 20 名に増した。平成 15（2003）年には、学部の教育研究の目的をより明確にするために経営環境学科を改組し、人間環境学科（入学定員 125 名）と経営コミュニケーション学科（入学定員 75 名）を設置した。これらの新しい学科は、各 10 名の 3 年次編入学定員を設けている。

短期大学の改組転換以来、教育施設・設備の充実にも努め、9 棟の校舎等を有している。

ところで、大学における教育・研究は学部におけるそれだけにとどまるものではない。

千葉キャンパスにおいては、平成元（1989）年に社会福祉学の教育・研究機関としての一層の充実を図るため、淑徳大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（入学定員 10 名）が開設された。平成 7（1995）年には、大学院社会福祉学研究科社会福祉学

専攻博士（後期）課程（入学定員 3 名）を、平成 8（1996）年には、大学院社会福祉学研究科社会学専攻修士課程（入学定員 10 名）を開設し、社会人に対する大学院教育の充実にも努めた。更に、平成 10（1998）年に、社会学専攻博士（後期）課程（入学定員 3 名）の設置に伴い、研究科名称を淑徳大学大学院社会学研究科へ変更した。平成 15（2003）年には、社会問題への心理学的理解の更なる深化と、臨床心理専門職の養成を目的に大学院社会学研究科心理学専攻修士課程（入学定員 15 名）を開設した。同時に、大学院社会学研究科附属「心理臨床センター」も開所した。

他方、みずほ台キャンパスにおいては、平成 12（2000）年に国際的に活躍しうる高度な知識を有する職業人の育成を目的に、淑徳大学大学院国際経営・文化研究科を開設し、国際経営専攻修士課程（入学定員 8 名）と国際文化専攻修士課程（入学定員 8 名）の 2 つの課程が置かれた。

前述の「附属児童相談所」は、その活動の活発化に伴い組織改編を行い、昭和 52（1977）年には「淑徳大学社会福祉研究所」となり、現在は「発達臨床研究センター」、「総合福祉研究室」および「共同研究推進室」の 3 つの部門を有するまでに発展している。また、みずほ台キャンパスには「淑徳大学書学文化センター」があり、多数の中国の石刻拓本を所蔵しており、この分野の研究に資する面で貢献を行っている。更に、学園本部のある東京都板橋区に「淑徳大学エクステンションセンター」が置かれており、環境、福祉、共生を中心に様々な公開講座を多数開講し、地域住民を中心とした生涯学習の一助をなしている。

現在の淑徳大学は千葉とみずほ台の両キャンパスに、2 学部 7 学科、2 大学院研究科 5 専攻と様々な施設・機関を有する大学として、建学の精神に則った人材の育成に努めている。

<特色等>

本学の設立主体である学校法人大乗淑徳学園は、昭和 24（1949）年に浄土宗教育資団淑徳と財団法人大乗学園巣鴨が合併して創設された。前者の浄土宗教育資団淑徳のルーツは、明治 25（1892）年に輪島聞声により東京小石川に創立された淑徳女学校まで遡る。同校は、仏教主義に基づく女性教育を掲げて発展を遂げ、昭和 19（1944）年には第 8 代校長に長谷川良信を迎えた。他方、後者の財団法人大乗学園巣鴨の出自は、優れた宗教家・教育者であると同時に日本の社会事業の先駆者でもあった長谷川良信により、東京西巣鴨に隣保事業（セツルメント）として開設されていたマハヤナ学園内に、大正 13（1924）年に創立された大乘女子学院（夜学）である。これら 2 つの源流は、長谷川良信を中心に統合され、学校法人大乗淑徳学園の設立に至ったのである。

このような経緯から明らかなように、学園の頂上校として創設された淑徳大学の目的は、大乘仏教の精神に基づく社会福祉の増進と教育とによる、人間開発・社会開発に貢献する人材の養成である。この教育理念と目的を実体化するために、以下にあげる様々な教育施策が行われている。

① 宗教行事

本学・本学園のバックボーンたる大乘仏教精神の人生観・社会観に触れ、その会得を期待して、^{ごうたんえ}降誕会（花祭り）、^{うらぼんえ}盂蘭盆会（学祖墓前祭）および^{じょうどうえ}成道会を教職員・学生の参加のもとに行っている。降誕会の後には内外の講師による講演会を開催し、広く現代社会の課題・問題点に対する認識を深め、盂蘭盆会および成道会ではそれに引き続き開学以来の伝統である^{せつしんえ}接心会を催して、教職員・学生が共に会食をしながら人生や社会を語り合う場を設けている。

② 建学の精神理解に関わる授業科目の開講

授業科目「長谷川良信の思想と生涯」および「共生論」が、建学の精神を今日的視点から捉え、理解することを目的に開講されている。これらの授業は、本学創立者長谷川良信の思想と生涯の理解を通して、建学の精神やその背景にある共生の思想の理解と今日的意義を深めることをめざしている。

なお、入学時には、新入生全員に、「^{らいじゆしき}学園礼誦式」、「指向集」、「学園の沿革」、「仏教入門」等の構成からなる『大乘淑徳教本』（長谷川仏教文化研究所編、学校法人大乘淑徳学園発行、昭和 38 年 4 月初版発行・昭和 56 年第二次改訂版発行）が配布され、本学建学の精神の理解を深めることに与っている。

③ ブラジル研修

長谷川良信は、国内における仏教・教育・社会福祉の実践家であるにとどまらず、晩年、日系ブラジル移民に対しても手を差しのべ、「南米浄土宗別院日伯寺」の創建や社会福祉・教育施設「日伯寺学園」の開設などを行った。研修学生はサンパウロを中心に約一ヶ月滞在し、この創立者の福祉実践家としての事跡を学ぶことによって、建学の精神を見つめ直す体験的学習に主眼を置いた研修を受けることができる。

④ その他

福祉あるいは共生とは、勝れて実践を伴うものでなければならない。しかも、そこには「フォアヒム（彼の為に）ではなくトゥギャザーウイズヒム（彼と共に）」（長谷川良信『社会事業とは何ぞや』大正 8 年）とする社会事業に対する理念を欠くことができない。

本学はこの理念のもと、学生のボランティア活動が盛んであり、ノートイク実行委員会の設置等への積極的支援や、障害を持った学生の受け入れとその後の対応のために入試・授業・試験、あるいは校内のバリアフリー化・支援教学組織作りの推進等への配慮を行っている。しかし、まだ充分なものとは言えない部分もあり、今後も学生と共に、この理念の達成に向けて努力を重ねていきたい。

本学の附属機関である「社会福祉研究所」は、変貌する社会福祉の状況に対応する研究活動を行い、公開シンポジウムや千葉市等からの委託研究を通して地域社会に貢献している。更に、同研究所の一部門である「発達臨床研究センター」は、開学とともに障害児に対する臨床活動を行い、音楽療法や言語療法、障害児用教材の開発等の分野で知名度が高く、毎年、夏に開催される障害児の発達臨床研修セミナーは、北海道から九州にいたる全国から 600 名を超える参加者が集っている。

1 理念・目的・教育目標

(1) 大学の理念・目的等

【現状の説明】

本学は、創立者であるとともに仏教者・社会事業家・教育者である長谷川良信が、その生涯と理想をかけて実現しようとした大乘仏教精神や、その具体的な顕現としての感恩奉仕の精神に基づいた「人間形成と理想社会の建設」をめざすものである。「学則」第1条は大学の目的を、「本学は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の養成を目的とする。」と謳っている。ここで言う「大乘仏教の精神」とは、理想的な国家社会の建設と真実な人間形成とを志向するものであって、しかも両者は表裏一体をなしている。そしてそれは、彼の言葉によれば「フォアヒム（彼の為に）ではなくトゥギャザーウイズヒム（彼と共に）」という「共生」の人生観や社会観を持った人材の育成である。

この建学の理念・目的を受けての教育目標は、同第2条において、「一 人類福祉の増進と、理想的な人間社会の実現に資する人材を育成する 二 高度な学術研究と教育を通して、深い人間的な自覚の上に立ち、広い教養と専門的知識、技能を身につけた、志を同じくする後継者を育成する」ことと記されている。この教育目標は、長谷川良信が本学の開学に当たり、本学を志す学生達に次のように語りかけたなかに具体的に示されている。

「第一に、本学部は、社会奉仕の意気と信念を啓培するところである。（中略）第二に転変極まりない現代の複雑な社会に処するには、いかに慈悲と情熱に富む社会事業精神の持ち主であっても、ただそれだけでは役に立たない。ぜひ、近代の科学技術の精髓を学び、日に日に進歩する方法論にも通暁して、その叡智と良能とを發揮し得る高度の知識人でなければならない。そのために、（中略）本学の教育を受けることによって、社会の現実に即して愛の手を差しのべ、福祉社会、福祉の実現に役立つ時代の旗手たり得るよう願ってやまないものである。」（『大乘淑徳教本』平成15年版、p.124）ここには、単なる座学に終わることのない「実学」教育への強い願いも込められている。本学は、このような教育目標に適う、「共生」と「実学」の精神を持った人材の育成をめざしている。

「共生」と「実学」の精神を持った人材の育成を掲げ、その目標を達成すべく昭和40（1965）年に、千葉県千葉市大巖寺町（千葉キャンパス）に開設された社会福祉学部社会福祉学科は、当時では数少ない社会福祉専門の大学として、高度な社会福祉の知識を有する現場での実践者を求める社会の要望に応え、教育・研究の充実を図っていった。その後、時代の変化に従い、社会の社会福祉に対する理解が深まると同時に要望の多様化が進むなか、「社会福祉援助技術のスペシャリストの育成」をめざして発展してきた社会福祉学科に加え、「地球的視野をもって福祉社会の実現に貢献できる社会的ゼネラリストの育成」を目的に、平成4（1992）年に、社会学科を設置した。それに伴い、学部名称を社会福祉学部から社会学部に改称をした。平成13年には、日本社会が福祉社会の構築を課題としながらも、「いじめ」や家庭内暴力、自他の異質性や人間関係の希薄化等が現出している状況に

鑑み、人々の内面的な心の問題を援助して問題解決に資する人材の育成を目的に、心理学科を設置した。社会学部は、福祉社会の構築をめざして、社会学科、社会福祉学科および心理学科のもと、それぞれの分野で共生の理念を有し社会的実践に関わる人材の育成に努めている。そしてこれまでに、35回にわたり15,000名に近い有為の人材を輩出している。

本学が持つ理念・目的・教育目標による人材育成は、社会学部の領域にとどまらない。平成8(1996)年に、淑徳短期大学の英語学科および国文学科を改組転換して、国際コミュニケーション学部を開設した。同学部は経営環境学科と文化コミュニケーション学科からなり、埼玉県入間郡三芳町に置かれた(みずほ台キャンパス)。国際コミュニケーション学部は、「共生」と「実学」の精神を持って、グローバル化する現代社会において、それぞれの文化および異文化間理解を深めることができると同時に、様々なコミュニケーション技能を駆使して環境・福祉問題に取り組み、行政および企業組織において活躍する人材の育成をめざすものである。平成15年には、「地球的視野に立った経営を実践できる資質と能力を持った人材の育成」を目的とした経営環境学科は、「地球環境から地域福祉までを視野に入れた福祉社会の構築をめざす、環境エキスパートや福祉ゼネラリストの育成」を掲げる人間環境学科と、「社会全体との共生をベースとした世界経済の発展に寄与する、経営に関する諸理論・諸技術を修得した人材の育成」をめざす経営コミュニケーション学科に改組再編され、人材育成の目的をより明確にした。このように、国際コミュニケーション学部においても、学科構成の充実を図りながら、大学の理念・目的・教育目標に沿った人材の育成に努めている。開設以来、4回の卒業生を送りだし、その数は2,500名を超すに至っている。

大学院においては、千葉キャンパスに社会学研究科、みずほ台キャンパスに国際経営・文化研究科を設置し、その教育目的である「本学建学の精神に則り、深遠なる学術の理論および応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献すること」(「大学院学則」)に努めている。

社会学研究科社会学専攻は、<社会福祉を超えたより広い意味での福祉>に深くかかわる社会学の諸領域について、高度で専門的な知識や技能を備えて、現代社会の構造・動向や問題解明に寄与する人材の育成をめざしている。同研究科社会福祉学専攻は、社会福祉学の諸問題について、高度で専門的な知識や技能を備えて、社会福祉諸分野の問題を分析し、解明に寄与する人材の育成を意図している。同研究科心理学専攻でも、今日頻発する社会問題・社会病理現象を「心の問題」として把握し、これらに対し心理学的理解に基づく的確な行動をなしうる能力を備え、福祉社会の構築に貢献する人材の養成が図られている。

みずほ台キャンパスにある国際経営・文化研究科は、グローバルな「共生」の立場から社会貢献を行うための実学的な専門知識および技能の修得、更には実践的な行動力の開発を掲げ、次の2つの専攻を有している。同研究科国際経営専攻は、経営を取り巻く環境の構造的変化を見つめ直し、経営の創造的適応を図るのに必要な知識・技能・理論を持った

人材の育成をめざしており、同研究科国際文化専攻では、欧米と東アジア地域と日本を中心とした諸文化が有する固有な特徴と意義について、歴史的かつグローバルな視点から学際的に研究し、異文化交流上の摩擦や現代社会の諸問題に対応できる高度な専門知識と能力を持った人材の育成をめざしている。

附属機関では、千葉キャンパスにある「社会福祉研究所」において、発達障害児に対する相談や治療が実施されており、また、地域社会の福祉に関する調査・研究、政策提言等が精力的に展開されている。開設されたばかりの大学院社会学研究科附属「心理臨床センター」も、地域社会における心理相談の拠点となることが期待されている。他方、みずほ台キャンパスには「書学文化センター」があり、5,000点を超える拓本を有し、学術研究に資するべく『淑徳大学蔵・中国石刻拓本目録』を刊行するなどしている。また、法人本部がある東京都板橋区には「淑徳大学エクステンションセンター」を開設し、環境、福祉、共生を中心テーマに多数の公開講座を開いており、生涯学習の推進に寄与している。

本学は、福祉社会の構築をめざし、上記のように学部・大学院の構成および教育内容を整備・拡充して、大学の理念・目的・教育目標の達成に向け努力を続けているだけではない。様々な宗教行事や授業を通して、建学の精神や教育目標の普及に努め、その理解の深化を図っている。降誕会、盂蘭盆会および成道会の宗教行事において、建学の精神である大乘仏教の精神に触れ、また接心会では、教職員・学生が共に現代社会が抱える課題について考え、あるいは人生や社会を語り合う場を設けている。更に、「長谷川良信の思想と生涯」あるいは「共生論」等の授業科目を開講し、共生の思想や実学教育への理解を深めると同時に、それらの現代における意義や役割について考察を巡らすことを促している。

【点検・評価および長所と問題点】

本学は、創立者により明確な建学の精神と教育目標が掲げられており、それをいかに実体化するかが開学以来の課題であり、それに則った発展を遂げてきた。より具体的には、「共生」と「実学」をキーワードに学部・学科の増設あるいは改組再編を行い、福祉社会の構築に資する人材の育成という社会の要請に応えてきた。また、本学の教職員ならびに学生に対しては、入学式・卒業式はもとより、様々な宗教行事や催しを通じて建学の精神の理解を深める機会を設けている。建学の精神を伝える授業科目も配備している。更に、全学生に『大乘淑徳教本』の配布、父母、同窓会、後援会等にも「淑徳大学広報」（年5回発行）を送付することにより、大学の現状や目標に対する理解の普及に努めている。地域社会に対する貢献では、「淑徳大学エクステンションセンター」による公開講座等の生涯学習サービスの提供（平成14年度実績で23の公開講座の開講）、「社会福祉研究所」による県や市からの委託研究、全国的に知名を得ている「発達臨床センター」の活動等が特にあげられる。これらの施策・活動により、建学の精神の普及と実現に成果を上げている。

しかし、問題点としては、宗教行事への参加者は、1年次生はほとんど全員が参加するものの学年を経るに従って参加者が少なくなっているのが現状である。また、『大乘淑徳教本』を実際に繙き、理解しようとする学生は必ずしも多くない。そして、本学は、東京を

挟んで千葉と埼玉にキャンパスが分かれており、全学的統一の行事や授業を行うことが困難である。キャンパスごとに、それぞれの行事や授業を行わざるを得ず、同一大学としての一体感の醸成に今一つ欠けていることも、今後克服しなければならない問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学は元より、思想・信教の自由が保証されねばならない。しかし、縁あって、本学に入学してきた学生に対し、大学はその理念や目的を伝えることを当然なさねばならない。それと同時に、本学固有の課題である物理的に離れた両キャンパス間の交流を深め、大学としての統一性を確立するためには、様々な工夫が要求される。具体的には以下の4項目について、改革・改善に向けた検討が「大学改革実行委員会」を中心に開始されており、そのうちの幾つかについては既に中間答申がなされている。

- ① 教育改革：教育重視型大学としての特色の確立に向け、教養教育、基礎教育および学部・学科を超えた大学レベルでのカリキュラムの構築。全学学科長会議・大学教務委員会の設置。
- ② 学生サービス向上への改革：学生一人ひとりに対応した、入学から卒業までの一貫したサポート体制作り。大学学生厚生委員会や学生支援センターの設置。
- ③ 広報・募集改革：全学的広報・募集体制の構築。入試と広報・募集に関わる事項の整理と責任体制の再編。事務組織としての大学募集センターの立ち上げ。
- ④ 構造改革：大学としての統一性を確立し、改革を推進するための組織体制の整備。改革推進組織の設置、自己点検・評価システムの構築、教育評価制度の検討など。

なお、これらについては、本報告書末尾の「(補) 大学改革へ向けて」において、その詳細を示してある。

(2) 学部の理念・目的・教育目標

1) 社会学部

【現状の説明】

社会学部の沿革は、既に序章で述べたように、昭和40(1965)年4月の淑徳大学社会福祉学部の開学に遡る。従って、社会学部の理念・目的は本学開学における建学の精神にその基盤を有するものである。毎年学年当初に配布している『学生生活の手引』には、本学建学の精神と教育目的について次のように記されている。「本学は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発・社会開発に貢献する人材の育成を目的としている。これは学祖長谷川良信が生涯をかけて提唱した教育、研究活動の実践的理念であり、かつ本学建学の立脚点である。」社会学部の教育が依拠する建学の精神は、教育実践における理念・目的において、大乘仏教の自利利他の精神、すなわち、**together with him** = 共生の理念に基づき、人間の臨床的な理解と社会的現実の実証的理解を踏まえた社会福祉の実践を通じて、「一人ひとりの個の自立と社会連帯」の実現に貢献しうる人材の育成(実

学教育)として明確化されている。

本学におけるこうした教育の理念と教育目的は、福祉系学部としての現在の社会学部において、次に述べるような教育目標とそれを支える教育体制として実体化されているといえる。本学部の教育の理念と教育目的は、今日わが国の社会福祉についての考え方と社会的要請である「これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、生活上の様々な問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障害の有無にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある」(中央社会福祉審議会「社会福祉基礎構造改革」について(中間まとめ)1998年より)という理念を既に先駆的に先取りしたものであると評価できる。本学部は現在、共生の理念に基づく教育目的を、21世紀福祉社会の構築をめざす「実学教育」に置き、そうした理念と目的の下、教育目標を「対人サービスへの基本的態度とその専門性の教育」に定め、それを支える「共生の理念」に裏打ちされた「人間形成に関わる教育」と、「実学の教育」に基づく「社会的実践に関わる教育」という2本の柱で教育の基本体制を構築している。【図 社会学部の教育体系】(p.9)に示すように、共生の理念に基づく人間形成に関わる教育とは、言い換えれば「社会性を身につけた人間の形成」であり、更に言うならば、他者と共存・共生する力(対人関係を生きる力・コミュニケーション能力)の養成であり、そのためのカリキュラムとして例えば、3学科にともに開講されている「学部共通総合科目」を基盤とした「教養科目」や「人間科学基礎科目」、更に大学での学びへの導入を図り対人的コミュニケーションや集団思考のトレーニングをめざす1年生を対象にした「基礎演習(学問の基礎)」が該当する。

また、他方、実学教育という教育目的に基づく社会的実践に関わる教育とは、言い換えれば「実践的専門職業人としての人間の形成」であり、3学科体制に基づく学部教育(人間を臨床的に理解する力—心理学科—と社会的現実を実証的に理解する力—社会学科—)を基盤として、社会福祉の援助実践や福祉社会の構築を生み出す力—社会福祉学科—の養成)と、そこでの教育の核としての「実習科目」の重視として実体化されている。

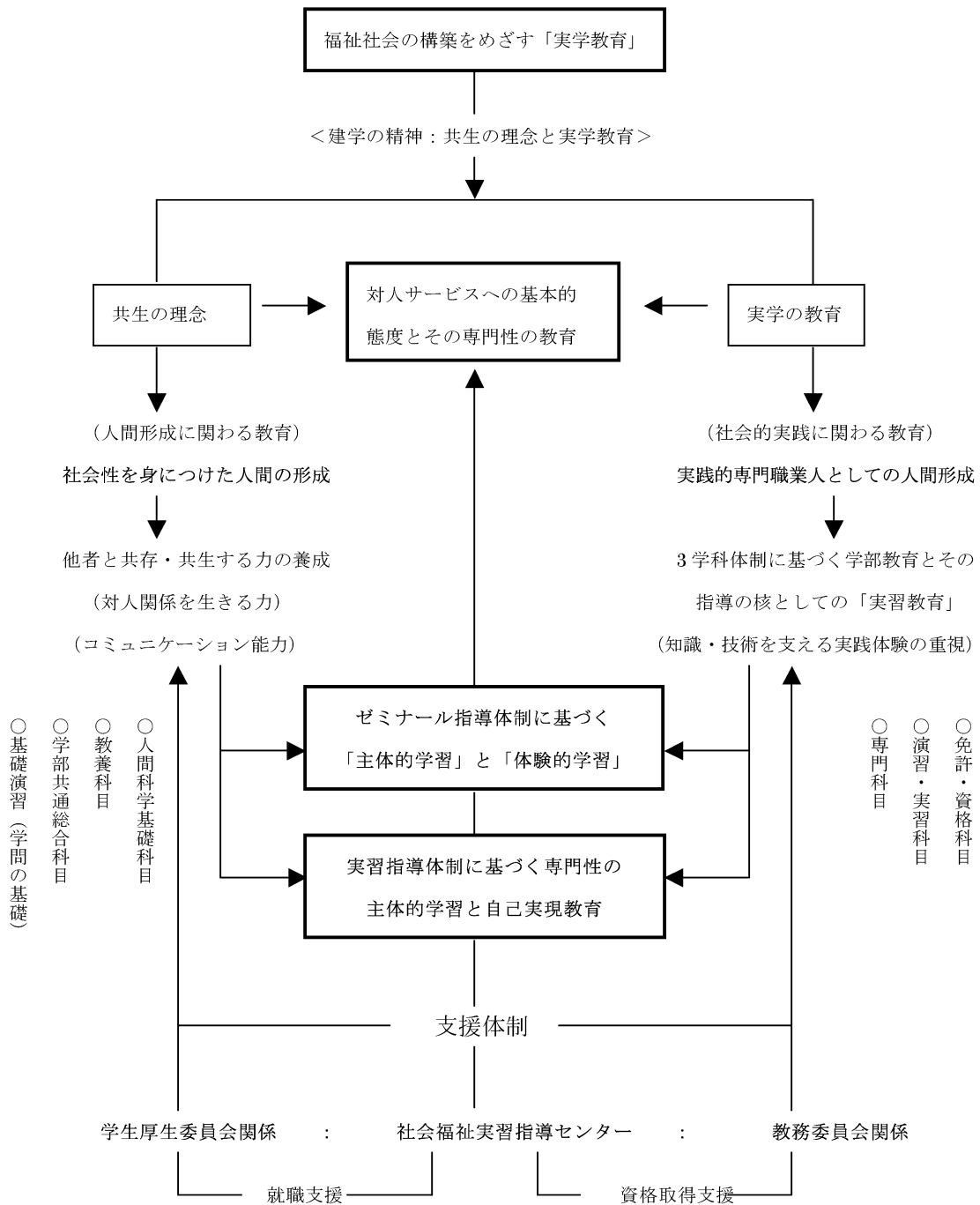
こうした2つの柱としての教育を、「対人サービスへの基本的態度とその専門性の教育」という教育目標の実現へと統合するための2つの指導体制がある。一つはゼミナール(演習)指導体制に基づく「主体的学習」と「体験的学習」であり、二つは実習指導体制に基づく専門性の「主体的学習」と「自己実現教育」である。

このような社会学部の教育目的である「実学教育」は、3学科においてそれぞれ次の指導体制と教育目標として実体化されている。

まず、社会学科では、2つのコース制によって学生の学習課題や目的意識を明確化させるよう配慮している。一つは「社会学専修コース」である。このコースは福祉社会の構築のための基礎学習として、社会問題や社会病理の実証的理解(社会診断)のための社会調

査やフィールドワークの能力とその技術の修得を教育目標としている。具体的には、平成15年4月より「淑徳大学社会調査士資格」とそのためのカリキュラムを配置し、教育にあたっている。またもう一つの、「人間科学総合コース」では、社会学的思考と素養を身につけた対人援助技術活動の実践に寄与する人材の養成をめざし、社会福祉士試験受験資格取

【図1 社会学部の教育体系】



得のための科目履修、また認定心理士の資格に関わる心理学科の科目履修を認定することで、学生の学習課題の明確化を図っている。

次に社会福祉学科では、3つの専修制とそれに対応する3つの課程履修制によって学生の学習課題や目的意識を明確化させるよう配慮している。一つは「社会福祉専修」であり、この専修の教育目標は社会福祉士試験受験資格の取得にある。また二つは「精神保健福祉専修」であり、この専修の教育目標は精神保健福祉士試験受験資格の取得にある。更に三つは「児童福祉専修」であり、この専修の教育目標は保育士資格の取得にある。しかし、これらの資格取得は各専修に対応する課程の履修における目標であり、各専修のカリキュラムはそれに尽きるものではなく、社会福祉を学ぶ方向づけを学生に提供することをねらいとしている。

更に心理学科では、福祉系学部における、また社会学部における心理学科の学習であることを明確化し、かつそこでの学生の学習課題や目的意識・進路を明確化させるため、3つの科目系によってカリキュラムを構成し、それぞれの教育目標を次のような人材養成に置いている。一つは「臨床心理学系科目」であり、将来、大学院への進学と「臨床心理士」資格の取得をめざす学生への心理学教育を目標とし、二つは「発達心理学系科目」であり、将来、保育・福祉系専門職をめざす学生への心理学教育を目標とし、三つは「社会心理学系科目」であり、産業、行政、教育等の組織現場での人事・労務・教育への進出をめざす学生、またマスコミ・広告ジャーナリズムへの進出をめざす学生への心理学教育を目標としている。

3 学科における上述のようなそれぞれの教育目標は、学部としての教育目標である「対人サービスへの基本的態度とその専門性の教育」に基づいて、教育を展開している。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学部の教育が拠って立つ理念・目的・目標は、今日のわが国の大学教育に求められている、社会的存在としての人間教養教育と実学教育という社会的要請に対応しうるものとして、自他ともに評価できると考えられる。また、実際に本学部の15,000人に近い卒業生の多くは福祉・教育・行政現場等で活躍しており、彼らに対する社会的評価の定着はそのことを実証している。

しかしながら、このような理念・目的・目標を実現するための教育体制を、年々入学生の学習能力が多様化し、かつ中間層の減少、学生間の開きの拡大という実態に対し、どのように適応させるかという新たな問題に直面していることも否定できない。また、あくまでも相対的であるが、福祉分野での活躍を期するという入学動機が明確な社会福祉学科と、それ以外の社会学部や心理学科の学生とでは、学習目的・意欲やカリキュラムに対する満足度に差が存在していることも事実である。もちろんこのことは、後ほど見るように学生の受け入れ、すなわち学生募集、入学者選抜方法の問題とも深く関連することではあるが、本学部の教育理念・目的・目標の実現にとって今後課された問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来においても、現在の社会学部の理念・目的とそれに伴う人材養成の目標を堅持していくことは社会的要請においても必要であり、一層の明確化に努めなければならないが、対外的には在学生のみならず、理念・目的・目標の社会的浸透を図るべく、公開講座の一層の充実など、社会に開かれた「生涯学習への積極的対応」を進めてゆきたい。

また 3 学科の教育の有機的な構造化をより一層進めていく核としての理念・目的の再認識を図るため、学部共通総合科目の見直しや、大学教育への導入である基礎教育課程において入学から卒業までを見据えた学習への動機づけをめざし、「学部教育改革実行委員会」において検討を開始し、既に基礎教育科目「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」のシラバスやその授業運営のあり方について答申を得ている。現在はそれをもとに来年度からの実施に向け準備を進めている。

2) 国際コミュニケーション学部

【現状の説明】

本学部は、「実学教育による共生の理念を实践しうる人材の育成」という建学の精神のもと、「自らで学ぶ実学教育」を基本理念とし、地球環境共生の推進、社会共生経営の実現、国際共生社会の構築を担いうる人材の育成を教育の基本目的としている。そのために、人間環境学科、経営コミュニケーション学科、文化コミュニケーション学科の 3 学科を設置しており、それぞれ次のような教育をめざしている。

人間環境学科の教育目的は次のものである。

現代社会では生産活動や経済活動と生命活動や文化活動の調和と共生は、企業や政府が組織的に調整するだけではなく、人間一人ひとりが自らの生活を起点として積極的かつ主体的に取り組んで、始めて実現しうるものとなっている。このような認識のもとにおいては、自然科学的視点から環境問題を研究し教育するばかりでなく、人間一人ひとりの生き方やライフスタイルという視点からの環境問題に対する取り組みの必要性が生じる。人間環境学科は、地球環境から局所的な地域レベルに至る様々な環境問題のみならず、高齢者や障害者など生活弱者の福祉も視野に入れた、広い意味での福祉環境のあり方が問われていることに対応できる人材の育成を目的としている。そのためには、世界のあらゆる地域の人々との相互理解を支えるコミュニケーション・スキルの修得を基礎とし、企業・行政・NGO・NPO など様々な機関や団体における環境政策の立案と実行、更にそれぞれの地域社会における住民福祉の増進や福祉環境の開発に必須の幅広い知識の修得が必要となる。人間科学と環境科学を両輪としながら、経営や経済、更に福祉や宗教など人間性豊かな環境の創造に不可欠な幅広い知識の学際的教育をめざすものである。

経営コミュニケーション学科の教育目的は次のものである。

激しく変化する現代社会に対応するためには、様々な経営主体ばかりでなく、社会を構成する各組織との協働のもとに、単に環境の変化に受動的に反応するだけでなく、能動的

にそれを創り変えていくための能力が問われている。そのためには多様な主体との対話のもと変化動向の的確な判断、適切な目標設定、効果的な手段選択、および有効な資源の調達・配分など、一連の行動計画を十分に熟慮することが不可欠である。経営コミュニケーション学科では、このように意図的に計画された目標設定のための行動プロセス、また、その相互調整のためのメカニズムを学ぶことにしており、資源の効率的、効果的活用のための計画策定のみでなく、それを広く組織の構成員から企業を取り巻く社会や世界との共有をも実現しうる実践的な政策策定力と情報発信力を兼ね備えた人材の育成を目的としている。そのためには、あらゆる境界を越えた人々の相互協力を支えるコミュニケーション・スキルの修得を基礎とし、世界の人々との協働を可能とする経営の標準的な基礎知識や創造的な課題解決のためのそれぞれの職能に関する深い専門知識の修得が必要となる。

本学科は、あらゆる領域の人々との協働を可能とするコミュニケーション・スキルとともに、経営の基礎知識とそれぞれの個性や目的に応じた経営の基本職能ごとの専門知識の教育をめざすものである。

文化コミュニケーション学科の教育目的は次のものである。

現在の国際社会は、経済や産業のボーダレス化が進展する一方で、宗教や文化のボーダフル化も進展するというグローバル化とローカル化の2極化現象が出現している。それが世界の様々な地域での摩擦や紛争を引き起こす背景となっており、それを克服し国際共生社会を構築していくためには、自らの固有の歴史や文化を深く理解するとともに、他の地域の歴史や文化も広く理解し、相互の差異を受け入れるとともに、それを乗り越えた世界の地域間での協調が不可欠となる。文化コミュニケーション学科は、日本文化への深い理解のもとに世界の様々な地域の生活や文化を広く理解するとともに、世界の人々と交流し協働するためのグローバルなコミュニケーション能力を有する人材の育成を目的としている。そのためには、世界の多様な地域の人々との交流のための英語コミュニケーション能力の修得を基礎とし、それぞれの地域の歴史的伝統や生活文化の差異を理解し受け入れるとともに、自らの歴史的伝統や生活文化を発信しうるという、自国文化ならびに他国の文化や歴史についての幅広い知識の修得が必要となる。

自国文化への深い理解と世界の様々な文化への広い知識のもとに、相互の立場への理解と配慮をし、自らの立場を表現し主張しうる、真の国際コミュニケーションのスキルと態度の教育をめざすものである。

このような理念と目的のもと、本学部では、「自らで学ぶ」という大学教育の原点である主体的な学習の推進と支援、ならびに「実学教育」という本学教育の理念である実践体験を通じた学習と実践活動による、自己実現のための教育の具現化と拡充を教育の目標としている。つまり、1時間の授業に対し1時間の予習と1時間の復習を単位認定の基礎とする大学単位制教育の原点への回帰と、実用に役立つ知識を、実践を通して体得し、それを社会へと役立てることで自己実現を図るという実学教育体制の具現化をめざすものである。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部は開設 8 年目を迎え、経営環境学科と文化コミュニケーション学科の 2 学科体制から人間環境学科、経営コミュニケーション学科、文化コミュニケーション学科の 3 学科体制への改組を実現した。これは「実学教育による共生の理念を实践しうる人材の育成」という本学の建学の精神を、地域社会共生の実現を担いうる人材の育成から、更に国際社会や地球環境更に企業経営に至る幅広い領域において共生関係の実現を担いうる人材の育成にまで拡大するという、本学部の基本的理念の具現化という点では大きく評価しうるものと思われる。

また、20 世紀を通じて、わが国の経済力は世界でも有数の地位を占めるに至ったが、その反面、様々な環境問題を抱えるとともに急速な高齢者社会への対応など、個人の経済力では満たすことのできない生活の質の面で未だに大きな課題に直面している。所得水準のような金銭的で、定量的な指標により把握される豊かさにとどまらず、労働面においても生活面においても質的な充実を図り、真の意味での豊かさの実現が可能な社会の形成が求められている。これらの質量両面にわたる豊かな社会の実現には、自己が帰属する社会のみならず、その他の社会とも共生していくことが必須であり、また共生を通じて更に生活の質の向上を図ることが期待される。

このような社会の形成に貢献しうる人材に求められる要件は、地球規模での視野のもとに、世界の様々な地域の人々とともに、人間を取り巻く多様な環境におけるこれらの問題や課題を、科学的に考察し解決していくことのできる学際的な知識とその実践への応用力である。

本学部は、3 学科ともに人びとの協働の基礎となるコミュニケーション能力の育成のもとに、人間学と環境科学や経営学と情報科学および言語学と地域科学を基礎とする、学際的な知識の修得とその実践への応用体験を通して、このような人材育成への社会的要請に応えようとするものであり、現代社会の直面する課題にも充分対応しうるものである。

更に、実学教育の推進に向けても、これらの 3 学科体制は学生一人ひとりの自己実現に向けての大学での学習と将来の進路との関係をより明確にしたものであり、学生の学科選択や履修計画策定をより容易かつ適切化しうるものと考えている。更に、各学科での体験や実践の科目の拡充もそれに資するものと思われる。主体的学習の支援に向けては、GPA 制度を導入するとともにきめ細かな履修計画指導のためのアドバイザー制度の導入や、主体的学習支援のための「学習支援センター」の設置、あるいは統一教材の作成、更にジャンパーなどのインターネットを活用したコミュニケーション・メディアの導入など、主体的学習支援のための教育環境も十分に整備されつつある。

しかし、本学部においても明確な目的意識を有せず、また大学での学び方そのものの修得やその実践の困難な学生層の入学が年々増加しつつあり、学生の主体的な履修計画の策定や主体的な学習の推進を基盤とした本学部のカリキュラム体系や時間割編成のもとでは、学習成果の向上が期待できなくなりつつある。これらの解決のために、入学時において学生が履修する「基礎演習 I」の担当教員による履修登録の相談と指導、更に承認のための

アドバイザー制度を導入するとともに、専任職員を配置し日常的に主体的学習についての相談と支援を実施する「学習支援センター」を設置している。しかし、第1 Semesterから第2 SemesterへのGPAに基づく成績の推移を分析し検討したところ、全体としては成績の向上が見出されるが、一方でGPA 0.5未満という最下位層の増加傾向も見出され、本学部での学習が困難化している学生の増大も示されている。また、これらの層への面接指導からは一部引きこもりなどのキャンパスそのものへの不適應層の存在も見出された。これら学習についての能力面ならびに精神面での不適應層への対応が、第一の問題点である。

また、1年次より学生個々人の将来の進路を見据えたキャリア開発支援のための講座や講義、更にセミナー等を実施しているが、これらへの参加者はなお一部にとどまっており、本学部がめざす全員参加にはほど遠い状況にある。更に、1年次後学期あるいは2年次前学期における各学科のコース選択においても、コース選択の志望理由が必ずしも明確でない学生層も多数存在している。このような目的意識の早期形成が困難な学生層に対する自己発見支援が、第二の問題点となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では、現在入学前ならびに第1 Semesterを、学生一人ひとりの目的意識の形成と大学での学び方の学習に特化させた導入教育期間として位置づけるための教育課程と教員体制の構築の準備を進めており、次年度よりそれを導入する予定である。それには、現在英語の習熟度別クラス編成のために実施している入学時における英語力検定とともに、本年度より試験的に実施した国語力検定を本格的に導入し、その成績に基づき集中的な日本語教育を課す予定である。また、コーチングなどの手法を用いた自己発見・自己開発指導のための教育を、正課の講義として導入する準備も進めている。

これらの導入教育を入学生全員に対して効果的に課するため、第1 Semesterにおいては時間割を固定し、履修計画の自主的策定は、第1 Semesterにおいて自らの目的意識を明確に確認し、時間割の主体的編成能力を修得した第2 Semester以降とする予定である。また、第1 Semesterにおいて目的意識の発見と大学での学び方の修得を確実なものとするため、各学科の基礎教育担当教員からなる学部基礎教育チームを編成し、入学生の導入教育の徹底を図るつもりである。また、第2 Semester以降において、各コースの教育体系で、本学の教育の理念である共生実践人材の育成と学生一人ひとりの進路目的に応じた自己実現目標との関係を、より明確かつ具体的なものとするための検討と再編を進めるとともに、既に本年度作成した「大学生活サバイバル術」、「共生の基礎知識」、「共生のコミュニケーション学」という統一教材3部作に対応した、学科ごとの教育内容を簡潔に示した専門教育のための統一教材の開発も進める予定である。

更に、これらの教育指導や学習支援を学生一人ひとりがより容易かつ総合的に利用しよう、教育組織と事務組織を、学生支援ならびに教育学習支援の2つを柱とする体制へと再編する予定である。また、その中に高等学校での生活指導経験を有する教員を中心と

した生活指導チームや、精神科医あるいは社会福祉士および精神保健福祉士の資格を有する教員を中心とした健康支援チームも編成し、学生の学習支援とともに本学部のキャンパス生活への適応支援も強化してゆく。

(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標

1) 社会学研究科

【現状の説明】

淑徳大学は「大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする」(「学則」)と謳っており、その「大乘仏教の精神」が本学建学の理念にほかならないが、大学院はこの「建学の理念に則り、深遠なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的」(「大学院学則」)としている。

上記の目的に基づき、大学院は、平成元(1989)年に社会福祉学研究科として出発した。その後、時代の進展に伴うわが国の状況は、急速な高齢化、少子化、国際化、情報化、高度産業化、女性の社会的進出、価値観の多様化等々が同時並行的に進行し、社会福祉もまた社会全体との関わりを構造的に持たざるを得ない状況に至っている。平成10年の社会学専攻博士後期課程開設を機に、社会学研究科へと研究科名称を変更して現在に至っている。すなわち、時代状況の推移に伴って、社会福祉も大きくその裾野を広げ、それに応じて福祉社会実現に寄与しうる多様な人材の育成のために、大学院も拡大・細分化を重ねてきているものの、上記の基本的な目的は変わることなく依然として継承されており、各専攻の目的もこれを承けている。

社会学研究科のうち、社会学専攻は、「家族問題、高齢者問題、保健医療問題、地域問題、環境問題等々の社会問題や、より広くは社会病理とその諸現象など、〈社会福祉を超えたより広い意味での福祉〉に深く関わる社会学の諸領域について、高度で専門的な知識や技能を備え、それによって現代社会の構造や動向を専門的に分析し、あるいは問題の解明に寄与しうる高度の能力を持った人材の育成」(平成16年度『大学院案内』)を目的としている。社会福祉学専攻は、「宗教福祉・仏教福祉の問題、少子・高齢化社会の福祉問題、障害者の福祉と精神保健福祉の問題、社会福祉の方法の問題、そして社会福祉政策と経営の問題など、社会福祉学の諸問題について、高度で専門的な知識や技能を備え、それによって現代の社会福祉諸分野の問題を専門的に分析し、あるいは問題の解明に寄与できる高度な能力を持った人材の育成」(平成16年度『大学院案内』)が目的である。更に心理学専攻は、「社会学や社会福祉学との連携的視点から今日頻発する社会問題・社会病理現象を『心の問題』として把握し、これへの心理学的対応を可能とする自他に関する心理学的理解と、それに基づく適確な行動をなしうる高度の能力をもつことによって、社会福祉的問題を含む社会的問題の解決に寄与し、日本の福祉社会の構築に、家庭や地域社会など広く諸方面

において貢献しうる人材の養成、とりわけ学校や職場等において、人間の成長とその社会生活についての、豊かな理解と広い視野を具え広く心理的な相談に応じうる臨床心理専門職の養成」(平成 16 年度『大学院案内』)を目的としている。

なお、過去 5 年間の社会学研究科における学位の授与状況は、修士 99 名、博士 5 名である(『大学基礎データ』表 7)。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学研究科はここ 10 年余り総体的に、やや各専攻の分化の方向が強調され、それらの統合的・総合的な側面が幾分等閑視されてきた傾向がある。これは本学が建学以来、社会福祉学部社会福祉学科の、1 学部 1 学科の時代が長かったことへの反動として、むしろ分化の側面が強調されてきたという必然的経緯を示すものであり、一方で本学の伝統である社会福祉学の総合的性格に基づく統合の側面の弱体化傾向を生んできた。

もとより本学は、社会福祉を軸とする統合性・総合性にこそ特徴を有するのであってみれば、これは由々しき問題であるといわざるをえないが、一方ではこの分化の必然性と諸学固有の成果とをその内に位置づけ、包含してこそ、社会福祉は時代に即応した実り豊かな統合的・総合的学問性格を発揮しうるはずであり、その意味では現在の状態はより高次の展開への過渡的状态であると考えべきものであろう。

一方、各専攻の人材養成の目的については、これまでのところほぼ達成されていると見なすことができ、これは上記の分化の傾向の成果と言えるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点に関する認識に基づき、現在大学院の将来構想についての委員会が発足したところであり、また一方では時代の要請にも対応して専門職大学院の検討委員会も発足したところである。これら両委員会がお互いにどのような関係をもつかは必ずしもまだ十分に明らかではないが、いずれにしても上記のごとき問題点の改善・改革が、とりわけ前者の「大学院将来構想検討委員会」における一つの重要な課題であるのは間違いのない事実であり、近い将来にその具体的な方向が明らかになる予定である。

2) 国際経営・文化研究科

【現状の説明】

大学院国際経営・文化研究科(修士課程)は、平成 11 年度に国際コミュニケーション学部が完成年度を迎え、それに対応するべく平成 12 年度に設置したが、その設置目的とするところは、社会学研究科同様、「大乘仏教の精神」に基づいて、「社会開発に貢献する人材の育成を目的」(「学則」)とした「建学の理念に則り、深奥なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献する」(「大学院学則」)ことにある。つまり、本学の建学の理念を象徴する「共生」と「実学」の精神を踏まえ、平成 8 年度の開設時における国際コミュニケーション学部の教育目標である「人間

生活や経営において世界の人々との間で生じる多様な価値観の違いの相互理解に努め、それとの共生のうちに海外に雄飛しうる人材、すなわちグローバル・コミュニケーターを養成する」ことを継承しながら、その教育目標の更なる発展、深化を遂げることにある。つまり、本研究科は、価値観が多様化し、複雑かつ困難な諸問題に直面することが予想される 21 世紀の国際社会において、こうした難問解決のために、自ら新たな問いを発し、それに対処できる学問を構築できる人材、またグローバル化、ボーダレス化した現代社会に対応して、経営・環境・文化に関わる国際的な分野において活躍できる人材の養成をめざすことを目的としている。

本研究科は国際経営専攻と国際文化専攻の 2 専攻からなるが、専攻別の教育目的を示せば、以下のとおりである。

国際経営専攻は、国際的な経営、経営と環境に関わる分野で、国際経営、経営管理、マーケティング、財務会計、環境管理といった 5 つの研究領域を設定し、「経営を取り巻く環境の構造的変化を情報、地球環境、国際関係、組織など幅広い視野から見つめ直し、経営研究の視座と方法を修得」しつつ、「変動する経済社会に対して、経営の創造的適応を図るのに必要な知識・技法・理論を持った人材の育成をめざす」(平成 16 年度『大学院案内』)ことを目的としている。また、国際文化専攻は、世界の主要な文化圏相互の交流に関わる分野で、日本文化、アジア文化、欧米文化、比較文化といった 4 つの研究領域を設定し、「世界の主要な地域の思想、宗教、言語、文学、芸術など諸文化の固有な主張と意義について学際的に研究し、それらを歴史的かつグローバルな視点から位置づけ、言語・文化研究の視座と方法を修得」しつつ、「異文化交流上の摩擦や、国際化する現代社会の諸問題に対応できるような高度な専門知識と能力を持った人材の育成を図る」(平成 16 年度『大学院案内』)ことを目的としている。

本研究科に共通する理念・目的・教育目標は、このように専攻別の特徴を有しながらも、それぞれ高度な知識と研究能力を具えた専門的職業人を養成し、グローバルな「共生」の視点から実践的な社会貢献を行うための専門知識および技能の修得、更には実践的な行動力の開発を図ることにある。

なお、過去 2 年間の国際経営・文化研究科における修士の学位の授与状況は、国際経営専攻 20 名、国際文化専攻 14 名である(『大学基礎データ』表 7)。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科は、国際コミュニケーション学部における経営環境学科・文化コミュニケーション学科の 2 学科のカリキュラムに特徴的な「国際」、「経営」、「環境」、「文化」、「情報」をキーワードとして、「コミュニケーション」で統括しながら、諸科学横断的で、かつ実学的な教育を志向した理念や教育目的を継承、深化させながら成立している。そうした意味では、学部と研究科とは一貫性を維持した教育体系にあると言える。従って、本研究科の人材養成の目的については、開設 4 年目を迎えた現在までのところ、概ね達成されつつあると判断できる。

一方、既述のとおり、平成 15 年度に国際コミュニケーション学部は、経営環境学科・文化コミュニケーション学科の 2 学科から、人間環境学科・経営コミュニケーション学科・文化コミュニケーション学科の 3 学科体制に改組されたわけであるが、本研究科としては新設学科の完成年度に向けて、それとの整合性、あるいは独自性について検討を諮っていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科としては国際コミュニケーション学部の学科改組に関わる問題点、とりわけ人間環境学科をめざす「人間科学と環境科学を両輪としながら、経営や経済、更に福祉や宗教など人間性豊かな環境の創造に不可欠な幅広い知識の学際的教育」に対する受け皿をどうするかが問われる。しかし、これは研究領域において本研究科のみならず社会学研究科との調整も必要とされるため、本年度発足した「大学院将来構想検討委員会」や「専門職大学院設置検討委員会」の重要な検討課題の一つとなっている。

2 教育研究組織

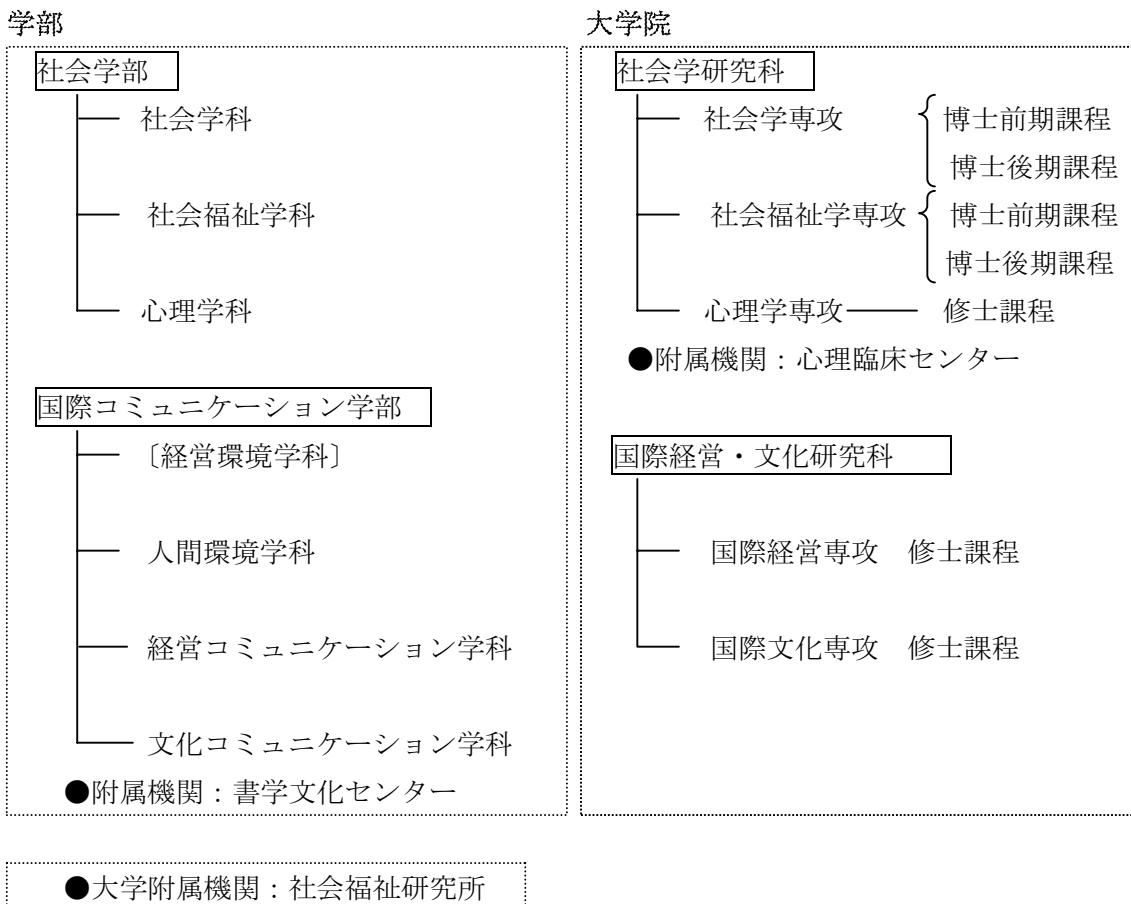
(1) 学部・学科

【現状の説明】

淑徳大学は、社会福祉学部社会福祉学科の1学部1学科の大学として開学以来、教育研究組織の充実に努め、現在では、2学部7学科と大学院に2研究科5専攻7課程を有するに至っている。千葉キャンパス（千葉県千葉市）には社会学部が設置され、同学部は社会学科、社会福祉学科、心理学科の3学科からなっている。なお、心理学科は平成13（2001）年に開設されたため、現在のところ3年次生までが在籍している。

みずほ台キャンパス（埼玉県入間郡三芳町）には、国際コミュニケーション学部が設置され、同学部は経営環境学科、人間環境学科、経営コミュニケーション学科、文化コミュニケーション学科の4学科から構成されている。なお、経営環境学科は平成15（2003）年4月に人間環境学科と経営コミュニケーション学科に改組再編され、学生募集を停止したため、2年次生以上が在籍している。そして人間環境学科と経営コミュニケーション学科には、1年次生のみが在籍している。大学院も含めた学部学科・研究科等の組織は下図の通りである（『大学基礎データ』表1）。

【図2 教育研究の組織】



【点検・評価および長所と問題点】

本学は、開学から 30 年近く社会福祉学部社会福祉学科のみの大学であり、その間、学科規模の拡充に努め、社会福祉の分野に多くの有為な人材を送りだし、高い評価を受けてきた。社会福祉に対するニーズの多様化に伴い、平成 4 年に学部名称を社会学部に変更することで社会学科を設置し、更に、平成 13 年には、心理学科を開設した。社会学部がある千葉キャンパスには、福祉社会の実現に向けた人材の養成を目的に、社会の要請に応じた、3 学科体制による、教育研究組織を構築している。しかし、これからの変動の激しい時代の社会状況に柔軟に対応してゆくためには、既存の教育研究組織体制に安住することなく、常に教育内容を含む学部・学科のあり方を点検することが必要である。また、各学科の学生数規模において、社会福祉学科は他の 2 学科の 2 倍となっており、今後、社会学部の将来構想のなかで、各学科の適正規模の検討も課題である。

平成 8 年に、共生社会に貢献する人材の育成を目的に、みずほ台キャンパスに、淑徳短期大学の 2 学科を改組転換して、国際コミュニケーション学部経営環境学科と文化コミュニケーション学科の 2 学科を開設した。教育・研究を充実し、施設・設備の拡充・整備に努め、斬新な教育内容と地域社会への協力姿勢は高く評価されている。平成 15 年には、経営環境学科の教育目的をより鮮明にするため、共生社会の実現という社会の要請に応じて学科改組を行い、人間環境学科と経営コミュニケーション学科を置いた。現在、国際コミュニケーション学部は、新学科であるこの 2 学科と、既存学科である文化コミュニケーション学科および経営環境学科（平成 15 年度より募集停止）の 4 学科体制で教育研究組織を編成している。しかしながら、4 学科の学生数規模はそれぞれ大きく異なっており、文化コミュニケーション学科は最大規模の 240 人となっている。今後、社会学部と同様、国際コミュニケーション学部の将来構想のなかで、教育課程の内容および適正規模の検討も課題である。

本学のそれぞれの学部は、千葉キャンパスとみずほ台キャンパスに地理的に分かれており、学科編成の経緯や教育研究組織の運営方法においても大きな相違がある。これまで、各学部が独自にその充実を図り、互いに競争することでその特徴を伸ばすことに力点を置いていたが、反面、大学としての統一性に欠ける結果を生じたことは否めない。

【将来の改革・改善に向けた方策】

平成 15 年の初めに、理事長・学長より、大学の将来に向けた改革の基本的方向が示された。そこでは、大学は社会状況の変化に迅速かつ柔軟に対応して、全学的な学部・学科の再編成をも視野に入れた改革に取り組むことが明示されるとともに、大学の教育機能の重視が掲げられている。この基本的方向に基づいて、各学部はそれぞれに教育研究組織のあり方の検討を開始している。

教育組織における両学部間の交流促進は、両キャンパスが離れていることによる困難があるとはいえ、それを乗り越えて進めてゆかねばならず、既存教育組織の相互利用はもとより、それに加えて両学部を横断する組織の立ち上げを始めた。全学的大学改革の重点課

題として「教育改革」が定められ、「基礎教育」プログラムおよび「入学前教育」、「全学共通教養カリキュラム」についての中間答申が既に提出されている。それに基づき「基礎教育チーム」、「全学学科長会議」、「大学学生厚生委員会」、「大学教務委員会」の設置等がなされている。このように教育組織再編の具体的計画と実施への作業が進められている。

(2) 大学院

【現状の説明】

淑徳大学大学院社会学研究科は、社会学部の 3 学科からなる教育研究組織に対応して、社会学専攻、社会福祉学専攻および心理学専攻の 3 専攻で構成されている。社会学専攻には博士課程（前期課程・後期課程）、社会福祉学専攻には博士課程（前期課程・後期課程）そして心理学専攻には修士課程をそれぞれ設置している。なお、心理学専攻修士課程は平成 15（2003）年に開設されたため、現在、修士課程 1 年次生のみが在籍している。

淑徳大学大学院国際経営・文化研究科は、国際コミュニケーション学部の 4 学科からなる教育研究組織に対応して、国際経営専攻および国際文化専攻の 2 専攻からなり、それぞれが修士課程を設置している（『大学基礎データ』表 1）。

両研究科とも、学部教授会に相当する研究科委員会のもとに専攻ごとに専攻会議を組織しており、研究科委員会および専攻会議ともに、原則月 1 回開催することで、大学院の教育・研究の運営にあっている。院生の履修等修学に関する相談・指導は各専攻の教員および指導担当教員が担っており、生活相談等については指導担当教員および学事部大学院担当職員が対応している。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学研究科は、平成 2 年に社会福祉学専攻を設置した後、平成 8 年に社会学専攻、平成 15 年に心理学専攻を、学科の完成年度に引き続いて開設した。また国際経営・文化研究科は、経営環境学科と文化コミュニケーション学科の完成年度を待って、平成 12 年に国際経営専攻と国際文化専攻を置いた。このように大学院の各研究科および各専攻は、学部の教育研究組織である学部・学科に対応して作られており、教育・研究の一貫性が保たれている。

教育・研究に関する組織は、研究科委員会や専攻会議がその機能を果たしており、構成および運営はほぼ適切であると評価できる。

しかし、学部と同様、両研究科は千葉キャンパスとみずほ台キャンパスに分かれており、両者間の交流はほとんどなく、教育・研究資源の相互利用や研究交流の促進が大きな課題として残されている。また、院生数がさほど多くないため、履修等の相談や生活相談を、主に指導担当教員や学事部の大学院担当職員が担っており、大学院としての組織だった対応体制は必ずしも充分ではない。また、大学院担当の教員は、全て学部の専任教員であるため過大な授業負担や、教員補充が学部主導で行われるなどの問題点がある。

【将来の改革・改善に向けた方策】

将来の大学院のあり方について、「大学院将来構想検討委員会」および「専門職大学院設置検討委員会」を設置して、大学協議会からの付託事項について平成 15 年度中の答申をめざし検討が開始されている。その答申結果を待って、各研究科および各専攻のあり方、教員の授業負担のあり方や、大学院の補充人事のあり方等について、研究科長を中心に更に検討を進める予定である。

(3) 社会福祉研究所・心理臨床センター・書学文化センター

【現状の説明】

「社会福祉研究所」は、地域社会へのサービス機関として大学の創立と同時に開所された「淑徳大学附属児童相談所」を出自としている。同相談所は、その後、附属研究施設「淑徳大学カウンセリング・センター」と改称し、三菱財団社会福祉研究助成を受けて、「精神薄弱幼児とその親の指導に関する実証的研究」を行うなどの活動を行った。昭和 52 (1977) 年から、現在の「淑徳大学社会福祉研究所」に名称を変更し、研究分野も児童臨床を含む社会福祉全般に範囲を広げて展開するようになった。

同研究所は現在、児童臨床部門としての「発達臨床研究センター」、他に「総合福祉研究室」、国際コミュニケーション学部との共同研究を視野に入れた「共同研究推進室」を置き、これら 3 部門の構成によって学際的研究の推進を図っている。スタッフは研究所長、副所長および発達臨床研究センター長を含めて、兼担教員 6 名、専任研究員 1 名、専任研究助手 1 名および事務職員 1 名である。

「心理臨床センター」は、臨床心理学の実践と教育・研究という「実学」の場として、平成 15 年に社会学研究科附置の機関として開設された。臨床心理士養成の拠点であるとともに、地域に開かれた施設として、様々な心の悩みを抱える人々を支援することを目的としている。スタッフは兼担教員 3 名（センター長を含む。）、相談指導員 2 名、相談員 1 名、相談員補 2 名および専属事務職員 1 名であり、その運営は臨床心理関連分野の教員 8 名からなる「心理臨床センター運営委員会」が行っている。

「書学文化センター」は、平成 9 年国際コミュニケーション学部に設置され、中国の石刻拓本のうち、全套本を中心に 5,700 点余の精拓を収集している。中でも本学の建学の精神である仏教に関係の深い造像銘には特に注意を払い、広汎に収集を行っている。国際コミュニケーション学部文化コミュニケーション学科には中国文化コースがあり、中国文化研究や日中交流文化論等が教育されている。また、大学院国際経営・文化研究科国際文化専攻においても、書や拓本を中心に中国思想や文化が研究されており、「書学文化センター」の所蔵資料は貴重な研究・教育資料となっている。同センターは、兼担教員 2 名と研究員で運営されており、定期的に研究会を開催している。また、研究誌『書学文化』により、毎年その研究成果が公開され、関係研究機関に送付されている。

【点検・評価および長所と問題点】

「社会福祉研究所」は、これまで、発達支援サービスによる地域への貢献、発達臨床研修セミナーの定期的開催や現場職員に対する研修、療育方法や療育教具、療育評価システムなどの研究・開発等々を行うなどの「発達臨床研究センター」の活動を中心に、高い社会的評価を得ている。また、「総合福祉研究室」は、虐待やコミュニティアケアに関する研究が進められており、報告書も出している。

「心理臨床センター」は開設してから日も浅く、これから実績作りに励むものであるが、地域における心理相談センターとしておおいに期待されている。

「書学文化センター」は、学生・院生に教育・研究資料を提供するだけでなく、地域自治体の要請に応じて公開講座に参加し、地域住民から大きな好評を得ている。

【将来の改革・改善に向けた方策】

「社会福祉研究所」においては、その3部門のうちこれまで高い実績を有する児童臨床部門だけでなく、「総合福祉研究室」や「共同研究推進室」の活動実績を上げるため、「地域社会への貢献」をキーワードに、各種講座の開催や地域の福祉施設・機関などの運営に関する相談などを積極的に進めるとともに、外部機関や両学部の共同研究等を探っていく予定である。

「書学文化センター」は、今後も収集を継続し、その内容の一層の充実を図るとともに、早急にコレクションの全体像を明らかにすることに努力し、学生・院生の教育・研究に寄与し、また、研究者、鑑賞者により大きく門戸を広げることをめざしたい。

3 学部における教育研究の内容・方法と条件整備

(1) 社会学部

1) 教育研究の内容等

(a) 学部・学科等の教育課程

a) 社会学科

【現状の説明】

社会学科は、学生の多様なニーズと、福祉社会の構築へ寄与しうる、社会状況把握・分析能力を持つ社会学的ゼネラリストの育成という社会的要請に応えるべく、カリキュラムを編成している。学生の多様な関心に応えるため、2年次以降に「社会学専修コース」と「人間科学総合コース」を配置している。前者は社会状況の変化と持続のメカニズムについての理解をめざし、後者は社会福祉学研究と心理学研究を視野に入れた現代社会の総合的理解をめざしている。

こうした教育目標を達成するため、カリキュラムの体系と特徴は次のようになっている。一般教養科目を構成するのは学部共通総合科目、外国語科目、教養科目、人間科学基礎科目であり、このうち、学部共通総合科目から6単位以上、外国語科目から20単位以上、教養科目からは10単位以上、人間科学基礎科目からは10単位以上の単位修得を課している。「長谷川良信の思想と生涯」を始めとする学部共通総合科目においては、深い人間理解をめざしている。外国語科目では、英語科目を1年次8単位、2年次8単位を必修とし、習熟度別のクラス編成により、学生の外国語能力を効率的に伸ばす工夫をしている。3年次以降においては、米国英語研修などを含む多様な英語科目の中から4単位の選択必修となっている。教養科目のうち「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」では導入教育・基礎教育として大学における学習・研究の手法を演習形式で学び、「基礎情報処理」では基礎的情報リテラシーの修得を図ることを目的としており、いずれの科目も必修である。

専門科目の履修は、基礎的科目から順次学年を追って専門性の高い科目の履修に進むよう体系づけられている。例えば、社会状況把握・分析能力の開発のために設けている「社会調査関連基礎科目」では、1年次より2年次にかけて、必修として配置してある「社会調査論」、「社会統計学」、「事例研究法」、「統計解析法」、「社会調査演習Ⅰ」および「社会調査演習Ⅱ」の6科目を順次履修することにより、概論、基礎的知識、集計の手法、実査、分析と解釈・報告手法の修得をめざしている。しかも、これらの科目は、少人数クラスで実施している。なお、平成15年度からは、3年次において「フィールドワークⅠ」と「フィールドワークⅡ」等を選択履修することにより、「淑徳大学社会調査士資格」認定を開始している。

このように、1年次に「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」、1～2年次に社会調査関連基礎科目が配置されている上に、3年次に「専門演習Ⅰ・Ⅱ」そして4年次においては「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」があり、少人数の演習・実習科目の履修を通して、社会学的ゼネラリストの育成に向けて対面的な指導を行っている。

卒業必要単位数は、一般教養的授業科目（学部共通総合科目、教養科目、人間科学基礎科目）から30単位以上、外国語科目から20単位以上、専門的教育授業科目（社会調査関

連基礎科目、専門基礎科目、専門科目Ⅱ、演習科目) から 46 単位以上、その他の科目から 34 単位以上の、計 130 単位である。

【点検・評価および長所と問題点】

本学科のカリキュラムは、社会学的ゼネラリストの育成という学科の教育目的に合致したものであり、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連性についても、充分留意した教育課程を実施しているという評価を下しうる。2 年次からのコース制は、社会学専修コースに登録する学生と人間科学総合コースに登録する学生の割合はほぼ 10 : 6 で安定しており、適正な割合だと判断しているが、今後どのように変化するか留意が必要だと考えている。講義科目、演習科目に共通する問題点として、学生のニーズの多様化と学習能力の格差の拡大を背景に、授業アンケートによれば、教育方法に満足していない状況が見受けられる。

カリキュラムにおいて、学部共通総合科目は人間理解と倫理性の涵養をめざした内容になっている。しかし、この科目は開講科目数が限られており、学生のニーズに対応しきれない面があると懸念されている。外国語能力のうち英語に関しては、その運用能力の開発をめざすプログラムになっていると評価できる。成績優秀者は「淑徳大学海外英語研修給付奨学金」を利用して、英語運用能力の一層の開発が可能である。ただ、習熟度別クラス編成は時間割設定上の問題と教員の作業負担の増加をきたしている。中国語については現地語学研修が組み込まれており学生の関心も高い。その他の外国語は科目数が制限されており、学生の多様なニーズに充分対応してはいない。教養科目、人間科学基礎科目は多様な講義科目を設定しており、学生は自主的に選択することができる。教養科目の必修科目である「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」は導入教育・基礎教育としての内容を充分持っていると評価できるが、他方で、学生のニーズの多様化と学習能力格差の拡大傾向が生じている。

専門科目の履修は年次を追って順次専門性の高い科目の履修に進むよう体系づけられているので、学生は合理的かつ効率的に知識や技術の修得を積み上げていくことができ、充分評価できる。特に、社会調査関連科目は年次を追って必修で履修し、社会調査関連の知識と技術の修得を効率的にめざしている点は評価されよう。少人数クラス編成をめざし 1 クラス 30 人前後であるが、このクラス規模は対面的な指導の効果を上げるにはやや大きい。また、何らかの事情で当該年次の履修ができなかった再履修生への対応や編入学生への対応のために、再履修生用クラスや編入学生用クラスを編成しており、そのため教員の負担も大きくなっている。

卒業必要単位数に占める、一般教養的授業科目の割合は 23%、外国語科目の割合は 15%、専門的教育授業科目の割合は 36%、他学部の専門的教育授業科目を含むその他科目が 26% となっている。教育目標に照らして適切に配分されている。なお、専門的教育授業科目のうちの、26%は社会調査関連科目である。

「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」の運営における担当教員の連絡会議は必須であり、そこではこの演習の運営方法や運営上の問題点等を協議しているが、少人数教育の特色を活かし、多様化する学生のニーズと拡大する学力格差に対応するためには、現在の開催頻度では不十分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生のニーズの多様化と拡大する学力格差に対応した教育内容へ向け、カリキュラム改革をめざす検討会を学科レベルで開催している。今後も検討を継続し、学生のニーズを理解しつつ、本学科の教育目標を達成できる教育内容の構築をめざす予定である。

学部共通総合科目は、建学の精神と深い人間理解を通して倫理性の涵養をめざしているが、講義内容と開講科目数に関して学生のニーズに応えつつ教育目標を達成できるよう、全学組織である「大学教育改革プロジェクト委員会」が検討を開始している。英語科目では、教務委員会を中心に、習熟度別クラス編成の適切な運営方法や、必修単位数については若干減少させる方向で教育内容の検討を行っている。英語以外の外国語科目は、グローバル化の時代における必要性は周知の事実であるが、本学科のカリキュラム体系の中では、科目数の増加は妥当ではないと判断している。導入教育・基礎教育としての「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」の教育内容について、学生のニーズの多様化と学習能力格差の拡大に対応すべく、学生の学習意欲を喚起することを主眼とする学部共通のシラバス作成に向け、「学部教育改革プロジェクト委員会」が検討を行っており、平成16年度から共通シラバスに則った授業がなされる予定である。

学科会においては、専門的教育授業科目の26%を占める社会調査関連科目の長所を一層活かすべく、クラス規模を縮小して対面的な指導の効果を上げることをめざして、拡大する学力格差に対応した教育内容の再構築を検討している。更に、本学科では「卒業演習」を必修とし、学部教育の総仕上げとして位置づけ、その内容については担当教員の独自性に委ねられているが、教育目標に照らして、演習内容について学科会で一層の検討を進めている。外国語科目、専門科目に関しても、適正な開講科目数に向けて削減の方向で検討を行っている。

b) 社会福祉学科

【現状の説明】

本学科の教育理念・目的は、本学創立の経緯から明らかなように、「学則」に掲げられている「大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発・社会開発に貢献する人材の育成」である。平成13年には、社会学部に心理学科が新設されたことを契機に、本学科では、それまでのカリキュラムの見直しを行った。社会福祉の専門教育に基盤を置き、社会福祉士を中心に、更に精神保健福祉士および保育士の養成を明確にめざした。

カリキュラムの体系は、学部共通総合科目、外国語科目、教養科目、人間科学基礎科目があり、専門科目として専門科目Ⅰ（社会福祉学共通専門科目）、専門科目Ⅱ（専修専門科目）および専門科目Ⅲ（課程履修科目）から構成されている。これらに加えて、障害児の教育に携わる養護学校教諭の養成を中心とした、教職免許状取得に必要なカリキュラムを備えている。

学部共通総合科目は、共生の理念を学ぶ「長谷川良信の思想と生涯」等が置かれており、本学の教育理念・目的を学ぶことができる科目として特筆できる。外国語科目では必修科目の英語を1年次に8単位、2年次に8単位修得することを課しており、3年次には専門

分野の英語教育として4単位分の選択科目を配置している。英語教育は「大学英語初級」、「社会福祉関連英語」、「時事英語」、「**Oral Communication**」、「英語検定対策講座」、「社会福祉英書講読」など多彩なプログラムを備え、海外で英語を学ぶ語学研修プログラムもある。「社会福祉関連英語」の1クラスは、全て英語で行われる授業である。ドイツ語、フランス語、中国語は選択科目として置かれている。更に外国人留学生のために「日本語」科目があり、大学教育に必要な日本語の修得を目的としている。教養科目や人間科学基礎科目には、従来の教養課程に置かれていた科目だけでなく、情報リテラシーの獲得をめざして、「基礎情報処理」および「応用情報処理」科目も配されている。教養科目のうち「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修であり、大学への導入教育と学習・研究の方法を演習方式で学ぶ重要な科目である。また、この科目は、個々の学生自身が課題発見や学生同士の人間関係を築いていくことを学ぶ場ともなっている。

専門科目では、専門科目Ⅰ（社会福祉学共通専門科目）に、社会福祉の基礎あるいは根幹をなす「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術論」、社会福祉援助技術に関わる演習・実習科目を置いている。しかも、それだけにとどまらず、「共生論」、「福祉思想論」、「福祉と倫理」、「専門職の倫理」等の科目が開講され、福祉実践に不可欠な倫理教育にも力を注いでいる。これらの科目を土台に、3つの国家資格に対応する専門科目Ⅱ（専修専門科目）として、社会福祉専修科目群、精神保健福祉専修科目群、児童福祉専修科目群の3つの科目群が配置されている。更に、これら3つの専修科目群のそれぞれに対応した専門科目Ⅲ（課程履修科目）として、社会福祉士試験受験資格課程履修科目群、精神保健福祉士試験受験資格課程履修科目群、保育士課程履修科目群を置いている。

卒業必要単位数は130単位である。そのうち、一般教養的科目（学部共通総合科目、教養科目および人間科学基礎科目）30単位以上、外国語科目16単位以上、専門教育科目として、専門科目Ⅰ30単位以上、専門科目Ⅱ10単位以上、その他の科目（課程登録した専門科目Ⅲを含む。）として44単位以上である。

【点検・評価および長所と問題点】

明確な建学の精神のもと、本学科のカリキュラムは、社会福祉における「実学教育」をめざすという学科の教育目的に沿ったものと評価できる。また、学校教育法52条、大学設置基準第19条との関連性についても、充分考慮した教育課程を有している。現行のカリキュラムは、社会福祉教育の目標を3つの専修科目群を置くことで明確にし、学生が教育目標にあわせて履修しやすくしたことである。また、英語の必修単位が20単位から16単位となったことで、専門教育として重要な3年次に、多様な専門科目を履修するゆとりが生まれたことは評価できる。更に、社会福祉に関わる仕事は広い意味での対人援助であり、その人材養成は少人数のグループまた個別的な指導という教育環境が必要である。3年次生の専門演習の履修率は9割近くに達し、「社会福祉援助技術演習」や「社会福祉援助技術現場実習指導」では多数のクラスを設けている。4年次生は全員が「卒業論文」あるいは「論文演習」の履修をするなど、個別指導が手厚く行われていると評価できる。そ

の結果、各教員が担当すべき演習・実習科目・クラスが多くなり、負担が過重になっている点は今後解決すべき課題である。

社会福祉士試験受験資格取得を希望する学生が多く、また最近では、保育士の希望も多くなっている。カリキュラム上は複数の資格取得を制限していないため、資格取得について安易な姿勢を生み出すこともあり、どのような資格取得に的を絞るかについての相談や指導が必要となっている。学生に資格取得に自覚を持たせるため課程履修制を実施しており、登録希望者が人数制限枠を超えた場合は、個別面接を含めた選考試験を行っている。このことは、学生の自覚を促す上で効果があると評価している。しかしながら、現在の2つ以上の主要な資格を取得できるカリキュラムは、取得希望資格の組み合わせ次第では、時間割上、履修の困難をきたす場合が生じる可能性が高いという問題点を持っている。

学部共通総合科目は、「人生と宗教」、「生と死の文化」等、自己と社会を根源的に考える科目が配置され適切であるが、この科目は社会学部の全学生が対象であり、また6単位以上の単位修得が必要とされている。しかし、1講義当たりの履修学生数が500人近くに達し、解決しなければならない課題である。

英語科目は、3年次で「社会福祉英書講読」や「英語検定対策講座」など、意欲のあるレベルの高い学生にも配慮した授業科目を配している。他面で、これら科目の履修学生数が少ないことも現実である。ブリストル大学短期留学は、ブリストル大学総合政策学部の教員と共同でプログラムを開発したものであるが、残念ながら、留学希望者が平成14年度は3人であり、平成15年度は1人となったため、本年はプログラムの実施を断念した。留学者を増やすための条件整備が早急に求められている。また、英語の学力差は学生間で大きく、それに対応した対策を立てることが迫られている。

深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、教養科目や人間科学基礎科目に多様な講義科目を設定していることは適切と評価できる。しかし、大学に入学してくる学生層の変化・多様化に対応し、教養系科目の授業を魅力あるものにするには、いかなる方法が必要かについての検討は課題として残されている。「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」は、導入教育・基礎教育としての役割を果たしていると評価できる。しかし、この科目を担当する教員間で授業内容に関する共通理解が欠けてバラツキが生じ、また、授業方法における相互検証が必ずしも充分になされていないのが問題点である。

専門教育科目の体系は、専門職養成に向けた各資格課程の資格取得に必要な専門科目、更に資格取得を超えた幅広い専門性を探求する専門演習や卒業論文等の科目があり、学部教育として十分な専門的知識と技術を学ぶための体系性を備えているといえる。また、学士課程での教育効果を配慮して、社会福祉教育への学生の早期動機づけを図るため、1年次生から社会福祉の基幹科目の専門科目を履修できるような履修制度になっている。しかし、他方では、学生の希望が世の中の資格取得を目的とする風潮に流される傾向があり、一部の課程や演習、更には実習先などに希望が集中してしまうことがあり、学生のニーズに応えながら、幅広く深い教養を持つ人材の養成に教育体系および内容が十分に適ってい

るかの検討の継続は、今後の課題として残っている。

卒業必要単位 130 単位のうち、一般教養的科目は 30 単位の 23%、外国語科目（英語）は 16 単位の 12%、専門科目は 40 単位の 30%、課程履修科目を含むその他の科目は 44 単位の 33%と、バランスの良い配分になっており、妥当なものとして評価できる。

他学科と同様に、毎月開催されている社会福祉学科会は、学科の教員同士の意思疎通を図るとともに、広く本学科の教育全般について話し合う場となっている。しかしながら、そこにおいて必ずしも十分な議論が展開されているとは言い難く、また、意見を集約してそれを実現していくための実施体制は確立できていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

3 年前に大幅なカリキュラムの再編を行い、このカリキュラムの妥当性を検証するにはまだ多くの時間が必要である。しかし、入学してくる学生自身および彼らが大学教育に求める質の多様化が急速に進んでおり、それに対応すべくカリキュラム内容の改善に向け、学科会での意見交換を行っている。具体的には、学部共通総合科目については、全学共通教養教育カリキュラムの実施を平成 17 年度から開始する予定であり、そのなかでこの科目の履修のあり方を含めて「大学教育改革プロジェクト委員会」を中心に検討が開始されている。また、教養科目のうち大学への導入教育・基礎教育である「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」は、「学部教育改革プロジェクト委員会」の検討を経て、平成 16 年度から学科共通の新たなシラバスに沿って授業を行い、授業内容の相互検証を進めていく予定である。これらの各プロジェクト委員会の検討では、本学科の意向を反映すべく学科会においても意見交換を実施する予定である。更に、本学科は国家資格の取得を柱にカリキュラムを編成しているが、他方でその基礎となる教養科目の充実も併せて行う必要性を認識しており、魅力ある教養科目のあり方についても意見交換を進めてゆく。英語科目は、学生間の学力格差の拡大に対応し得る習熟度別クラス分けや教材の選択を行っており、一層その充実を図っていく。海外研修参加者や海外留学生の減少の大きな理由の一つに費用の問題があり、奨学金制度の整備・拡充を図る方向で、来年度には実施できるよう全学的に奨学金制度の見直しを行っている。平成 16 年度から新たに「特別枠派遣留学生奨学金」制度が実施されることになっている。

専門科目では、時間割編成や教員の負担コマ数問題など、教務委員会や人事委員会との調整を必要とする事項は引き続き調整を行っていく。法令等で規定される免許・資格に関わる科目やその科目内容の変更等が検討されており、それに対応し、かつ本学科の人材養成目的に沿う専門科目のあり方についての検討は、学科内に「社会福祉専門教育委員会」を設けて開始している。

c) 心理学科

【現状の説明】

心理学科は、平成 13 年に設置され、現在 3 年目を迎えている新しい学科である。

心理学科の教育課程は、淑徳大学の「大乘仏教の精神に基づいた福祉教育による人類社会への貢献」という建学の精神を承け、また淑徳大学の長年にわたる福祉事業従事者育成の伝統の上に、福祉社会実現に向けての諸方面において寄与することのできる、心理学的素養のある人材の養成をめざしている。

この目的のために、教育課程は、大きく分けて2つの指針の下に編成されている。その指針は、第一に、社会福祉的問題をも含む社会問題一般と関連の深い心理学的素養を修得すること、第二に、そうした心理学的素養を確実なものとし、具体的に福祉社会実現に寄与しうる心理学の基礎、特に方法に関する素養を修得することである。

これらの指針の下に編成された、具体的な専門教育課程は、〈成長しつつ社会生活を営む人間〉についての適確な理解とその援助を可能とするための、発達心理学、社会心理学、臨床心理学の3つの柱からなる発達心理科目群、社会心理科目群、臨床心理科目群と、それらを確実に支えると同時に発展させうる心理学の基礎的諸科目（専門基礎科目）、特に諸方法とその実習に関する科目（研究法基礎科目）が中心となっている。この各種の方法に関する講義および実習は、それらを合わせて履修することによって、深い理解が得られるよう配慮されている。これらの科目に加えて、演習科目および放送大学科目も配置している。

更に、第一の指針に基づいて、多角的な視点と関連する問題領域への深い理解をも修得する基礎教育として、隣接する諸科学や外国語等の教養的諸科目を数多く配置するのみならず、社会学科および社会福祉学科の関連する専門的諸科目をも履修可能としている。これらの科目は、学部共通総合科目、外国語科目、教養科目、人間科学基礎科目として配置され、学部共通総合科目 6 単位以上、外国語科目（英語科目）20 単位以上、教養科目 14 単位以上、人間科学基礎科目 14 単位以上をそれぞれ履修することになっている。英語科目については、習熟度別の少人数クラス編成を行い、外国における現地での研修も選択が可能となっている。また「長谷川良信の思想と生涯」を始めとする学部共通総合科目、「建学の精神と心理学」等の専門科目では、福祉を中心とする本学独自の基礎教育として、倫理性を培う教育が行われている。

卒業に必要な単位数は 130 単位である。そのうち専門教育的授業科目（専門基礎科目、研究法基礎科目、発達心理科目群、社会心理科目群、臨床心理科目群、演習科目）については 54 単位以上、一般教養的授業科目（学部共通総合科目、教養科目、人間科学基礎科目）からは 34 単位以上、外国語科目（英語科目）からは 20 単位以上、その他の科目から 22 単位以上（卒業論文を履修した場合は 18 単位以上）を履修することになっている。卒業必要単位数に占めるそれぞれの割合は、42%、26%、15%、17%である。単位制度を充分実効化するために、履修科目登録単位数の上限を年間 52 単位と定めて、無理のない学習を促進すると同時に、専門科目の履修については、学年を追って専門分化度の高い科目へと進むように、体系的に配置している。少人数授業は、他学科同様、1 年次の「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」や 2 年次の「心理学基礎演習」、3 年次の「心理学演習」および 4 年次の「卒

業論文」等があるが、それ以外に心理学科独自のものとして、各種の研究法実習は、少人数で実施されることが多い。またそれらの少人数授業の運営に関しては、学科会議の席上や、各実習の担当者会等で、運営の方法、問題点等について協議している。

【点検・評価および長所と問題点】

本学科はまだ完成年度を迎えておらず、したがって科目によってはまだ一度も開講されていない科目や、開講初年度で進行中の科目が存在し、その教育課程を全体として点検・評価をするのに十分な時間を経していない。しかし、現在までの経験から浮かび上がってきた問題として、① 1年次生の履修可能な専門科目数が他学科と比べて少なく、心理学科の学生はフラストレーションを募らせている傾向がある、② 平成15年度より大学院社会学研究科に心理学専攻修士課程が開設されたために、臨床心理士資格の取得を希望する学生への対応から、臨床心理学関係の専任教員の負担が相対的に増えつつある、等の問題がある。一方、長所については、それを評価するだけの時間がまだ経過していない。教育課程編成時の所期の効果は、まだ見極めることができない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

点検・評価を最終的に行うだけの時間がまだ経過していないため、全体に関わる体系的な改善・改革に向けた方策を立案し着手するには、時期尚早と思われるが、少なくとも現在までに明らかになってきた上記の諸問題に対応するため、各科目の必修・選択の別、履修可能年次、各科目の担当教員等については、近々に見直しの作業を開始し、できるだけ早い時点で可能な改善を行う予定である。また、導入教育としての役割をもつ「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」については、現在、学部全体でその改善が検討され、平成16年度からはそれに沿った授業が実施されることになっている。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

【現状と説明】

社会学部は、入学が確定した者（高等学校在学学生等）を主たる対象に、後期中等教育から大学教育への円滑な移行を図るべく、次のような配慮（イベント・対応策）を行っている。

まず、推薦入学試験合格者等（次年度以降、本学部への入学希望のある学園傘下高等学校の在校生を含む。）を主たる対象にした、「ウィンターセミナー」の開催がある。このセミナーは冬季休暇中に実施され、2日間の授業形態の講義に加え、グループディスカッション等が行われている。入学後の学習への動機づけをねらったものである。

次に、学園傘下の淑徳巣鴨高等学校には、高等学校教育および大学教育を事実上接続した、7年制の社会福祉コースが設定されており、本学部はこのコースの後半4年分を担っている。高等学校における上級学年への進級を含め、通常の授業についても本学部の教員が高等学校と連携して実施している。平成16年度入試により、このコースの第一期生が入学してくる予定である。

更に、入学後の対応としては、1年次に配当されている「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」の設置があげられる。「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」は、事実上、通年科目であり、この授業科目には複数の機能が期待されている。一つは、ホームルームであり、担任制度の導入である。1年次生が全員参加する新生セミナーにおけるグループミーティングからこの授業は開始され、大学での学び方、例えばレジュメの作成方法、発表の仕方、レポートの書き方等を修得することになる。クラス編成は20名強の少人数であり、演習授業による大学教育への導入の側面も合わせもっている。二つは、附属図書館の協力を得て、図書館の利用方法、資料の検索方法等々についても、この授業を通して教えている。

【点検・評価および長所と問題点】

カリキュラムにおける高・大の接続については、必ずしも充分とは評価できない。その第一の理由は、ウィンターセミナーは社会福祉学科が事実上の主たる対象となっていることであり、また内容の面で体系的が乏しいこと、更に入学予定者全員が対象でないこと等である。第二に、淑徳巣鴨高等学校の社会福祉7年制コースについても、大学と高等学校との連携が充分になされているとは言えない。恒常的な連絡調整機関の設置が必要であろう。第三に、「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」については、現時点では授業内容が個々の教員の裁量に任されている部分が多く、各クラスの授業がその目的を達成するに足る統一した内容を有していないことが主な理由である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後、後期中等教育と大学教育との関係を深める要求と必要性は、ますます強まると思われる。高・大の接続に関して、学部内に修学基礎教育に関する検討プロジェクトを編成し、入学前教育、導入教育の抜本的な見直しを図っている。なかでも、高・大接続の要となる「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」については、平成16年4月より、修学基礎として必要とされる内容に改めたシラバスの導入が決定している。

(c) カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

社会福祉学科は、社会福祉士試験受験資格および精神保健福祉士試験受験資格取得に関わるカリキュラムを配置している。なお、平成14年度より、社会学科においても一定の条件のもとに、社会福祉士試験受験資格取得に対応したカリキュラムが導入された。

平成14年度の社会福祉士試験合格状況は、新卒者の335名が受験（申し込み数）し、既卒者を含んだ173名が合格した。この結果は、全国の社会福祉系大学の社会福祉士試験合格者数において、本学は第5位にある。なお、この年より大学別合格の新卒者と既卒者の内訳が公表されなくなった。精神保健福祉士試験については、16名が受験して、8名が合格し、合格率は50%であった（『大学基礎データ』表9）。

【点検・評価および長所と問題点】

社会福祉学科は、1学年の在籍学生数が400人を上回る大規模学科であり、その中で、

社会福祉士試験受験希望者は、330人を上回る大人数となっていることが特徴である。また、平成14年度から、社会学科の社会福祉士試験受験希望者にも対応している。このように大人数の履修学生に対して、合格率を上げるためには、より一層の個別的なきめ細かな教育指導体制が必要であり、これが教育指導上の大きな課題となっている。

平成10年度より「社会福祉実習指導センター」が中心となって、受験対策講座を課外講座として開講し、組織的な取り組みが行われるようになった結果、合格者の大幅な伸びがもたらされ、組織的取り組みの重要性が確認された。しかし、その合格者数は、追加合格者の公表が行われた第15回を除き、このところ150人前後で横ばい傾向にある。更なる合格者数および合格率のアップのためには、教育システムおよび教育内容の検討・改善を定期的に行うことが必要である。

精神保健福祉士試験に関しては、合格率の高位安定を得るための、分析が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会福祉士試験受験対策の充実強化のために、平成16年度より開講される社会福祉学科の授業科目「社会福祉実践研究」等の授業運営の検討に加え、受験対策講座を更に新規に設定することとした。また、精神保健福祉士試験受験対策については、共通科目に関しては社会福祉士試験受験対策講座の受講を勧める一方、専門科目では、担当教員間の連携の下、きめの細かい指導を行うことを検討している。

(d) インターンシップ・ボランティア

【現状と説明】

社会学部におけるインターンシップは、社会学科において「社会研修」という科目名で実施されており、少人数ながら着実に成果を上げている。これまでの履修者数は、平成12年度が11名、平成13年度が4名、平成14年度が4名、平成15年度は13名である。研修先の業種は、学術・専門書出版社、大手製菓製造業、地元新聞社、地元テレビ局、大手ホテルチェーンなどである。夏期休業日を中心に2週間の実習期間を設定している。インターンシップは教育の一環としての実習教育であり、事前・事後の指導はもとより実習中の指導も、当該企業の担当者と綿密な打ち合わせを行い実施している。

本学部では、ボランティア活動に関しては、単位認定を行っていない。これは、福祉系の大学として、学生が種々のボランティア活動に参加するのは珍しいことではなく、学内の数多くの学生団体がボランティア活動に参加し、地域社会に貢献している。学生がボランティア活動に参加することは、ごく普通の姿であり、これを敢えて単位認定する必要性を現時点では認めていないためである。

【点検・評価および長所と問題点】

「社会研修」については、授業科目の成果が十分に発揮されるには至っていない。その理由には、履修者数の伸びが少ないこと、学生にインターンシップの意義が十分に浸透していないこと、加えて研修先開拓や諸連絡などの支援体制が構築されているとは言い難い

ことが指摘できる。また、実習先の業種・業界の範囲の広がりにも関係している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

心理学の完成年度等を勘案して、次期カリキュラム改訂では、この授業科目を学部共通にすることを含め、この授業全般にわたる検討を進めている。その際、受入先企業・業種の拡充、学生へのインターンシップの目的と趣旨の徹底、事務体制の構築を含めた授業の支援体制の見直しに着手しなければならない。なお、国際コミュニケーション学部は、カリキュラムの重要な柱としてインターンシップ制度を取り入れて実績を上げており、同学部との連携を視野に入れた実施体制の整備に向け、全学的教育改革推進の重点課題として検討が予定されている。

(e) 履修科目の区分

【現状と説明】

本学部の卒業必要単位数は3学科とも130単位であり、カリキュラムの体系は学部共通総合科目、外国語科目、教養科目、人間科学基礎科目および各種の専門科目からなっている。また、免許資格の取得に関わる科目の多くは、免許・資格科目として別途設定している。

社会学科のカリキュラムは、次のような専門科目を配置している。専門科目Ⅰには、社会調査関連基礎科目、専門基礎科目、共通専門科目を配し、専門科目Ⅱでは、社会学専修コース科目が生活システム研究科目群と社会病理・社会問題研究科目群に分かれ、人間科学総合コース科目が社会福祉学研究科目群と心理学研究科目群からなっている。専門科目Ⅲとして看護関連専門科目、専門科目Ⅳとして演習科目が配置されている。この他には社会・行政職関連科目、放送大学科目がある。卒業必要単位数130単位に対して、必修科目単位数は、英語科目が20単位、「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」4単位、「基礎情報処理」2単位であり、専門科目では「社会調査論」等の社会調査関連基礎科目12単位、「社会学概論Ⅰ・Ⅱ」4単位、「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」4単位となっており、合計で46単位である。従って、卒業必要単位数に対する必修科目単位数の比率は、35.4%となる。なお、これら必修科目の約3分の1がクラス指定である。

社会福祉学科のカリキュラムでは、専門科目は社会学科以上に細分化されている。専門科目Ⅰ（社会福祉学共通専門科目）は、社会福祉科目、関連専門科目からなり、専門科目Ⅱは、社会福祉専修科目群、精神保健福祉専修科目群、そして児童福祉専修科目群の3群からなっている。この3つの専修科目群の構成は、それぞれ社会福祉士試験受験資格、精神保健福祉士試験受験資格、保育士資格の取得に向けての区分けである。これらに加え、専門科目Ⅲ（課程履修科目）として、これら3つの専修科目群に対応した免許資格取得のための演習・実習系の科目（社会福祉士試験受験資格課程履修科目群、精神保健福祉士試験受験資格課程履修科目群、保育士課程履修科目群）が配置されている。この他に放送大

学科目がある。卒業必要単位数 130 単位に対する必修科目単位数は、英語科目が 16 単位、「学問の基礎 I・II」4 単位であり、専門科目では「共生論」と「仏教福祉論」が各々 2 単位である。合計すると 24 単位となり、その比率は 18.5% である。

心理学科のカリキュラムでは、専門科目は、専門基礎科目、研究法基礎科目の他に 3 つの科目群からなる。すなわち、発達心理科目群、社会心理科目群、臨床心理科目群である。この他演習科目および放送大学科目が配置されている。心理学科の必修科目単位数は、英語科目が 20 単位、「学問の基礎 I・II」4 単位、「基礎情報処理」2 単位の他に、専門科目では「建学の精神と心理学」2 単位、「心理学概論 I・II」4 単位、「学習心理学」2 単位、「認知心理学」2 単位、「心理学研究法」2 単位、「心理学実験法」2 単位、「心理学基礎実験実習」2 単位である。更にこれらに加えて、3 つの科目群の中にそれぞれ 2 単位ずつの必修科目がある。合計すると 44 単位となり、卒業必要単位数に対する必修科目単位数の比率は、33.8% である。

【点検・評価および長所と問題点】

社会福祉学科を除いて、卒業必要単位数に対する必修単位数が多いことと、英語科目の必修単位数が多すぎることを指摘できる。また、科目区分ごとの卒業必要単位数が細かく示され、学生の主体的な履修に制約を加えている。特に、社会学科と心理学科の科目履修で、前者は社会調査関連の科目の配列が積み上げ方式を採用し、心理学科においては実験・実習科目が積み上げ方式を採用しており、自由度が低くなっている。

学部全体あるいは各学科における、必修単位数の多さをどのように評価すべきかについては、一面で、学生の自由で主体的な履修行動を制約しているという評価であり、他面では、体系的な教育目標をカリキュラム表で示しているというプラスの評価もできる。もし、後者を選び、このような履修システムを維持していくのであれば、時間割編成において、学生の立場に立った編成をせねばならず、教員の出講体制のあり方を全面的に見直してゆく必要が生じる。

なお、いわゆる教養系科目が学部共通となっておらず、学科によって配置されている科目も（履修年次も含め）大きく異なるところがあり、履修に混乱を引き起こしているという問題点を指摘できる。また、履修希望者が教室の収容能力を超えることが予測される科目の場合は、予備登録制度を採用しているが、抽選に漏れる学生が多いと不満の鬱積が懸念される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教養系の科目、すなわち学部共通総合科目、外国語科目、教養科目、人間科学基礎科目について、配置科目の見直しによる 3 学科での共通化、更に専門科目との関連面での見直しが必要とされており、これらの検討結果を反映した社会学部の新カリキュラムを、平成 17 年度から運用する予定で検討が開始されている。この検討過程において、必修科目およびその単位数の見直しも検討することになっている。

また、細かく科目区分ごとの履修要件を指定していることの評価を含めて、履修区分や

条件を緩やかにして、学生の主体的な学習意欲を喚起することも、新カリキュラムでの検討課題である。

履修希望者が多い科目については、複数クラス開講を一層進めるとともに、予備登録制度自体の廃止も含めた抜本的な履修システムの構築に向けた検討への準備を進める予定である。

(f) 授業形態と単位の関係

【現状と説明】

社会学部における授業科目の単位計算方法は、45時間の授業時間および授業時間外の学修時間をもって1単位とすることを標準とし、講義・演習では15時間の授業をもって1単位を認定している（「学則」）。また、1週間1回90分の授業を実施することをもって、これを2時間と見なし、原則として1つの学期に15回の授業を行う場合、外国語科目や演習科目を含めて、講義科目の授業には2単位を認定している。なお、実験・実習および実技等の授業については、30時間の実験・実習または実技をもって1単位としている。従って、90分授業を15回実施した場合、これらの授業は1単位の認定となっている。また、国民の祝日が増加し、加えて振替休日が行われて以来、曜日によっては15回（定期試験を含め）を確保するのが難しくなっているが、「社会学部学年暦」に様々な工夫を凝らすことで授業時間数の確保を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業科目の特徴・内容や履修形態との関係において、授業科目の単位計算方法は、適切なものと判断される。しかしながら、授業時間外の学習量の実質的確保に関しては、現在のところ学生の自主性や個々の教員の裁量に任されており、それが十分に機能しているとは必ずしも言えず、おおいに検討の余地を残していると言わざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業時間以外の学習量の実質的確保を行うためには、まず、各担当教員の授業内容にふさわしい学内外の学修のあり方、例えばレポート提出、事前学習の内容の点検等を工夫してゆく必要があり、このためには、学科会での検討を深め、各学科で一定の申し合わせを行うなどの措置をとっていきたい。次に、学生が課題を学修するに必要な場である図書館や自習室の整備、あるいはOA演習室の利用便宜の拡充や機器の整備等も合わせて行わねばならないが、これらの点については、徐々に改善が進められており、これを一層推進すべく努力を払いたい。更に、十分な授業理解のために事前および事後の学修が不可欠な授業プログラムを導入する際には、余裕のある科目履修がなされねばならず、今後のカリキュラム検討のなかでこの点も考慮する必要があると認識している。

(g) 単位互換、単位認定等

【現状と説明】

社会学部は、放送大学と単位互換協定を締結している。単位互換協定では、本学部の学生は特別聴講学生として履修し、その修得単位を本学部の単位として認定している。なお、履修する放送大学科目の単位については、「年間履修単位数の制限」の適用を除外している。

また、「千葉県私立大学・短期大学間の単位互換に関する包括協定書」および「千葉県私立大学・短期大学間の単位互換に関する実施要項」に基づき、大学間での単位互換を、平成10年度から実施している。この協定に基づき他大学で修得した単位は、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学部の相当する授業科目および単位数を修得したものと見なされ（「学則」）、各学科の卒業必要単位数に含めることができる（各学科履修規程）。平成14年度の実績で、1名が2単位の認定を受けている（『大学基礎データ』表4）。

入学以前の、他の大学等における既修得単位を認定する制度はないが（『大学基礎データ』表5）、編入学生に関しては、「社会学部3年次編入生の単位認定に関する細則」により、編入学以前の他の大学または他の短期大学等における既修得単位72単位を限度として認定している。2年次編入学については、30単位以内で個別科目の対応により、認定を行うこととしている。欠員補充による編入学生の既修得単位の単位認定（「欠員補充による編入学生の既修得単位に関する教務委員会覚え書き」）の方法は、個別科目ごとの対応により、単位認定を行う。この場合、認定の単位数には特に制約は設けていない。なお、編入学生のうち免許資格の取得を希望する者で、入学前の大学または短期大学に当該課程が設置されている場合には、免許資格の種類により、当該科目を本学部相当科目に認定している。

また、ブリストル大学留学制度による留学を修了し、当大学の認定証を授与された学生については、「社会福祉学特殊講義Ⅳ」（20単位）の単位の修得として認定を行っている。

国際コミュニケーション学部との単位互換制度も実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

他大学等との単位互換制度では履修者数が少なく、その背景には、通学上の地理的な問題や授業時間割上も他大学の授業科目を履修する余裕がないことがある。

私立大学の限られた設備と人的資源のなかで、他大学との単位互換制度を利用することは、学生に幅広い学習内容を提供する機会を与えることができ、望ましいことと考えられる。本学部ではこのような観点から積極的に他大学との単位互換を進めている。しかし、放送大学科目履修では受信設備の整備、通学手段の便宜供与、あるいは学生への履修案内が不十分であるなど、解決すべき点が多く残されている。こうした点が放送大学科目履修の有効性に対する疑点や、これらの制度を利用する者が非常に少ないという結果を生み出しているものと思われる。

千葉県の私立大学・短期大学間の単位互換制度では、各大学間での受講条件は必ずしも一致しておらず、受講料を徴収する大学や無償とする大学が混在するなど、今後の調整を必要とする事項が多く残されている。

加えて、本学部では、大学以外の教育施設等での学修に対して単位の認定制度を設けていないが、この点も、今後の検討課題となろう。

編入学生の単位認定に関しては、専用の様式を用意し、既修得単位認定のための便宜を図っている。免許資格の取得が関係する場合、教務委員会の編入学生担当の専門委員に加え、免許資格課程担当教員にも参加を依頼して、厳正な単位認定作業を実施している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

放送大学科目にもっと学生が関心を示すよう、履修対象科目の再検討を行うとともに、制度の特徴や利点を積極的にアピールするためのオリエンテーションを実施しているが、その内容を一層充実させていく。また、他大学・他短期大学との単位互換協定に関しては、他大学との調整を進めることを検討している。

今後ますます、大学等高等教育の普遍化・多様化が進み、様々な入学生（あるいは編入学生）を迎えることが予想される。このような変化に対応すべく、入学生が学修上の不利を受けないこと、また在學生とのバランスを念頭に、教務委員会の判断の公平性・透明性を高めるために、一層の単位認定基準の明確化・明文化を進めていく予定であり、既にその一部は整備が進み、編入学生の募集ガイドには認定の仕組み等を記載するようになっている。

また入学前の他大学等での既修得単位を認定するため、規程の改正に向けた準備を行う予定である。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

社会学部の専任教員数は 65 名であり、3 学科全体の年間開講科目数は 1,217 である。うち専任教員の担当科目数は 726.9 (59.7%)、兼任教員（兼任教員等を含む。以下同じ。）のそれは 490.1 (40.3%) である（『大学基礎データ』表 3）。学科ごとにみると、社会学科（専任教員数 16 名）では年間開講科目数 409、うち専任教員担当科目数 243.7 (59.6%)、兼任教員担当科目数 165.3 (40.4%) である。社会福祉学科（専任教員数 31 名）のそれはそれぞれ 513、290.2 (56.6%)、222.8 (43.4%) であり、心理学科（専任教員数 18 名）では 295、193 (65.4%)、102 (34.6%) である。学科間で開講科目数における専・兼比率にさほど大きな相違はなく、専任教員は開講科目数のおよそ 6 割前後を担当している。専門教育科目に比べ教養科目において、兼任教員の担当科目数が専任教員のそれを上回っているのは、外国語科目（特に英語）の開講クラス数が多く、その大半を兼任教員に依存しているためである。なお、専任教員 1 人あたりの担当科目数は平均 11.2 科目となるが、ほとんどの科目が半期科目として開講されていることを考慮すれば、大学院の授業担当を除き、単純平均では学期当たり 6 科目程度の担当となっている。

兼任教員数は 94 名であり、そのうち外国語関係の兼任教員は 25 名と約 4 分の 1 を占めている。本学部は全国でも有数の社会福祉士試験合格者を出しているが、その社会福祉士試験受験資格科目に関わる演習あるいは実習担当の兼任教員は 9 名であり、学内の演習授業だけでなく、学外の実習授業の訪問指導等も担当している。専任教員と兼任教員との意

見交換の場合は、年度始めに学部全体の兼任講師説明会が実施されており、それ以外には定例化されたものはない。兼任教員の教育課程への関与は、担当分野・科目を同じくする専任教員との個別的な意見交換以外には、組織的に関与を依頼することはしていない。

【点検・評価および長所と問題点】

開講科目数における専任教員と兼任教員の担当科目の比率は、専任教員が6割前後を占めており、ほぼ適切である。兼任教員の担当コマ数が多いのは外国語科目であり、少人数クラスを確保するためには、兼任教員への依頼が多くなるのはやむをえないと考える。同様に、社会福祉士試験受験資格科目に関わる演習・実習担当の兼任教員が多いのも、特に演習科目という性質上、少人数クラス（平成15年度は15クラス開講で、1クラス平均23人程度）を確保するためである。問題点としては、同一科目を専任教員と兼任教員で担当する場合には、両者間の意見交換や授業内容の統一についての合意が必要であるが、科目によっては必ずしも充分に行われていない。また、学部規模に比して兼任教員の担当科目数が多いことがあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少人数教育を行うには、兼任教員に依存せざるを得ないが、授業内容について専任教員と兼任教員間で意見交換を、学年始めだけでなく学期始めごとに、あるいは学期終了時に定期的に行うよう教員への働きかけを行うとともに、修学基礎関連の科目では、FDの一貫として、継続的に問題点の検討を行う場を設ける予定である。同時に、現在進行中の、カリキュラムの見直しでは、開講科目数のスリム化に向け議論を開始している。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状と説明】

外国人留学生に対して、次のような教育課程編成上および教育指導上の配慮を行っている。すなわち、外国語科目の内に日本語科目を開設し、外国語科目に関する卒業要件を、日本語科目12単位、英語科目8単位とするなどの教育課程上の配慮を行っている。また、「学生相談センター」に外国人留学生担当の教員相談員を配置している。社会人学生については特別な配慮はしていない。

【点検・評価および長所と問題点】

外国人留学生が減少してきているため（平成15年度現在、3名）、点検・評価を加えることは難しい。外国人留学生が多数在学していた時は、「外国人留学生会」とその活動に対する助成、教職員学生一体の合宿セミナーの実施、年度当初の教員と外国人留学生の懇親会の開催、国際交流コーナーの設置等、教育指導上の配慮も種々行っていたが、年々外国人留学生が減少し、現在では一部事業を休止しているものもある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

外国人留学生や社会人学生として、社会福祉教育を本学部で学ぶことを望む者が少数であるにせよ、福祉系大学としての長い歴史を踏まえ、その社会的責務を果たすためにも、

外国人留学生が入学しやすい教育環境や履修システムを構築する必要がある。また、社会人学生のなかには、社会福祉分野での「起業」を意図している者、生涯学習を目的としている学生もおり、これら多様な学生のニーズに的確に応えるような工夫等を、教務委員会ならびに学生厚生委員会において検討していく予定である。

(j) 生涯学習への対応

【現状と説明】

「社会福祉研究所」の「発達臨床研究センター」では、養護学校教員を主たる対象に、障害児教育の講座（発達臨床セミナー）を毎年実施し、定員を超える参加希望者を得ている。更に、大学附置の機関として、都内に「淑徳大学エクステンションセンター」を設け、年間を通じて生涯学習へのニーズに応えている。また、「保育士セミナー」を夏期休業中に実施している。これは、保育士課程の教員が中心となり、保育士として働く卒業生に対する、卒業後継続教育である。

社会人入試を特別入試で実施しているほか、編入学定員、科目等履修生および聴講生の制度を設けている。また、研究公開委員会や「社会福祉研究所」が公開講座を開設するなど、生涯学習の社会的ニーズに応えている。

【点検・評価および長所と問題点】

「発達臨床セミナー」や「保育士セミナー」は、参加者から高い評価を得ている。また、編入学定員枠や科目等履修生制度あるいは聴講生制度は、その内容において生涯学習の社会的ニーズに合致しているとの学内評価を得ている。しかし、生涯学習への取り組みは、体系性の面や内容の面で充分とは言えない点もある。エクステンションセンターを設け、精力的に生涯学習に対するニーズに対応しているが、各学部や機関で行っているそれとの整合性が欠けているのが現状である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学部の生涯学習への取り組みをより適切なものにしていくには、受講者のニーズを的確に把握するとともに、学外への周知方についても検討を要するであろう。

この点を踏まえ、今後は、大学全体として取り組む事業、学部単独の事業を色分けし、全体としての体系性と整合性が保てるような体制を築く必要がある。

(k) 正課外教育

【現状の説明】

正課外教育としての課外講座は、学内の学生であれば誰でも参加でき、原則、週1回開催されている。学生の要望があれば、新たな講座の開講が可能であることを「学生生活の手引き」に掲載し、呼びかけている。

平成14年度に実施された課外講座と参加人数は次表のとおりである。社会福祉士受験対策講座は「社会福祉実習指導センター」が担当窓口、その他は学事部学生厚生が担当窓

口となり、運営されている。

【表1 課外講座等】

社会学部

講座等名	曜日	時間	参加者数	備考
茶道	木	12:30~17:00	10	
華道	木	14:40~17:45	9	
ピアノ	木	16:20~18:00	40	
中国語	火・木	16:15~17:45	37	
教員試験対策講座	木	16:15~18:00	20	
	土	10:40~12:00	10	
社会福祉士試験受験対策講座	水	13:00~16:10	279	

【点検・評価および長所と問題点】

現在、開講されている課外講座は、学生の教養・趣味を高めるものと、資格関連の講座の2種類に分類できる。

茶道、華道、ピアノは、毎年おおそ同数の受講者がいる。中国語に関しては、その目的として「将来中国語を話したい」、「海外研修に向けて」、「趣味」とする学生たちが受講している。

資格関連の講座では、教員志望の学生からのニーズに応え、教員試験対策講座が平成14年度よりスタートした。また、社会福祉士試験受験対策講座は、平成4年に社会福祉学科教員有志がボランティアで始め、平成7年度より3・4年次生を対象とした課外講座に位置づけられた。社会福祉士試験受験対策講座は、学生の出席率も高く、出席率の高い学生が、国家試験の合格率も高いという効果を上げている。これらのニーズに対応して、社会福祉士試験受験対策講座は平成15年度より、3年次生を対象とした「社会福祉実践研究Ⅰ」として正課の授業科目に組み込まれ、社会福祉士試験受験対策講座は実践特訓講座として、4年次生を対象とした課外講座となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

茶道、華道、ピアノに関しては、例年一定数の受講者がおり、学生生活を充実させるためにも、他の趣味的な講座についても広く要望を募ることにしている。

語学、受験対策講座に関しては、正課の授業や学事部就職課担当が実施している各種の講座との関連を考慮しながら、課外講座をどのように位置づけるのかについて、教務、就職関係部署との擦り合わせを行う必要がある、今後のカリキュラム改革の中で検討を行う予定である。社会福祉士受験対策講座の主たる内容を正課の授業に順次移行し、当講座はそれへの支援体制としての充実・強化を、今まで以上に図っていく予定である。

2) 教育方法とその改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

講義科目の多くの授業は、その教育効果の測定を、定期試験やそれに代わるレポート提出試験で行い、少人数教育が可能な語学科目や演習科目のそれは、個々の学生の受け答えや課題発表あるいは多くの小テストを通して行っている。因みに、平成 15 年度前学期定期試験においては、筆答による定期試験はおよそ 450 科目、レポートによる試験はおよそ 70 科目であった。成績評価は、予習状況や授業への関わりや度合い、そして当然出席状況も加味されてなされている。複数教員が担当する学部共通総合科目や幾つかの講義科目では、毎授業ごとに小レポートを提出させて授業の理解度を計り、課題に対する意見を書かせるなどしている。また、「科目別教員アンケート」(後掲(d))「教育改善への組織的な取り組み」(参照)により、教員に成績評価方法や学生の授業理解度をアンケート調査し、それをフィードバックすることで教育効果の自己点検に資するよう取り組みを行っている。1 年次生の必修演習科目である「学問の基礎 I・II」では、この授業の目的である大学への導入教育としての教育方法、使用教材、成績評価のガイドラインなどについての意見交換を、学科会におけるFDとして実施している。

卒業生の進路は年によって変動はあるが、60～70%が民間企業へ就職し、官公庁・教員等へは2～5%程度で、進学は2%前後である。昨今、社会的にも問題となっている就職も進学もしない「フリーター」を主とする卒業生の割合は30%前後である(『大学基礎データ』表8)。

【点検・評価および長所と短所】

講義科目授業においても、期末試験のみによる教育効果の測定だけでなく、平常授業時に小レポートを課すなど、学生の理解度を計り、それを授業に活かすケースが増えてきており、ともすると一方的になりやすい授業の改善に向け、好ましい傾向が生じている。

「科目別教員アンケート」によって、成績評価のばらつきや偏りが存在することは明らかになっているが、この結果に対してどう対処すべきかについての検討はまだされていない。そもそも、成績評価のばらつきや偏りが存在すること自体の意味を、慎重に検討することから始められねばならない。しかしながら、同一の科目を複数教員が担当する場合、授業の目的・内容・評価基準は揃える必要がある。この点の改善については「学問の基礎 I・II」で既に開始されているが、その内容は学科レベルの意見交換の水準にとどまっておらず、学部としての合意は形成されていない。

卒業生の進路において、いわゆる「フリーター」の割合が高いことは、現在の長期で深刻な不況下ではやむをえない面はあるが、この割合を低下させることは今後の大きな課題である。入学時の就職希望調査に比して、公務員・教員等になる割合が現実には低く、希望と現実の格差が大きい。また、大学院を持つ大学として、進学比率の向上も課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学科・学部あるいは大学レベルでのFDを通じて、小レポートや小テスト等を更に活用した授業のあり方や授業アンケートの活用について、検討を重ねていく予定である。また、漫然と大学教育を受けるのではなく、入学時から職業選択や資格取得を視野に入れた勉学に対する動機づけが重要であるとの認識のもと、今年度より「学部改革実行委員会」を新たに組織し、その下に現在「学部教育改革プロジェクト委員会」を発足させた。今年度前学期にはそのプロジェクトによる「基礎教育課程の改善について（中間報告）」の答申が提出されており、導入教育としての目的の明確化、その目的に則した指導方法の具体的検討、授業担当教員の共通認識の確立（共通シラバスや成績評価方法等）等に関して、今年度後学期（年内）に来年度からの実施に向けての改善計画の策定を行うべく作業に入っている。

「大学院将来構想検討委員会」では大学院進学率の向上を視野に入れた、時代のニーズに応え魅力ある大学院の構築に向けた検討も開始されている。

（b）厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本学部は、ごく一部の科目に例外はあるものの原則として Semester 制度を導入しており、半期ごとの履修登録単位数の上限は 26 単位、通年で 52 単位となっている。この履修登録の上限設定は各学科共通である。ただし、免許資格科目では、通年換算で 14 単位を上記の単位数に上乗せして登録できる。なお、免許資格科目の上乗せ履修において、1 年次最低履修基準あるいは 2 年次最低履修基準を達成していない学生に対しては、免許資格科目の履修単位数制限を実施しており、卒業に必要な科目の優先的履修を促す仕組みを採用している。履修登録の誤りについては訂正期間を設け、修正登録の道を開いており、履修の辞退についても、従来は制度上認められないものであったが、履修辞退のルールを設けて制度化した。また、履修登録のルール違反には、一定の告知期間後、登録無効の措置をとっている。このように、学習の前提となる履修登録について、学生の自主的対応と自覚と責任ある行動を促している。

免許資格科目の実習要件の充足状況に関しては、担当職員が確認作業を実施し、修正登録の必要性を学生に通知している。またこれまでは、電話連絡等で追加登録者名の通知を教員に行っていたが、今年度からは、授業の進み具合より追加登録の受け入れができない場合を想定し、書面による追加登録の方法に切り替え、受け入れに関する教員の判断を求め、追加登録を願う学生の自覚を促す方法にしている。成績不良の学生については、学部長の注意勧告の制度や措置退学の制度が設けられている。

学生の成績評価、単位認定方法については、基本的に個々の教員の裁量に任されており、成績評価の多くは、定期試験、定期試験に代わる授業時間内の随時試験、レポート試験で行われている。なお、少人数の演習系科目や語学科目では出席を重視しており、学生の受講態度や努力等を見極めた厳格な成績評価が行われている。実習系科目で複数の教員が担当している科目は、成績評価の判定会議で単位認定作業が実施されている。これらの成績

評価の方法については、『講義要覧』に記載されている。成績評価に対する異議の申し立ては、学事部を通じて書面による申請と書面による回答を行っている。なお、病気等の学生には追試験の機会が与えられている。また、2年次最低履修基準や卒業要件をクリアできない学生には再試験のチャンスを与えているが、受験できる科目数等に制約を設け、安易な卒業認定を行わない仕組みになっている。更に、社会福祉学科では、4年次生に「卒業論文」または「論文演習」が選択必修科目としてあり、同様に心理学科では、「卒業論文」または「卒業レポート」が選択必修科目となっており、卒業には論文作成を課している。特に「卒業論文」においては、主査・副査制による厳格な審査体制を組んでいる。社会学科は、4年次生に必修科目として「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」があり、学科教育の最終的な仕上げの役割が期待されている。なお、卒業判定による合格率は、社会学科で90%前後、社会福祉学科では95%前後で推移している（『大学基礎データ』表6）。

【点検・評価および長所と問題点】

履修登録は学生がその責任で行うものであるが、複雑な履修システムのためにミスをおこす学生が少なくないため、履修登録の確認期間を設けて履修についての自覚を促している。

成績評価の方法を『講義要覧』に示しているが、点数配分等の記載において充分とは言えない面もあり、また、全教員が必ずしも明示しているわけではない。評価に対する疑義については、上述のようなシステムをとり、学生が納得できるシステムである。なお、卒業生の質の確保では、卒業論文の審査体制、論文演習、卒業レポートで差異があり、この点の調整が今後の検討事項となっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

成績評価の方法、基準については全教員が『講義要覧』に明示するとともに、成績評価の厳格化を一層進めることにしている。履修登録の簡素化・容易化のため、試行的にWeb登録を本年度から始めており、次年度より本格的に運用する予定である。

（c）履修指導

【現状の説明】

履修指導は学事部教務担当の窓口で随時行うほか、年度始めのオリエンテーションおよび履修相談期間でも行っている。なお、今年度から、履修相談期間の履修相談を、学事部窓口から履修相談専用の部屋に変更して行い、より懇切丁寧な履修指導体制を敷いた。編入学生には、教務委員会の編入生担当教員を中心に、別途編入学生用のオリエンテーションと履修相談を実施している。この他、履修指導では、社会学科のコース登録制度に関して資料配布とオリエンテーションを実施している。社会福祉学科を中心とする免許資格の履修登録等に関する履修指導については、免許資格の内容・選考・諸手続きに関するオリエンテーションを複数回行っている。また、3年次からの専門演習の説明と選考についても、各演習の説明小冊子の配布や、複数回にわたる選考の実施がなされている。

履修に対する理解を高めるために、履修上の諸注意・変更点等を記した資料、『履修の手

引』、『学生生活の手引』、『講義要覧』等の配布も行っている。『履修の手引』は、大幅に変更・見直しを行い、図表を多用し、文章説明のチャート化を進め、学生の理解を深めるための工夫をしている。

オフィスアワーについては、社会学科および心理学科で実施されているが、相談等に訪れる学生はほとんどなく、実効性に今ひとつ欠けている。

最低履修基準をクリアできなかった学生や、4年次での卒業が不可となった学生については、学事部教務担当の職員や教務委員会委員が履修指導を行うことになっている。

なお、4年次生の卒業判定は、これまで4年次の後学期に行っていたが、4年次前学期の成績評価の結果に基づく仮卒業判定を本年度から実施している。これにより、卒業困難が予想される学生に対し、事前に相談や履修指導を開始している。

【点検・評価および長所と問題点】

履修指導では、オリエンテーションのあり方や履修指導の内容について十分な配慮を行っており、評価できる。しかし、履修相談体制に関しては、相談担当者1人あたり150件以上の相談を受けざるを得ないなど、過重な負担が課せられている。この背景には、教務関係職員の人員不足もさることながら、履修システムが複雑で、担当教員以外は履修システムを十分に理解できないためである。この結果、学生はオフィスアワーに個々の教員へ相談に行くよりも、教務の履修相談に行くため、オフィスアワーの実効性を低める一因となっている。

『履修の手引』の表現や構成は、かなり改善されてはいるものの、まだ規程条文そのままの表現が多いところもあり、馴染みにくいものとなっている面は否めない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学年始めの履修相談は、授業開始までの短期間に実施せねばならず、履修相談体制を適切にするには、人員の増員が難しい現在、履修システムを一層簡素化を進める予定である。

履修に必要な書類に関しては、学生は重要な内容が記されていても、生硬な表現が多いと、それらを熟読しない傾向があり、極力理解しやすい表現や簡潔な表現への工夫、例えば図・表・チャート等をより一層多用していく予定である。

オフィスアワー制度は全学科で実施するよう、早急に調整を行っているところである。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

教育改善への組織的な取り組みは、学部長を委員長とする「社会学部自己点検・評価委員会」のもとに「授業アンケート検討委員会」を設置し、「授業アンケート調査」を毎年学期ごとに、演習科目と実習科目を除き実施している。このアンケート調査は、「科目別学生アンケート調査」と「科目別教員アンケート調査」の2種類からなっている。これら「授業アンケート」の結果は、各教員に通知されるとともに公表されており、学科会における

FDの資料として活用されている。また、「授業アンケート検討委員会」は、アンケート調査実施後、アンケート項目の適切さや実施方法について検討を行っている。

授業アンケートの他に、4年ごとに全学的に実施している「学生生活実態調査」においても、学部の教育体制について学生の意見や満足度を調べ、それらを反映すべく教育条件や教育環境についての対策を検討し、その改善に努めている。また、これら定期的な集合調査では充分把握できない、日々の授業について学生の意見や要望を聴くために、「学生の声」と題する投書箱を学生食堂と学生ホールの2箇所に設置し、その内容の如何によっては、直ちにその意見や要望に応えるようにしている。シラバスは、学年始めに『講義要覧』として全学生に配布しており、そこには全授業科目について1科目につきA4版半ページで、「授業のねらい」、「授業の体系」、「授業計画」、「教材」および「成績評価の方法」の5項目の記載を行い、授業目的や内容の紹介を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業アンケートは、ややもすると多くの授業でほぼ同時期に実施されるため、学生の記入がマンネリ化しやすく、その点の実施における工夫が望まれている。また同一形式の調査表であるがゆえに、各科目の授業形態や授業方法の違いに則した評価が得られにくいという点も現状における問題点としてあげられる。また、アンケート結果は各教員に通知されるとともに公表されているが、その結果をどう授業に反映させるかは、各教員のFDに対する認識・意欲や自主性に任されており、一部ではあるがアンケートの実施だけに終始する場合が見られる。

シラバスに関しては、現行の項目内容で問題点は見当たらず、妥当なものと考えられる。ただ、現在の『講義要覧』は印刷物であるためその嵩が大きく、今後はCD化やWeb上での利用も検討の余地がある。

このように個別的に授業アンケートの実施とその結果の点検や学生の履修に必要な項目を揃えたシラバスの作成は行われているが、これらを有機的に関連づけ、組織的な教育改善に結び付けるシステムは整備されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の「授業アンケート調査」の目的とねらいは、授業アンケートを実施すること自体が、FDの結果を授業の中で実践するという点にその力点が置かれている。その目的とねらいを教員自身が積極的に受け止め、理解していくための方策として、そのアンケート項目や実施方法の検討が必要であり、全専任教員が順番に「授業アンケート検討委員会」への参加が可能となるよう、その組織化を図るべく検討中である。加えて、アンケート結果を教育改善につなげてゆく仕組みを全学的に検討する必要があり、全学組織である「改革推進会議」でその検討も始める予定である。

『講義要覧』のCD化やWeb上での利用は、教務委員会を中心に既に検討を始めている。

教育改善へのシステム作りと学生の学修活性化への方策の検討に向けた準備を、学部長を中心に進めていく予定である。

(e) 授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

少人数による対話形式・討論方式の双方向的な授業を、種々の演習科目で積極的に導入している。1年次では必修科目の「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」があり、2年次では「教養演習」を配置し、3・4年生にはいわゆるゼミである「専門演習」、「卒業論文」・「論文演習」が開講されている。このように、1年次から4年次までの全ての学年にわたって、演習形態の授業を配置している。

語学、情報処理および社会福祉士試験受験資格科目に関わる演習でも、授業の性質上、当然のことながら少人数クラス編成が行われている。

講義科目では、履修希望者が多いものに関しては複数クラス開講の体制を敷き、学習効果の向上を図っている。

また、語学、社会福祉、心理関係分野の授業ではビデオが活用されており、OHPやパソコンを利用した授業も行われている。なお、ビデオはほぼ全ての教室に、OHPやパソコン接続機器は教室の1/3近くに設置している。

【点検・評価および長所と問題点】

少人数の演習形式による授業が多数開講され、副教材資料の作成・利用が多く授業で行われており、また、ビデオ・OHP・パソコン接続機器等の機器が教室に配置されているなど、授業形態と授業方法は適切・妥当であると評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

履修人数が多い講義科目は、一層の複数クラス開講をめざすとともに、履修者が集中しないような工夫を検討する予定である。各種のメディア機器については、定期的更新と新機種を導入を進めていく。

3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本学部の「実学」教育は国内でのそれにとどまるものではない。その意味は二重であり、一つには国内の現状をよく知るための外国との比較の重要性であり、もう一つには外国との積極的な交流や活躍の場を、国外に求める際の基礎的なスキルの修得の必要性である。このような基本的考えのもと、海外語学研修制度、海外留学制度あるいは海外研修制度等、様々な国際交流のシステムを備えている。

海外語学研修は、国際的に最も使用頻度が高い英語と中国語の研修を英国、米国および中国の3カ国において実施している。研修参加学生には、その経済的負担を軽減するために大学から補助（協賛会からの補助金等）を行っており、意欲のある学生に語学研修の機会を与えるよう努めている。参加学生数は毎回ほぼ安定しており、英語研修で30名程度、中国語研修で10名程度である。海外留学では、半年間のブリストル大学における留学制

度が設けられており、昨年度まで毎年数名の留学生を送り出してきた。

海外研修では、長年の実績があるイギリスとスウェーデンを対象にした福祉施設見学を含む外国社会福祉研修旅行が実施されている（平成2年以來、既に13回実施）。これらに加えて、昭和61（1986）年から、「ブラジル派遣研修」制度を設けている。毎年、5名の研修学生は40日間にわたり長谷川良信が開基したサンパウロ日伯寺を中心に、ブラジルにおける彼の宗教および社会事業活動の事跡を訪ね、福祉施設での実習などを合わせて行っている。この研修生の旅費・宿泊費は大学が全額負担しており、研修報告書も刊行されている。

教育研究交流を緊密化する措置では、大学は研究交流を主とした協定をイギリスと韓国の2ヶ国3機関と結んでおり、また海外留学や海外語学研修を円滑かつ効果的に実施するために、本学部は中国の天津大学と協定を結んでいる。（『大学基礎データ』表11）

専任教員に対しては毎年1名枠の海外研修制度を設けており、研究交流を支援する体制を整えている。更に、専任教員に外国籍の語学教員を採用しており、本学部には2名の教員が在籍している。ネイティブ・スピーカーによる授業は、学生の語学力の向上が一層期待されるだけでなく、外国の社会やそこに住む人々の考え方の特徴などを知る貴重な機会を提供している。

【点検・評価および長所と問題点】

問題点としては、様々な語学研修を提供していながら、両キャンパス間の連携がほとんどなく、各学部がそれぞれ独自に募集から実施までを行っていることである。みずほ台キャンパスに置かれている「国際交流センター」との連携はほとんど無いのが現状である。学内における語学教育と海外研修をどのように関連づけるかの基本的な考え方において、担当教員間の意見交換がなされていないこともそれに反映していると思える。同様のことは、海外留学制度の運用においても生じている。なお、ブリストル大学への留学については、現在の厳しい経済状況を反映して参加者が減っており、平成14年度は2名を数えたに過ぎず、今年度は0名であった。今後もこの状態が続くならば、制度自体の存続も危うくなりかねない。それを避けるためには、貴重な経験を成しうる海外留学の参加者増に向け、更なる努力が必要である。

国際交流の緊密化については、学部間の制度の相違が大きいため、学生に必ずしも十分な情報提供が行われていないことは否めず、この課題の解決に向け「国際交流センター」の機能の一部を全学的なものに編成替えしていくことが必要である。また、これまでの協定内容は学生の留学・研修に向けたものが中心となっていて、海外からの留学生受け入れは機能しておらず、一方向的であった。教員相互の学術・研究交流面も十分に機能していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「大学教育改革プロジェクト委員会」による中間報告がなされ、そこでは全学的な語学教育のあり方に触れており、語学研修・海外研修についても検討が積み重ねられている。

また、語学教育のあり方の合意を得た上で、既存の諸制度を全学的なものに展開していくことをベースに、両キャンパス間に定期的な意見交換の場の設定や組織の再編成の必要性も指摘されている。平成 16 年度には「大学国際交流センター」（仮称）の設立を検討しており、積極的に国際交流を推進して行く予定である。

国際交流の緊密化の方策で新たにつけ加える必要があるのは、本年度、包括的教育・学術交流協定を締結した韓国の東国大学との例に見られるような、教育の面だけでなく研究面での交流提携が可能な大学との協定締結である。教員の研究活動への刺激および国際社会に開かれた大学としても、今後ますますその必要性は高まるので、大学あるいは大学院研究科を中心に検討・打診を図る予定である。

（2）国際コミュニケーション学部

1）教育研究の内容等

（a）学部・学科等の教育課程

本学は、「実学教育による共生の理念を实践しうる人材の育成」という本学の建学の精神を国際的視野のもとに実現すべく、世界の多様な地域の文化を理解し受け入れるとともに自らの文化を世界にも発信しうる人材の育成をめざす文化コミュニケーション学科と、国際社会が直面する課題を世界の様々な地域の人々と共有し協働での課題解決を担いうる人材の育成をめざす経営環境学科の2学科からなる国際コミュニケーション学部を平成 8 年（1996）4 月に開設した。その後、日本社会および国際社会において環境との共生問題が更に大きく注目される中で、このような社会的課題への対応力の強化を図るため、経営環境学科を募集停止し、平成 15 年度より入学定員増を伴わない「人間環境学科」と「経営コミュニケーション学科」の2学科を設置した。

経営環境学科は、企業を取り巻く様々な主体や環境との相互作用を通して国際社会や地球環境との調和のもとに、モノの豊かさを持続的に拡大し、地球人類全体がそれを共有しうる世界経済の発展に貢献しうる人材の育成をめざし、世界とのコミュニケーションや多様な主体との相互作用の基盤となる英語コミュニケーション力や情報技術活用力の修得、ならびに平成 12 年度からはコース制のもとにより明確な進路目的のもとに実践的な人材の育成に努めてきた。

しかし、世界経済の更なる発展は、モノの豊かさとココロの豊かさを世代を超えて持続的に発展させうる基盤として、地球環境との共生を全人类的課題として顕在化させるに至っている。また、日本社会が成熟しかつ高齢化が進む中で、モノの豊かさとココロの豊かさをつなぎ、全ての人々が安心し豊かな人間性を確保しうる生活の質の向上も大きな社会的課題として出現している。このような社会動向に 대응していくため、環境に関わる研究・教育を経営環境学科に包含させるのではなく、「人間環境学科」として分離独立させた。また、経営環境学科も世界の人々との協働のもと、つねに国際社会、更に地域社会との相互

作用を通じて、持続的発展可能な経済社会の構築に貢献しうる、実践的な人材の育成により特化した学科として「経営コミュニケーション学科」へと再編した。文化コミュニケーション学科とこれらの2学科による構成のもと、本学部は人間性豊かな国際社会を構築するために、世界の人々と協力して貢献しうる実践的な人材の育成をめざしている。

これらの新設学科では、情報教育と英語教育という従来のコミュニケーション・スキル教育とともにコミュニケーション論や文章表現・口頭表現法などコミュニケーションの基礎教育のための科目群を大幅に増加することで、コミュニケーションの実践能力の育成に注力した。更に、卒業後の進路方向を明確に定めた専門科目群を配置するとともに、国内あるいは海外の様々な機関や団体で学習した知識の実践機会のための社会実習科目群の拡充と体系化を図ることで、他者との協働による社会的課題の実践的解決能力の開発をめざしている。

a) 人間環境学科

【現状の説明】

本学科は、① 地球規模での環境保全をめざして、グローバルな視点に立ちながら、環境マネジメントの構築などを通じて環境保全に向けて貢献できる人材、② 環境・福祉と関連する諸科学ならびにマネジメントに関する知識や技能に基づいて、環境ビジネス、介護・福祉施設の経営、福祉関連ビジネスなどの環境・福祉に関わる各種事業活動に貢献できる人材、③ 環境・福祉と関連する諸科学ならびにマネジメントに関する知識や技能に基づいた環境行政、福祉行政、市民や企業などとの協働を通じて高い生活の質が享受できる社会の形成に貢献できる人材の養成をめざしている。

「グローバルな視点に立ちながら、環境保全に向けて貢献できる人材の養成」については、環境科学に関する広い素養ならびに環境マネジメントシステムとして国際的な標準規格である ISO14000 シリーズに関する知識や技術の修得を基本的な指針とする。また、「環境・福祉に関わる各種事業活動に貢献できる人材の養成」ならびに「高い生活の質が享受できる社会の形成に貢献できる人材の養成」については、人間科学、環境科学などの学際的な関連諸領域についての素養の育成ならびに技術の修得を基本的な指針とする。これらの基本的な指針の基底として、「実学教育による共生の理念を実践しうる人材の育成」という本学の建学の精神に基づいて「地球生態系をも視野に入れた真の福祉社会」を構築する能力の育成を根底的な人材養成の指針としている。

以上の学科の理念・目的ならびに人材養成の指針の下に、次の点を重視して人間環境学科のカリキュラムは構成されている。

- ① 国際、異文化間、また行動原理の異なる社会の構成員やグループ間でのコミュニケーション能力、特に国際的な標準語である英語、グローバルなコミュニケーションツールとしてのインターネットなど、ツールとしてのコミュニケーション能力の修得を重視する。
- ② 自然科学の幅広い基礎知識の早期修得を図るとともに、自然科学のみならず人文科学や

社会科学などの諸科学をも包含した学際的な教育を重視する。

- ③ 環境・福祉に関する基礎的な科学的知識の修得と共に、具体的、実践的学習の機会を設けることにより学習意欲の増大や学習成果の定着を図る。

また、本学科のカリキュラムは、学科の理念・教育目的に基づいて視野の広い専門家や社会人を育成するため、理論と実践の両面から幅広く、かつ深く学習・研究することが可能となるように、豊かな人間性と広い視野を育てる教養教育を中心とした「共通基礎科目」を主に1・2年次に配置しつつ、1年次から開講されている多種多様な内容を持つ「専門科目」の比重を大きくして専門教育への系統的指導を重視するくさび形になっている。

一般教養的授業科目の多くは、本学部においては「共通基礎科目」の一部として位置づけられている。「共通基礎科目」は48単位以上の単位取得が卒業要件であるが、「外国語科目」22科目22単位、「情報処理科目」5科目10単位、「コミュニケーション科目」13科目26単位および「基礎科目」30科目58単位から構成されている。「基礎科目」は、Ⅰ群（人文科学分野）11科目22単位、Ⅱ群（社会科学分野）8科目16単位、Ⅲ群（自然科学分野）7科目14単位、Ⅳ群（体育系科目）4科目6単位に区分されている。

「外国語科目」、「情報処理科目」および「コミュニケーション科目」の科目群から、それぞれ10単位以上、4単位以上および12単位以上の合計26単位以上の取得を義務づけ、総合的なコミュニケーション・スキルの向上をめざしている。また、「基礎科目」についても、本学科の専門教育的授業科目に先行して学習しておくことが望ましい科目を明確にし、また各群ごとに本学科の専門性に対応して、それぞれの領域から取得しなければならない下限の単位数を設定することにより、履修する分野に偏りがないようにしている。このように、「共通基礎科目」は、本学科の教育目的に沿いつつ、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことをめざしている。

「共通基礎科目」のうち、「外国語科目」および「情報処理科目」を1年次および2年次に集中的に配置することでコアスキルの早期修得を図るとともに、学部共通のコアスキル教育科目としてコミュニケーションに関わる科目群を設置し、自己表現力や人間関係力の育成に努めている。

また、環境・福祉に関する基礎的な科目については、「共通基礎科目」ならびに「専門基礎科目」として、人間科学および環境科学を基盤としながら哲学、仏教学、法学、経済学、また化学、生物学、医学など人間と環境に関わる幅広い科目群からの選択を可能としている。これらの科目の他、他学科科目の履修も可能な自由選択科目枠を設置することで、人間や環境のみでなく文化、経営、情報などについての幅広い授業科目からの選択も可能としている。

倫理性を培う教育については、「大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育による人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする。」（「学則」第1条）によることから、「共通基礎科目」として「仏教学」を配置しており、また特に倫理性を培うと考えられる科目として、「共生論」、「倫理学概論」、「哲学」、「ジェンダー論」、「ボランティア概論」

などもあげることができます。更に、「宗教文化論」、「生命科学と倫理」、「現代医事論」、「医学一般」、「カウンセリング」、「宗教福祉論」、「ボランティア論」などの科目を置いており、本学科の特徴の一つとして、倫理性を培う教育を重視している。

本学科の外国語に関する科目は、「共通基礎科目」の中の「外国語科目」科目群中にある英語リーディング（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）および英語オーラル（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）の他、英会話（Ⅰ・Ⅱ）、中国語（Ⅰ・Ⅱ）、朝鮮語（Ⅰ・Ⅱ）、フランス語（Ⅰ・Ⅱ）、スペイン語（Ⅰ・Ⅱ）、ドイツ語（Ⅰ・Ⅱ）およびインドネシア・マラヤ語（Ⅰ・Ⅱ）から構成されている。これらの内、英語リーディングおよび英語オーラルは必修（合計8単位）であり、その他の科目から選択必修として2科目以上の単位修得が、卒業要件上義務づけられている。

また、これらの外国語科目の他に、「専門科目」に位置づけられている「実践科目」群には「海外異文化体験」、「海外語学研修」、「社会実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）」が設けられており、また、「コミュニケーション科目」の一つである「国際コミュニケーション論」や文化コミュニケーション学科の専門科目として開講されている外国語科目も履修可能であることから、本学科の教育目的に照らして、また、「国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成」という観点からも、十分な学習機会が提供できていると考える。

学習領域、研究方法の特徴などに基づいて構成した多種多様な「専門科目」については、基本的なテーマのもとにコース専門科目を核として関連科目群が配置されており、体系的、有機的に学習することを可能としている。更に、具体的、実践的学習科目として、「専門科目」に各領域での実務体験を有する講師陣による特殊講義を配置し、実践科目には国内外の事業所、特に当該事業所の環境管理部門や社会福祉施設などでの社会実習をそれぞれ配置することにより、本学の教育理念である「実学」教育の具現化を図っている。

「専攻に関わる専門の学芸」を教授するため本学科の専門教育的授業科目は、「専門基礎科目」（36科目）、「専門科目」（49科目）、「演習科目」（4科目、基礎演習も含む）および「実践科目」（8科目）という4つの科目群から構成されている。これらの科目のうち一部は1年次より学習を開始し、学年進行と共に、学生一人ひとりの学習・研究テーマに応じて関連する科目を核に体系的に学習し、「専門科目」の比重の増大と共に本学科が養成をめざしている人材として活躍するために必要な知識・技能が修得できるように配慮されている。

また、人間環境学科では「専門科目」として特殊講義（4科目）を用意し、これらの講義を担当する教員には現に行政または企業等の組織で実務を担当しているか、またはこれらの経験を十分に有している人材を充て、いわゆる現場サイドからの生の声を学生に聞かせ、また大学内で学んだ知識の実際面への応用を知らせることにより学生の勉学意欲、学問への関心、更には理解力の向上を図ることとしている。同様に、社会実習についても本学科の教育目的に適切な実習を用意して、将来の進路希望をもとに実習先を決定し、事前・事後指導も含む注意深い計画の下で実施し、実習の評価を行うことにより実習をより有意義なものとなるよう注力する。社会実習の目的を、大学内で学んだ学問を実際の場で経験

させることにより、その理解力を深めるばかりでなく、本人の自ら学ぶという学習意欲の向上、将来の社会人としての準備教育期間としている。

演習科目は、1年次より段階的に配置し、1年次前学期での文章表現力の強化、目的発見、コース選択の支援、1年次後学期から3年次までの専門知識の主体的学習の支援、4年次における卒業研究の指導等、演習を基礎とした4年間一貫少人数教育指導の徹底をめざしている。少人数教育・双方向的な教育の場として、1年次より演習科目を配置しているが、このうち1年次前学期には「基礎演習Ⅰ」（必修2単位）を配置し、大学での学修に際しての基本的なスキルズ（図書館等施設利用、レポート作成等）を身につけ、在学中の学習・研究テーマの設定を支援することを目標としている。1年次後学期の「基礎演習Ⅱ」（必修2単位）は、2年次の「演習Ⅰ」（必修4単位）、3年次の「演習Ⅱ」（必修4単位）ならびに4年次の卒業研究と発展していく専門的な学習の基礎として位置づけられる。

卒業所要総単位数は130単位であるが、本学科にける開設授業科目総単位数は326単位となっている。また、本学科における教育課程の開設科目数は173科目で、専門教育的授業科目の「専門科目」が97科目、一般教養的授業科目の「共通基礎科目」（外国人留学生科目を含む）が76科目となっている。卒業所要総単位数130単位の内訳では、専門教育的授業科目の「専門科目」74単位、一般教養的授業科目の「共通基礎科目」は48単位および自由選択8単位となっている。本学科の教育目的に照らして、これらの科目数の量的配分は適切であると考えられる。

主に「共通基礎科目」が基礎教育と教養教育の科目群であるが、その内、「外国語科目」と「情報処理科目」については、他学科教員あるいは非常勤講師が担当している。他方、「専門科目」との継続性を重視して、「基礎科目」（30科目）の内、本学科の教育目的と関連性の強い11科目を、また「コミュニケーション科目」（13科目）の内8科目を本学科の専任教員が担当している。このような体制をとることにより、本学科の教育目的に沿って専門科目における学習内容との継続性が図られるとともに、きめ細かい教育が早期より実現可能となるものと考えられる。

また、初期導入教育において重要な「基礎演習Ⅰ」については、本学科の専任教員により担当チームを結成し、担当者会議を中心に、講義計画（教育内容と教育方法）、成績評価方法について協議を行い、共通の認識をもって実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

上述の教育課程は、環境・福祉分野およびその周縁的分野に関する諸科目の配置と段階的な教育を通じて、広い視野から環境・福祉に関する理解を深化させるとともに、単に知識のみでなく多くの実践の機会を通じて応用的・実践的に捉えられるように配慮して、学科の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第52条との適合を図っている。しかしながら本年度からの本学科の設置とともに導入されたものであることから、第1期の卒業生を輩出する平成19年以降になって本格的な評価が可能となるものである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向けた方策については、中間時点での点検・評価に基づき、適宜、検討を行い、可能な対応について実施に移す予定である。

b) 経営コミュニケーション学科

【現状の説明】

平成 15 年度に開設された経営コミュニケーション学科では、① 企業を取り巻く経営環境が変化する中、諸企業はもちろんのこと NPO や NGO、自治体など、日本経済を構成する各組織において、経営および関連諸科学に関する知識や技能に基づき、コミュニケーションを通じて多様な領域の人々と協働を実現しうる人材、② 国内外の企業における投資家や金融機関などステークホルダーとのコミュニケーションを基礎とする財務・会計活動、顧客とのコミュニケーションを基礎とするマーケティング活動、企業内のコミュニケーションを基礎とする人事活動やその他の管理活動等に関する最新の知識や手法に基づいて、複雑にして多様化する経営環境との協調関係の確立に貢献しうる人材、③ 地球規模での世界の人々と協力関係を維持し、国際社会あるいは地域社会との相互作用のもとに、様々な境界を越えた資源の有効活用を実現し、世界経済の持続的な発展を支えうる人材の育成をめざしている。

本学科では、異なる主体間の相互理解と協力の基底には、「コミュニケーション」が必要であり、その相互理解と協力を深めるためには、「共生」の概念と枠組みが不可欠なものと考えている。経済のグローバル化は 21 世紀を迎え新たな段階に入り、経営の国際的な基準、特に税制、会計、金融、環境などに関する国際基準と、国内基準の調和化が求められている。そのためには、あらゆる境界を越えた人々の相互協力を支えるコミュニケーション・スキルの修得を基礎として、世界の人々との協働を可能とする経営の標準的な基礎知識や創造的な課題解決のための各職能に関する深い知識の修得が必要である。企業を取り巻く社会経済的背景、特に世界経済の動向や地域社会の状況あるいは企業と消費者の連携などに対応し、協働を図るためには幅広いコミュニケーション方法が必要である。本学科では、世界の人々と協働し、国際社会更に地域社会との相互作用のもと、持続的発展可能な経済社会の構築に貢献し、あらゆる領域のコラボレーションに必要な専門経営知識を身につけた実践的な人材の育成を指針とする。

以上の学科の理念・目的ならびに人材養成の指針のもと、以下の点を重視して経営コミュニケーション学科のカリキュラムは構成されている。

- ① 社会科学の幅広い知識の修得を図るとともに、社会科学のみならず人文科学や自然科学などの諸科学をも包含した学際的な教育を重視する。
- ② 国際社会や地域社会あるいは組織内のコミュニケーション能力、特に国際的な標準語である英語、グローバルなコミュニケーションツールであるインターネットなど、ツールとしてのコミュニケーション能力の修得を重視する。
- ③ 経営に関する基礎的な理論の修得とともに、実践的な学習の機会を重視する。

建学の理念および学部・学科の理念・目的・教育目標を達成するため、次のようなカリキュラム体系が編成されている。

- ① 授業科目はⅠ群～Ⅳ群からなる「基礎科目」（30科目 58単位）、「外国語科目」（22科目 22単位）、「情報処理科目」（5科目 10単位）および「コミュニケーション科目」（13科目 26単位）で構成される「共通基礎科目」と、「専門基礎科目」、「専門科目」、「演習科目」および「実践科目」からなる「学科専門科目」によって構成されている。そのうち「共通基礎科目」は、主に1、2年次に配置され、そのうちⅠ群（人文科学分野）、Ⅱ群（社会科学分野）、Ⅲ群（自然科学分野）、「外国語科目」、「情報処理科目」、「コミュニケーション科目」は、それぞれ4単位以上、6単位以上、4単位以上、10単位以上、4単位以上、12単位以上の修得が義務づけられている。「共通基礎科目」全体では、卒業に必要な単位数130単位のうち48単位以上が卒業要件となっている。
- ② 「基礎科目」のⅠ群からⅣ群までの科目は、人文科学、社会科学、自然科学、体育科目に対応し、幅広い教養や総合的な判断力を養うよう配慮され、専門科目との関連から、各分野の傾斜的な単位取得が要求されている。
- ③ コミュニケーション・スキルの修得に重点を置き、1、2年次に集中的に「外国語科目」および「情報処理科目」が配置されている。
- ④ コミュニケーションを基底とした「共生」の理念を具体化するため共生論を中心としたコミュニケーション科目が「共通基礎科目」に設けられている。
- ⑤ 「学科専門科目」のうち「専門基礎科目」は、経営学、マーケティング論、財務論、会計学、国際経営論など専門的な科目を学習するのに必要な各分野の総論を配置し、より高度な専門科目学習の基礎を提供している。
- ⑥ 「演習科目」は、「基礎演習Ⅰ」（必修2単位）を1年次、「基礎演習Ⅱ」（必修2単位）を2年次、「演習Ⅰ」（必修4単位）を3年次、「演習Ⅱ」（必修4単位）および「卒業研究」（必修2単位）を4年次に配置して、4年間の一貫したゼミ指導を行うこととしている。すなわち、「基礎演習Ⅰ」では、近年重要性を増してきた導入教育に特化した内容を織り込み、4年間の学習がスムーズに行われるよう配慮するとともに、専門知識の修得に必要な学習的基礎を確立できるよう企画されている。2年次後学期の「基礎演習Ⅱ」では在学中の学習・研究テーマの設定をサポートする体制を整え、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「卒業研究」と学年進行にあわせて、経営に関する専門的な研究を支援するカリキュラムとなっている。
- ⑦ 実学と共生の理念をより具体化するため、国内外の企業等での実習や語学研修を中心とする「実習科目」を配置し、学生の新たなニーズに対応している。
- ⑧ これらの教育課程をより実効性のあるものにし、本学の教育目標をより確実に達成させるため、本学部におけるGPA制度、アドバイザー制度に加えて、経営コミュニケーション学科の教育課程をサポートする目的で少人数教育が徹底されている。この点は、まだ新1年生のみの在学ではあるが、その効果が徐々に顕在化しつつある。

倫理性を培う教育を実現させるため、本学科では、「共通基礎科目」のなかに、「倫理学」、「哲学」、「ジェンダー論」、「ボランティア概論」等が配置され、建学の精神に関連して、「仏教学」、「共生論」なども配置され、倫理性を培う教育を重視している。

外国語科目は「英語リーディング（Ⅰ～Ⅳ）」および「英語オーラル（Ⅰ～Ⅳ）」の必修科目（8科目8単位）及び2科目以上の履修が義務づけられている「英会話（Ⅰ・Ⅱ）」、「中国語（Ⅰ・Ⅱ）」、「フランス語（Ⅰ・Ⅱ）」、「スペイン語（Ⅰ・Ⅱ）」、「ドイツ語（Ⅰ・Ⅱ）」、「朝鮮語（Ⅰ・Ⅱ）」、「インドネシア・マラヤ語（Ⅰ・Ⅱ）」から構成されている。更に「専門科目」における「ビジネス英語」、「英書講読」、「海外異文化体験」、「海外語学研修」等、実践的な外国語科目を履修することができ、本学の教育目的に沿い、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」に必要な学習機会が十分に提供できている。

「専攻に係わる専門学芸」を教授するための専門教育的授業科目は、「専門基礎科目」（22科目）、「専門科目」（37科目）、「演習科目」（5科目）、「実践科目」（7科目）という4つの科目群から構成されている。2年次より始まるこれらの科目は、年次進行とともに経営に関する専門的な知識の学習が可能となるよう体系化され、本学科のめざす人材育成に必要な知識と技能の修得が企図されている。更に、これらを基礎として、「実践科目」のなかに本学科の教育目的に則した「社会実習」が用意され、大学内で学んだ経営の知識と技能を実社会の場において体験させることにより、その理解力を深めるばかりでなく、将来の進路を明確化するとともに、社会人としての準備教育と位置づけている。

本学科の卒業所要総単位数は130単位である。開設授業科目は146科目で、総単位数は264単位である。そのうち専門教育的授業科目である「専門科目」は71科目148単位、一般教養的授業科目である「共通基礎科目」は70科目116単位となっている。卒業要件である130単位を取得するために、「専門科目」74単位以上、「共通基礎科目」48単位以上、「自由選択科目」8単位以上が義務づけられている。

基礎教育と教養教育の科目群である「共通基礎科目」のうち「外国語科目」は他学科教員あるいは非常勤講師が担当しているが、本学科の教育目的に沿って専門科目における学習内容との継続性を考慮し、専門科目と関連性の強い「情報処理科目」のうち5科目、「基礎科目」のうち4科目、「コミュニケーション科目」のうち3科目を本学科の専任教員が担当している。更に、基礎教育・教養教育の充実を図るため、「基礎演習Ⅰ」を本学科の専任教員で担当し、その担当者会議において、授業内容および授業方法、更には評価基準の統一化や共通教材の使用などの検討を行い、その責任体制の明確化が図られている。

【点検・評価および長所と問題点】

経営コミュニケーション学科の教育課程は、国際的なコミュニケーションの手段である外国語と情報教育を重視し、学生個々の関心と学習能力に応じた履修が可能なカリキュラムとなっており、時代のニーズに対応した科目群や4年間を通してのゼミ指導など専門教育の深化を図るとともに、自在な学習計画が可能となるカリキュラムが企画されている点

は評価できる。

また1, 2年次に集中的に配置された「共通基礎科目」を通じて、学校教育法第52条および大学設置基準第19条の主旨が活かされたカリキュラムを編成しているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経営コミュニケーション学科の教育課程の編成は、「実学と共生」という本学の教育理念をより具体化し確実なものとするための改善・改革の方策の一環である。従って、その総合的な評価は完成年度を待ち、その評価に基づいて更なる将来の改善・改革に向けた方策を検討する必要がある。

c) 文化コミュニケーション学科

【現状の説明】

本学科は、大乘仏教の精神に導かれながら、ますますグローバル化を遂げつつある今日的時代にあつて、世界の国々の異なった文化を理解し、国家と民族を超えて交流し適応できる資質と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすことをもって教育の理念とし目的としている。

本学科の掲げる教育目的を達成するために、本学科では「日本文化」、「中国文化」、「英米文化」、「英語コミュニケーション」の4コースを設けている。

「日本文化コース」は「世界に生きるには、まず自国を知らなくてはならない。日本の伝統的文化の重みと世界における日本の位置づけを正しく理解し、国際社会へ日本を堂々と発信できる人材」を、「中国文化コース」は、「中国四千年におよぶ言語遺産が現代に生きる私たちに発信し続けているものは何かを尋ねる。悠久の歴史を背景にした中国文化を通して、中国人の心を理解し、日中関係の良きパートナーたりうる人材」を、「英米文化コース」は、「英語とパソコンを最大限に活用して、英米を中心とした文化を広く学ぶ。言語・歴史・思想・メディア・文学・芸術などを総合的に学習し、実践的なコミュニケーター」を、「英語コミュニケーションコース」は、「英語力を更に強化し、翻訳法や通訳法、あるいはバイリンガルによる国際関係科目を学習して、英語の専門家や国際的職業人として活躍できる人材」をと、それぞれのコースにふさわしい特有の人材を育成することを目標に定めている。

上記のそれぞれのコースがめざす教育上の目的を保証するべく、各コースにはそれぞれにふさわしい「専門科目」が配置されている。2年次からコースに所属する学生は当然コースの専門科目の修得に努めることが求められるも、本学科のめざすグローバルな視点から学生が複眼的な思考を持つことが望ましく、他コースの専門科目の学習も可能にしている。

専門教育はその基底に幅広いかつ深い教養を担保する基礎部門と、加えて専門性にスムーズに移行できる準備部門が求められなくてはならない。基礎部門を支える基礎教育課程に、「基礎科目」、「外国語科目」、「情報処理科目」および「コミュニケーション科目」(以

上は「共通基礎科目」と準備部門として「専門基礎科目」がある。

一時、全国の大学にあって教養教育が不当に軽視されたことがあったが、人間性の涵養を阻害する傾向があると指摘されて以来、やはり教養教育と専門教育のバランスのとれた大学教育が再び見直されるようになった。本学部ではその反省をいち早く活かした「共通基礎科目」を1・2年次に豊富に開講することによって、2年次以降の専門教育との適正なバランスを考慮した。「共通基礎科目」のうち「基礎科目」はⅠ群（人文科学系）、Ⅱ群（社会科学系）、Ⅲ群（自然科学系）、Ⅳ群（体育系）からなり、この区分には二つの意味が込められている。一つは一般教養科目として、幅広く深い教養のためである。そのために4群ともに偏らない修得が必要である。ただ、本学科のⅠ群の所要単位が他群の4単位より2単位多い。本学科の母胎が人文系学部であるからして当然の教育的措置である。二つは専門教育との連携である。やがて深く専門を究める前の準備的な役割を果たすことになる。なお「共通基礎科目」全体では48単位以上の単位修得が卒業要件であり、「基礎科目」では「言語学概論」などⅠ群（人文科学系）から6単位以上、「日本国憲法」などⅡ群（社会科学系）から4単位以上、「基礎数学」などⅢ群（自然科学系）から4単位以上、合計14単位以上（卒業に必要な単位130単位以上）修得しなければならない。「情報処理科目」（必修4単位以上）ではコミュニケーションのコアスキルとインターネット利用などを堅実に修得させ、「コミュニケーション科目」（必修12単位以上）では、統一教科書「共生の基礎知識」、「共生のコミュニケーション学」などを副教材に用いながら、人はひとりでは生きていけないこと、時には人に助けられ、また人を助けながら人と人との協働社会の間に生きていくことを学ぶ。この真理は本学の建学精神であり、実践目標でもある。直接的には「コミュニケーション科目」のなかの「共生論」が担うテーマであるが、同時に本学科のすべての授業科目に貫徹する支柱的精神でもある。

「外国語科目」は、世界の共通語として本学科が最も重要視するコア科目で、「英語リーディング」（Ⅰ～Ⅳ）と「英語オーラル」（Ⅰ～Ⅳ）を必修科目としその他にも「TOEIC」（Ⅰ・Ⅱ）、「ライティング」（Ⅰ・Ⅱ）、「英会話のための英文法」（Ⅰ・Ⅱ）、「英会話」（初・中・上）、「リスニング」（Ⅰ・Ⅱ）、「英語講読」（Ⅰ・Ⅱ）などが選択必修科目として配置されている。そのねらいは一部の必修科目を自分の自由なる意志で学ぶ形態にしたことである。同時に必修英語の教育体制も新たに構築し、リーディング、オーラルは2人の教員で同じクラスを担当して、相互の連携を密にしながら教育の効果を図る。更にリーディング、オーラルの各分野とも、担当する複数教員が統一シラバス、チームプランニングに基づきながら指導を行うことにしている。また各英語教員にも、英語でリーディング指導可能なこと、英語教育、TESOL、応用言語学などの研究業績があること、また昨今の学生気質なども考慮して、学生とコミュニケーションがとれることなどを希望条件にして授業を依頼している。また、近年の中国の台頭による東アジアならびに世界に占める新たな情勢、また、本学科の「中国文化コース」の教育上の必要性などから、英語と並んで中国語も選択必修できる。なお、「朝鮮語」、「スペイン語」など第2外国語も用意している。「外国語科

目」は54科目108単位を配置しており、そのうち12単位以上を修得しなければならない。

専門科目の中、「専門基礎科目」は「専門科目」の入門的役割を果たすものであり、概論的な諸科目から各コース専門教育の基礎的な部分を担う諸科目が配置されている。「専門基礎科目」は、各コースの専門教育に通底する講義科目と各コース特有の専門教育の基礎的科目に大別できる。前者には、本学の建学精神を体得すべき「仏教概論」のほか、「異文化コミュニケーション論」、「国際理解」などの国際理解につながる諸科目や、「現代文化論」、「比較文学論」などの学際性、統合性に富んだ諸科目がある。後者には、日本・中国・英米などの「文学史」、「歴史」、「社会と文化」などの各国の思想・歴史・文学・芸術・言語などにわたる各国特有の概論的諸科目のほか、「マスコミ英語」、「インターネット英語」などの実践的な諸科目、等々がある。「専門基礎科目」を通して学習した幅広い知識やその知識がもたらす実践力と応用的能力は、世界の異文化理解につながり、国家と民族を超えて生きる基礎的な力となりうるものである。

専門への興味をかき立てられた学生が最後に向かう「専門科目」は4コースの学習領域・研究内容にふさわしい諸科目が豊富に配置されている。「専門科目」は各コース特有の科目群であるが、学生が希望するコースに所属して良かったと思うようにしなければならないばかりか、一層、専門性への学習意欲と知的好奇心を高めるように心しなければならない。

千古不易の真理を教えることの重要さはさりながら、時には教員は現代に生きる学生のニーズを考え、学生の真に学びたいものをキャッチできる柔軟な心を持つことも必要である。また時には各教員が日頃から研鑽を積んでいる研究内容を、心ゆくまで披露することも大切である。研究と教育は乖離したものではもとよりなく、またあってはならず、己の研究にかける情熱を發揮した講義は、心ある受講学生の琴線に触れ学問への探究心を必ずや誘うに違いない。それは逆に受講学生の反応によっては、難しいことをいかに易しく話すことが求められているかを痛烈に知るFDの格好の機会ともなりうる。

「演習科目」は、1年次で「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」があり、統一教科書「大学のサバイバル術」を副教材にし、大学で学ぶことの意味から、修得方法（図書館の利用、レポートの書き方など）、あるいは4年間でのスタンスの中での1年次の存在があることなどを見つめながら自己を発見していく。このあとに続く少人数一貫教育である「演習Ⅰ」（2年次）、「演習Ⅱ」（3年次）は、志を同じくする学友との切磋琢磨を通して、やがて学生一人ひとりが自立していく過程である。

基礎教育と教養教育にあたる本学の「共通基礎科目」の中、学部の英語教育の運営は主として本学科の教員から編成された「英語教育小委員会」が担当している。英語教員（非常勤講師）の選定から、毎年有能力別クラスの編成など細かな実務上の作業にあたっている。なお、英語クラスには、特別クラスと一般クラスがある。前者はAO入試によって選抜された学生で構成され、S1クラスとS2クラスに分かれる。S1クラスは英語必修科目を週8コマによって読み・書く・話すなどのスキルズを徹底的に学習し、実践的な英語能力を獲得することをめざしている。S2クラスは、英語必修科目を週4コマ受講する。海

外で語学研修のみならず、現地学生等との交流プログラムなどに参加し、異文化体験ならびに実践的なコミュニケーション能力の向上をめざしている。一般クラスは入学前に実施する TOEIC 等の英語能力試験の得点を基準にして、得点順に分けられたクラスである。一般クラスから S クラスへの道は閉ざされたものではなく、英語力しだいではそれは可能である。

一般クラスの外国語は英語が主ではあるが、2 クラスの中国語クラスがある。中国語は東アジア圏の教養・共通語として必要であるばかりか、本学科の場合、専門コースに中国文化コースがあり、中国語は英語と並んで必修外国語と認識され、4 年前から「英語・中国語クラス」（英語科目 2 コマ・中国語科目 2 コマ）が設けられた。ところで、今年度から一般クラスの外国語の必修単位は従来の各セメスター週 4 コマ・4 単位が 2 コマ（リーディング・オーラル）となり、その他に 1・2 年次の間に 4 コマ・4 単位以上の英語選択科目を必修修得することとなった。この改正の背景には、入学生の英語学習意欲の低下と英語力の落ち込みなどがあり、詰め込み主義の桎梏から解放し、学生一人ひとりが自らの英語力に応じて楽しく学べるようにとの教育的配慮から生まれたものである。従って従来の「英語・中国語クラス」は「英語」が選択必修となったために新たに「中国語クラス」と呼称が変わった。

また、学生の英語の自学自習用にと、CASEC、ALC のソフトを入れた。学生は空き時間を有効に活用して自由にいつでも利用できる状況下であり、自らの意志で主体的に英語力の向上に努めることができる。また TOEIC 試験にも対応しているので就職対策にも役立てることができる。

卒業に必要な総単位数は 130 単位以上である。本学科の教育課程の開設科目は 242 科目で、この内で専門教育的授業にあたる「専門科目」が 135 科目、一般教養的授業科目にあたる「共通基礎科目」が 107 科目（外国人留学生科目を含む）である。そして卒業に必要な総単位 130 単位以上の内訳はといえば、「専門科目」が 74 単位以上、「共通基礎科目」が 48 単位以上、その他「自由選択科目」が 8 単位以上である。

本学科の開設科目がいずれも他の 2 学科と比較して突出して多いのは、学生数が圧倒的に多い、学科の教育目的に合致した「外国語」教育の重視、専門課程のコース数が多いことなどに伴うものであり、これらの量的配分は適切であり妥当なものと思われる。

専門教育の 135 科目を本学科の専任教員がその大部分を担当しているために、「共通基礎科目」の担当まで余力がないのが実情であるが、それでも専門との連携を重視して、外国語科目やコミュニケーション科目を既に過重ながらも担当している教員も少なくない。また、導入教育として少人数教育をめざす「基礎演習 I」は、ほぼ学科全員の教員が担当し、学生一人ひとりが自己を見つめ大学で学ぶことの意味を知る機会になることを共通理解にして運営している。

【点検・評価および長所と問題点】

従来の旧カリキュラムと今年度から施行されている新カリキュラムを比較した時、最も

大きな改編はどこか。それは各コースの「専門科目」の前段階にこそある。旧カリキュラムでは「専門基礎科目」と「専門文化系科目」が設けられていたが、「専門文化系科目」は「専門科目」と抱き合わせにされていたばかりか、「専門基礎科目」が独立して、24 単位以上の修得が義務づけられていた。ところが開設科目は 23 コマの科目しか用意されておらず、そのために Semester ごとに適正人数を遥かに超えた受講生が殺到せざるをえない状態となり、ダブル開講で辛うじて切り抜けているものの、すこぶる教員・学生泣かせの領域であった。新カリキュラムではその反省点に立って、旧来の「専門基礎科目」と「専門文化系科目」を新たに「専門基礎科目」に合体し、更に新しい授業科目を加えることで、学生が安心して、しかも主体的に「専門基礎科目」を選択履修できるようにした。

上記の改編によって、各コースにおける「専門科目」の必修単位が 20 単位以上となった。旧来は「専門文化系科目」と合わせての 10 単位以上であったので、格段の違いである。この背景には初めて「実践科目」中に設定された「卒業研究」がある。選択科目ではあるが、学生には努力目標としてとりかかるよう指導することが申し合わされている。言うまでもなく「卒業研究」は、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」の積み上げの上になる成果の集大成である。既に述べたように、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」は就職活動に直接阻害されない 2・3 年次で完了し、最終学年は就職活動と卒業研究に余念なく没頭できるのである。「専門科目」の 20 単位は、卒業研究の集大成を約束する最低の必修単位であるだろう。幅広く豊かな教養の上に、深い専門教育を担保した新しい教育課程は、正しく学校教育基本法第 52 条に合致しているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部は設置以来学生のために標榜し、不断の改革を追求してきた。今年度からのカリキュラム改編は、経営環境学科が経営コミュニケーション学科と人間環境学科の 2 学科に分割された改組を機に、これまでの試行錯誤を経て完成されたものであれば、しばらくの間は見守っていくべきであると考えている。

言うまでもなく大学の使命は学びにある。これまでその学びの場として「演習」(ゼミ)がその中核的機能を担ってきた。しかしながら昨今は入試にあって本来もつべき選抜機能がしだいに低下し、そのために基礎学力を欠いた学生が入学するような事態に見舞われている。こうした事態の打開のためには、入学前・後の導入基礎教育の充実を今後一層図らねばならない。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

① プレ授業と入学前補習授業

国際コミュニケーション学部では、学園傘下高等学校において 3 年生を対象とするプレ授業を行っている。これは、本学部へ入学を希望する生徒に大学から教員が出向いて大学の講義の一部を行うもので、これには高校生が大学の講義を予め体験するということと、

大学側としては高校生の理解度や反応を知り、入学後の指導に役立てるという二つの意味がある。また、AO入試、推薦入試などで比較的早く入学が決定した生徒に対しては、「フォローアップ講座」と称する入学前補習授業を計画し、英語（英検対策講座）、日本語表現法、情報処理などの教育を実施している。英語の「フォローアップ講座」の利点は、高等学校英語と実践英語の橋渡し、すなわち学校英語から大学で目標としている本格的な実践向けの英語修得に馴染んでもらい、大学での学習を一層効果あるものにするための工夫の一環である。また日本語表現法の「フォローアップ講座」は、大学入学後の各種レポート、論文などの日本語表現力の養成と、同時に社会人としての教養を涵養するのがねらいである。「フォローアップ講座」の受講生には本学部の規程に準じ、入学後に2単位を付与している。情報処理については、単位付与をしてはいないが、大学での本格的な情報処理教育に先立ち、特に初心者（高等学校等でパソコンに親しんでこなかった者）に基礎的な情報処理指導を施しており、好評を博している。

② プレイスメント・テスト

現在のところ英語のみであるが、入学してくる学生の習熟度別クラスを編成するために予めプレイスメント・テストを行っている。このテストは毎年行われ、クラス編成に利用されている。これによって学生の能力や理解度に応じた授業を展開することができ、学生の満足度も概ね高く、高等学校から大学への移行が無理なく行われているようである。

③ 基礎演習 I

高・大の接続についてのもう一つの工夫は、大学一年の前学期に組まれている、全員が履修を義務つけられている「基礎演習 I」である。これは複数の機能を果たすことが期待されている演習で、1.高等学校のホームルームに匹敵する、アドバイザー・アドバイザー制度であること。各種のガイダンスを別にすれば、この演習が新入生のための大学導入の重要な役割を担っている。2.この演習は知的な面での大学導入教育の役割を担っていることである。数回ずつではあるが、図書館利用の方法、調査方法、講義ノートのとり方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法と実際等が扱われ、またキャリア・ディベロップメントの一環として自己発見といったことも扱われている。

この「基礎演習 I」のために、本学の教職員の手になる統一補助教材『共生のコミュニケーション学』、『共生の基礎知識』および『大学生生活サバイバル術』が開発され、1年生全員に配布し、「基礎演習 I」のテキストとして使用している。特に、『大学生生活サバイバル術』は大学生としての最も基礎的なスキル（ノート・テイキング、図書館の利用法、レポートの書き方等）をカバーするものである。

【点検・評価および長所と問題点】

プレ授業および入学前補習授業は、新入生の知的・心理的・精神的準備という意味で高く評価できる。また、プレイスメント・テストも新入生の理解度や習熟度に合わせた授業を行う上で効果的であると認められ、不可欠なものである。英語、日本語表現法、情報処理は、個々の学生が大学教育を最大限に活かす上でおおいに役立つ基礎的教育の一部とし

て位置づけられ、高く評価できる。また入学直後に履修する「基礎演習 I」は、多角的な大学教育への導入として大変重要な役割を果たしており、長所としてあげうる。こうした取り組みは全て、後期中等教育から大学教育への円滑な移行を可能にする重要でかつ適切なプログラムであると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学前補習授業については、入学してくる学生の基礎力を正確に測定し、それに相応する教育方法を開発・実践するための英語教育や情報処理教育だけでなく、国語力、数学力等についての授業も平成 16 年度から実施予定である。

また「基礎演習 I」のアドバイザー機能については、幅広い能力差と様々な目的をもつ学生、あるいは色々な心理的問題を抱えた学生が急増している昨今の状況を考え、更なる有効な強化策を検討している。

「基礎演習 I」の大学導入機能という部分に関しては、更なる工夫が必要であるように思われる。現在、全学生が小クラスで、図書館利用の方法、調査方法、講義ノートのとり方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法等が教えられているが、これは今後基礎教育の一環としてそれぞれの専門の教員による授業として、授業回数を増やし内容も充実させて展開することが課題である。また、キャリア・ディベロップメント等についてはキャリアセンターなどの専門部署によって、よりきめ細かく対応するプログラムが課題である。

また可能であれば、国語力や数学力についても基礎教育の一環として、レベル別によるきめ細かい授業を展開することが望ましく、現在、その方向で検討中である。

(c) カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

新しいカリキュラムの下では、アウトソーシングという形ではあるが、1 年次から 4 年次まで、終始一貫したプログラムのもとでの、税理士、行政書士、公務員試験等の国家試験に向けての取り組みが開始されている。この結果が出るのは数年先である。

【点検・評価および長所と問題点】

新しく始まったこの取り組みについての問題点やメリットが明らかになるのは、数年を待たなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後の課題としては、4 年の長期にわたる学修時間に相当する単位を認めていくことと、それ以上に、このプログラムを正規カリキュラムとして位置づけることが検討されている。膨大な学修時間を卒業に関わる単位として認定することが、個々の学生により大きなインセンティブを与えることにつながるのではないかと期待される。

(d) インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

本学部においては、開設当初より社会実習（インターンシップ）を正課の履修科目の一つとして位置づけ、最初の開講年次である平成 10 年以降、着々と成果を上げてきている（下表参照）。

【表 2 社会実習(インターンシップ)実績】

国際コミュニケーション学部

(単位：人)

	2000 年	2001 年	2002 年	計	備考
海外	12	36	9	57	
国内	54	39	38	131	
計	66	75	47	188	

学生の進路に関する事項を協議するキャリアセンター、学生のキャリア開発を支援するキャリア支援室およびゼミの教員が一体となって支援体制を築き、次のようにして社会実習を実施している。

① 社会実習受け入れ先の開拓

国内外の企業、行政、団体、地域等で行われている活動の一端を学生に体験させるべく、キャリアセンターはキャリア支援室と密に連携し、また教職員が有する企業等とのコンタクトを活かして社会実習の受け入れ先の開拓を行い、他方、同時併行的に学内における実習学生の募集業務を行っている。

② 社会実習事前研修

本学部では実習生に対し、実習に関する目標設定、受入先機関の研究を事前研修の中で行わせ、更に、ビジネスマナーの講習を行い、実習前の準備をさせている。

③ 実習に際しての巡回訪問

キャリアセンター、キャリア支援室関係者および教員は相互に協力しあいながら、学生の実習先を訪問し、特に実習プログラムの調整、実習中の改善点の把握等に努めている。

④ 社会実習成果の評価

キャリアセンターが受入組織から提出される「社会実習評価表」および学生から提出される「実習レポート」を取りまとめ、キャリアセンター担当教員が社会実習評価表記載の受入先責任者の評価および実習内容等を精査した上で単位認定を行っている。

⑤ 社会実習受入先への報告と学内での情報共有

本年度から「社会実習報告書」を刊行するとともに「社会実習報告会」を開催し、実習生の受け入れを願った関係先と大学間の理解促進の場とするのみならず、教職員・学生間での情報共有を図っている。これは社会実習が通常の授業とは異なり、その実態や成果が見えにくいことを考慮したためである。

なお、これまで実習先として企業が主体であったが、本年度より公共的業務あるいは公共的社会サービス分野への派遣をも重点的に行った。これは、地域社会における貢献活動

を強化するに止まらず、若年層の公共意識の滋養や社会・公共サービス分野への理解促進を図ることを目的としており、今後更に強化して行く予定である。

【点検・評価および長所と問題点】

社会経験の乏しい学生にとって、学校での学習経験やクラブ活動とアルバイト経験だけでは複雑化する社会・産業構造、職場の様子、現場の問題点を把握するのに多くの困難さが伴う。社会実習を通して、社会の機構、仕事のやり方、職場の空気に触れることは、学生から社会人に近づくプロセスで大変有効かつ重要なキャリア教育である。このような意義を有する社会実習を、本学部が組織を整えて真正面から取り組んでいることは十分に評価できる。

今後の課題は、学生にインターンシップを通じて何を学ばせるかをより一層明確にし、その為の十分な事前研修等の準備体制を整え、社会実習受け入れ先を更に拡大させることである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本年度、入学した学生のうち、特に人間環境学科ならびに経営コミュニケーション学科の学生の場合、2年次から社会実習科目の履修が開始される。特に社会実習は選択必修に準じる科目であることから、前年度比の3倍増の学生が履修する予定である。このため、受け入れ先の大幅な拡大に向けて学部をあげて取り組む必要があり、既に本年度から「パッケージ型インターンシップ・プログラム」の開発を進めているほか、学生一人ひとりの学習・研究テーマならびに卒業後の進路に対応した社会実習プログラムの開発にも取り組んでいる。こうしたプログラムを効果的に運営するためには、事前指導の徹底、巡回訪問を含めた実施中の支援体制の強化、評価方法の改善なども必要であり、現在、鋭意準備を進めているところである。

(e) 履修科目の区分

【現状の説明】

学科ごとの卒業要件としての科目区分・科目と単位数は次のようになっている。

人間環境学科

一 共通基礎科目	48 単位以上
I、II、III群	14 単位以上
外国語科目	10 単位以上
情報処理科目	4 単位以上
コミュニケーション科目	12 単位以上
二 学科専門科目	74 単位以上
専門基礎科目	26 単位以上
専門科目	28 単位以上
演習科目	12 単位

実践科目	8 単位以上
三 自由選択科目	8 単位以上

経営コミュニケーション学科

一 共通基礎科目	4 8 単位以上
I、II、III群	1 4 単位以上
外国語科目	1 0 単位以上
情報処理科目	4 単位以上
コミュニケーション科目	1 2 単位以上
二 学科専門科目	7 4 単位以上
専門基礎科目	3 0 単位以上
専門科目	2 2 単位以上
演習科目	1 4 単位
実践科目	8 単位以上
三 自由選択科目	8 単位以上

文化コミュニケーション学科

一 共通基礎科目	4 8 単位以上
I、II、III群	1 4 単位以上
外国語科目	1 2 単位以上
情報処理科目	4 単位以上
コミュニケーション科目	1 2 単位以上
二 学科専門科目	7 4 単位以上
専門基礎科目・コース専門科目	5 8 単位以上
(コース専門科目 2 0 単位以上を含む)	
演習科目	1 2 単位
実践科目	4 単位以上
三 自由選択科目	8 単位以上

なお、卒業には 130 単位以上の単位修得が必要とされている。卒業必要単位数 130 単位に対して、必修科目単位は、人間環境学科、経営コミュニケーション学科では、英語科目 8 単位、情報処理科目 4 単位、演習科目 10 単位（経営コミュニケーション学科は 12 単位）であり、卒業必要単位との比率では 17%（経営コミュニケーション学科は 18.5%）である。文化コミュニケーション学科の必修科目は、情報処理科目 4 単位、演習科目 12 単位であり、卒業必要単位との比率では 12.3%である。ただ、上記のように各学科ともに、科目群ごとに履修すべき単位が細かく規定されており、拘束されない単位は自由選択科目の

8 単位だけである。また、この他に、教職科目、博物館学芸員資格科目、日本語教員養成科目を取得する場合は、それぞれに必要な必修科目や選択科目を、卒業に必要な単位のほかに履修する。

【点検・評価および長所と問題点】

履修科目の区分は、学科ごとに若干の差異が存在しているが、根本的には同じである。共通基礎科目、学科専門科目の内容もかなり細かく履修単位が規定されている。これは履修モデルを想定して、学生たちをその履修モデルに沿って教育指導するという点では有効な方法であろう。それぞれの学科が教育上の目標を明確にしている場合、こうした履修の仕方は大きな効果を発揮するであろう。カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は妥当である。

問題点としては、科目履修の柔軟性にやや欠ける点である。建学の理念や学部・学科設立趣旨という面からは、一定の履修条件は必要であるが、学生の側からすれば、履修条件が細かいため、卒業のための科目履修を優先せざるを得ず、個々の学生の主体的目標実現と齟齬をきたしているという面がなくも無く、今後の再検証が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「現状の説明」で述べたように、科目群ごとに履修すべき単位が細かく規定されており、そういう意味では学生の選択幅は相当に狭いといえる。そこで目的意識の高い学生が不利にならないよう、学生が自らのキャリアを意識し履修計画を自由に立てられるようなカリキュラム改革に向け、今後も努力を重ねていく。

(f) 授業形態と単位の関係

【現状の説明】

「学則」第 62 条により、授業科目の単位計算方法は次のように定められている。

授業科目の単位計算方法は、1 単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15～30 時間の講義をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、15～30 時間の演習をもって 1 単位とする。
- 三 実験・実習及び体育実技等については、30～45 時間の実験・実習または実技をもって 1 単位とする。

本学では 1 コマの授業時間を 90 分としており、単位計算にあたっては、これを 2 時間と見なしている。講義については、講義 1 時間につき、2 時間の予習・復習がなされることを想定している。また、祝日や振替休日が増加し、15 回の授業時間数の確保が難しくなっているが、この問題については、学年暦の様々な工夫によって授業時間数の確保に努めている。

【点検・評価および長所と問題点】

講義・演習科目は定期試験を含めて 15 回の講義・演習により 2 単位を付与している。

この時間数あたりの単位計算方法は、現在のところ妥当であるといえる。また、入学時のオリエンテーションでは、こうした単位履修の考え方を説明しているが、それが充分徹底しているとはいえない反省がある。授業時間外における学生の学習量の実質的確保に関しては、現在のところ、学生と担当教員に任されており、それが十分に機能している確証はなく、今後、大学全体で検討の対象となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

改善に向けた取り組みとしては、第一に、FDを充実すること。各教員が更に教授法を学び、シラバスによる講義内容の徹底、授業そのものの改善、学生が自ら学ぶように指導、更に適切な課題を与える等の改善が検討されている。第二としては、ガイダンスや演習を通じて、学生が自主的に学習する習慣を身につけるべく、適切な指導がなされるよう検討中である。

(g) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

国内については、まず本学の社会学部との単位互換制度に基づいて、社会学部において単位を修得した学生に対して単位を認定してきた。また、更に学習機会の拡大をめざして、平成14年度より文京学院大学経営学部および人間学部と本学部とで広範囲な科目にわたる単位互換制度を開始した。平成14年度については、社会学部において2名、文京学院大学において3名が単位を修得した。(『大学基礎データ』表4)。円滑に学生同士が単位を取得できるよう、また交流が拡大するように、継続的に取り組んでいる。

また、海外については提携大学に留学(研修を含む)した学生についても、留学先での学習成果に基づいて単位を認定している。留学については、ブリストル大学に10名の学生が留学し、中国文化大学には2名が留学した。それぞれ所定の目的を達したことを評価し単位を認定した。また長期語学研修については、ヨーク大学に2名、ポートランド大学に1名、西シドニー大学に2名、クイーンズランド大学に2名、メルボルン大学に1名、フレイザー・バリー大学に1名が参加し、それぞれ所定の目的を達したことを評価し単位を認定した。

なお、大学設置基準の「他大学等の授業科目の履修」にあつて、従来の30単位から60単位への改正があつたのを受けて、本学部では国内外の大学等で学修した場合、60単位を超えない範囲で単位認定することとした。半年あるいは1年にわたって留学し、所定の学修を果たした学生には、「国際教育センター」が詳細を検討し、また、適切な単位付与に関しては教務委員会を通して教授会において認定している。

短期の研修については、春季および夏季の「海外語学研修」を設け、英語圏を中心に参加者を募って実施している。研修は、3~4週間で、午前中の3、4時間を英語の集中授業に、午後は各種の研修や見学とアクティビティに参加する、というプログラムで実施しており、参加者には2単位が付与されている。また、「海外語学研修」と同様のプログラム

を国内の提携英語専門学校にて実施しており、所定の学修を修めた者には「国内語学研修」の2単位を付与している。更に、語学以外の海外体験にたいしても学内規程に則り、「海外異文化体験」として2単位を認めている。短期語学研修については、ノッティンガム大学、ブリストル大学、西シドニー大学、クィーンズランド大学、ヨーク大学、カルガリー大学、中華人民大学に、合わせて63名が参加。更に、「海外異文化体験」としては、英国チェルトナムとアメリカのポートランドに合わせて14名が参加。それぞれ所定の目的を達したことを評価し単位を認定した。

編入学生に対しては、「学則」第64条に基づいた「編入学生等の卒業要件等に関する規程」により、他の大学等における既修得単位のうち62単位を認定している。更に平成13年度より傘下の専門学校の卒業生に限り、2年次編入を認めることにした。そのため「編入学生（2年次）の卒業要件等に関する規程」を定め、専門学校等における既修得単位のうち32単位を認定することとし、その科目区分ごとの既修得単位の認定および履修すべき単位数の詳細を定めた。

近年、AO入試や推薦入試などにより合格が早期に決定する新入学生が増加しつつある。これらの入学予定者に対して、入学前に本学部が実施する「フォローアップ講座」での学修に対して、一定の学習時間、学習成果などを前提として、単位を認定することを目的として「大学以外の教育施設等における学修および入学以前の既修得単位等の認定に関する規定」を改正し、平成14年度以降の入学者に対して単位認定をしている。加えて、大学以外の教育施設等での学修に関しては、インターンシップやコミュニティ・カレッジ（大学公開講座）等があり、各々の委員会からの詳細内容を教務委員会にて充分検討し、学修内容にふさわしい単位付与を教授会にて認定している（『大学基礎データ』表5）。

卒業必要総単位（130単位）中、本学部による認定単位数は70単位であるが、これは割合では約54%になる。また3年次への編入学生には62単位まで認定しているので、編入後に少なくとも68単位を修得する必要がある、この割合は約52%に相当している。

【点検・評価および長所と問題点】

前述のように、この制度の実績は徐々にではあるが積み重ねられてきており、評価できる。しかし、現在の海外提携校に関しては、概して受け入れ基準としてのTOEFLの点数が高いために留学できない学生がいる。また、日本国内の景気が依然として不透明な最中であって、留学費用はかなりの負担となっており、在学、休学を問わず留学中の施設維持費は免除にして欲しいという声は以前から上っているなどの問題点がある。

国内については、社会学部および文京学院大学との単位互換に限られているが、地理的に近く、学習意欲の充足を図ることができる学習機会の拡大を段階的に図っていくことが必要である。

入学前に行われる日本語表現法の「フォローアップ講座」は、実施計画段階から単位付与するに相当する内容のものを準備し実施しており、大学における授業と同様の課題やレポートを課し正当な単位付与に努めており、これまでのところ適切な運用がなされてきた

と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の海外提携校に関しては、概して受け入れ基準としての TOEFL の点数が高いため、提携校とのより現実に即した調整の必要性を感じており、打開の機会を模索中である。また国内の単位互換制度については、学生たちの学習の機会・選択の幅を増加させるためにも、近隣の大学同士が相互に補完・補強するシステムの構築に向けて目下検討がなされている。

(h) 開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

本学部の専任教員数は 50 名であり、3 学科全体の年間開講科目数は 1,020（前・後学期合計、学科改組した経営環境学科 455 科目を除く。）である。うち専任教員の担当科目数は 416（40.8%）、兼任教員（兼任教員等を含む。以下同じ。）のそれは 604（59.2%）である（『大学基礎データ』表 3）。学科ごとでみると、人間環境学科（専任教員 15 名）は、年間開講科目数 151、うち専任教員担当科目数 67（44.4%）、兼任教員担当科目数 84（55.6%）である。経営コミュニケーション学科（専任教員 12 名）は、年間開講科目数 121、うち専任教員担当科目数 48（39.7%）、兼任教員担当科目数 73（60.3%）である。文化コミュニケーション学科（専任教員 23 名）は、年間開講科目数 748、うち専任教員担当科目数 301（40.2%）、兼任教員担当科目数 447（59.8%）である。学科間で開講科目数における専・兼比率に大きな相違はなく、専任教員の開講科目数は全体のおよそ 40% である。教養科目において兼任教員の担当科目数が専任教員のそれを上回っているのは、外国語科目（特に英語）および情報教育科目の開講クラス数が多く、その大半を兼任講師に依存しているためである。兼任教員数は 110 名であり、そのうち外国語科目および情報科目関係の兼任講師は 65 名と約 6 割を占めている。

専任教員と兼任教員との意見交換の場は、学期始めに学部全体の全教員会が実施されており、それ以外には定例化されたものはない。兼任教員の教育課程への関与は、担当分野・科目を同じくする専任教員との個別的な意見交換が大半ではあるが、英語教育では、チームティーチング制を導入しており、英語教育小委員会の専任教員との間で積極的な意見交換が行われている。

【点検・評価および長所と問題点】

3 学科とも専門教育における必修科目は全て専任教員を配置しており、本学部各学科の人材育成目標の確実な達成を担保している。しかし、少人数教育を実施している英語教育ならびに情報教育など、教養科目においては兼任教員に頼っている部分大きい。兼任教員の比率が大きいという問題点はあるが、逆にそれゆえに多くの科目が開講できるという長所や、コミュニケーション・スキル教育における教育指導を徹底しうるチームティーチングなど、少人数教育を可能とする長所もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少人数教育を堅持し、更に徹底する上で、兼任教員への依存はある程度避けがたい面もあるが、 Semester 始めの全教員会のみならず Semester 中においても、適宜、専任教員と兼任教員の間での意見交換を行い、本学部の教育目標の実現を図る。また、とりわけ兼任教員への依存度が高い英語教育ならびに情報教育については、専任教員による教育課程の企画と管理の下で、教育効果の維持と向上を図る。

更に、人間環境学科、経営コミュニケーション学科および文化コミュニケーション学科のそれぞれの学科で不足している環境科学系、情報科学系、言語学系などの教員の量的充足を、前 2 者の学科については完成年次(平成 18 年度)以降のカリキュラム改革の検討と、後者についてはコース制の再検討などと連動した、専任教員採用計画の下で進める予定である。

(i) 社会人学生、外国人留学生等の教育上の配慮

【現状の説明】

社会人、外国人留学生、帰国子女については、それぞれに募集枠を設け入学試験を実施している。

外国人留学生については、日本語能力の低下という現実に迫られて、外国人にとっての日本語は外国語であるという認識に基づき、「外国人留学生クラス」の外国語として「日本語 I～IV」を必修科目として位置づけた。更に日本文化に対する理解と文化適応を視野に入れた「日本の生活と文化 I・II」を開講している。

また、「外国人留学生クラス」については、実情に精通する教員が「基礎演習 I」を担当し、アドバイザーとして学修面のみならず生活や奨学金等の面でもきめ細かく対応している。

【点検・評価および長所と問題点】

カリキュラムとして、「日本語 I～IV」・「日本の生活と文化 I・II」を外国人留学生の必修科目としている点は、おおいに評価しうる。また、外国人留学生に対するアドバイザーをしっかりと位置づけていることも、外国人留学生に喜ばれ、評価されている。

問題点としては、日本語に関する講義時間数が、量的に絶対的に不足しており、その結果、外国人留学生の中には専門講義についていけない者も出てくるのが懸念される。そのためにもカリキュラム面での緊急かつ具体的な解決策が講じられる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少子化現象を視界に入れれば、18 歳人口のみならず、更に社会人へと入学者の間口を広げるべきである。多様な学生の存在は学内の活性化をもたらす大切な要因であり、社会人学生はおおいに歓迎すべきである。そのためにも適切な入試方法等を検討して、社会人入学を積極的に推進することも検討中である。

多様な存在としての外国人留学生についても、カリキュラム面ばかりではなく、奨学金、

あるいは個別指導なども早急に改善することが求められる。将来的には、レポートなどの日本語をチェックするサービスや、住居や生活上の問題に親身になって対応する、外国人アドバイザーを専門に置くことを課題としている。

また、とりわけ奨学金の問題は、いかに、いかなる外国人留学生を受け入れるかに関わる重要事項である。現状のような奨学金の給付の方法では限界があることを認識し、改善に向けて検討中である。

(j) 生涯学習への対応

【現状の説明】

本学部は、「実学教育による共生の理念を实践しうる人材の育成」を目的にしている。こうした立場から、本学部が地域に開かれた大学として、また社会人再教育の場としても有効に機能したいと考えている。本学部発足と同時に社会人入試を実施し、社会人の入学を歓迎している。また、学則や「聴講生、特別聴講学生及び委託生規程」に基づき聴講生、特別聴講学生および委託生の受け入れについても取り組んでいるところである。公開講座は「淑徳大学エクステンションセンター」と学部広報委員会との連携のもとに企画され、内容も年々多彩さを増し、また地域社会と密着しながら展開している。なお、昨年度より公開講座の単位を認定することとした。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部での生涯学習に対する対応は、制度上はかなり整備されてきている。平成 14 年度は、本学部が主催するコミュニティ・カレッジ（公開講座）が開催され、9 月下旬から 12 月にわたり、合計 5 講座が開講され、参加者は延べ 1,333 名に上った。

長所としては、環境問題等の地域社会と密接な学問領域の研究成果のみならず、語学、文化一般や経営などの、本学部が有している知的資産を幅広く公開し、地域の方々に貢献できることである。

今後、このプログラムが充実していくなかで問題点が出現するのを待ち、更なる改善・改良の手を加える予定である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

生涯学習への取り組みとして、社会人入学の募集活動を積極的に展開していくこと。また、本年度から始まる新カリキュラムの全ての科目が開講されることから、聴講ニーズが出てくるものと思われるので、広く地域住民や社会人に認知され利用されるように広報活動を展開していくことが必要であり、今後、地域の声を聞きながら、内容・方法を充実させていく予定である。

(k) 正課外教育

【現状の説明】

本学部では、学生がキャンパスライフを有意義にエンジョイできるためのイベントを正

課外教育として位置づけ、フレッシュマンキャンプ、スポーツ大会、サマーナイトフェスタ、淑徳祭、サイレントナイトコンサート、リーダーズキャンプおよび卒業記念パーティーの7つの企画を実施している。(次表を参照)。これらの企画は学生主体で立案・運営・実行をしており、ゼミ(クラス)などを通じてより多くの学生に参加を呼びかけ、特に居場所のない学生にも多くのチャンスを作るようにしている。

【表3 学生厚生担当イベント】

国際コミュニケーション学部

月	イベント名	目的
4	フレッシュマンキャンプ	新入生同士、新入生と教員、在校生学生リーダーとの交流・懇親
5	スポーツ大会	新入生を歓迎しながらスポーツを楽しみ、学生同士の交流を深める
7	サマーナイトフェスタ	文化系と体育系の団体が一緒に参加し、団体間の交流も深めつつ、キャンパス活性化につなげる。
10	淑徳祭	学園祭
12	サイレントナイトコンサート	個人、団体の枠をこえ音楽を通じて交流することによりキャンパスの活性化を図る。
3	リーダーズキャンプ	各クラブ・サークルの活性化および交流とともに学校行事等の中心的存在となる学生の育成
	卒業記念パーティー	卒業を祝う

【点検・評価および長所と問題点】

これらのイベントを通じた多くの友との出会い、触れ合いがなされ、自らが創りあげる大学生活のもうひとつのカリキュラムとして、大きな効果を上げている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1・2年生全員が参加できるようにゼミ(クラス)単位で発表したり、競ったりできるプログラムの創意工夫が必要である。更に、学科別・学年別などイベントを通じ活発に交流できるようサポートも課題である。また、「淑徳祭」では、学生および地域住民、他大学などとの交流をいかに多くするか、これからの重点目標の一つと考えている。

2) 教育方法とその改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

各授業科目の教育効果の測定は、大部分の授業科目では期末試験、授業期間中のレポートなど出席回数を加味して行われ、少人数で実施される演習科目では、この他に、授業への積極的参加態度、プレゼンテーションの内容なども加味される。原則として授業時間の3分の1以上を欠席した学生には、その授業科目を履修したとは認められず、期末試験

の受験資格は与えられない。最終的な評価は、担当教員が授業ごとに 100 点満点で A+ (90 点以上)、A (80~89 点)、B (70~79 点)、C (60~69 点)、D (不可 : 60 点未満) とし て成績表に表示して学事部に提出する。その際、期末試験や授業時間中の課題、レポート、出席率などを、どのような割合で加味するかは、担当教員の判断によっている。平成 14 年度からは、こうした個別の授業効果の測定に加えて、学生一人ひとりの総合的な授業効果の測定・評価のため、GPA (Grade Point Average) を導入した。学年ごと、学科ごとの GPA の分布、科目ごとの A+~D 評価の割合については、セメスターの始めに開催される全教員会において開示される。これによって、教員相互に著しい評価の偏りが無いことを確認することができている。

一方、学生の授業への満足度は、主に自己点検評価委員会が実施する「授業アンケート」によって評価している。このアンケートは、毎学期、最終授業の週の 5 週間前から最終授業の週までに、体育実技と演習科目を除く全科目の授業内で行うものである。また学生に回答を求めるアンケート調査項目とほぼ同一の調査項目で、教員側にも自己評価を課している。調査結果は民間の調査機関に集計・解析を委託、それに基づく問題点の指摘・改善の検討は自己点検評価委員会が行っている。また調査結果は科目ごとに教員にフィードバックするとともに、学生のフリーアンサー部分を除く全ての部分を、「授業アンケート集計結果報告書」に収録して、教職員や学生に開示している。フリーアンサー部分は直接担当教員に郵送しており、現状では開示していない。このほか、平成 13 年度より開設した「学習支援センター」では、授業に対する学生からのクレーム、要望を随時受け付けている。これによって、定型的なアンケートでは分からない学生からの授業評価を知ることも可能となった。

平成 12 年度から平成 14 年度までの卒業生の進路は、民間企業への就職が 60%~60% 台半ば、官公庁は 1%未満、教員は無し、進学が 3%前後である。いずれにも該当しない者は、平成 12 年度の 29.0%から平成 14 年度の 35.7%へと増加傾向にある (『大学基礎データ』表 8)。

【点検・評価および長所と問題点】

長所については、GPA や A+~D 評価の割合を開示することにより、教育内容の難易度、教育効果の違いを比較検討することができる。授業アンケートの共通項目を科目ごとに比較検討することで、学生の不満度の高い部分を系統的に分析することができている。このことから、教育効果を高めるための教授法やカリキュラムの改善に向けた検討課題を抽出することも可能である。

問題点としては、教育効果の測定は担当教員の判断に任されているため、科目間で著しく難易度の違いが生じる場合があり、測定基準の整備は今後の検討課題として残されている。

一方、授業アンケートによって学生から指摘される課題に対しても、迅速な対応がとれない実態も残されている。また、教員自らがアンケートの配布と回収を行っているので、

特に少人数授業においては、アンケート記入に際して学生の回答にバイアスがかかる可能性もある。こうしたアンケートの実施方法も見直しの検討対象である。

更に、現在施行している教育体系全体の有効性を検証するシステムを導入する必要がある。現在は、英語教育、情報教育、海外語学研修、社会実習、一般授業が、個別の教学組織によって実施されている。しかし、これらのプログラムが個別にあるいは全体として、効果を上げているかどうかを評価する仕組みが備わっていない。この点については、教学組織の見直しも含めた検討課題である。

卒業者の進路に関しても、フリーターと考えられる者の割合が増加していることについて分析し、対策をとる必要がある。将来の進路を明確にした上での選択か、全く明確にしないままに卒業しているのか、あるいは学生生活に満足した上で卒業しているのかなど、教育体系全体の評価とも関連して、速やかに対応する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果の測定は、授業終了時だけではなく、可能であれば毎回の授業ごとに何らかの方法で実施することが望ましい。出席カードに、毎回の授業内容への感想や質問も記入するよう求めている授業もある。こうした手法をより多くの授業で実施して、頻繁に教育効果を測定しつつ、授業内容を学生のレベルにふさわしいものに改善していく努力が必要である。

授業アンケートの実施方法についても、講義を担当する教員ではなく、第三者が配布と回収を実施するべきである。この点に関連して平成 15 年度後学期より、授業を受講している学生に授業アンケートの配布と回収を依頼することとした。この回収方法に関しても議論は残るものの、実施状況の調査を行いつつ、更に改善に向けた努力を行っていききたい。

現在実施しているアンケートは、セメスター終了間近な期間に実施されている。従って、授業改善への見直しが実行されるのは、翌学期の授業からということになる。迅速なフィードバックを行うためには、前述のように、授業途中であっても積極的に学生からの意見を聴取する方策の検討を行う予定である。

学生からの評価の中には、講義の改善につながる内容が含まれている。建設的な批判は真摯に受け止め、講義方法の改善に活用しなければならない。一方、教授法の評価と改善に関わるチェック機能は不十分で、授業アンケート内容に対する教員のコメントや改善への取り組み方針なども、作成して開示する努力が必要である。この他、教員相互に授業を見学し、学生の反応と教授法のあり方などについて、意見交換を行うなどの試みも実施していきたい。更に、卒業が決まった学生に、在学時に感じた授業の問題点、就職支援活動の有効性などを、自由に発言してもらおう機会を設けたい。

更に、平成 15 年度より「学部改革実行委員会」を組織し、そのもとで「学部教育改革プロジェクト委員会」を発足させた。本委員会は同年 7 月に改革の答申を出し、その内容を実現するための「基礎教育チーム」が生まれ、学部基礎教育全体の改革を検討している。具体的には、高等学校から大学への移行に伴う修学基礎教育、大学での学習に必要とされ

る基礎学力の補習教育、専門科目への導入となる専門基礎教育の内容が検討されており、実現可能な内容は平成 16 年度から実施される予定である。また、これを支援するための教学組織の再編成も検討されている。この改革を手始めとして、各学科におけるカリキュラムの見直し、基礎教育から続く専門教育の在り方、在学生に対する教育内容の評価と改革についても、学科会、教務委員会、「学習支援センター」を中心とした取り組みに着手している。

(b) 厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

国際コミュニケーション学部においては、Semester制度を導入している。半期ごとの履修登録単位数の上限は 26 単位であり、通年換算で最大 52 単位となっている。なお、免許資格科目の上乗せ履修に関しての履修上限単位は設定されていない。履修登録に誤りがある場合は、後述する履修登録の確認期間に訂正を行うことができる。この期間に申告されない場合は登録無効として処理される。

更に平成 14 年度からは GPA 制度による成績評価を導入した。これにともない、GPA スコアが 3.0 以上 (26 単位)、2.5 以上 3.0 未満 (24 単位)、2.0 以上 2.5 未満 (20 単位)、1.5 未満 (18 単位) と、成績によって次Semesterの履修上限単位を設定して、学力に応じた履修を行うよう指導している。

授業科目ごとの成績評価は、5 段階 A+ (90 点以上)、A (80~89 点)、B (70~79 点)、C (60~69 点)、D (不可: 60 点未満) によって行われている。授業科目ごとの評価方法は「教育効果の測定」に示したように、期末試験やレポートなど複数の手法によっている。英語、情報を含む演習科目では、特に出席と授業への参加態度も重視される。原則として授業回数の 3 分の 1 以上を欠席した学生の評価は不可となり、期末試験の受験資格も認められない。ただし、病気などの学則に定める理由がある場合は追試験の受験を認めている。また、3 科目以内の単位の取得により卒業可能となる場合は、3 科目を限度として再試験を受けるチャンスを与えている。

受験資格があり、受験したにもかかわらず成績が記載されていない場合、もしくは成績評価について不明な点がある場合、学生は学事部に申し出ることができる。この場合、学事部から当該科目担当教員に対して申し出の内容が通知され、担当教員は迅速にその内容に対して回答しなければならない。また、申し出が適正なものと認められる場合は、追試験の受験または評価変更の措置がとられる。

なお、平成 12 年度から平成 14 年度までの卒業判定による合格率は、経営環境学科では平均 88.4% (90.6%、88.9%、85.7%)、文化コミュニケーション学科では平均 89.3% (90.7%、90.2%、87.1%) となっている (『大学基礎データ』表 6)。

【点検・評価および長所と問題点】

GPA 制度の導入によって、学生の学力を総合的かつ一般的な基準で評価することが可能

となった。GPA を算出する場合、履修を放棄したり、あるいは受験しなかった場合、当該科目のポイントは0となるため、安易な気持ちで履修を行った学生の評価は著しく低下する。

学生は自らの学力や習熟度を十分に考慮した履修を行う必要があり、その結果を厳格に成績評価に反映させることができるようになった。GPA 制度を導入したことによって、成績優良者に対して学習意欲の向上を促す効果が認められる。一方、成績が低位の学生にとっても、長期的な学習計画を考える契機となる面があり、一定の効果があると考えられる。

セメスター最初の授業では、授業の目的・到達点、評価の方法などを説明し、それにしたがって授業を実施している。多くの授業において、小テストや中間試験、授業期間中のレポートなども併用して、その結果も含めた最終評価を行っている。これらの取り組みによって評価の基準を明確にするとともに、公平かつ厳格な成績評価を行うことが可能になっており、評価できる。この他、実践科目の中の語学研修（海外・国内）に関しては、研修先の修了証あるいは成績評価をもとに、参加前・後に公的試験あるいは学部が用意するテストの結果も踏まえて、「国際教育センター」が学習内容の点検を行い、社会実習（海外・国内）に関しても、研修先の評価と作業日誌をもとに、「キャリアセンター」の教員によって点検が行われるなど、厳格な単位認定に向けての仕組みが整えられている。

各年次の総合的な成績評価の結果は GPA スコアに反映され、前述の通り、次セメスターの履修上限が決定されるので、学力と学修成果に応じた履修を可能にしていると評価できる。

一方、問題点としては、セメスター途中での評価のフィードバックは全ての授業で実施するに至っておらず、この点での改善が求められる。また、成績評価の基準と方法は、授業を担当する教員に任されている。そのため、授業ごとの難易度が著しく異なっている場合がある。成績評価の公平性という視点からみて、授業内容が学生の学力を考慮したものになっているかどうかの評価を導入するべきである。

その他、以下に示す履修登録期間の設定と成績の関係も今後検証していくことが望ましい。本学では、セメスター開始直後の1週間を履修仮登録期間、その後の約2週間を経た段階で、履修登録科目の削除と追加を認めている。合計で約3週間を履修登録確定に要していることになり、学生にとっては、履修した科目が希望通りのものであるかどうか確認するには十分な期間であろうと思われる。一方、教員側からすると、この期間を経ないと履修者が確定しないため、出欠の確認や学習効果の把握に若干の煩雑さを伴う。また、履修変更を行った場合には、学生は初回から3回程度までの授業を欠席することになり、その後の学習に支障を生ずる可能性もある。この点の検証は行っておくべきであろう。

卒業判定による合格率は、平成12年度以降、わずかではあるが両学科ともに減少傾向が見られる。その推移を今後も追跡しつつ、その原因を明らかにしておかなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

GPA 制度を導入している他大学の例では、Semester 途中での履修停止希望を受け付けている場合がある。上記の履修登録期間との関係において、現行制度が学生の不利益にならず、むしろ学習効果を高めているかどうかの検証を行い、同時に、他大学と同様に Semester 途中での履修停止を認めるべきかどうかについても検討を行っている。

一方、個々の教員に任されている評価手法が学生の学力レベルにあっているかどうか、科目間の評価手法と難易度に著しい格差がないかどうかについては、充分検討されているとはいえない。この点について、成績評価のばらつきの検証、教員相互の授業研究などを通じて、厳格であるとともに公正な成績評価のあり方について改善を進めていく。

これと関連して、現在、入学前段階からの基礎教育課程の全面的な見直しが、基礎教育改革チームを中心に実施されている。具体的には、教育内容や教授法、成績評価方法など、広範囲な点検と見直しがなされている。その成果を平成 16 年度から実施することで、現行制度を更に実効性のあるものとしていく予定である。

卒業判定による合格率の推移とともに、学籍異動者、GPA 不振者数の推移、不振の原因などを分析し、卒業へ導く対応策の立案と実施へ向けた準備を行っていく。

(c) 履修指導

【現状の説明】

平成 14 年度から本格的に導入した GPA 制度とも関連して、新入生に対しては入学式直後から「基礎演習 I」の授業を開講して履修指導を行っている。この「基礎演習 I」とともに、1泊2日のフレッシュマンキャンプも含めた期間中に『学生便覧』、『シラバス』、『時間割』を配布し、前述の統一教材を用いながら、履修指導の徹底を図っている。在校生に対しても、「基礎演習 II」、「演習 I・II」の担当教員が、授業時間ならびにオフィスアワーの時間を利用した履修指導を行っている。平成 15 年度 1 年次生科目については、『シラバス』をオンライン化した。それによって、毎回の授業内容を詳細に学生に伝えるとともに、変更があった場合なども迅速に学生に周知徹底することが可能となった。その他、「学習支援センター」と教務委員会・学事部の教職員も、履修登録期間中は随時、学生の履修相談に対応している。前学期は授業開始 1 週間後、後学期は履修開始直後に履修登録を終了する。この後、迅速に履修登録確認表を作成し、基礎演習あるいは演習を通じて学生に履修登録の内容を周知するとともに、前・後学期とも 2 週間以内に、学生は履修科目の削除と追加を行うことが認められている。従って、学生は最大 3 週間をかけて自らの履修状況を確認し、学習を進めていくことができる。

更に、「学習支援センター」ではその後の学習状況について、「基礎演習 I」、英語・情報科目など、必修授業の出席状況を定期的にチェックしている。そうすることによって、早期に出席不良学生を発見し、アドバイザーと協力して継続的な履修指導と学習支援を行えるようになった。また、履修成績表の表示形式を改善するとともに、学生本人および家庭にも郵送し、履修状況を分かりやすく示している。

第2 Semester以降は、学生個々人の学習速度に応じた履修指導を実施している。具体的には、前学期の GPA に応じて、既に述べたように履修可能な単位数に制限を設けている。また、GPA の低い学生に対しては、以下のような履修指導を実施している。

1つの Semesterで GPA が 1.5 未満となった学生には、本人を呼び出してアドバイザーによる注意と指導を行う。

GPA1.5 未満が 2 Semester連続した学生には、本人および保証人を交え、アドバイザーと「学習支援センター」が今後の履修計画について指導するとともに、「学習支援センター」が補習を実施するなどの継続的支援を行う。

GPA1.5 未満が 3 Semester連続した場合、もしくは通算で 4 Semesterになった場合は、本人および保証人と学部長が面接を行い、修学意志の確認を行う。修学意志が認められる場合には、アドバイザーおよび「学習支援センター」が履修計画を抜本的に見直すなどの支援を行う。

留年者に対しては、その単位修得状況に応じて、教務委員会および「学習支援センター」が中心となって適切な履修指導を行っている。演習科目の履修が必要な場合は、まず演習担当の教員を決定し、担当教員が中心となって履修指導を行い、教務委員会と「学習支援センター」が適切な支援を行う。演習科目を全て履修済みの者には、教務委員会と「学習支援センター」が個々の学生の事情に応じた履修指導にあたっている。

【点検・評価および長所と問題点】

GPA、アドバイザー制度、「学習支援センター」および教務委員会と学事部が一体となった現行の履修指導体制は、個々の学生に対応するにあたって十分なものといえる。

1年生と2年生の履修登録については、上記の指導を経た後にアドバイザーの承認を受けて登録票を提出することで、履修登録上のミスを大幅に減らすことができた。また、出席状況のチェックをこまめに実施することで、出席不良学生を早期に発見・対応することが可能となった。オンラインシラバスは、対象科目を担当する全ての教員が使用するに至っておらず、今後も活用へ向けた努力が必要である。

長所は、アドバイザー制度とオンラインシラバスの導入により、学生のニーズに対応した履修指導をこれまで以上に細やかに行うことができるようになったことである。オンラインシラバスの問題点は、科目間の連携を十分に示せない点にあり、この点を補う履修モデルの提示など、追加の情報を迅速に学生に示す仕組みを充実させなければならない。

一方、出席不良学生に対しては、「学習支援センター」、カウンセリングルーム、学生厚生部の3部署が協力して対応している。しかし、個別の部署のみで把握している情報が共有されず、適切な対応がとれない事例も生じている。今後、様々なケースに迅速かつ適切に対応して履修指導を行うために現行体制を見直すことが望ましい。

また、GPA が 2 Semesterを通じて 1.5 未満の学生に対する補習体制が整っておらず、早急に補習内容を検討し、実施できる体制を整備しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

近年、メンタルケアも必要とする学生が増えてきており、これに対応した体制を早急に整備していく必要があり、「学習支援センター」で検討を開始する予定である。

成績不良学生に対しては、その内容を分析し、補習を行う体制を整えて実施しなければならない。英語科目と情報科目については、再履修者数に対応した再履修クラスを設置しているが、その他の科目についても必要に応じた支援体制を整備することが望ましい。この点については、すでに「(b) 厳格な評価の仕組み」においても示すように、基礎教育課程の見直しに着手している。その検討結果を含めて実行可能な体制と教育内容を早急に確定し、平成 16 年度より実施していく予定である。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

本学部では年度始めに授業科目ごとに授業計画を作成し、『淑徳大学国際コミュニケーション学部シラバス（授業内容）』として取りまとめ一冊の本として公表している。『シラバス』は授業科目ごとに B5 版半頁に授業科目名、単位数、開講学期、担当教員名、授業目標、授業方法、授業計画・留意事項・教科書・参考文献の項目に従って記述されている。「授業目標」によって何をどこまで学ぶのかを明示している。「授業方法」では授業の形態や授業方法について明らかにしている。「授業計画」では概ね授業ごとのテーマ（授業内容）が示されている。複数教員が担当する英語、中国語や情報処理科目は統一したシラバスを載せている。加えて履修届け前に、担当教員が「シラバス」について解説している。授業終了時に学生による「授業点検アンケート調査」によってシラバスを基準として評価されることになる。複数教員が同一科目を担当している英語、中国語や情報処理科目については授業の同質性、均質性、連続性の観点から教員間の調整および統一的な教育指導方法の改善・向上を行う必要があり、このために「国際教育センター」を設置し、このセンターを中心に担当教員間で授業のあり方についての積極的な検討と改善に取り組んでいる。更に、本年度からはこのセンターの事務局機能を担う専任職員を配置した「教育支援室」を設置し、これらの教育改革の統一的推進を図っている。

なお、本年度より Web（ジャンザバー）上に、毎回の講義の目的とテーマおよび予習と復習の進め方を示すとともに、教員からの課題と学生からの質問ならびにそれへの回答を掲示するスペースも有するシステムを導入し、学生の主体的な学習を促す措置を採っている。

平成 14 年度より GPA 制度を導入し、学生の学習速度に応じ 18 単位から 26 単位までの履修単位制限を設け、基礎演習ならびに演習の担当教員がアドバイザーとして、学生一人ひとりの学習目的と学習速度に応じた履修相談と履修登録の認定を実施しており、各 Semester での GPA 上位者への学長表彰と奨励金の給付による学修の活性化も図っている。

また、授業アンケート調査や 4 年ごとに実施している本学の『学生生活実態調査』にみられる、時間割編成、授業内容、学んだことの実践機会などへの不満に対応するため、平

成 13 年度より教職員からなる学部教育改革プロジェクト・チームを編成し、教育内容や教育方法の改善に取り組んできたが、平成 14 年度より「学習支援センター」ならびに「学習支援室」を常設化し、アドバイザーと共に学生の学習相談と教員への授業支援を行っている。

更に、入学後の学び方の学びや基礎科目の主体的学習を支援するため、基礎演習、基礎科目、コミュニケーション科目の統一教材の製作に着手し、本年度よりの入学生には『大学生活サバイバル術』、『共生の基礎知識』、『共生のコミュニケーション学』という 3 冊の統一教材を無償配布し、入学生の主体的学習を促している。

なお、本学部では兼任講師への依存も大きいため、毎 Semester 始めに全教員会を開催し、GPA 分布の分析に基づく前 Semester の教育成果を発表するとともに、当該 Semester での学部としての教育方針を明示したうえで、全教員の授業改善への協力を求めている。

【点検・評価および長所と問題点】

近年の入学生には目的意識の曖昧な者も少なくなく、アドバイザーならびに「学習支援センター」における履修指導においても、この点が大きな課題となっている。また、詳細なシラバスや統一教材などの情報についても、目的意識の曖昧な層では関心さえ示さない者も多く、その活用度もなお充分とはいえない。

授業アンケート調査結果についても、現状では各教員の授業改善への自主的利用にとどまっていることが多く、組織的・体系的な取り組みにまでは進んでいない。更に、履修指導や学習支援の専門部署の設置は、限られた教職員という人的資源のもとでは負荷の拡大につながり、研究面での時間不足という弊害が生じる恐れがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの問題を踏まえ、「学習支援室」と「教育支援室」を事務局とした教職員からなる学部教育改革プロジェクト・チームを編成し、改善・改革の方向を取りまとめた。その一つは、入学生の入学前から第 1 Semester 終了までの徹底した修学基礎教育の実施であり、ここでは履修すべき科目の時間割を固定するとともに、コーチング・メソッドを活用した自己発見と目的意識の誘発指導の徹底、ならびに入学前の英語力検定と国語力検定を踏まえた講義の理解力育成のための事前教育の徹底である。更に、各学科での教育目的と人材育成目標を踏まえた専門教育と連携しうる、基礎教育科目の選択と再編も実施する。これらが迅速に展開するために、教務委員会の下に各学科より選抜の基礎教育担当チームを編成し、次年度よりの導入に向けた準備に入った。

また、授業点検アンケート調査についても、各教員の授業改善により資するような質問項目と分析方法、更に表現形態への変更案を既に作成しており、本年度より実施する予定である。特に、そこでは学生たちの満足度評価の高かった授業を詳細に分析し、その特徴を明らかとすることで、各学科会での F D 活動推進の資料とする予定である。

履修指導や学習支援のための体制については、学生対応窓口を全て教務委員会へと集中し統合するとともに、教育課程や授業方法の調査研究ならびに企画開発の専管部署とし

て、「学習支援センター」を学部長直轄機関として置き、全学部的なFD活動を推進する予定である。

(e) 授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

授業形態は、少人数クラスで実施される英語・その他の外国語・情報処理・演習関連科目、大教室授業も含む一般講義、社会実習(国内・海外)・海外語学研修・海外異文化体験などの実習科目の3種類に区分される。授業方法もこの授業形態に対応しており、少人数授業ではプレゼンテーションやワークショップ形式が採用される場合が多い。一般講義科目では履修者が多いために、教員と学生のコミュニケーションは間接的なものとなりがちである。しかし、学科ごとの開講や複数開講などの措置をとることにより、一般講義科目の履修者数も抑制されつつある。

特に、1～2年次の必修英語科目については、1クラス20名以下、リーディングとオーラル担当の各教員が、3または6コマの同じクラスを担当するチームティーチングを実施している。担当教員は、TESOL、TEFL資格保持者、応用言語学、英語教育学の実績を持つ者が主体となっている。これにより、指導方法、成績評価、教育効果測定などの統一性を保ちつつ、個々の学生への指導を行うことができるようになった。

実習科目については、海外の提携大学におけるプログラム、社会実習(国内・国外)の受け入れ先、それぞれの拡充と充実に努めている。更に平成15年度の3学科体制への移行に伴い、特に環境・福祉分野における実習受け入れ先の拡充が必要となり、現在、これに対応した「キャリアセンター」の努力が続けられている。

【評価・点検および長所と問題点】

英語教育・情報教育・基礎演習・演習などの科目では、それぞれの授業に応じた少人数教育が実施されている。特に1～2年次の英語教育では、平成15年度より少人数の教員によるチームティーチングの体制を新たに導入した。このことにより、教授法の改善や、学習効果の測定など、効果的に行うことが可能となった。また、同じく平成15年度からオンライン自習教材とオンラインテストのシステムも導入したことにより、授業時間以外の自習支援体制が整備されており、プレイスメントおよびアチーブメントテストの効率的実施も可能になった。

AV機器は全ての教室で利用可能であり、大人数の授業に対しても、マルチメディアを利用した分かりやすい授業展開の支援体制は整っている。有線・無線LANの整備も進められており、インターネットを利用した授業が可能な教室も増加してきた。しかし、一部の講義科目では、依然として200名を超える履修者があり、教室の収容人数を超えるなどの問題が残っている。また、機器が整備してある場合でも、プロジェクターとその他のAV機器の利用方法がどの教室でも同様にできないため、複数開講している科目の場合、教室によって進行状況を変えざるを得ない場合がある。

実習科目の中で、海外語学研修に関しては、学年暦との不整合が問題となっている。一部の海外語学研修プログラムは、セメスター終了前からの開始となっているために、期末試験を受けることができない。プログラムの内容を改めて精査するとともに、こうした学年暦との不整合が回避できないものであるかどうか、検証して改善しなければならない。この他、国内社会実習においても、受け入れ先からのクレームが寄せられる事例がみられた。その内容を充分検証するとともに、履修を希望する学生への事前指導を徹底する必要がある。また、現行の規定では実習期間を2週間としているが、企業やNGOのプログラムは必ずしも2週間に限った受け入れを行っていない。実習の期間についても、柔軟性を持たせた対応が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大人数授業に対しては、ダブル開講、学科別開講などの措置により、履修人数を分散化する努力を行ってきた。まだ残る大人数授業に対しても、履修者予測やシミュレーションを行い、時間割編成上の工夫を継続していかなければならない。

社会実習や海外語学研修・海外異文化体験などの実習科目では、原則として大学が提携した受け入れ先での実習に対する単位認定を行ってきた。海外語学研修に関しては、上記で述べた学年暦との不整合の問題と合わせて、改めてその内容と評価基準についても精査し、学生が不利益を生じない実施体制に移行するとともに、プログラムの拡充を進めて行く。一方、社会実習に関しては、「キャリアセンター」を中心として、セメスター期間中の事前指導の拡充を含む実施計画が検討されている。関連してシラバスの充実、履修を希望する学生へのアナウンス、評価方法の見直しなども行われており、平成16年度からは実施体制を全面的に改善する予定である。

3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

大学として協定を結んでいるイギリスのブリストル大学に加えて本学部は、イギリスのノッティンガム大学、アメリカのブラウン大学、カーネギー・メロン大学、オレゴン大学、カナダのヨーク大学とカルガリー大学、オーストラリアの西シドニー大学とクィーンズランド大学、中国の中国人民大学と台湾の中国文化大学という計11の海外大学と交流協定を締結し、「国際教育センター」のもと学生の国際交流を進めている（『大学基礎データ』表11）。更に、ドイツのWHU大学とは、学生の両国でのインターンシップ研修の相互紹介についての協定を締結している。なお、現在のところ、これらの大学との国際学術研究交流は実施していない。

「国際教育センター」は本学部が掲げる「グローバル・コミュニケーター」育成を図る諸プログラムの一つを担う責任を負って、学生の海外留学・研修への参加を精力的に推進している。留学・研修に参加する全学生に期待する成果は第一に語学力の向上、第二に異

文化間コミュニケーション能力の向上、第三に自立性・自主性の向上にある。留学生にはこれに加えて、研究と研究成果発表に関わる能力の向上を期待しており、そのために次の4つのプログラムを用意している。入学前ならびに入学初期における1週間から1ヶ月程度の「海外異文化体験」、1ヶ月程度の短期語学研修、3ヶ月以上の長期語学研修、ブリストル大学との協定のもと設定された教育課程に6ヶ月から9ヶ月にわたり参加するブリストル大学留学の4つのプログラムがあり、昨年度は計117名の学生が参加している。

また、「国際教育センター」は留学・研修に関わる次のような業務を担当している。

学生を啓発し留学・研修の意欲を高めるため、毎年『国際交流ハンドブック』を編纂して学生・教職員に提供するほか、新入生にはフレッシュマンキャンプの場で勧誘活動を行い、2年次生以上には秋に留学・研修説明会を受け入れ国別に開催して啓発している。更に留学・研修に興味を抱いて訪れる学生の相談に、常時応じている。留学・研修に向かう学生たちの準備について、有用な情報を提供しつつ指導するため、留学・研修の申し込みから渡航にまで至る諸手続きの指導、学生が抱える各種の不安に対応するカウンセリング、そして危機対応指導を必要の都度提供している。また、ブリストル大学に留学を決定した学生たちに対しては、カリキュラム（Academic English 入門、文の書き方など）を組んで出発前研修を提供している。海外の留学・研修機会に関わる情報を常時収集・研究し、プログラム改善に資するとともに、学生と教職員の閲覧に供するため、様々な資料を学生が自由に閲覧ないし入手できるよう、開放的な書架に整備している。留学・研修から帰ってきた学生たちに協力を求めて、プログラムごとに写真アルバムなどを整備して閲覧に供することも行っている。

海外提携先と常時密接に連絡し合い、プログラムの開発と円滑な運営を図るため、当年度および次年度のプログラムについて提携先と情報を日常的に交換し、先方のプログラム開発に寄与している。また、在外学生の動静を把握して、必要に応じ関係者への連絡を行っている。一旦、危機的状況が発生するときには即応体制が執れるよう、平時から備えている。更に毎年一度、夏季に、短期語学研修生の受け入れ先をセンター委員が巡回して研修状況を視察し、学生たちの相談に応じ、必要な指導・助言を行い、更に先方の教職員と情報交換して研修成果の向上を図っている。

なお、本学部では、専任教員として2名の外国籍教員を採用している。兼任教員でも、語学を中心に外国籍の教員を採用している。

【点検・評価および長所と問題点】

海外留学・語学研修は参加学生にとっては国際的視野を広げ、自立心を鍛えるよい機会になっていることを、学生たちの報告によって知ることができる。積極的な情報発信と自己表現の力もつけてきている。そして日本文化を自覚的、客観的に振り返る契機を掴んでいる。このように成長して帰国してきた学生は周囲の学生に好影響を及ぼして学部全体の活性化に寄与している。

また、帰国した学生たちの動静を掌握して、留学・研修の成果を分析するとともに、学

生たちが留学・研修成果を維持し発展させるよう支援するための活動については、現在ではやや手薄であり、今後一層の努力を要する分野である。動静掌握は受動的であり、留学・研修成果の維持・発展についても研修先からの来訪者を交えた交歓会を提供するなどどまっている。

しかし当然のことながら、こうしたパーソナリティの成熟は長期間の研修に参加した学生たちに顕著に見られるのであり、1ヶ月程度の研修参加者には多くを期待できない。今後、留学生と長期研修生が増加するような施策が必要となる。

海外への留学生や長期研修生を増やすには克服すべき幾つかの問題がある。第一に留学、長期研修にかかる高額な費用負担である。現状では学生たちは渡航費、留学・研修先に支払う学費および現地での生活費を負担するだけではない。これらに加えて当学部に対して支払うものがある。在籍のまま出かけるものは納付金の全額を、休学してゆく者でも施設維持費の全額を支払うこととなっている。学生のなかには能力があるのに経済的理由によって諦めねばならないというケースも多い。

また、海外留学や語学研修の設定期間や単位認定について教務委員会と「国際教育センター」との間での情報交流が若干不足気味であり、定期試験期間中の語学研修期間の設定やそれへの対応方法の学生への周知徹底の遅れ、更に帰国後の単位認定作業の遅れなどが生じており、学生へのワン・ストップ・サービスのための窓口の設置も必要となっている。

更に、現在のところ国際交流が各学部単位で実施されているため大学として交流協定を締結しているにもかかわらず、その情報が両学部の学生に周知されないという問題も残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の経済的負担の軽減については、現在でも一部はその理由に応じて各種納付金を免除する措置を講じており、淑徳大学給付奨学金制度の全面的な見直しを進め、平成16年度には新制度の発足を予定している。なお、休学者については納付金を少額の学籍管理費のみとする案も研究し検討を進めている。

関連部署間の連絡調整については、次年度より海外大学との協定の締結やその全学的告知を担当する「大学国際交流センター」を設置し、国際交流開発業務を大学機構へと移管する予定であり、学生へのワン・ストップ・サービスについては現在の「国際教育センター」を教務委員会へと統合し支援窓口の一本化を図る予定である。

なお、国際学術交流については、本年度、韓国の東国大学校と交換留学生、学術研究交流、研究発表大会共同開催など包括的教育・学術交流協定を提携しており、次年度より設置される「大学国際交流センター」のもと積極的に推進していく予定である。

4 大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

社会学研究科は平成15年度現在、社会学専攻の博士前期課程および後期課程、社会福祉学専攻の博士前期課程および後期課程、それに心理学専攻の修士課程を擁し、一方、国際経営・文化研究科は、国際経営専攻と国際文化専攻の修士課程を擁する。「教育・研究指導の内容等」については、各研究科内の各専攻においてかなりの差異が存するため、以下研究科別および専攻別に記述する。

(1) 社会学研究科

1) 教育・研究指導の内容等

社会学専攻

(a) 教育課程

【現状の説明】

社会学専攻は、〈社会福祉を超えたより広い意味での福祉〉に関わる社会学の諸領域について、高度で専門的な知識や技能を備え、問題の解明に寄与しうる人材の養成を目的としている。ここには、特に社会福祉や看護の従事者、教育関係者などを中心とした社会人も、主要な対象として位置づけている。

この教育目的を受けて、社会学専攻では、平成8(1996)年の開設以来、カリキュラムの拡充を図ってきた。博士前期(修士)課程および博士後期課程のカリキュラムは、大きく分けて次の3つの指針に基づいて編成されている。

第一に、少子高齢化、国際化、情報化、高度産業化など、今日の日本社会の動向に起因する、社会や人間関係の構造的・状況的变化と、それから生ずる新たな社会問題を解明し、これらへの社会的対応を研究する領域の科目配置を主としている。

第二には、社会構造、社会変動、社会問題・社会病理の研究においては上記の諸分野の基礎として、あるいはそれらと併行して社会学の理論や学説のより高度で専門的な研究が必要とされるので、〈理論・学史〉の領域にも科目を配置してある。

第三に、博士前期(修士)課程のカリキュラムはそれ自体で完結したものとして構成するが、博士前期(修士)課程と博士後期課程とを通じた社会学専攻全体としては、前期(修士)課程のカリキュラムを基礎とし、その上に後期課程のカリキュラムを積み上げ、前期(修士)課程と後期課程とを体系的に接合した一貫したカリキュラムとして構成してある。

以上とは別に、社会学の研究にとって不可欠な社会調査の技法と論理を修得させるため、社会調査実習を博士前期(修士)課程の必修科目として配置するほか、平成15(2003)年度には統計処理実習を選択科目として追加し、社会調査関連科目を充実させた。前期(修士)課程にこれらの科目を配置することによって、社会学の研究において基礎となるデータの収集・処理、および高度な統計解析の実践的方法を確実に修得させることをめざしている。

更に、本学専任教員の担当外の専門領域における最前線の学術情報について、外部の専

門家(講師)によるゼミ形式の特別講義も、「現代社会学特殊講義」の名称で博士前・後期課程のそれぞれに配置してある。

これ以外に、社会学専攻博士前期(修士)課程には、現代社会が抱える様々な課題(研究テーマ)を、社会学、社会福祉学と心理学の視点から総合的に研究し、課題解決の方向を科学的に探求するために、「人間科学総合コース」が設置されている。このコースは学部の社会学科に設置されている「人間科学総合コース」と対応しており、社会学専攻に配置された科目のみならず、社会福祉学専攻や心理学専攻に配置された科目も履修することによって、より高度で総合的な知識や技能の修得が図れるようになっている。

もう一つ、「一年制博士前期(短期)課程」を設けている。この課程は学部における社会学科の教育課程と連動させて、優秀で意欲的な学生が、学部卒業後1年以上の在学をもって社会学専攻博士前期(修士)課程を修了することを可能とする制度である。この課程では、学部4年次の段階で、大学院での高度で専門的な研究を展望した指導を受けると同時に、大学院博士前期(修士)課程の開講科目を、5科目10単位を限度に、科目等履修生として履修することができる。科目等履修生として修得した単位は、社会学専攻博士前期(修士)課程を修了するために必要な単位数に算入される。なお、この課程の履修対象者は、当分の間、看護系教員または看護系専修学校を卒業した3年次編入学生や実務経験のある非3年次編入学生に限定されている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻のカリキュラム編成は、本学大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同4条第1項を踏まえて、修士課程においては「広い視野に立って(中略)、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」を持つ人材の養成、そして博士課程においては「研究者および高度に専門的な業務従事者」の養成に合致していると評価できる。社会学専攻では、この間、保健医療社会学研究や国際化社会論研究、環境社会学研究などの科目を新たに配置して、漸次カリキュラムの拡充を図り、設置目的への適合性を高めてきた。

また、前期(修士)課程には履修上の特殊コースを設置し、社会人や看護系学生などの多様な修学ニーズへの対応を図ってきた。

問題は、前期(修士)課程、および博士後期課程入学者の中に、社会学出身以外の卒業生または修了生が少なからず存在しており、社会学の基礎知識や素養が不足する学生が散見されることである。現在のところ、社会学専攻には社会学の基礎理論や知識を講ずる科目が配置されておらず、研究や論文指導においてその効果が十分に上らない嫌いがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

日本社会学会の呼びかけで、日本教育社会学会、日本行動計量学会の3学会合同で平成15年11月に社会調査士認定機構が発足し、平成16年度から学部レベルにおいて認定された「社会調査士」の資格をベースに、大学院レベルでは「専門社会調査士」の機構認定がスタートする。社会学専攻においても、これに対応して「専門社会調査士」の機構認定

が受けられるようカリキュラムの内容の拡充を図り、社会調査士認定機構への申請手続きを進める方針である。

社会学の専門基礎知識が不足する学生への対応、更には高度の専門性をもった社会学的研究能力の養成のためにも、社会学の基礎となる学識や方法が修得できる講義科目を、社会学専攻に配置する方向で改善を図るとともに、専門領域ごとに開講されている講義科目においても、それぞれの専門領域における基礎となる知識や方法が修得できるような内容を意識的に盛り込むようにしている。あわせて、学部教育との連携を深めていくことも必要であると考えている。一つの方策として、社会学の基礎教育を受け社会調査のトレーニングを積んだ学内進学者を増やし、高度な分析力と専門的な研究能力のある人材の養成につなげていきたい。

(b) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

社会科学諸分野の中でも、社会学の研究領域は広範で、しかも専門分化している。また、本学の社会学専攻の開講科目は他大学と比べて多彩な方であるが、それでも一つの大学の研究科あるいは専攻において開講できる科目は限られている。

社会学専攻では、平成9年度から、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する運営協議会」に加盟している。この制度は、関東圏の国公立5大学院、私立17大学院（平成15年度現在）の参加による包括協定であり、授業料等の相互不徴収による単位互換制度である。

このほか、社会学研究科と千葉大学大学院看護学研究科との協定に基づき、授業料等が無料の「特別聴講生」として両大学院の学生が相手大学院の授業科目を履修し、単位互換を行っている。看護系領域を専門的に研究する学生が一定数存在する社会学専攻では、こうした看護学研究科授業科目の単位互換制度の必要性が高いのである。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の関東圏大学院社会学分野の単位互換制度には、少なくとも私学については社会学分野の大学院が設置されているほとんどの大学が加盟しており、大学院生にとってより豊富な学習機会が提供されている。ところが、社会学専攻の大学院生、特に前期(修士)課程の学生は、必修科目である「社会調査実習」を始め課程修了に必要な単位取得および仕事(社会人)やアルバイトに追われ、修士論文の執筆のための調査や研究時間すら十分に確保できていない状況がある。こうした時間的條件のほか、通学条件の制約もあるためか、これまでこの制度はほとんど活用されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換制度を始め、他の大学院と協力して大学院生同士の研究発表の場や相互交流の機会を設定することによる、本学大学院生の教育・研究水準の向上への期待は大きいものがある。今後とも単位互換制度の活用や、本学大学院生の教育・研究水準向上の機会を作

り、積極的に参加するよう指導していきたい。

(c) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮として、2年間の標準修了年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の学費は、通常の2年間分の学費を3年間で分割納付することになる。このコースは社会人学生のみが対象とされており、その選択は入学年度の履修届で行うこととしている。

また、平成11年4月からは、主として社会人学生の便宜を図るため、土曜日や昼夜開講制を導入している。

外国人留学生については、これまで指導上の特別の配慮は行っておらず、日本語能力の習熟に関しては、研究指導教員や本学大学院生が個別に添削指導にあたってきた。また、外国人留学生に対する特別の奨学金を本学独自の制度として設けている。これには、給付奨学金と貸与奨学金の2種類があり、年間授業料の相当額ないしはその半額が給付または貸与されている。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように社会人学生には「三年制長期コース」を用意し、昼夜開講制も導入して便宜を図ってきた。だが、時間的制約が大きい社会人学生の履修を更に容易にするための対策を講じる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人学生への対応の一つとして、交通至便なところにサテライトキャンパスの開設などを検討する必要性が出てきている。これは、社会人学生以外にとっても通学・勉学条件の好転につながるとみられる。現在、この問題は、「大学院将来構想委員会」で検討されている。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

社会学専攻における研究指導は発足時から複数・集団指導体制をとっている。これは「学生の研究指導は、主として指導教員(原則として1名)が行い、学生の研究課題に関連する科目の担当教員が随時これに参加する。」(『大学院要項(平成15年度)』)とされ、「演習の時間を利用して定期的に行うほか、学生の都合を勘案して適宜行う。」ことになっている。そして、「全教員と全学生が参加する学生の研究発表会を適宜開催し、全教員による集団指導」を行っている。例年、10月中旬と2月上旬に開催される「論文中間発表会」は、最も重要な複数・集団指導の場として機能している。

複数・集団指導の実を上げるため、随時、「教員指導連絡会」を開き、担当する指導学生に関して情報交換を行っている。更に、修士論文の審査および修了最終試験の面接には社

会学専攻の全教員が当たり、修論の審査および評価を行っている。

また、修士および博士の学位論文の作成に向けた専門的で高度な指導を一貫した視点から定期的に行い、受講院生の努力を単位認定という形で評価するために、博士前期(修士)課程では「研究指導演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程では「研究指導演習Ⅲ・Ⅳ」を必修科目として配置している。

博士後期課程院生の「研究活動を活性化し、博士論文の作成を支援する」ために、平成11年度から、本研究科独自の研究費補助金制度が発足している。この研究費補助金は、研究期間は原則として1年間、1件につき50万円を上限とし、研究内容の審査を経て、本学大学院社会学研究科後期課程在籍者に交付されるもので、院生の研究活動に大きな刺激を与えている。

また、平成14年度から5ヵ年計画でスタートしたオープン・リサーチ・センター整備事業プロジェクト「虐待現象の総合的研究」に、数人の本学大学院博士後期課程の院生が共同研究者として参加しており、研究指導上の効果が期待されている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻では、非常に密度の濃い指導教員による個別指導と全教員による集団指導体制を組み合わせ、一定の成果を上げてきた。だが、この数年、教員の退職が相次ぎ、教員の実質的補充が残された課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学専攻における複数・集団指導体制は研究指導に一定の成果を上げているが、入学から学位論文作成まで教員間の連携を密にして適切な研究指導が行われるよう更に改善を図っていく。全教員による複数・集団指導ではあるが、研究指導の中心はあくまでも指導教員が担い責任をもつ体制でなければ効果的に機能しないことについて、教員と学生相互の理解を深めつつ、複数・集団指導の実を上げていく方針である。人事に関しては、「大学院将来構想検討委員会」の答申をもとに、「資格審査委員会」で検討を進める予定である。

社会福祉学専攻

(a) 教育課程

【現状の説明】

平成元(1989)年に淑徳大学大学院が、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程として開設されたのが社会福祉学専攻のスタートであり、3つの専攻のなかでは最も長い歴史を持っている。この開設におけるねらいは、淑徳大学社会福祉学部を基礎に、学部教育よりも更に高度な社会福祉の専門的職業人教育の必要性に基づいたものである。平成7年より、社会福祉学の高度な専門的知識を備えた研究者育成の要請に応じ、博士後期課程が設置され現在に至っている。

社会福祉学専攻においては、宗教福祉・仏教福祉の問題、少子・高齢社会の福祉問題、障害者の福祉と精神保健福祉の問題、社会福祉の方法の問題、そして社会福祉政策と経営

の問題など、社会福祉学の諸問題について、高度に専門的な知識や技能を備え、それによって現代の社会福祉諸分野の問題を専門的に研究し、あるいは問題の解明に寄与できる高度な能力を持った人材の育成を教育目的としている。

上記の教育目的を受けて、カリキュラム上の特色は次のようになっている。

- ① 本学の建学の精神である大乘仏教の思想・理念の研究、その思想・理念に基づく社会福祉事業や社会福祉実践の歴史的・社会的諸相に関する研究、更に宗教福祉・仏教福祉におけるターミナルケアの問題を研究する科目が配置されている。
- ② 少子・高齢化に伴う社会福祉問題、すなわち社会福祉政策、公的扶助、保健医療福祉等の今日的課題を研究する科目が配置されている。
- ③ 社会福祉の各分野において、ソーシャルワークの高度な水準の研究を行う研究者の養成、および社会福祉施設・機関の中間管理者や指導者層の養成を行うことを目的としたアドミニストレーションに関する科目を配置している。
- ④ 学位論文作成の指導を目的とした研究指導演習、および社会福祉実践現場で学習内容を深めることを目的とした社会福祉実習の科目が配置されている（平成16年度『大学院案内』）。

また、博士前期(修士)のカリキュラムは、それ自体で完結したものとして構成されているが、社会福祉学専攻全体で見れば、前期(修士)課程のカリキュラムを基礎とし、その上に後期課程のカリキュラムを積み上げ、前期(修士)課程と後期課程を体系的に構造化し、一貫したカリキュラム構成となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会福祉学専攻のカリキュラム編成は、先に示した本学大学院研究科の理念・目的ならびに「学校教育法」第65条、「大学院設置基準」第3条、同第4条第1項を踏まえて、博士前期(修士)課程においては、「広い視野に立って（中略）、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力」の養成、そして博士課程においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」の養成に見合っており、評価できる。

学部における社会福祉学の教育内容との関連でみていくと、学部カリキュラムでは「社会福祉学共通専門科目」や社会福祉・精神保健福祉・児童福祉専修科目群の科目を専門の基礎として学んでおり、その基礎をより確かなものにしながら専門を学ぶということが大学院への教育へと引き継がれている。カリキュラムの構造上は、学部教育とのつながりに対して一定の評価をすることができよう。また、入試制度においても平成15年度入試より内部進学者に対する入試を新たに実施している。

カリキュラムにおいては、社会福祉学専攻の前期(修士)課程を基礎とし、その上に後期課程を積み上げ一貫したものとして整合性がとれていると評価できる。他方で、社会人学生においては保健・医療・福祉などの様々な背景をもった院生や、学部からの入学者もいる。これらの院生が、同じ土俵で学びやすくしていくためには、カリキュラムのあり方も

含めて教育指導体制を検討する必要があるだろう。

前期(修士)課程においては、この目的を適切な科目の配置や教授方法を通じて達成していると考えられる。ただし、本専攻の教育目標の意図するところからみていけば、前期課程における社会福祉実習や社会調査といったものをより充実させ、学問の臨床性や実証性を高めていくことが必要となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点として指摘したように、前期(修士)課程においては、その背景や能力において、多様化している学生に対応するためのカリキュラムの検討、教員による個々の学生に対する直接的な教育指導だけでなく、学生同士がそれぞれのバックグラウンドの違いを活かしながら、共に学ぶという機会を作っていくための工夫の検討を考えている。

専門教育においては、ある専門分野や方法に特化しがちであるが、共通の基礎となる概念や視点を学び研究するなかで、その専門性は活かされることになる。同様に、社会福祉実践における専門性も、単独の職種の専門性だけではなく、チームアプローチや協働によってより良いサービスが提供されることになる。そのためには、今後、こうしたチームアプローチや協働を視野に入れた教育体制、科目の配置をできるようにしていくことが、実学としての本専攻の目的をかなえるものになっていこう。

このチームアプローチとは、学内で検討の始まった専門職大学院で検討される問題にも関わることはあるが、社会福祉学専攻の専門教育が個別の専門教育という視点だけでなく、総合的視点から行われる点を強調しているものであり、そこに社会学研究科としての3専攻の意義を活かせる道があると考えられる。

なお、現在、これらの改善・改革全般にわたって、「大学院将来構想検討委員会」において検討が行われており、その答申を待って、順次実現可能なものから実施していく予定である。

(b) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

単位互換については、「大学院学則」16条の2に規定されており、社会学研究科としては千葉大学大学院看護学研究科と単位互換を行っている。

社会福祉学専攻は、関東地区の11大学（上智大学・大正大学・東洋大学・淑徳大学・日本社会事業大学・日本女子大学・明治学院大学・立正大学・ルーテル学院大学・関東学院大学・立教大学）によって構成される大学院社会福祉学専攻協議会に加盟しており、各大学院社会福祉学専攻の間に大学院委託聴講制度（単位互換）が設けられており、実施されている。

【点検・評価および長所と問題点】

千葉大学大学院看護学研究科とは、地理的に近いこと、更に学問的にも隣接分野であり、単位互換によって教育研究の多様化・活性化に貢献できると考えられる。しかし、大学院

生にはそうした考えが浸透せず専門の違いに目が行き、これまでの実績は少ないのが現状である。

大学院委託聴講制度（単位互換）は、同じ社会福祉学専攻のなかで専門を多面化し、広がりを持たせるためにも役立つ方法と考えられる。また、大学院生が主体的に行うという意味でも、武者修行として他大学院へ出向いて学ぶという姿勢へとつながり評価できる。ただし、本専攻の大学院生の利用は少ないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻科のめざすものからすれば、個別の専門性だけでなく他の領域や職種と協働していくという横の広がりを持ちながら学んでいくことは、極めて大切なものとなろう。従って、千葉大学看護学研究科との単位互換を促進することの意味を専攻会議等で再検討していく予定である。

また、大学院委託聴講制度（単位互換）は、先にも述べたように研究の深化だけでなく、武者修行として他大学院へ出向いて学ぶことにも意味がある。そうした意義を大学院生に理解してもらい、より有効な活用ができるように工夫を進めていきたい。

（c）社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮としては、社会学研究科として、2年間の標準修業年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。このコースの対象は社会人に限定されており、その選択は入学年度の履修届で行うことになっている。また、社会人の大学院へのニーズに応えられるように昼夜開講制を導入し、積極的に受け入れるようにしている。土曜日や夜間の授業を中心に履修することも、また反対に、平日や昼間の授業を中心に履修計画を立てることも可能なような時間割の工夫をしている。

この他に、社会福祉関連の職業に従事しながら、大学院で専門的な研究を希望する社会人に対して、短期間に高度の専門性を有する社会福祉の実務家の養成に寄与するという観点から、「一年制短期コース」を設けている。これらの点を含めて、社会人学生には、その置かれた様々な個別的事情にできる限り対処すべく、柔軟な対応を行っている。

外国人留学生に対しての別立て課程は用意していない。これまでの実績は、全てアジアからの留学生で、その数は漸次減少傾向にあり、過去の実績は平成12年度5名、13年度2名、14年度1名となっている。留学生によって日本語の能力は異なるが、必要に応じて指導教授が個別の指導を行っている。こうした対応によって、全体的には指導において大きな支障とはなっていない。また、外国人留学生に対する特別の奨学金を本学独自の制度として設けており、給付・貸与奨学金として年間授業料の相当額ないしはその半額が支給される。

【点検・評価および長所と問題点】

社会人学生に対する取り組みは、一定の評価を得られており、例えば、昼夜開講と「三年制長期コース」を利用することによって、かなり遠方の社会人が実際に入学して学んでいる。仕事に支障をきたさずに教育を受ける機会ができるようになっている。

外国人留学生の受け入れに対する基本的姿勢は、まだ積極的に受け入れる体制となっていないのが現状である。より門戸を開いた対応が、カリキュラム等からも検討される必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際的視点からの研究が広がっているなかで、留学生の受け入れを積極的に行っていくことは、それ自体が一つの国際化の現れといえる。これまで実績のあるアジアの国々からの留学生の学びやすいカリキュラム、指導体制等を検討していくことが、相互の国の社会福祉研究や実践のレベルアップを高めることになろう。この外国人留学生が減少している問題については、研究科会議として引き続き検討していく予定である。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

院生各自の希望を考慮し専攻会議で決められた指導教員が、主として研究指導を行っている。この指導教員による指導は、カリキュラムとして設定されている研究指導演習だけでなく、必要に応じて随時行われている。また、全教員による集団指導も合わせて行い、年に2回(7月・2月)の論文中間発表会を行っている。7月には宿泊してこれを実施し、個別の教員との交流だけでなく、他の教員との相互交流が可能な場になっている。上記のプロセスを踏まえて、修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員)1名、副査2名で行われ、その後、2月に修士論文報告会において全教員に対してプレゼンテーションを行い、質疑応答がなされている。

博士論文作成の指導プロセスでは、学年別での指導内容を明示して行っている。また、指導上の工夫として、論文指導の単位化、学術雑誌への論文投稿の奨励や、研究指導において、適宜、複数の教員による指導体制をとっている。

前述の大学院社会福祉学専攻協議会に加盟する大学においては、それぞれの院生が自主的研究会を組織・運営し、大学院生同士の研究発表や相互交流の場を形成しており、社会福祉学専攻の院生はこれに参加している。

【点検・評価および長所と問題点】

通常の授業において取り組む課題を深化させ、視点を広げていくことが、それぞれの教員から行われている。加えて、集団指導というかたちで年間のスケジュールのなかで指導を進めていくことは、一つの節目として院生の学習モチベーションを高め、自ら教員とコンタクトをとって学ぶ機会となっている点は、評価できる。

他方で、集団指導の機会があるということは、こうした機会がないと個々の研究が進んでいけないという現状の反映でもある。学問することの面白さと厳しさが自覚されること

によって、個々の院生の取り組みが変わってくるのであろう。

また、大学院委託聴講制度（単位互換）に関連した自主的研究会は、院生同士の相互交流の場として機能していることは評価できるが、研究のための場としての活動を更に期待したい。

なお、「三年制長期コース」では、3年間を前提にすることによって、安心してしまって研究の取り組みへのモチベーションが上らなくなる院生もいる。こうした院生に対しては、個別の教員からの指導だけでなく、社会福祉学専攻の全体の問題として捉える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点でも指摘しているように、院生は自らが専門的に学ぼうとして大学院に入学してくるのにもかかわらず、学び方が分からないために研究に本気で取り組むまでに時間がかかるという現実がある。このことへの指導が適切にできることは、研究の質を高めるための重要な機会となっていく。従って、今後においては、個々の教員の課題としてではなく、専攻の共通課題として検討する予定である。個々の指導体制だけでなく、集団指導の方法や内容も院生の声を聞きながら検討していくことが必要になっている。

社会人学生向けの「三年制長期コース」における、研究へのモチベーション不足については、個々の教員による指導だけでなく、本研究科の特徴である集団指導体制のなかで取り組んでいきたい。

心理学専攻

（a）教育課程

【現状の説明】

心理学専攻は、平成15年に設置され、始まったばかりという状態である。

心理学専攻の教育課程は、淑徳大学の「大乘仏教の精神に基づいた福祉教育による人類社会への貢献」という建学の精神を承け、また淑徳大学の長年にわたる福祉事業従事者育成の伝統の上に、福祉社会実現に向けて諸方面において寄与することのできる心理学的理解と、それに基づく適確な行動をなすうる高度の能力をもつ人材の養成をめざしており、この点は学部教育から連続し一貫している。

この目的のために、教育課程は、二つの指針の下に編成されている。すなわち、第一に、社会福祉的問題をも含む社会問題一般と特に関連の深い心理学領域について高度に理解すること、第二に、そうした心理学的素養を確実なものとし具体的に福祉社会実現に寄与しうるだけの心理学の基礎、特に方法に関する高度の理解を得ること。

これらの指針の下に編成された具体的な教育課程は、学部教育との一貫性をも考慮して、発達・社会・臨床の各心理学分野とそれらに深く関連する教育・言語・コミュニケーション・障害児等の各心理学分野、更に心理学研究法および発達・社会・臨床の各心理学分野の研究方法论が配置されている。他方、臨床心理学の分野では、日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士」資格取得をめざす学生のために、実習等の資格取得に必要な科目は

もちろん、その内容の一層の充実を図るための事例研究演習等も配置してある。

【点検・評価および長所と問題点】

心理学専攻は始まったばかりであり、点検・評価を行うに十分な時間を経っていないが、現在までに浮かび上がってきた問題として、① 臨床心理士資格の取得を希望する院生への対応から、臨床心理学関係専攻の教員の負担が増えつつある、② 臨床心理士資格の取得を希望する院生は、必要な科目を履修するのに精一杯で、余裕のない状態にある等の問題がある。一方、長所については、それを評価するだけの時間がまだ経過していないため、明らかでない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までに浮かび上がってきた問題は、かなり印象に近く、それに基づく改善・改革を具体的に考えるのは、明らかに時期尚早であると思われるが、今年度に発足した「専門職大学院設置検討委員会」で検討される問題に大きな関連をもっていることは確かである。

(b) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

他大学等との単位互換は行っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換を行う予定は立っていない。

(c) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮としては、他専攻同様、2年間の標準修業年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の学費は、通常の2年分の学費を3年間で分割納付することになる。このコースは社会人学生のみが対象とされており、その選択は入学年度の履修届で行うことになっている。

また他専攻同様、学生の必要に応じて午後6時以降の夜間開講も行っているが、臨床心理士資格取得希望者の場合は、履修すべき科目数が多いため、事実上夜間のみの履修で修了することは不可能となっている。

以上の点を含めて、社会人学生には、その置かれた様々な個別的事情にできる限り対処すべく、柔軟な対応を行うことにしている。

【点検・評価および長所と問題点】

心理学専攻は上記のように現在、開設されて数カ月が経過しただけの状態、上記の教育上の配慮が適切か否か、またその長所や問題点が何かをこれまでの経験から判断できるだけの状態にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

点検・評価が確定しない現在の状態では、将来の改善・改革に向けた方策を具体的に立

てることができない。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

心理学専攻の研究指導等については、随時担当教員連絡会を催し、それぞれ指導院生の現状に関する情報を交換して、関係する教員間でそれを共有すると同時に、日頃の授業内にもそれを活かし、また研究指導の方法について相互にアドバイスし合い、更に全担当教員の出席の下に修士論文の中間発表会を催して、研究指導担当教員以外の教員も指導する集団指導体制を形成するように努めている。既に担当教員連絡会と中間発表会を各1回ずつ催しており、今年度内に更に各1回ずつ催される予定である。

なおカリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するために、初年度入学生には、丁寧な履修ガイダンスを行った。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように、指導担当教員連絡会と修士論文中間発表会は、それぞれまだ1回ずつしか開催されておらず、その点検・評価を行うだけの時間が経過していないが、前者では既に指導上悩みを抱えた教員の悩みが披瀝・共有されて、他の教員から幾つかのアドバイスと対策が提案され、また後者については、期日が近づくにつれて院生が頻繁に指導教員のところに相談に通っている事実がある。これらの会合はいずれも、今後、研究指導を進めていく上で効果をもつことが期待される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、現在までのところでは、問題点がまだ見出されておらず、従ってその改善・改革に向けた方策も存在しない。

2) 教育・研究指導方法の改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

学部教育において行われているような、院生による授業アンケート等は実施していない。それは以下の事情による。

- ① 大学院の授業は受講者数が少なく、相互の意思疎通が極めて容易な状況にある。
- ② 毎回の授業での質疑応答・発表等を通じて、教員は各院生の能力を適確に把握することができ、更に専攻ごとの論文の中間発表会等を通じて、教育効果の測定は適切に行われている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業が少人数で行われていることは、院生の研究ニーズや学習意欲の向上に寄与する点、更には院生の能力把握の点において有効であるが、他方ではいわゆる馴れ合いが生じる危

険を孕んでいる。社会人学生の増加や近年の院生の消費者・購買者意識の高まりなどは、ある程度その歯止めの役を果たしているが、最終的には論文の審査や中間発表会等が歯止めとなる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生にも、それぞれの学習進度のペースがあり、教育効果を一律に測定することは必ずしも容易ではない。しかし、少なくとも複数の教員がお互いの短所を補い合って指導する体制を作り、また院生は指導教員を自由に変えたり、複数の教員から指導を受けたりすることのできる、風通しのよい自由な風土を形成していくため、論文の中間発表会を複数の専攻が合同で開催することが検討されている。

(b) 成績評価法

【現状の説明】

成績評価においては、少人数授業により平素から各院生の能力が教員によって適確に把握されている。多くの教員が平常点やレポート提出などによって評価し、また専攻ごとの論文の中間発表会により、能力伸展や能力の向上の状況が相対的に把握されている。

【点検・評価および長所と問題点】

成績の評価については、少人数制と個別指導等により適正に把握されており、現在のところ問題はない。

なお、心理学専攻の場合、まだ修了生は出ておらず、最終的な成績評価をするに至っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績評価法自体については、現在までのところ大きな問題はない。

(c) 教育・研究指導の改善

【現状の説明】

教員の教育・研究指導方法の改善については、専攻ごとに論文の中間発表会が催され、お互いの教育・研究指導方法の欠点を補い合うと同時に、相互の教育・研究指導方法を学び合う機会としている。また社会学専攻と心理学専攻では、指導教員の連絡会がもたれ、教育・指導の方法に難渋する教員に対して全員がアドバイスする機会を設けている。

シラバスについては、その内容が尊重されつつも、授業では院生のニーズに沿った柔軟な対応を行っている。また院生は、年度当初に、直接教員にその内容を質す機会もあり、院生の科目選択の指針としても良く機能している。

なお、院生による授業評価は、授業が少人数であるため導入していない。また授業評価ではないが、学内には授業への投書箱が数か所に常設されており、自由に意見を述べる機会が設けられている。しかし、今までのところ、大学院の授業に関する投書は見受けられない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の論文の中間発表会および指導教員連絡会は、関係する各教員にその効果が実感されている。またシラバスは院生の授業選択指針として、良くその機能を果たしている。更に授業評価については、上記のように、体系的に実施してはいないが、少人数のため院生研究室等において院生の情報交換は活発に行われており、また授業への注文も、社会人学生等を中心に担当教員へ直接寄せられることが極めて多い。従って現状は少人数教育の長所がよく活かされていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

論文の中間発表会および指導教員連絡会は極めて有効であるとの実感がある。今後ともこの方法を継続していく予定である。また授業評価については、その体系的な実施が必要とされる状況が生まれていないか、今後とも注意深く見守っていく。

3) 国内外における教育・研究交流**【現状の説明】**

国際化への対応および国際交流の推進について、本学は合計7か国にわたり15の国際交流協定を締結しているが、社会学研究科が独自に行っているものとしては、台湾・淡江大学日本研究所との間に平成8年1月に締結された学術交流協定がある（『大学基礎データ』表11）。これにより、平成8年秋以来、淡江大学より毎年1名の短期留学生を受け入れてきており、他方、淡江大学日本研究所より、平成8年4月より1年間、1名の教員が招聘され、同研究所客員教授として教育・研究に携わった。国内的には、社会学研究科が千葉大学大学院看護学研究科と単位互換協定を結んでおり、平成13年度から平成15年度までの過去3年間で合計2名の院生を受け入れた。このほか、社会学専攻が首都圏の社会学分野の大学院間単位互換制度(平成15年現在、加盟22校)に加盟しているものの、その利用者は同じく過去3年間で他大学院の単位を取得した院生が1名のみにとどまっているのが現状である。また、社会福祉学専攻は関東11大学の大学院社会福祉学専攻協議会に加盟しており、加盟大学大学院間には大学院委託聴講制度(単位互換)があるが、その利用者は同じく過去3年間で、受け入れ院生が6名、他大学院へ出向いた院生が3名であった。また、平成6年度以来『淑徳大学大学院社会学研究科研究紀要』を毎年発行して、院生および教員の研究成果の外部発信に努めているほか、社会学専攻には、本学専任教員だけでは十分にカバーできない社会学諸領域に関し、国内各地の諸大学の先端的研究者を年間6名、各1回ずつ招いて講義を依頼する「現代社会学特殊講義」と題する授業科目が設けられている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学全体としてはかなりの国際交流が行われているものの、それらは学部および研究科単位で行われているものが多く、それらの国際交流協定が全体として有機的に機能してい

るとは言えない状況がある。それらの点検・評価の実施とあわせて、各種の国際交流協定が効率的に充分機能するよう再編成されていく必要があると思われる。一方、国内的には、単位互換協定については本学の位置する地理的条件もあって、その質、量および成果として必ずしも十分に機能しているとは言えないものの、その他の試みは本研究科の長所として認めうると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を改善するためには、全学的な改革が必要だが、本学の「大学改革実行委員会」は既に今年度より発足し、上記の問題を含めて、国内外の交流の拡大と統合の二つの方向で検討を進めている。

4) 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

【現状の説明】

学位授与の状況については『大学基礎データ』表7に見られる通り、過去5年間（平成10年度～14年度）において、社会学専攻の場合、修士が33名、博士が3名（平成10年4月博士後期課程開設）に授与され、また社会福祉学専攻の場合、修士が66名、博士が2名に授与されている。博士を授与された合計5名のうち、社会学専攻の1名は論文博士であった。なお、心理学専攻は平成15年4月開設のため、まだ学位は授与されていない。

修士または博士の学位は、「大学院学則」第26条に基づき、「修士課程又は博士後期課程の課程修了を認定した者に対しては、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する」ことになっている。これに基づき、学位の授与方針・基準については、次のように定められている。

すなわち、修士の学位は、「本学大学院学則第25条により、本大学院博士課程（前期課程）に在学する者で、修士課程を修了するために必要な要件を満たしたと認められる者に授与される」（「淑徳大学学位規程」第3条第2項）。この場合「修士課程を修了するために必要な要件」とは、同課程に2年以上在籍し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、最終試験に合格すること（「大学院学則」第25条）となっている。

一方、博士の学位は、課程博士の場合、「本学大学院学則第25条の2により、本大学院博士課程(後期課程)を修了するために必要な要件を満たしたと認められる者に授与される」（「淑徳大学学位規程」第3条第3項）。この場合「博士課程(後期課程)を修了するために必要な要件」とは、同課程に3年以上在籍し、必要な研究指導を受けて、博士論文を提出し、最終試験に合格すること（「大学院学則」第25条の2）となっている。ただし、本学では、「必要な研究指導」の一環として、各専攻とも、教員と学生双方の全員参加形式による論文中間発表会を毎年2回開催しており、ここで発表された内容と質疑応答によっ

て、〈当該年度における論文の提出が可能か否か〉が、かなりの程度判断されている。

学位審査について、修士および博士の学位論文の審査、最終試験および学力の確認は、主査1名、副査2名以上で行い、研究科委員会で合否を決することになっている（「淑徳大学学位規程」第4条の2）。また特に、博士の学位審査については、学内教員の審査委員3名のうち1名以上を他専攻の教員とし、更に学外から1名を審査委員に委嘱して、最終的に公開審査を実施し、審査の透明性・客観性を高めるよう努力している。

なお、社会福祉学専攻の博士前期課程には、社会人を対象とする「一年制短期コース」が設けられており、この場合には修士論文の代わりに、社会福祉分野における専門的職業人としての実務経験と実践的知見に基づいて課題を設定し、その研究成果を指導教員の指導によって要件を満たす研究論文に仕上げた「課題研究論文」を作成して提出できることになっているが、この制度の利用者は、現在までのところ出ていない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の学位授与の状況からして、その数は比較的順調に推移していると言えよう。また、学位審査、とりわけ博士の学位審査については、充分厳格に行われているだけでなく、審査の透明性・客観性もかなり高いと言えよう。

一方、専門職業人を志向する者と専ら研究を志向する者とが混在して在籍している博士前期課程(修士課程)の場合は、必然的に、実質的な学位の内容にかなり差異を生じる恐れがあって、ここでは、専門職大学院の必要が指摘されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門職大学院の制度が発足するまでの過渡的な状況でもあろうが、上記の博士前期課程(修士課程)の問題は、ほとんど制度的に改善・改革を図るほかなく、そのための「大学院将来構想検討委員会」および「専門職大学院設置検討委員会」が学内に発足したところである。

(b) 課程修了の認定

【現状の説明】

博士前期課程(修士課程)の標準修業年限は2年であるが、社会学研究科では、社会学専攻に「一年制博士前期(短期)課程」が、また社会福祉学専攻には「一年制短期コース」が、それぞれ設けられており、1年間で課程修了が可能となっている。

前者は、大学院を学部と接続させて、学部4年次の段階で大学院の科目等履修生として、博士前期課程の開講科目5科目10単位を限度に履修し、博士前期課程入学後に、その修得した単位が課程修了に必要な単位数に算入される制度である。ただし、対象者は、学部3年次に編入学した看護師資格を有する者などの条件があり、また科目等履修生としての適格性についての審査もかなり厳格に行われる。

一方、後者は、学部卒業後3年以上の社会福祉関連実務の経験がある社会人を対象とし、その実務経験を社会福祉実習の単位として認定した上で、文字通り1年間で短期集中的に

残りの単位を履修し、また、実務経験に基づく課題設定の研究論文を修士論文に代わるものとして認める制度である。

これらの制度は、いずれも社会人へのブラッシュアップ教育を試みるために設定された制度であるが、現実にはかなりハードであること、また社会福祉関係の諸機関において従業員の研修・国内留学の制度化が立ち遅れていることもあって、これまでのところその利用者は少なく、社会学専攻の「一年制博士前期(短期)課程」で入学者が2名、その内1年で修了したものは1名、また、社会福祉学専攻の「一年制短期コース」では入学者がまだいない。このようにこれらの制度の利用者は多くないが、しかしそれだけに、これまでの入学生は強い意欲とかなり高い能力を有しており、修了時には標準修業年限を経た修了生と比べても、遜色は見られなかった。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の通り、現在までのところ、これらの制度に、特に問題があるとは認められていない。敢えて問題を探せば、ハードであること、および社会福祉関係の諸機関の研修制度が未整備であることゆえに、これらの制度の利用希望者が少ないことである。しかしながら前者の理由に関しては、標準修業年限未満で特別に修了を認める以上は、それに足るだけの意欲と能力が求められるのは至極当然であろう。その点では、現在のところ、希望者の少ないことは必ずしも問題とは言えないと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人のブラッシュアップ教育については、「大学院将来構想検討委員会」および「専門職大学院設置検討委員会」の結論を承けて、今後その制度を再検討することになっている。

(2) 国際経営・文化研究科

1) 教育・研究指導の内容等

国際経営・文化研究科は、国際経営専攻と国際文化専攻の2専攻からなり、国際経営専攻は、国際的な経営、経営と環境に関わる分野で、また国際文化専攻は、日本および欧米・アジアなど世界の主要な国々の固有の文化と異文化交流に関わる分野で、それぞれ高度な知識と研究能力を具えた専門的職業人を養成し、グローバルな「共生」の視点から実践的な社会貢献を行うための専門知識および技能の修得、更にはそれに基づいた行動力の開発をめざすことを教育目的としている。これは、本学の建学の理念である「共生」と「実学」の精神に基づくものであるとともに、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的にも適合するものである。以下、必要な場合に限って専攻別に点検・評価を行う。

(a) 国際経営・文化研究科の教育課程

国際経営専攻

【現状の説明】

国際経営専攻は、上記のように「共生」と「実学」の精神を踏まえ、人間生活や経営の分野で世界の人々との間で生じる多様な価値観の違いの相互理解に努め、それとの共生を基盤として海外で活躍できる人材、すなわちグローバル・コミュニケーターを養成することを目的としている。具体的には国際経営、経営管理、マーケティング、財務会計、環境管理という五つに大別した研究分野を設定し、経営を取り巻く環境の構造的変化を社会、経済、情報、地球環境、国際関係、組織など幅広い視点から見つめ直し、経営研究の視座と方法を修得することにある。その上で、変動する経済社会に対して、経営の創造的適応を図るのに必要な知識・技法・理論を持った人材の育成をめざしている。

こうした目的の実現に向けて、経営における基礎理論をベースに、マーケティング、会計、人材開発、組織戦略など経営学系の科目を修得し、経営とグローバリゼーション、経営と地球環境、経営と情報システム、経営と人間との関係から生じる諸問題に能動的、創造的に取り組める人材の養成を図るためのカリキュラム編成がなされている。

本専攻の教育課程は、「共通科目」「プロジェクト研究」「専攻科目」「国際経営特殊演習」という科目群からなるが、自らの課題との関わりで30単位以上を修得しなければならない。国際文化専攻との間においては、「共通科目」として6単位以上を修了要件単位に含めている。また、特殊演習の指導教員は演習時の修士論文指導時間以外にも、院生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導を行っている。入学者数に対する修了者数の高い比率、就職状況を考慮すると、修士課程の目的の適合性は良好であると思われる。

なお、本専攻と学部および経営環境学科の学士課程の教育内容との関係については、学部における教育内容を更に高度で奥行き深いものにするため、また学部が志向する学問分野を更に発展させて、国際的な経営、経営と環境に関わる分野で、高度な知識・研究能力を具えた専門的職業人を養成し、グローバルな「共生」の視点から実践的な社会貢献を行うための知識ベース、技法の修得、そして行動力の開発を目的とした教育を一貫して実施してきている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性という点では、上記の教育目的に示したように、「実学」という観点から修士課程修了後は実社会で専門性を生かすように指導している。現在のところ本研究科としては種々の条件で博士課程設置の予定はなく、今後研究能力が高く、研究者の道を歩みたいという院生がいた場合は、他大学院への進学を勧めるつもりである。

【点検・評価および長所と問題点】

修了者の比率の高さや就職状況を勘案すると、本専攻の教育課程は良好に推移していると判断できる。また、学士課程の教育内容は引き継がれていて、本専攻では更に高いレベルの専門的知識を修得すべく緻密な教育・研究が行われており、両者の関係は適切であると評価できる。しかし、社会人や外国人留学生を含む外部からの進学者が多く、学部での

専攻も多岐にわたっており、学部から大学院への持続したテーマの発展、深化という観点から考えると不十分だと言わざるを得ない。

今後、修士課程の目的への適合性を更に増進するためには、本専攻教員の研究への不断の傾注と学生の恒常的な研鑽が求められる。また、現実の社会、企業を取り巻く環境の目まぐるしい進展に伴い、人材育成に新たな対応を迫られるとすれば、それに呼応する研究内容と研究体制で応じなければならないのは言うまでもない。

こうした要請に応えるべく、カリキュラム編成、指導方法等について、常に検討、点検を行っている。とは言うものの、指導する教員の補充（特に定年退職者等の補充）については、学部との関係もあり煩勞するところである。また、講義以外に時間に余裕のある限り個別に指導している修士論文指導教員は、学部の授業も兼務しているためかなりの負担となっている。望ましいのは大学院の専任教員の採用が最適であるが、当面兼任教員によって補充せざるを得ないのが実状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、内部と外部からの進学者（社会人・留学生を含む）のバックグラウンドの濃淡、差異を調整するために、基礎科目の配置を再検討し、平成16年度から「経営学特論」・「国際政治特論」の科目補充を行うこととした。と同時に、環境管理だけであった環境系の研究分野に環境行政を設置し、専攻科目として「環境行政特論・演習」や、税理士の資格取得に関わる「租税特論・演習」をそれぞれ新規開講することにした。これは、地方公務員や、税理士志望などの社会人学生のニーズにも対応できるようなカリキュラム上の改善であるといえる。

一方、既に実施している社会人に配慮した夜間・土曜日開講に加えて、国際文化専攻同様、一般院生や外国人留学生から要望の強かった昼間開講も同時的に実施することとし、平成16年度から昼夜間・土曜日開講の時間割を編成することになった。

今後は他大学院との単位互換の制度化を推進するとともに、それと並行して学部の授業を履修させながら、早期の段階で基礎学力を身につけさせるような指導体制をとることも確認されている。また、学部の大学院進学希望者に対しては大学院準備コースを設置することや成績優秀者には大学院への飛び級制度等を導入することを今後の検討課題としている。

国際文化専攻

【現状の説明】

国際文化専攻は、日本およびアジア、欧米など世界の主要な地域の思想、宗教、言語、文学、芸術など諸文化の固有の主張と意義について学際的に研究し、それらを歴史的かつグローバルな視点から位置づけ、異文化交流上の摩擦や現代社会の諸問題に対応できるような、高度の専門知識と能力を持った人材の育成を図ることを目的としている。

本専攻の教育課程は、「共通科目」、「地域文化研究科目」、「専攻科目」、「国際文化特殊演

習」という科目群に分類され、基礎から応用、そして修士論文作成へと展開、収斂するように構成されている。「共通科目」は、両専攻共通の科目として配置されたもので、1・2年次を通じて自由に選択できる。その眼目は、基礎科目の履修を通じて院生各自のバックグラウンドの差異を補正し、かつ各地域の個別文化研究を行う際の前提として、国際経済、地球環境、文化人類学、比較文化、国際文化交流、異文化コミュニケーションなどの諸科目を通じて、民族・宗教的、あるいは政治・経済的な視野から、それらと文化の諸相とを有機的に関連づけて研究する視点や方法を修得する点にある。「地域文化研究科目」は、1・2年次を通じて自由に選択できるが、基礎演習としての性格を持ち、その後の個別地域文化研究に向けての方法論や技術を修得することを目的としている。「専攻科目」は、1年次前学期から2年次前学期にかけて、専攻分野に合わせて講義・演習各4科目16単位以上を選択履修しなければならないが、日本・アジア・欧米・比較のこれら4つの文化領域から編成されている。「国際文化特殊演習」は、2年次後学期における選択必修科目で、4分野の修士論文研究の領域科目として配置されている。

教育・研究指導については、「地域文化研究科目」の担当教員がその授業を含めて入学時点から年間を通じて1年次のアドバイザーとして、履修科目や研究課題その他について随時相談に乗っている。2年次になると、これらの任務を「国際文化特殊演習」の担当教員が引き継ぐことになる。特に修士論文指導については、入学試験の出願時に各自の研究分野に則して予め希望の指導教員を指名できるように配慮している。そのため、入学と同時にその指導教員のもとに、各自の研究計画に基づいて修士論文提出まで一貫した指導が受けられる体制にあり、修士課程の目的への適合性は良好であると判断される。

なお、博士課程の目的への適合性については、上記の教育目的に示したように、本専攻も国際経営専攻同様、「実学」という観点から修士課程修了後は実社会で専門性を活かすように指導している。現在のところ本研究科としては種々の条件で博士課程の設置予定はなく、成績優秀者で研究能力が高く、今後も研究活動に従事したいという院生がいた場合は、他大学院同課程への進学を勧めることで対応したい。

【点検・評価および長所と問題点】

本専攻の教育課程は、国際コミュニケーション学部特徴的な「国際」「経営」「環境」「文化」「情報」をキーワードとして、「コミュニケーション」で統括しながら、諸科学横断的で、かつ実学的な教育を志向した理念や目的を継承、深化させたうえに成立している。そうした意味では、学部と本専攻とは一貫性を維持した教育体系にあり、内部進学者には浸透していると言える。一方で、外部からの進学者（とりわけ社会人や外国人留学生）にとっては、上記の教育目的やその内容が充分理解されているとは言えず、入学時からの指導体制を検討、強化しなければならない。

一方、本専攻の「国際文化」という性格上、どうしても幅広い分野の科目を提供せざるを得ない。従って、日本・アジア・欧米といった各地域文化に特化した場合、地域別に十分な授業科目数が提供されていないという問題点が生じている。それを補うために、指導

教員が自主ゼミを開くなど最大限の個別指導を行っているのが現状である。しかし、学際的な研究をめざしながら、早期に特定の指導教員に固定した場合、現実にはその教員の専攻分野の研究対象や研究方法に特定した指導が行われるというマイナス面が生じる危険性を伴っているといえる。

研究指導については、教員全員がオフィスアワーを設定しており、指導教員は授業以外に、オフィスアワーを利用しながら適宜個別指導の機会を設けている。また、教員によっては社会人学生等を対象にE・メールを利用した指導を行っている場合もある。しかし、学部との兼担から生じる雑務の多さ、あるいは自らの研究等に追われながら教育・研究指導をしているため、そうした指導法も自ら限界があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、社会人入学者や外国人留学生の増加が予想される中で、入学者間のバックグラウンドの濃淡、差異をいかに埋めていくかという課題に対して、カリキュラムの見直しを行った。その結果、開設以後比較文化という研究分野の修士論文提出者がいなかったため、それを廃止する一方、日本語・中国語・英語といった地域言語という研究分野を新設し、「日本語特論・演習」「中国語特論・演習」「英語特論・演習」等を新規開講し、現職の中・高校教員の専修免許取得のための科目を充実させると同時に、現職教員を含む社会人入学者を受け入れやすくするために、国際経営専攻同様、昼夜間・土曜日開講の時間割を編成する等の改善・改革を行い、平成16年度から実施することにした。

また、「専攻科目」の中で、地域文化領域の開講科目に偏りが見られた点については、上記のように廃止された比較文化関係の教員がアジア文化・欧米文化関係の科目を担当することや兼任教員の補充によって、地域別の開講科目にバランスがとれるように改善・改革を行うことができた。

しかし、どのような教育編成や指導体制をとったとしても、前述の問題点について、なかなか根本的な解決法は見出しにくい。当面は、学部担当だけの専任教員の協力を得ながら、複数の教員による指導体制をとるのが現実的な方法であり解決策であろう。しかし、今後、財政事情が許すならば、大学院と学部の指導体制の分離を図るなり、研究支援のできる高度な人的補助体制を確立していく方法を講じなければならない。この点については、本年度発足した「大学院将来構想検討委員会」で検討される課題の一つであろう。

(b) 単位互換、単位認定等

国際経営・国際文化両専攻共通

【現状の説明】

平成12年度開設にあたって、学生募集の観点から、本学の周辺にはない大学院研究科を立ち上げるという方針のもとに設置申請を行ったこと、また本学の所在地が都心からやや離れた郊外にあり、通学に不便であること等の理由もあって、現在の時点では国際経営専攻、国際文化専攻ともに、国内外の大学院等との単位互換は行っていないし、当面は行

う予定も立っていない。

(c) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

国際経営・国際文化両専攻共通

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮として、2年間の標準修了年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の配慮というのは、通常の2年の学費を3年間で分割納付を認めるという制度であり、社会人学生にのみ限定されており、その選択は入学年度の履修届の時に行うこととしている。

また、国際経営専攻では、社会人学生に対する配慮として開設当初から夜間・土曜日開講制をとっており、受講機会の拡張を図り、結果は良好である。入学後の論文作成においても、評価に値する既存の業績がある場合、修士論文に代替できる課題研究論文の提出を認めるなど、社会経験を大学院の研究システムに導入できるような体制にある。国際文化専攻では、これまで外国人留学生と内部からの進学者が多かったため、国際経営専攻との「共通科目」を除けば、昼間だけの開講であった。

一方、外国人留学生については、両専攻とも別立て課程は編成していない。これまでの実績では、全て中国を中心にしたアジアからの留学生であった。このため、共同研究室には中国人留学生向けのパソコンを設置している。また、日本語能力は個々によって異なり、指導教員が講義以外にも必要に応じて個別指導を行っているため、健全に推移していると判断され、現段階では別段の支障はきたしていない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように、指導教員の尽力には多大なものがあるが、社会人学生、外国人留学生ともに個人に対する教育効果は順調に仕上がっている。しかしながら、外国人留学生の日本語習熟度に限界があるため、修士論文の作成においては、基本的な日本語の作成、文章の添削など個別対応の必要性に迫られており、指導教員の負担が増大している。

なお、国際経営専攻における外国人留学生や一般学生の中には、経済的事情からアルバイトをしている者が多く、夜間と土曜日開講のみの時間割に対する不満があるのも事実である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際経営・国際文化両専攻ともに現行の教育課程における不満を解消するための方策として、両専攻とも平成16年度から社会人や留学生の大学院へのニーズに対応できるように昼夜開講制を導入し、積極的に受け入れるような体制をとることになった。土曜日や夜間の授業を中心に履修することも、また、平日や昼間の授業を中心に履修計画を立てることも可能な時間割を作成するように既に準備している。

また、外国人留学生に対する日本語指導等については、指導教員は学部との兼担で多忙を極めており、TA制度の導入などの検討が課題に上っている。

(d) 研究指導等**国際経営専攻****【現状の説明】**

院生各自の希望を考慮し専攻会議で承認された指導教員が、主として研究指導を行っている。1年次では指導教員のプロジェクト研究において、院生各自の研究課題に即した講義や演習を行っている。2年次では引き続き同じ指導教員の国際経営特殊演習を通じて、修士論文作成のための指導を集中的に行っている。修士論文の作成も、ほとんどの教員が演習時間以外にも、進捗状況を随時報告させて指導している。また、院生には、1年次の1月末に修士論文テーマの概要の提出、2年次の6月に修士論文題目の提出を義務づけ、9月に修士論文中間発表会、1月に修士論文提出後のプレゼンテーション（報告）を実施している。以上の修士論文作成のための1年次から2年次までのプロセスについて、指導教員が一貫して研究指導を行っている。

上記のプロセスを踏まえて、2月の修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員)1名、副査2名で行われる。

【点検・評価および長所と問題点】

1・2年次一貫して、同一指導教員によるプロジェクト研究および国際経営特殊演習を通じて修士論文作成に至る教育・研究指導は、良好な成果を上げていると判断される。院生各自が個人専用で使用できるパソコンの設備も学習・研究におおいに寄与している。また、外国人留学生も含めた院生相互の全体的な交流は、院生各人にとってのメリットは大である。

一方、上記のように、外国人留学生に対する研究指導は日本語の文章表現力が弱いため、指導教員の苦労は多大で教育・研究以外の負荷となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻の教員は、学部教育で大半の責任時間を果たしており、大学院教育はその次にならざるを得ないというのが実状である。とは言っても、本専攻での授業その他で手が抜けているということではなく、研究指導の時間に制約が生じてきているということである。現代社会はより高度の教育を求めており、大学院がその受皿になっている現状からすれば、大学院教育に割く時間をもう少し保証するシステム作りが必要であるが、まだ有効な方策は講じられていないのが現状である。本年発足した「大学院将来構想検討委員会」で早急な対応策の検討を予定している。

国際文化専攻**【現状の説明】**

院生の希望と教員の専攻分野を勘案して、専攻会議で承認された主指導教員および副指導教員が、主として研究指導を行っている。1年次では地域文化研究の担当教員が、その授業を含め入学時点から年間を通じて院生のアドバイザーとして、各院生の履修科目や研

究テーマ等について随時相談に乗っている。2年次では国際文化特殊演習の担当教員が助言者役を引き継ぐ。修士論文作成のための研究指導は主指導教員が行っている。ただし、院生の研究課題と関連の深い科目の担当教員は副指導教員として指導する場合がある。このように、主指導教員を軸に複数の教員による指導体制をとっているが、ほとんどの教員が演習時間以外に、修士論文作成の進捗状況を随時報告させて指導している。また、1年次の1月末に修士論文の概要の提出を、2年次の6月に修士論文題目の提出を義務づけ、9月に修士論文中間発表会を実施している。この修士論文作成のための一連のプロセスにおいて主・副指導教員が連携して研究指導を行っている。

上記のプロセスを踏まえて、2月の修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員)1名、副査(副指導教員)2名で行われる。

【点検・評価および長所と問題点】

国際文化専攻でも、2年間一貫して同じ指導教員によるプロジェクト研究および国際経営特殊演習を通じて修士論文作成に至る教育・研究指導をとっている国際経営専攻のようなシステムを構築する必要があるだろう。なお、院生各自が個人専用で使用できるパソコンの設備も学習・研究におおいに寄与している。また、外国人留学生も含めて院生相互の全体的な交流は各院生にとってメリットは大きい。

外国人留学生については日本語の文章力が貧弱なため、指導教員の並々ならぬ苦勞が教育・研究以外の負荷として生じている点は問題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻の教員も国際経営専攻同様、学部教育が主で、大学院教育が従にならざるを得ないというのが実状である。とは言うものの、本専攻での講義その他に手抜きがあるということではなく、研究指導の時間に制約が生じてきているということである。現代社会はより高度の教育を求めており、大学院がその受皿になっている現状からすれば、大学院教育に割く時間をもう少し保証するシステム作りが早急に望まれる。これも、本年発足した「大学院将来構想検討委員会」の重要な課題である。

2) 教育・研究指導方法の改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

教育・研究指導の効果の測定は、テスト、レポート、口述試験、研究発表などの方法、およびそれらの組み合わせによるが、その形態や実施方法については各教員に委ねられている。両専攻の共通科目を除けばほとんどの授業は数名程度であるので、担当教員は院生の研究テーマを熟知しており、受講生の要望に沿った授業内容が展開できている。

一方、院生の勉学意欲が学部学生より極めて旺盛で、かつ授業での質疑応答が活発に行われており、教員も院生に対する教育効果の浸透度、および院生の問題意識や能力を客観

的に測定しやすい状況にある。

【点検・評価および長所と問題点】

少人数教育は、上記のような長所をもたらすとともに専攻ごとの論文中間発表会、修士論文のプレゼンテーション等を通じて、教育効果の測定は適切、妥当に行われていると判断できる。しかし、少人数教育は反面、教員と院生の間にともすれば緊張感に欠ける関係性が生じる場合がある。とりわけ内部からの進学者が多い場合、こうした傾向に陥りやすい。これを打破する一つの方法として、学部同様、院生による授業アンケート等の実施が考えられようが、授業の履修者が少人数であるため、匿名による自由な評価はなかなか得難く、そのため体系的には実施していない。

一方、外国人留学生や社会人学生が増加する傾向にあり、こうした状況が教員と院生、および院生相互の間に新たな緊張感を喚起し、教育研究の活性化に寄与していることも事実であり、歓迎すべき状況ではある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向けて、学部とは形式を変えた方法の院生による授業アンケートの実施を検討している。例えば実現可能なものとしては、個別の授業単位のアンケートではなく、修士論文作成に向けて現行のカリキュラムの有効性などを問うようなフリーアンサー形式の採用が考えられる。

また、教育・研究指導の効果を客観的に測定する方法として、既に国際文化専攻で一部実施している複数の教員による指導体制が挙げられる。院生の研究テーマに即して特定の指導教員に一任するのではなく、複数の教員が相互の研究領域や研究方法を活かしあって教育・研究指導を行うことは、院生のみならず教員相互の研究にもメリットがあろう。

(b) 成績評価法

【現状の説明】

成績評価は個々の教員の裁量に委ねられているが、少人数授業の利点から、各教員は平素から院生個人個人の能力を的確に把握できる状況にある。講義科目については、概ね平常点およびテスト、レポート提出などによって評価されている。また、演習科目については、院生による報告および討論、これに対する教員の講評と補足指導によるのが一般的であり、そこでの発表内容、取り組みの姿勢、討論への参加度等から総合的に評価されることになる。また、論文の中間発表会は、院生の問題意識、研究能力、進捗状況を他の院生と相対化する絶好の機会となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

成績評価については、少人数授業のため、教員が院生の能力を的確に把握できるメリットがある反面、両者の間に馴れ合いが生じて評価がかえって甘くなる点も否定できない。しかし、現在のところこの点については大きな問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、現在のところ成績評価法自体にはなんら問題はなく、教員各自の自覚によって対処する以外、方策はない。

(c) 教育・研究指導の改善

【現状の説明】

教員の教育・研究指導方法の改善については、各専攻で論文の中間発表会を開催しているが、院生の研究上の問題点のみならず、教員相互の教育・研究指導上の欠点を補完し合うとともに、指導方法を学びあう場となっている。

一方、シラバスについては、その内容に即すると同時に受講生の研究テーマや関心に対応する等、柔軟に運用している。また、年度始めには両専攻主任によるオリエンテーションを実施した上で、担当教員全員と1・2年次の院生による合同の懇話会を開き、教員の専攻分野や授業内容を紹介するとともに、院生の研究テーマを発表し合うなどの意見交換を行い、両者間の関係を親密なものにしている。

院生による授業評価および学生満足度調査は、組織的・制度的には行われていないが、このような論文発表会の開催や懇話会での両者の意見交換があり、また全ての講義・演習が極めて少人数で行われていて、院生と教員の間での意思疎通は良好であり、各講義・演習に対する受講者からの反応・意見は絶えず日常的に聴取できる状態にある。

なお、個別的な課題については月例の研究科委員会と専攻会議および関連委員会で随時検討を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院生が極めて少人数であるため、教員と院生の関係は親密なものであり、要望・意見も自由に聴取し、採用できる状況にある。従って、院生による授業評価を導入するまでもないというのが実感であるが、これはあくまで教員サイドからの考え方であるかも知れない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ教育・研究指導上の大きな問題点は生じていないが、更なる改善を促進するには、教育課程の眼目や意図の周知を図り、教員の教育・研究指導の方向性を明確にするとともに、院生自身の自主的な研究や方法を助成するための具体的な方策を検討することが必要であろう。例えば、国際文化専攻で一部実施している複数指導制の導入である。これは、教員には相互の研究領域や研究方法等の意見交換にもつながり、院生にとっても、指導教員を自由に変更したり、複数の教員から有効なアドバイスを得たりでき、風通しの良い研究風土を醸成できるものと期待できる。

3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国際化への対応と国際交流の推進について、本学としては大学 3、社会学部 1、国際コミュニケーション学部 10、社会学研究科 1 の合計 7 か国、15 の国際交流協定を締結しているが、本研究科が独自に行っているものはない（『大学基礎データ』表 11）。また、国内外の大学院との単位互換等の教育交流や、共同研究等の研究交流についても実施していない。現在までのところ、本研究科独自の国際交流の推進をどのように図るかの基本方針は立っていない。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科は開設後 4 年目を迎えたところであり、教員も学部との兼担であるため、正直なところ国内外との教育・研究交流を行う余力がなかったというのが実状であろう。

上記のように、本学として多くの国際交流が行われているとは言っても、学部、研究科単位であり、それらの中にどのような有機的連関があり、教育・研究上どのような機能を果たしているのかを明確にしていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院は、学部とは異なり、高度な学術教育を通じて専門的な研究者を養成し、専門職業人を育成することを目的としているので、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は大学院の目的に沿った独自なものを樹立し、実施する必要がある。本研究科としては、今後院生が増加し博士課程を設置するようになれば、国際的なレベルでの研究交流、院生の派遣、交換留学生の受け入れ等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、本年設置された「大学院将来構想検討委員会」で総合的に検討されるべき課題となっている。

4) 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

【現状の説明】

学位授与の状況については、過去 2 年間（平成 13～14 年度）において、国際経営専攻の場合、修士（国際経営）は平成 13 年度 8 名、平成 14 年度 12 名、計 20 名、国際文化専攻の場合、修士（国際文化）は平成 13 年度 6 名、平成 14 年度 8 名、計 14 名が、それぞれ授与されている（『大学基礎データ』表 7）。

修士の学位は、社会学研究科同様「大学院学則」第 26 条に基づき、「修士課程又は博士後期課程の課程修了を認定した者に対しては、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。」としている。これに基づき、学位の授与方針・基準については、次のように定められている。すなわち、修士の学位は「大学院学則」第 25 条の規定により、「本学大学院博士前期課程又は修士課程に在学する者で、修士課程を修了するために必要な要件を満たすと認められる者に授与される」（「淑徳大学学位規程」第 3 条第 2 項）。この場合の「修士課程を修了するために必要な要件」とは、同課程に「2 年以上在学し、第 14 条の規定に基づく授業科目について各専攻が定める所定の単位数を修得し、かつ、必要な

研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については研究科委員会の議を経て、学長が修士課程修了を認定するものとする。」（「大学院学則」第25条）である。ただし、本研究科における「必要な研究指導」の一環として、2年次9月実施の教員と学生双方の全員参加形式による修士論文中間発表会があるが、そこでの発表内容の質と質疑応答の対応が問われることになる。次に学位審査について、修士論文の審査、最終試験および学力の確認は、主査1名、副査2名によって行われ、各専攻会議での結果報告を経て、研究科委員会で合否の判定を行うことになっている（「淑徳大学学位規程」第4条2）。

なお、修士論文の審査体制は、主指導教員が主査を務めているが、「大学院設置基準」第9条の規定によって置かれた教員の中から選抜されている。また、院生の研究課題と関連の深い科目の担当教員を副指導教員として配置しているが、これらの教員の中から2名が副査に当たっている。論文審査の実施にあたっては、本研究科および当該専攻の目的に照らして十分な質、量の条件を満たしているか否かを、認定する場合の共通基準としている。量については、400字詰め原稿用紙にして100枚以上の基本設定を指示している。

次に、社会人学生を対象に修士論文に代替できる「課題研究論文」については、一般には選ばれたテーマの特定の側面（サブテーマ）について、個々には修士論文より小規模な論文（研究ノートを含む）を2編またはそれ以上を集めた論文集のかたちをとることになっているが、現在のところ該当者は出ていない。また、留学生に対する日本語指導については、現在のところ中国人留学生だけであり、中国文学専攻の主指導教員が直接論文指導を行っているので問題は生じていない。

その後、審査に合格した修士論文について、口述試験で指摘された記述上の問題点を修正のうえ英文の要旨要約文とともに図書館に提出させ、製本のうえ閲覧できる体制をとっている。

【点検・評価および長所と問題点】

審査の透明性・客観性を高める措置の導入という点については適切、妥当であると思われるが、本研究科が両専攻とも「国際」を冠しているという性格上、研究テーマは多岐にわたり、主査・副査の選定もなかなか難しい。また、国際文化専攻の場合、本学には日本でも有数の中国石刻拓本を所蔵した「書学文化センター」があり、特色ある研究分野として拓本研究のため外部からの進学者が増えつつある。そのため拓本研究が主目的となって、当該専攻がめざしている学部から大学院への持続したテーマの発展、深化という観点から考えると、一部内容的に論究が不十分なものがあつたと言わざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前項目でも触れたように、研究対象は幅広く他の研究分野の専任教員に副査を依頼せざるを得ない。また、上記の拓本研究等のように特殊な研究領域については、研究科委員会で承認を得て、学部の専任教員に副査を依頼してもよいことになっている。繰り返すようであるが、学部との兼担であり、担当教員不足である状況はなかなか改善されそうにない。

が、研究体制を充実させ、教育研究業績を伸ばしながら、大学院担当の教員数を増やしていくことが現実的な打開策と考えている。

(b) 課程修了の認定

【現状の説明】

現在の時点では、標準修業年限未満で修了する制度を採用しておらず、また今後行う予定もない

5 学生の受け入れ

(1) 大学における学生の受け入れ

【現状の説明】

本学は、その建学の理念である「共生」の精神を持ち、実践の場での活躍を期する、つまり「実学」を志向する学生の受け入れをめざしてきており、その結果としてこれまでに、17,000名有余の卒業生を送り出してきた。学生募集においては、この建学の理念に基づく講義科目、少人数制によるきめの細かい演習指導あるいは豊富な実習科目の履修等を通じて、自己実現に向かう学生一人ひとりを支援することを謳っている。大学説明会を始め、オープンキャンパスの開催、セミナーの実施などを通して、本学の特色と求める学生像を明らかにするよう努めている。オープンキャンパスは、千葉キャンパス（社会学部）では年4回程度、みずほ台キャンパス（国際コミュニケーション学部）では10回を超える回数を実施している。そこでは、学部学科紹介だけでなく、コンピューターの体験や心理実験など様々な実験を体験でき、学問の面白さの一端に触れることも目的としている。

平成15年7月には本学ホームページの全面的リニューアルを行い、現今の情報社会に対応すべく、最新の情報を見やすく提供することにも努めている。更に、高校生に実際の大学授業を受けてもらい、大学で学ぶことを肌身で感じるとともに、在りのままの姿を見てもらう機会も提供している。

更に、高校側の求めに応じて出張講義を行い、高校生に分かりやすく専門講義を行うことを通じて、学部学科の特徴や本学の理念を伝えている。

社会に開かれた大学としては、社会人学生だけでなく、今日の国際化の進展に伴う海外帰国子女や外国人留学生を受け入れており、在籍している社会人学生23名、外国人留学生21名である（『大学基礎データ』表16）。また様々な種類の障害を持った学生を受け入れており、その在籍学生数は12名である。このように本学は広く社会に門戸を開放している。

平成15年度の各学部の募集定員は、社会学部590名（内、社会学科130名、社会福祉学科310名、心理学科150名）であり、国際コミュニケーション学部440名（内、人間環境学科125名、経営コミュニケーション学科75名、文化コミュニケーション学科240名）である（『大学基礎データ』表15）。いずれの学部の定員にも、平成16年度を期限とした期限付入学定員延長による臨時増としてそれぞれ40名と90名を含んでいる。加えて、社会学部に120名、国際コミュニケーション学部に40名の3年次編入学定員をもっている。

上記の募集定員に対し、入学者の選抜方法では大きく分けて3種類の入試選抜方法を採用している。推薦入試、一般入試および特別入試（『大学基礎データ』では「その他」と分類）である（『大学基礎データ』表13）。

- ① 推薦入試は、本学の設立主体である学校法人大乗淑徳学園の併設3高等学校からの推薦、指定校推薦および一般公募推薦から成っている。経年のデータがない新設学科である人間環境学科と経営コミュニケーション学科を除くと、併設3高等学校からの志願者数、入学者数は社会学部では減少傾向にあるが、国際コミュニケーション学部は増加傾向に

ある。指定校推薦は、志願者数、入学者数ともに比較的安定した水準を保っているが、一般公募推薦のそれは漸減傾向にある。推薦入試の選抜方法は、出願資格として一定以上の評定平均値に加え、小論文、面接および書類審査（調査書・推薦書等）を課している。なお、本入試形態は、高校時代の学力および人物評価に信頼がおけるうえに、入学後の追跡調査によっても、一般入試入学者より入学後の成績が高くかつ伸びが認められており、募集人数枠を超える合格・入学者を出している。なお、社会学部では高・大連携による学園傘下の淑徳巣鴨高等学校からの推薦枠や、社会福祉学科に高校の福祉科からの推薦枠を持つことで、将来社会福祉に従事することを強く希望する学生を積極的に受け入れている。

- ② 一般入試は最大の募集人数枠を持っており、多様な特徴・能力を持った学生の確保および受験機会の複数化を実現するため、様々な入試形態を揃えている。大きくは従来型の2教科（英語と国語）型入試と、個別試験を課さないセンター試験利用型である。前者の志願者数は、他の大学の例に漏れず、減少傾向は否めない。またこの型の入試では、基礎学力が最も反映されやすく、かつ日頃の着実な努力を要求される科目を課すことで、潜在的な基礎能力を測ることを意図している。後者の志願者数は、センター試験利用大学の増加に伴い、変動はあるものの比較的安定した推移を保っている。この入試は、特定の教科分野に高い能力を有する学生をも確保することをめざしている。その他にも、社会学部では講義理解力を問うSL方式入試を実施しており、国際コミュニケーション学部では英語または国語のどちらか1科目を選択できるC方式入試を行っている。
- ③ 特別入試としては、いずれも若干名の募集であるが、社会人、海外帰国子女および外国人留学生を対象とした入試を実施しており、海外帰国子女を除いて相応の実績を上げている（前述）。
- ④ 国際コミュニケーション学部は、平成12年からAO特別クラス入試（アドミッションズ・オフィス入試）を全学科で行っており、募集定員を大きく上回る志願者を集めている。平成12年からの4年間において、各年募集定員20名、30名、30名、100名に対し、志願者数は42名、128名、197名、161名である（『大学基礎データ』表13）。

大学院入試は次のとおりである。

社会学研究科における募集定員は、社会学専攻および社会福祉学専攻ともに、博士前期課程10名、博士後期課程3名であり、心理学専攻は修士課程15名である。国際経営・文化研究科のそれは、国際経営専攻および国際文化専攻ともに、修士課程の8名である（『大学基礎データ』表18）。両研究科の博士前期課程（修士課程）では、社会人および外国人留学生に対しては試験科目や配点に配慮をしたうえで、概ね、論文と面接による選抜方式を採用している。博士後期課程の選抜においても、ほぼ同様の選抜方式を実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

入学者選抜方法においては、多種多様な選抜方式を採用することで、本学が求める多様な可能性を秘めた学生の選抜を企図しているが、入学後の勉学意欲が比較的高い推薦入試

枠による入学者をいかに確保するかは、今後に残された大きな課題である。一般入試では、複数の選抜方式を採用することで、様々な能力を持つ入学者の確保に努めてきた。しかしその反面、一般入試の種類・方法が複雑化する傾向があり、作問の負担や入試期間の長期化、あるいは大学入学の目的や学習意欲が必ずしも高くない学生の入学を招く傾向が見え始めている。特別入試では、社会人入試による多くの入学者を始め、地域に開かれたあるいは生涯学習の場を提供しており、今後も一層、大学の社会への貢献に尽くすことができよう。

なお、本学は千葉とみずほ台の2つのキャンパスに遠く別れており、二重にあるいは別々に募集・入試を行ってきており、全学的な募集入試体制が必ずしも充分でない。志願者等に同じ大学でありながら、別の大学であるような印象を与えかねないのが現状であり、募集・入試の労力・費用の効率からしても改善の余地が大きく残されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

募集定員に占める推薦入試枠の緩和が進むなか、各大学は確実な入学者数確保の意味合いからも、競って推薦入試に力を入れており、そのなかで本学が有為な人材の輩出を続けるには、推薦入試に更なる力を入れなければならない。高等学校・父母、そして何よりも志願者に、早い段階での本学の存在と特色をアピールする必要がある。各種の広告媒体によるものを始め、セミナーやオープンキャンパスの内容の充実に向け検討を開始しており、各県の同窓会支部の協力や立ち上げも進めているところである。

アドミッションズ・オフィス入試は、現在、国際コミュニケーション学部だけで実施されているが、志願者の人物・能力を見極めるのに有効性が高いこの入試方法を、社会学部でも導入することに向け検討を開始している。本学の理念・教育方針を理解し、それに共鳴した学生の入学が期待される場所である。

大学は学生を入学させれば、それで事足りるものでは決してない。入学時から卒業後の自己実現に向けた、学生一人ひとりに見合った教育をめざし、全学的なカリキュラムの再編成に着手している。学生の受け入れは、入試方法等の見直しもさることながら、原点はそこでなされる教育であり、その改革と一体となって初めて大学は社会的評価がなされ、志願者・入学者の確保が達成される。このことを常に念頭において、改革を進める所存である。

各キャンパス間の地理的距離は縮めようはないが、各キャンパスの独自性は残しつつも、全学的な募集・入試体制を作るため、平成15年度より、「大学募集センター」を開設した。そこでは、広報活動の一元化、外部からの問い合わせに対する迅速かつ的確な対応、入試作業の効率化や学部間入試日程等の調整を含め、大学レベルでの入試制度の見直しの検討を始めている。

(2) 学部における学生の受け入れ

1) 社会学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

本学部の学生募集体制は次のような仕組みのもとにある。学部長を委員長とする入試委員会（学部長・学科長・教務委員長・学生厚生委員長・作問専門委員長により構成）において、学生募集の方針について審議し、教授会の議を経てその決定に基づいて、学部の入試・学生募集を担当する事務部署であるアドミッションオフィスで、学部の募集方針に基づく募集方法を具体的に検討し、募集を実施するという仕組みである。この体制のもと、社会学部は現状において以下のような募集方法を実施している（平成15年度入試の募集を例に述べる。）。

① 大学入試説明会の実施（1回）

例年5月に、社会学部、国際コミュニケーション学部合同で都内の施設を会場に、入試説明会を実施している。対象は主として首都圏および関東地域の公立高等学校の進路指導担当教員で、その内容は両学部それぞれの教育の内容と特色、卒業後の進路、入試方法のねらいと入試内容の詳細等についての全体説明を行い、更に個別相談ブースを設け、各高等学校の教員からの個別相談を受けている。

② 指定校説明会の実施（2回）

社会学部では5月に2回に分けて、千葉キャンパスにおいて指定校の進路指導担当教員を対象に、入試説明会を実施している。ここでは、社会学部としての指定校の選定についての考え方や、どのような学生を推薦してもらいたいのか、更に指定校からの入学生の勉強状況の報告等を中心に説明会を行い、更に社会学部の入試、募集担当教職員と高等学校の教員との懇談会を実施している。

③ 学内進学相談会（オープンキャンパス）の実施（4回）

6月、7月、9月および11月の時期に、受験生を対象とした学内進学相談会を実施している。平成15年度入試の進学相談会への参加人数は、総参加人数1,720名、うち受験希望者1,345名、編入学希望者54名、父母321名であった。

④ 大学祭開催期間中における個別進学相談の実施

千葉キャンパスの大学祭期間中（11月）、受験希望者を対象に、大学祭への招待を兼ねて個別受験相談を実施している。

⑤ 高校生のためのウィンターセミナーの実施（12月）

このセミナーの主たる対象は、本学園傘下高等学校特別選抜入試、指定校推薦入試、一般公募推薦入試および推薦入試B（特別推薦枠）で合格し、次年度4月より入学が内定している高校生であり、同時にそれ以外の高校生にも広く案内を行い、2日間にわたって大学の授業を体験してもらうセミナーである。内容は3学科の専門に関する講義を1日2科目、計4科目実施している。従って、学生募集のための公開授業としての機能も果たすものである。なお、上記以外に、社会学部アドミッションオフィスの担当職員を中心に、「大学募

集センター」と連携を図りつつ、社会学部に在籍している学生の出身高校をベースに、高校訪問や、各種学外進学相談会への参加等による学生募集活動を行っている。

社会学部の入学者選抜の方法と募集定員・入学者数（平成15年度）については、下表の通りである（『大学基礎データ』表13、表15、表16）。

【表4 入学者選抜の方法と募集定員・入学者数（平成15年度）】

社会学部

（ ）は内数

学科	選 抜 方 法		募集人数	入学者数
社会学部	一般・推薦入試	一般入試	87	111
		A方式（英語・国語の2教科テスト）	(57)	
		B方式I（センター試験利用テスト）	(15)	
		B方式II（同上）	(5)	
	推薦入試	SL方式（講義理解力テスト）	(10)	
		推薦入試	43	56
		一般公募・指定校推薦入試	(40)	(55)
	特別入試	学園傘下校特別選抜入試	(3)	(1)
		計	130	167
		社会人入試	若干名	(0)
海外帰国子女入試		若干名	(0)	
外国人留学生入試		若干名	(0)	
計	若干名	0		
社会学部	一般・推薦入試	一般入試	195	223
		A方式（英語・国語の2教科テスト）	(165)	
		B方式I（センター試験利用テスト）	(20)	
		SL方式（講義理解力テスト）	(10)	
	推薦入試	推薦入試	115	163
		推薦入試A（一般公募・指定校推薦入試）	(97)	(151)
		推薦入試B（特別推薦枠）	(3)	(3)
	特別入試	学園傘下校特別選抜入試	(15)	(9)
		計	310	386
		社会人入試	若干名	(1)
特別入試	海外帰国子女入試	若干名	(0)	
	外国人留学生入試	若干名	(0)	
	計	若干名	1	

心 理 学 科	一 般 ・ 推 薦 入 試	一般入試	90	128
		A方式（英語・国語の2教科テスト）	(65)	
		B方式I（センター試験利用テスト）	(15)	
		SL方式（講義理解力テスト）	(10)	
	推 薦 入 試	推薦入試	60	66
		一般公募・指定校推薦入試	(50)	(64)
		学園傘下校特別選抜入試	(10)	(2)
	計		150	194
	特 別 入 試	社会人入試	若干名	(0)
		海外帰国子女入試	若干名	(0)
外国人留学生入試		若干名	(0)	
計		若干名	0	

上記入学者選抜方法のそれぞれのねらいと位置づけは次の通りである。

一般入試におけるA方式入試は、本学部のベースの入試となっており、学科試験による選抜方法であり、その選抜対象を広く設定し、また学部教育に必要な基礎的学力（国語・英語）を有した人材を確保することをねらいとしている。同じく学科試験による一般入試として採用しているB方式IおよびII（社会学科のみ）は、センター試験利用の方式であり、この方式はA方式よりも更に幅広い学科基礎能力を有した入学者を確保できるよう、試験科目をセンター試験の成績の上位2科目（社会学科のみのB方式IIは英語と上位1科目）としている。一般入試の3つ目の選抜方式であるSL方式入試は、入学後の大学の授業を理解する潜在的能力を試すことにあり、選抜方法としては、試験の午前中の前半時間で講義を受講し、午後の後半時間にその講義の理解力をテストするというものである。

また3学科とも推薦入試における一般公募入試は、高等学校の学業成績において、ある一定のレベル(主要5教科の評定平均値が3.5以上であること)を有し、更に高校生として現代社会の諸問題に関心を有している人材を求め、確保することをねらいとしている。また、推薦入試における指定校推薦入試は、本学部の教育目的実現の中核となる学生を確保することにねらいを置いている。指定校へ推薦基準として提示しているものは次の通りである（「淑徳大学社会学部指定校推薦入試基準について」平成15年度入試要項より）。まず、人物に関する資質・条件として、心身とも健康であり、明朗・快活で他との協調性に富み、学級活動・クラブ活動（文科系・スポーツ系を問わない）・ボランティア活動等で優れたリーダーシップを有し、将来の成長が期待され、その能力が社会的貢献に資する可能性を感じさせる等を有する者。次に、学力と能力に関する条件として、社会的な諸問題への関心を有し、それを自分の頭で考え、判断しようとする能力と志向のある者である。更に推薦入試B（社会福祉学科のみの特別推薦枠として実施）は、本学・本学部の大乗仏教の精神に基づく実学教育を如実に体現しうる人材として、仏教寺院および社会福祉事業の経営の

後継者として将来進むことの意志を、明確に有している人材を確保することを選抜のねらいとしている。学園傘下校特別選抜入試は、学園の傘下にある高等学校という性格上、それらとの高・大連携は極めて重要であり、その関係を強化していくことをねらいとしている。

また、生涯教育の機会保障をねらいとする社会人入試、外国人留学生への門戸開放による国際交流の促進をねらいとする外国人留学生入試、そして海外帰国子女の受け入れをねらいとする海外帰国子女入試を、いずれも若干名の枠ではあるが実施している。しかし、社会福祉学科の社会人入試を除けば、志願者、入学者ともほとんどいないのが現状である。

学生募集方法については、先述した本学部の学生募集方法のもとのこれまでの実績を、過去 5 年間の各学科の募集定員に対する志願者数の倍率で見ると、社会学科に関しては、平成 11 年度 5.2 倍、12 年度 4.1 倍、13 年度 5.3 倍、14 年度 4.4 倍、15 年度 4.3 倍であり、社会福祉学科に関しては、平成 11 年度 6.2 倍、12 年度 5.7 倍、13 年度 5.7 倍、14 年度 5.0 倍、15 年度 4.3 倍であり、平成 13 年度入試よりスタートした心理学科に関しては、平成 13 年度 3.7 倍、14 年度 5.5 倍、15 年度 4.8 倍であった(『大学基礎データ』表 13)。従って各学科の 5 年間の平均倍率は、社会学科は 4.7 倍、社会福祉学科は 5.4 倍、心理学科は 4.7 倍(年間平均)であった。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の募集定員に対する志願者数の倍率からみるかぎり、近年福祉系学部・学科の急激な増加の現状を考えると、現行の学生募集方法は一応の成果を上げており評価できると考えられる。なお、その志願者が年々減少している社会人・外国人留学生・帰国子女の募集については、募集のあり方の根本的見直しが迫られている。

入学者選抜方法については、一般入試の A 方式入試および B 方式入試(センター試験利用)に関して、当方式で入学した学生の入学後の成績追跡調査結果等から見て、各学科とも学力的にはほぼ期待された学生が確保できていると考えられる。しかし、年々入学生の基礎学力が低下していることも明らかであり、また SL 方式で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査結果等から、今一つこの方式のねらいが達成されていないのが実情である。次に推薦入試であるが、一般公募・指定校推薦入試に関しては、ほぼその選抜方法とねらいは果たされていると評価しうる。この 2 つの推薦入試で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査においても、これらの学生は最も高レベルの成績を示している。ただし、一般公募推薦の選抜に関しての問題点として、募集定員に占める指定校推薦との関係で、一般公募推薦の合格者がある一定の枠に抑えざるをえないという制約上、優れた資質と能力を有した受験者であるにも関わらず不合格になってしまう場合があり、今後の検討課題としてあげられる。また更に近年、傘下校特別選抜入試の志願者が減少気味であることも、現状の問題点の一つである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生募集方法に関する改善・改革については、とりわけ近年志願者の出身地域が次第に

千葉県内およびその周辺地域に限定されてきており、福祉系学部としての歴史と伝統を有している本学部として、今後できる限り募集地域を拡大して多くの受験生を確保していく方策の検討が求められている。そのために指定校の地域的拡大、地方入試の実施等の検討に入ることも必要であると考えている。特に一般入試の地方実施に関しては、淑徳大学同窓会の主たる地方支部のある地域、あるいは既にこれまでにある程度の志願者や入学者が出ている地域を中心に、同窓会の協力と連携の下での、地方入試のできるだけ早期の実施を検討したいと考えている。

入学者選抜方法に関する改善・改革については、一般入試の A 方式に関しては、現在の試験科目は 2 科目指定であるが、多様な潜在的能力を持つ受験生の確保に向け、試験科目を例えば 3 科目中 2 科目選択制にする等を検討することも考えている。また、SL 方式の入試のあり方について、今後も追跡調査を継続し、その結果を待って検討を始めたい。

更に、学園傘下校との高・大連携の一層の強化を図るため、平成 16 年度入試から、傘下校特別選抜入試の一貫として、傘下校の一つである淑徳巣鴨高等学校の社会福祉コース（「淑徳大学社会福祉コース」）の生徒の、社会学部への特別選抜入試の第 1 回目を実施する。また、平成 16 年度入試から新たに採用する「卒業生子女特別選抜入試」は、既に 1 万 5 千人に達する卒業生を有している本学部として、その建学の精神に基づく教育理念と教育目的の、私立大学ならでの世代的継承と社会的浸透を、更に確たるものにするをねらいとするものであり、同窓会組織との連携の下で実施するものである。この選抜方法の特徴は、出願前に出願条件の適否を確認することを目的に、同窓会長の下で志願者とその親（卒業生）を含む親子面接を実施し、それを出願資格の重要な要件としている点にある。

（b）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学部の教育目的、各学科の教育目標である「対人サービスへの基本的態度とその専門性の養成」に基づく、「実践的専門職業人としての人間形成」に適合した人材の受け入れという基本方針からして、ある一定の学力を有した者であることが、受け入れの必要条件であることは言うまでもない。カリキュラムの特徴である専門的・実践的実学教育といえども、基礎的学力の上に築かれるものであり、A 方式入試において国語と英語の学科試験を課していることは、その考えを反映したものである。それとともに、将来、対人サービスに関わる仕事を担うに足る人間的可能性と情熱を有した人材の確保にも努めており、面接による考査を課す推薦入試による入学者を、その募集定員数に比して高く維持してきているところである。また、これら推薦入試方法で入学が内定している学生には、前述のとおり、「ウィンターセミナー等」において入学前教育として、主要専門科目に関するガイダンス的な講義を実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

入学者選抜方法に関する点検・評価においても述べたように、本学部の入学者受け入れ

方針である一定の学力と対人サービスに関わる人間的情熱と可能性をもった入学生を、一般入試および推薦入試の2本立て選抜方法によって確保できていると評価できる。しかも、推薦入試による入学者は入学後の成績が相対的に高く、その入学者数に対する比率は、平成15年度入試結果において学部全体で38.1%であるが、それを今後一層高める必要がある。しかし、学園傘下校からの推薦入学者の数が年々低下しつつある点は、傘下校の生徒にとっての本学部の魅力欠如と高等学校側の進路指導との連携の両面において、今後に残された高・大連携に関わる問題点としてあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

推薦入試による選抜方法は、特に本学部の入学者受け入れにおいて適切であり、今後その比重を高めるべく募集・入試において更なる工夫を続け、将来的にはその募集枠の拡大を視野に入れた検討を開始しており、平成16年度入試において可能である部分に関しては実施する予定である。また、傘下校からの本学部の教育目的に則した学生の受け入れに関する改善・改革に向けた方策として、平成16年入試から学園傘下の一つである淑徳巣鴨高等学校の「淑徳大学社会福祉コース」の生徒を受け入れる方策を実施し、その第1期生の受け入れの実績を通して、傘下校からの志願者・入学者の増加を図っていきたいと考える。

(c) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

本学部の入試委員会は、学生募集とともに、学部入試における入学者選抜の方針、入試日程、入試要項についての審議・検討を行い、そこでの作成案を教授会での議を経て決定する。その決定に基づいて、学部の募集・入試担当事務部署であるアドミッションオフィスは、入試委員長である学部長と相談・協議の上、募集と入試の実務の準備を行う。入試の実施体制は、入学試験ごとに、入試委員長を試験実施本部長とした入試委員会の構成メンバーによる試験実施本部を組織し、試験の実施に当たる。センター試験を除く一般入試の採点は、入試委員会に附置されている入学試験問題作問専門委員会（以下、作問専門委員会）の委員によって行い、その採点作業の管理は作問専門委員長が担い、その間の判定資料作成までの責任管理は全て入試委員長が担う。推薦入試における小論文の採点は、「作問専門委員会」の委員および入試委員長が委嘱する学部専任教員が行う。その採点作業の管理から判定資料作成までの管理責任は、一般入試と同様入試委員会が担う。

また、入学者選抜における入試結果の判定に関しては、学部の入学者選抜の方針に基づいて、学科ごとに学科長がまずそれぞれ採点結果に基づいて合否ラインを定め、それに基づく判定案を策定する。その上で合否判定入試委員会を開催し、各学科の判定案の検討を行い、入試委員会としての合否判定案を策定し、最終的には合否判定教授会において合格者を決定する。

【点検・評価および長所と問題点】

入学者選抜試験の実施は上記のように本学部では学部長が入試委員長を務めており、入

試委員会の構成メンバーの適切性、作問専門委員会の設置、更に各試験の実施本部を入試委員会が担うなど十分な体制を整えており、適切であると評価できる。これらの体制は、一つには入学者選抜は学部教育における最重要事項であるという認識、すなわち募集から試験問題の作成、入学者選抜試験、更には入学後の受け入れ等を一貫した流れの下で実施することの重要性の認識に基づいたものである。また、選抜基準も、入試委員会および教授会において審議を受けなければならないことで、その透明性を確保している。しかし現状において入試委員会の業務と責任の大きさから、役職者の各委員の負担はかなり大きく、その点の改善が求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現行の入学者選抜において入試委員会に多くの責任と権限が集中していることのメリットとデメリットを勘案しても、今後もこのような体制を維持することが望ましい。しかし、入試委員会を他の常設委員会と同等に位置づけ、他の常設委員会の役職者との重任を避けるべく、学長・学部長・学科長・事務局長より構成される入学試験実施本部体制を検討するなど、将来に向けてその再編を考えている。

(d) 入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

作問専門委員会を構成する委員は、委員長（入試委員）以外はほぼ4月から翌々年3月までの2年間は他の委員会業務との重複をできうる限り避け、入学試験の作問研究と作問作業に専念する体制をとっている。国語と英語の専門教員を必ず作問委員とし、その教員のもとに本学部の志願者層にとって、妥当かつ適切な作問研究に取り組んでいる。当委員会は専用の作問専門委員会室をもち、厳重な管理のもと、入試問題の正答率の検証や他大学の入試問題の検討を行った後、当該年度の入試問題の作成とその適切性の検討を入試の直前まで行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部のA方式入試および推薦入試（一般公募推薦）の小論文試験問題の妥当性や適切性を検討する作業は、作問専門委員会に全て委ねられており、それは適切に機能していると考えられる。学外関係者からの意見聴取を行う仕組みは現在有していないが、試験終了時に試験問題は持ち帰り自由としており、試験問題の妥当性、適切性に関する受験生やその父母、高等学校の進路指導の担当教員、予備校等からの意見や指摘を受け止める体制をとっている。

【将来の改善・改革にむけた方策】

入試問題の検証体制については、現行の方式を当面維持していくが、学外者による入試問題の適切性に関わる意見聴取の場をどのように採り入れるかについて、入試委員会で検討を始める予定である。

(e) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

推薦入試における高等学校との連携に関しては、指定校選定において、一般入試・一般公募推薦入試等における志願者および入学者の実績をもとに、本学部の教育目的に対する信頼関係樹立と相互の連携強化を図ることを目的に、指定校の選定と推薦依頼を行っている。また、教育理念を共有している学園傘下校との間には、募集定員における傘下校枠を設けた特別選抜入試を実施し、連携を図っている。

入学者選抜における高等学校の「調査書」の取り扱いでは、一般入試・推薦入試とも試験時に主要5教科の評定を点数化し、高等学校の教育成果を合否の判定基準に加えている。なお、その点数化に際しての学校間格差は取り入れていない。

一般の高等学校との連携では、夏休みの期間を利用した2日間にわたる「高校生のためのボランティア講座」の開催、高等学校からの依頼による授業の聴講・公開、更には、学園傘下校特別選抜、指定校推薦、一般公募推薦での入学内定者に対する入学前教育としての「ウィンターセミナー」の開催等を実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

推薦入試あるいは一般の高等学校との高・大連携において、現在の仕組みは適切に機能していると評価できるが、一般公募推薦入試枠の拡大の要望が高等学校から寄せられていることや、指定校推薦において1校1名枠ではなく複数枠との要望が指定校から寄せられている。本学部としても、推薦入試による入学者の確保は、既に述べたように好ましいものであり、この点の改善に向け検討が要請されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

推薦入試における高・大の連携の問題は、学生の受け入れとそのために入学者選抜方法の抜本的改革に関わる事柄であると考えられる。本学部は入学定員に占める推薦入学者の割合は3割から4割であり、本学部の教育目的に照らしても、今後は推薦入学による学生の受け入れをこれまで以上に広げていくことが、社会的要請としても求められていると考えられる。この方向での入学者選抜枠拡大について、入試委員会を中心として検討を開始する予定である。

(f) 科目等履修生・聴講生等

【現状と説明】

本学部の科目等履修生・聴講生の受け入れについては、「聴講生・特別聴講学生及び委託生規程」と「科目等履修生規程」があり、それに則って受け入れがなされている。これらの規程により、入学資格、出願資格、選考方法、入学手続き、履修上のシステム等が明示されている。平成15年度実績で、聴講生2名、特別聴講生5名、委託生0名（平成14年度は1名）、科目等履修生6名であった。

履修・聴講希望者は、本学卒業生、社会人、他大学からの聴講希望者、外国人留学生等

に類型化できる。免許資格取得のために不足している科目等の履修希望者や社会人の履修希望者については、事前に担当教職員が面接等による相談を行い、履修システムの説明やガイダンスを実施している。委託生については、そのほとんどは本学「社会福祉研究所」での研究希望者であり、ほぼ毎年公的機関からの委託により受け入れている。対外的にこの研究所が高い評価を受けている結果である。

【点検・評価および長所と問題点】

科目等履修生の受け入れ体制は、規程が整備され実績も有し、適正であると評価できる。しかし、これらの履修生・聴講生・委託生の希望者数があまり多くないこともあり、また、これまで選考基準が必ずしも明確でなく、慣行的なものであった。そのため担当教職員に異動がある場合、その引継ぎが不十分なケースも生じている。また、事前の履修相談も問い合わせのある限りでの対応であるため、履修システムを十分に理解しないまま履修を行うケースも出てきている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

慣行的に行われてきた選考基準を明確にし、これらの選考を入試選抜に準ずる方式に位置づけた選考要領を策定して、本年度より実施することとなった。学外者や社会人等の履修希望者に対する相談窓口等の整備の検討を、教務委員会を中心に始める予定である。

(g) 外国人留学生の受け入れ

【現状と説明】

外国人留学生の受け入れに際し、その出願資格として ① 外国人で通常の課程による 12 年以上の学校教育を修了し、② 本学において勉学・研究を行うに足る日本語能力を有し、③ 日本留学試験を受験していることを条件としている（『社会学部特別選抜試験要項』より）。また、出願手続きにおいて最終出身校の卒業（見込み）証明書、成績証明書、推薦書および日本留学試験の成績調査書の提出を求めており、留学希望者の大学前教育の内容・質の調査に努めている。選抜試験では日本語による作文と面接を課して、その結果と提出書類の内容を加味して受け入れの可否を判断している。なお、外国人留学生の在籍数は 3 名であり、減少傾向が続いている（『大学基礎データ』表 16）。

本国での既修得単位の本学における認定は、入学決定後、教務委員会の担当者が留学生と面談し、修得単位科目の授業内容を聞くことにより行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

外国人留学生の受け入れは、応募者数が年々減少しており、今年度においてはゼロであった。国際交流の促進という面からすれば、今後に残された大きな検討課題ではあるが、受け入れの基準に関してはそれを緩和することなく厳正に行う必要があると考える。現在の受け入れ認定の体制および基準は適切であると評価できる。受け入れ基準を維持しつつ、外国人留学生の数を増やす方策を検討する段階に来ていると思える。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学部への留学を希望する者が少数でもいる以上、それらの学生が、十分に満足できるように支援システムの構築は必要であり、その過程において在学生から既修得単位の認定体制や基準についての意見を聞く機会を設けていきたい。

(h) 定員管理

【現状の説明】

平成 15 年 5 月 1 日現在の、社会学部の収容定員は 2,590 人である。学科別の内訳は社会学科 610 人（内、臨時定員平成 12 年 45 人、平成 13 年 40 人、平成 14 年 35 人、平成 15 年 30 人）、社会福祉学科 1,530 人（内、臨時定員平成 12 年 90 人、平成 13 年 30 人、平成 14 年 20 人、平成 15 年 10 人）、心理学科 450 人（150 人×3 学年）である。これに対して在籍学生数は 3,078 人で、収容定員の 1.19 倍となっている。うち、社会学科は 699 人で収容定員の 1.15 倍、社会福祉学科は 1,838 人で収容定員の 1.20 倍、心理学科は 541 人で収容定員の 1.20 倍となっている。このうち編入学生の在籍数は、社会学科 10 人、社会福祉学科 138 人であり、学部全体では 148 人である。留年者数は学部全体で 36 名（学年ごとの進級制度をとっていないため全て 4 年次を超える者。）であり、在籍者数の 1.2% を占めている（『大学基礎データ』表 14）。

社会人学生の数は 22 人（社会福祉学科 16 人、心理学科 6 人）、外国人留学生の数は 3 人（社会学科 1 人、社会福祉学科 2 人）であり、帰国子女学生は 0 人である。（『大学基礎データ』表 16）。なお、編入学に関しては、社会福祉学科は平成 10 年度より 3 年次に 90 人の定員を設定しており、その在籍者数は 138 名で定員枠に対して 76.7% の充足率である。また社会学科も平成 11 年度より 3 年次に 30 人の定員を設定しており、その在籍数は 10 名でその充足率は 16.7% である。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部においては、上記に示したように、学生収容定員に対する在籍学生数の比率は学部単位では 1.19 倍であり、また学科単位でも 3 学科とも 1.20 倍以内にとどまっていることから、教育体制において妥当であるといえよう。また、この比率は入試での合否判定と補欠合格者の繰り上げ合格発表数の妥当性をも反映しているものでもある。しかし、社会学科の編入学定員に対する充足率の不足は、問題点として残されている。

組織改組、定員変更の可能性の検討は、これまで入試委員会における検討事項であったが、少子化に伴う受験生や入学者数の減少が深刻化した場合、もはや学部単位の検討では対処できないことは明らかである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

少子化の進展や他の福祉系学部・学科の増加の中で、入学手続き率の予測困難さゆえの定員充足率の低下、あるいは逆に、定員割れ予防の結果としての大幅な定員超過とそれに伴う教育条件の低下等を回避し、現状程度の収容定員倍率を維持する必要がある。そのためには、入学定員における推薦入試枠の割合を高めることの検討を始めるとともに、現行

の枠内で推薦入試による入学者数を多くするための方策を検討している。なお、編入学生の充足率向上に向けて、編入学試験においては既に若干名の枠であるがアドミッションオフィス入試を行っている。今後この入試制度の体制を整えながら、個々の編入希望学生に即したきめの細かい能力判定を進める予定である。

また、組織改組や定員変更の可能性の検討は、社会情勢の動きをみながら、学長を議長とする「改革推進会議」において行うことを考えている。

(i) 編入学者、退学者

【現状の説明】

編入学生は社会福祉学科を中心に、148名在籍しており（『大学基礎データ』表14）、そのほとんどは3年次編入学生である。また、編入学生の過半数以上は傘下校である淑徳短期大学からの編入学生であるが、年々、減少の傾向にある。編入学生に対しては、専用の英語科目を開講するなど、在校生との間に不利が生じないようにしている。更に、学内の奨学金制度のなかには、編入学生の枠を設けているものもある。

転学科の希望者は2年間に1人程度の割合であり、転学科希望理由や単位修得状況等について、事前に教務委員会で相談を行い、年度末に試験を実施している。なお、転学部の制度は現在のところ存在していない。

年度ごとの退学者（除籍者数を含む）の数は、平成12年度70名、13年度68名、14年度72名であり、ほぼ70名前後である（『大学基礎データ』表17）。在籍学生数を3,000名とすれば、退学率（退学者数／在籍数）は2.3%前後となる。退学率を学科別に見ると社会学科では、退学者数を25名、在籍数を700名と見なせば3.6%、社会福祉学科は、それぞれを39名、1,840名と見なせば2.1%となり、社会学科の方が高い。また、学年ごとの退学者数の傾向は、4年次生において高い。これは、4年次生に留年生を含むため、修得単位数が不足し卒業への展望が見出せない結果、進路変更や学費支払の継続が困難に陥ることによる。

退学を希望する学生に対しては、退学届を提出する前に少なくとも一度は、学生相談室において相談を実施している。最近の傾向としては、長期にわたる深刻な不況を反映して、経済的な問題から修学を継続することが困難になる学生が増加している。また、退学を希望する学生のなかには、相談により退学を思い留まる学生も多いが、それでも退学せざるを得ない学生にとっては、この相談は退学後の進路について考える機会を提供する場となっている。更に、退学を希望する学生の予備軍とも言える、成績不良者および出席不良者については年に数度呼び出し、学生相談室が面接を実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

編入学生に対しては、教務委員会に編入学生担当委員を置き、履修上の相談にいつでも応じる体制をとっている。そこでは、既修得単位の読替えや社会福祉士試験受験資格等の資格取得のために必要な履修アドバイスなどを中心に、履修相談を行っている。しかし、

編入学生からの要望は多種多様であり、それらに全て充分に対応できているとは言い難いのも事実である。

退学希望者に対しては、学生相談室が中心となって、退学理由の聴き取り、修学継続へ向けての相談や退学後のアドバイス等を積極的に行っている。また、経済的理由から退学を考えている学生に対しては、各種奨学金の受給の可能性について指導も行っており、十分な支援体制を築いていると評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

編入学生に対しては、学生から寄せられる声を参考に、本学部の履修システムの説明を軸に事前相談や入学前教育として実施し、編入学後の教育へと継ぐことを計画している。

転学部制度は、2年後の設置を目途に、「大学改革実行委員会」において検討を開始している。

経済的理由から退学を希望する学生に対しては、経済的な支援を最大限できるよう奨学金制度の見直しを含めて検討を開始する予定であり、また、大学への入学目的が希薄な学生が増大していることから、大学生活を過ごすことに価値を見出せるような指導を、学生厚生委員会を中心に一層充実させる予定である。

2) 国際コミュニケーション学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

国際コミュニケーション学部の学生募集体制は、次のような仕組みのもとにある。

募集・入試委員会において、学生募集の方針について検討し、教授会の議を経てその決定に基づき、入試と学生募集を担当する事務部署であるアドミッションオフィスにおいて、具体的な学生募集案を作成し、募集業務を実施する。本学部は以下のような募集方法を実施している。

① 大学入試説明会の実施（1回）

例年5月都内の施設を会場に、国際コミュニケーション学部、社会学部合同で、首都圏および関東地域の公立高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会を実施している。両学部の教育内容と特色、入試方法ごとのねらいと入試内容の詳細および入試の変更点等についての全体説明を行い、合わせて各高等学校教員との個別相談を実施している。

② 学内進学相談会（オープンキャンパス）の実施（全10回）

5月から12月まで、受験生を対象とした学内進学相談会を実施しており、そのなかで国際コミュニケーション学部受験対策講座も開催している。受験生に学部の教育の特色を理解してもらうと同時に、アドミッションスタッフと呼ぶ学部在学学生から、受験生が直接大学での生活、勉学について聞くことができるよう企画したものである。平成15年度入試に向けての進学相談会への総参加人数は、延べで約900名であった。

③ 大学祭開催期間中における個別受験相談の実施

みずほ台キャンパスの大学祭期間中（10月下旬）、受験希望者を対象に、大学祭への招待を兼ねて個別受験相談を実施している。

④ 入学予定者対象の「フォローアップ講座」

この講座の対象者は、推薦入試、AO入試、学園傘下高校特別入試で合格し、4月より本学部に入学が内定している生徒である。英語、情報処理、日本語表現の3講座について入学前の冬季・春季の休みを利用して、「フォローアップ講座」を実施している。この講座のうち日本語表現の受講者は、定められた受講要件を満たせば、入学後手続きを経て2単位が認定される。上記以外に、募集・入試委員会委員および本学部アドミッションオフィスの担当職員を中心に、「大学募集センター」と連携を図りつつ、学部に在籍している学生の出身高等学校をベースとした高等学校訪問、各種学外進学相談会への参加等による学生募集活動を行っている。また、全国へ向けた広域募集および志願者の80%を占める東京都・埼玉県・千葉県西部を中心とした関東近県への重点募集に加え、本学部開学時には志願者があったが、ここ数年志願者が減少している高等学校を中心に、学生募集活動を行っている。

国際コミュニケーション学部の入学者選抜の方法と募集定員・入学者数（平成15年度については、下表の通りである（『大学基礎データ』表13、表15、表16）。

【表5 入学者選抜の方法と募集定員・入学者数(平成15年度)】

国際コミュニケーション学部

()は内数

学科	選 抜 方 法		募集定員	入学者数
人 間 環 境 学 科	一 般 ・ 推 薦 入 試	一般入試	45	25
		A方式(英語・国語の2教科テスト)	(30)	
		B方式(センター試験利用テスト)	(10)	
	入 試	C方式(英語又は国語の1教科テスト)	(5)	
		推薦入試	50	78
		一般公募(専願・併願)・指定校推薦入試	(3)	(57)
	学園傘下校特別選抜入試	0	(21)	
	計	(20)		
	計	95	103	
特 別 入 試	AO 入 試	AO入試Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期		
		外国人留学生AO入試Ⅰ期・Ⅱ期		
		計	30	40
	特 別 入 試	社会人入試	若干名	(0)
海外帰国子女入試		若干名	(0)	
外国人留学生入試		若干名	(1)	
	計	若干名	1	

経営 ・ 推 薦 入 試 一 般 入 試 特 別 入 試	一 般 ・ 推 薦 入 試	一般入試	20	14
		A方式(英語・国語の2教科テスト)	(10)	
		B方式(センター試験利用テスト)	(5)	
		C方式(英語又は国語の1教科テスト)	(5)	
	推 薦 入 試	推薦入試	25	78
		一般公募(専願・併願)・指定校推薦入試	(15)	(51)
	一 般 入 試	学園傘下校特別選抜入試	(10)	(27)
		計	45	92
	AO 入 試	AO入試Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期		
		外国人留学生AO入試Ⅰ期・Ⅱ期		
計		30	22	
特 別 入 試	社会人入試	若干名	(0)	
	海外帰国子女入試	若干名	(0)	
	外国人留学生入試	若干名	(0)	
	計	若干名	0	
文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科	一 般 ・ 推 薦 入 試	一般入試	100	85
		A方式(英語・国語の2教科テスト)	(60)	
		B方式(センター試験利用テスト)	(30)	
		C方式(英語又は国語の1教科テスト)	(10)	
	推 薦 入 試	推薦入試	100	156
		一般公募(専願・併願)・指定校推薦入試	(70)	(138)
	一 般 入 試	学園傘下校特別選抜入試	(30)	(18)
		計	200	241
	AO 入 試	AO入試Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期		
		外国人留学生AO入試Ⅰ・Ⅱ期		
計		40	68	
特 別 入 試	社会人入試	若干名	(0)	
	海外帰国子女入試	若干名	(0)	
	外国人留学生入試	若干名	(0)	
	計	若干名	0	

上記入学者選抜方法のそれぞれのねらいと位置づけは、次の通りである。

一般入試におけるA方式入試は、英語・国語の2教科の学科試験による選抜方法であり、その選抜対象を広く設定し、また学部教育に必要な基礎的学力(国語・英語)を有した人材を確保することをねらいとしている。B方式入試はセンター試験利用の方式であり、A方式よりも更に幅広い教科における基礎能力を有した入学者を確保できるよう、試験科目

をセンター試験の成績の上位 2 科目もしくは 1 科目としている。一般入試の 3 つ目の選抜方式である C 方式入試は、得意 1 科目による選抜方式であり、特定の教科に優れた能力を有する受験生の確保をねらいとするものである。以前には数学や社会をも選択肢に加えていたが、現在は英語または国語のどちらか 1 教科の学科試験に加え、平成 15 年度から新たに面接を課している。

推薦入試は高等学校の成績に一定の水準以上の条件を設け、面接および小論文を課したうえで総合的な選考を行うものである。この入試では高等学校の調査書を重視し、学力試験では測ることのできない受験生の能力や意欲を評価することを主眼としており、入学後の学習に対して積極的な姿勢を持った学生を選抜している。特に指定校推薦は本学部の中核となる学生を確保することをねらいとしている。学園傘下校特別選抜入試は、学校法人大乘淑徳学園の傘下にある高等学校という性格上、それらとの高・大連携は極めて重要であり、その関係を強化していくことをねらいとしている。なお、一般公募推薦では専願方式と併願方式の 2 つを行っている。

AO入試は「(e) アドミッションズ・オフィス入試」の項で述べるように、学部入試の中で最も特徴的なものである。本学部がアドミッションポリシーを明示し、それに合致した入学生を選抜する入試である。

生涯教育の機会保証をねらいとする社会人入試、外国人留学生への門戸開放による国際交流の促進をねらいとする外国人留学生入試、そして海外の学校で学んだ経験をもつ帰国子女の受け入れをねらいとする海外帰国子女入試を、いずれも若干名の枠で実施している。しかし、社会人入試と海外帰国子女入試は、志願者がほとんどいないのが現状である。

【点検・評価および長所と問題点】

入学者選抜方法について、本学部入試の最も特徴的なものである AO 入試は、推薦入試とは異なり、AO 入試に掲げたアドミッションポリシーに基づき、入学試験をしているもので、高等学校にその入試内容が理解されつつあり、志願者数も定着してきている。

一般入試 C 方式では、新たに受験生の面接を実施し、いわゆるペーパーによる学力試験の選抜だけでなく、本学部に入学以後も学習意欲が高く、学習目標を達成することが見込まれる受験生の選抜を心がけている。一般入試で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査結果からみると、B 方式を除く A 方式・C 方式による入学生は、各学科とも成績の伸びは芳しくない。

次に推薦入試であるが、一般公募専願・併願および指定校推薦入試に関しては、ほぼその選抜方法とそのねらいは果たされていると評価できる。これらの推薦入試で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査においても、指定校、併願推薦の学生は高レベルの GPA を示している。また、学園傘下校特別選抜入試に併願を認めた結果、志願者の大幅増と最終的な入学者数の増加を見た。

入学志願者数が平成 10 年度入試をピークとして毎年大幅に減少しており、とりわけ一般入試の落ち込みが著しい。こうした状況を踏まえ、AO 入試を始めとして多様な入学試験

を実施し、志願者総数が減少する中であって、学力試験のみでは測ることのできない学習に対する意欲のある学生を確保することができるようになったが、反面入学試験の回数が多くなることにより、作問、面接等に関わる教員全体の負担が増加している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では、後述するようにAO入試の入学定員枠を多くし、一般試験、推薦入試とは異なった選抜を実施している。今後、学力のみの選抜に限らず、学部の教育について充分理解し、大学と受験生がお互いに納得した上での、総合的な選抜に移行していく予定である。

長期にわたり減少している志願者数の回復を何より優先せねばならず、そのため学部開設以来、志願者が多い地域の指定校推薦枠の拡大を行った。加えて一般入試A方式において、平成15年度から関東および近県で地方入試を採り入れた。

多様な入試による多様な資質の学生を受け入れることで、それに対応した教育体制の整備・充実を図らなくてはならない。現在進行している大学改革の推進のなかで、基礎教育プログラムの開発・実施を始めとして、その整備・充実をめざしている。

(b) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学部は、学部の理念である「自らで学ぶ実学教育」に適合した人材の受け入れを基本とし、様々な入学試験を実施している。

一般入試および推薦入試ともに、受験生の多面的な学力をみることより、入学後の学習能力および大学生活への適応力などを測ることを目的としている。入試における面接では、学部の教育内容や志望する学科に関する理解や関心の程度、あるいは入学後の学修に対する意欲などを評価ポイントとしている。なお、入学後のカリキュラムを前提とした入試科目は特設設けておらず、入学者選抜方法とカリキュラムの関係づけは意図していない。

前述の通り、本学部においては平成10年度をピークとして、入学志願者数が大幅に減少している。特に入試の中心である一般入試の志願者の減少が著しい。従来のように、一般入試で多数の入学生を受け入れることが難しくなっている。これに対応するため、推薦入試とAO入試に重点を置かざるを得ない状況であり、入学試験が人物重視に移行しつつあるといえる。一般入試C方式で面接を実施したことは、そのひとつの現れである。

推薦入試とAO入試に重点を置くことは、「自らで学ぶ実学教育」に適合した人材の受け入れを基本とする、本学部の入学試験のあり方に、矛盾するものではない。

高・大連携を推し進めるため、学園傘下3高等学校からの入学生を積極的に受け入れている。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部は、東京都、埼玉県、千葉県西部を中心とする高等学校からの志願者が、全体の8割を占める。入試時の面接によると、学部在学生からの情報伝達により、学部の教育理念・

教育目的を理解した上で出願してくる受験生が多く見られる。

一般入試から推薦入試に募集定員の比重が移ることは、本学部の志願者数の動向からみてやむをえないことである。推薦入試入学者の入学後の成績は、一般入試のそれに劣るものではなく、その面での問題はない。

学園傘下高等学校からの志願者数は、学部開学時には60名であったが、その後減少傾向をみせ、平成12年度においては37名まで落ち込んだ。しかし、本学部からの積極的な働きかけや入学手続き期間を変更したことにより、平成13年度には志願者数を回復した。更に平成14年度は大幅な志願者増がみられ、平成15年度には志願者数は安定してきた。

平成15年度に「大学募集センター」を設けたが、国際コミュニケーション学部の志願者数の回復が重要な課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部の入試改善のためには、次の点を考慮する必要がある。

第一に、平成15年度入試で志願者数の減少に歯止めがかかったとはいえ、指定校枠の拡大、推薦入試・AO入試への重点の移動は必須である。入学生の学力レベルの確保が、これに伴う課題となってくる。

第二に、学部には社会人、外国人留学生、帰国子女の入試システムが設定されていながら、志願者・入学者が極めて少ない。募集のあり方を再考せねばならない。

第三に、平成16年度の入試の結果と入学者の質という点を総合的に点検し、全ての入試に面接を入れること、あるいはペーパーテストを全廃することも選択肢のひとつとして考慮していくべきであろう。

(c) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

「募集・入試委員会」は、国際コミュニケーション学部の入試計画と入試要項の原案を作成し、教授会の議を経て、それを決定する。入試担当事務部署であるアドミッションオフィスは募集・入試委員長と相談・協議のうえ入試実施要綱を作成し、担当する教職員に周知する。

入学試験実施ごとに、学部長（入学試験実施本部長）・各学科長からなる入学試験実施本部長室および募集・入試委員会委員長、募集・入試委員会委員、事務局長、アドミッションオフィス室長、作問委員長によって構成される入学試験実施本部を置き、入学試験の円滑な運営にあたっている。

入試実施から判定資料作成までを募集・入試委員長の管理責任で行っており、採点は作問委員と入試委員長から委嘱された学部専任教員が当たる。入学試験の合否判定については、まず入学試験結果を「募集・入試委員会」において、学力レベル・入試ごとの募集定員を考慮しながら判定案を作成する。次に、学部長（入学試験実施本部長）・各学科長を交え判定案の検討を行い、最終的に教授会構成メンバー全員による査定会（教授会）で合格者

を決定している。

【点検・評価および長所と問題点】

入学者選抜に関する上記手続きは適正に行われており、入学者選抜基準の透明性も確保されており問題はない。入試実施についても入学試験実施本部長室および実施本部において、入学試験時に想定される様々な問題に、即時に対応できる体制を採っており、充分その役割を果たしている。

入学者選抜では、本学部で学ぶ学力を持った学生を選考するために、およその基準点を設定しているが、一般A方式入試のように複数日にわたって実施される試験の合格基準点の調整にお課題が残されている。

入学試験実施から合格発表までのスケジュールを短く設定している入試があり、募集・入試委員会とアドミッションオフィスに負担がかかっている。慎重を要する入学試験だけにミスのない仕組み作りを検討することが重要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

推薦入試やAO入試の比重が大きくなり、あるいは一般入試に面接を実施するなど、面接が合否の重要な要素となってきた。面接を担当する教員のチェック項目を指定し点数化をしているが、面接者の主観と選抜基準の関係を一層明確化していく予定である。

(d) 入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入試問題の適切性、妥当性の検証については、全て作問委員会に委ねている。

作問委員会（氏名公表は委員長のみ）は、過年度の入学試験問題の難易度および適切性などを検証している。また、作問にあたっては不適切な出題、誤植等がないよう、多重チェックを実施する仕組みを作り、実行している。更に、入学試験開始と同時に、入学試験実施本部長室構成メンバーにより、再度入学試験問題のチェックを行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

一般入試の試験問題および推薦入試の小論文課題は、試験終了後、受験生に持ち帰り自由としており、試験問題の内容について外部からの意見や指摘を受け止める体制をとっている。現在、入試問題について外部者による検証を行う仕組みは存在しない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、外部者による入学試験問題あるいは入試選抜方法検証の仕組みについては、学部あるいは大学全体で検討することが必要であると考えている。

(e) アドミッションズ・オフィス入試

【現状の説明】

本学部が平成15年度AO入試に掲げたアドミッションポリシーは次の通りである。

「AO入試では、本学部を設置する3つの特別クラスの教育課程および人材育成目標と

合致し、かつ明確な目的意識と自己開発意欲ならびに、論理的思考力、文章表現力、自己表現力を有する新しいことにチャレンジする開拓精神豊かな学生を求めます。なお、各特別クラスはそれぞれの担当責任教員が入学時より4年間一貫して指導に当たります。」

上述にある特別クラスとは、人間環境学科「環境・福祉行政特別クラス」、経営コミュニケーション学科「企業経営特別クラス」、文化コミュニケーション学科「英語特別クラス」の3つである。これらの特別クラスは、入学時より卒業後の進路を見据えた体系的な科目履修を行うクラスである。資格取得や実力養成のための正課外教育を課し、着実な学習計画を実行することで実力養成を図り、目標達成をめざすものであり、担当責任教員が4年間一貫してサポートする体制をとっている。

インターネットを利用した志願エントリーを行っており、2回の1時間におよぶ面接を通じて受験生を選抜している。面接に当たるのは各学科の特別クラスを担当する教員と募集・入試委員会委員、アドミッションオフィス担当者である。AO入試は3期からなり、I期入試の合格者に対しては3クラスとも入学前教育を通じて英語力の強化を重点に置き、入学時まで英検2級程度の実力をつけることを目標としている。その中でも特に文化コミュニケーション学科英語特別クラス合格者に対しては、強化の一環として入学前に「海外異文化体験」を実施している。

【点検・評価および長所と問題点】

AO入試は高等学校の推薦書を必要としないため、当初、高等学校の進路指導担当教員からの批判もあったが、本学部のAO入試が進路目標を見据えた学生が入る特別クラス選抜入試であることが、高等学校に理解されるようになり、志願者が定着してきている。また、AO入試のエントリーは、インターネットを利用する方法をとっているため、かなり広範囲な地域からの受験が見られるようになった。

一方、一部の大学に見られる推薦入試の前倒し的なAO入試と混同し、エントリーしてくるケースも見受けられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

I期・II期入試合格者は早い時期に入学が内定してしまうため、入学までの学習意欲をいかに継続させるかが最大の課題である。既述の通り英語、情報、日本語表現の入学前教育を実施し、多くの参加者を得ているが、あくまでも任意受講であり、受講科目の一部で単位認定などの方策はとってはいるが、改善の余地がある。今後は通信教育を始め、外部教育機関との連携をも視野に入れた方策も検討の課題である。

(f) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

学部開学当初から、高等学校の進路担当教員と本学部教員をパネリストとして、高・大連携をテーマとしたシンポジウムを実施するなど、早い時期から高・大連携を重視してきた。進学相談会実施の通知や高等学校訪問あるいは出前講義などを通して、情報伝達や情

報交換を行い、相互理解に努めている。

学園傘下3高等学校に対しては、高校2年次からの進路説明会の開催、大学教員を派遣して実施する出前講義、大学校内で実施する進学相談会等を通して情報伝達を行っている。

受験生に対しては、進学相談会の開催回数を増やし、その中で入試説明、学校見学、模擬授業、個別相談などを実施し、情報伝達を行っている。またその際、アドミッションスタッフと呼ぶ学部学生が、受験生の校内案内を行うと同時に、大学生活の情報提供や様々な相談にも乗っている。

高等学校の「調査書」については、推薦入学を中心とした試験時に点数化し、判定基準に加えている。なお、学校間格差は取り入れていない。

【点検・評価および長所と問題点】

本学部の教育改革・教育方針および高・大連携への取り組みは、学園傘下高等学校、指定校を中心とした高等学校には理解されつつあり、出前講義等の依頼も増えている。

学部からの情報発信が未だ不十分ではあるが、これを解決するには組織も資金も不足している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部からの情報発信を可能な限りコンスタントで、タイムリーに行うことが重要であり、それを通して受験生や高等学校教員と信頼関係を築いていくことをめざしたい。

前述のとおりアドミッションズ・オフィス入試、推薦入試の合格者を対象として入学前講義を行っているが、更に拡大し、高校生が大学で学べる機会を増やすことも検討に値する。現在でも、入学試験合格者は、学部の図書館を自由に使って学べる機会を提供しているが、高等学校卒業までの間に、大学の講義科目を履修できるような仕組みを検討していくべき時期にきている。

(g) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

国際コミュニケーション学部の科目等履修生・聴講生の受け入れについては、「聴講生・特別聴講学生及び委託生規程」があり、制度は整っている。これに則って受け入れることになっているが、志願者がほとんど見られないのが現状である。割高であった受講料は、数年前に改善したが、志願状況に変化はない。

その理由のひとつとして、学部開設当初は取得できる免許・資格がなかったことがあげられるが、学部完成年度後の平成12年度以降には、教職、学芸員、日本語教員等の免許・資格が取得できることになった。

【点検・評価および長所と問題点】

受講料が改められ、以前よりは受講しやすくなったが、依然として、受講するには講義時間帯・カリキュラム等に問題がある。また、この制度についての広報は行っておらず、学部としての取り組みが充分とはいえない。

教員免許を始めとした免許・資格が取得可能となったので、今後これをめざした卒業生の履修が見込まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受講料の問題も含め、大学エクステンション講座を受講した社会人などが入りやすい環境を作ることが重要である。そして、様々な機会を捉えてこの制度を広報することや受講しやすい仕組み作りが必要である。何よりも、科目等履修生や聴講生を受け入れたいとする意気込みが伝わるような取り組みをしなければならない。

(h) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

国際コミュニケーション学部でも社会学部と同様に、外国人留学生の受け入れに際し、その出願資格として、① 外国人で通常の課程による 12 年以上の学校教育を修了し、② 本学において勉学・研究を行うに足る日本語能力を有し、③ 日本留学試験を受験していることを条件としている（『外国人留学生特別選抜試験要項』より）。また、出願手続きにおいて最終出身校の卒業(見込み)証明書、成績証明書、推薦書および日本留学試験の成績調査書の提出を求めており、留学希望者の大学前教育の内容・質の調査に努めている。選抜試験では日本語による作文と面接を課して、その結果と提出書類の内容を加味して、受け入れの可否を判断している。

本学部の外国人留学生は 18 名おり、そのうち学園傘下の淑徳日本語学校からの進学者が多い。当学校は本国での教育歴等一定のレベル以上の者を選抜し、入学させるという実績を有している。

留学生が本国地の大学で修得した単位について、単位認定は行っていない。

【点検・評価および長所と問題点】

外国人留学生の出身国は、ミャンマー、ベトナム、韓国、香港、台湾、中国など多岐にわたっているが、アジア圏中心である。外国人留学生と一般学生の交流は盛んであり、クラブ活動への参加、学園祭における留学生の出店など、活発な活動が見られる。

多数を占める中国からの留学生を始めとして、ほとんどの留学生が、アルバイトにより学費と生活費を賄っており、奨学金と学費免除の制度がないと在学が難しい現状である。本学部では、奨学金の財源等の理由から、留学生の受け入れ数に限度を設けている。

一部に、日本語の修得が充分でない留学生の入学が見受けられ、入学後に日本語修得の授業を設けているが、それでも十分なレベルに達しないことがある。

卒業後は貿易関係の会社に就職する者、帰国し日系の企業に就職する者、大学院に進学する者など、進路は多方面にわたっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では英語教育に力を入れており、今後、アジア、オセアニア、欧米圏も含めた英語を公用語とする国や地域からの留学生を増やし、日本人学生がより多様な文化と言語を

もった留学生と交流する機会を作ってゆきたい。

留学生の受け入れには奨学金制度と学習支援体制が欠かせないが、奨学金制度の大幅な充実は困難であり、奨学金制度との兼ね合いを図りながらの受け入れとなる。

(i) 定員管理

【現状の説明】

本（平成 15）年度は、経営環境学科（入学定員 200 名、3 年次編入学定員 20 名）の、人間環境学科（入学定員 125 名、3 年次編入学定員 10 名）と経営コミュニケーション学科（入学定員 75 名、3 年次編入学定員 10 名）への改組・再編の初年度であり、人間環境学科では 144 名、経営コミュニケーション学科では 114 名の入学生をみた。なお、文化コミュニケーション学科（入学定員 240 名、3 年次編入学定員 20 名）では入学生は 309 名であった。

収容定員は、経営環境学科で 640 名（内、編入学定員 40 名）、人間環境学科で 125 名、経営コミュニケーション学科で 75 名、文化コミュニケーション学科で 1,090 名（内、編入学定員 40 名）であり、在籍学生数は経営環境学科 716 名（内、編入学生 13 名）、人間環境学科 144 名、経営コミュニケーション学科 114 名、文化コミュニケーション学科 1,280 名（内、編入学生 25 名）である。定員超過倍率は、経営環境学科で 1.12 倍、人間環境学科で 1.15 倍、経営コミュニケーション学科で 1.52 倍、文化コミュニケーション学科で 1.17 倍であり、学部全体では収容定員 1,930 名（内、編入学 80 名）に対して在籍学生数は 2,254 名（内、編入学生 38 名）と定員超過倍率は 1.17 倍となる（『大学基礎データ』表 14）。なお、4 年次を超えて在学している学生は 51 名である。

社会人学生は 1 名、外国人留学生は 18 名、帰国子女学生は 0 名である（『大学基礎データ』表 16）。

【点検・評価および長所と問題点】

学部全体での定員超過倍率は 1.17 倍で若干の超過にとどまっているものの、本年度は 1 年次生のみではあるが、経営コミュニケーション学科で入学定員 75 名に対し入学生 114 名と、1.52 倍の大幅な超過をみてしまった。これは、経営コミュニケーション学科の入学定員を 75 名に抑制したのに対し、従来の経営環境学科（入学定員 200 名）への入学希望層がなお多く残存していたためと思われる。これらの定員超過に対しては、新教室棟の建設による教室の確保や専任教員による複数クラス開講、更に経営コミュニケーション学科への兼任講師枠の拡大などで対処しているが、今後は定員超過の是正に向けた処置が必要となる。

編入学生については定員割れの状況が続いている。外国人留学生については 1 学年 10 名程度が望ましいと思われるが、なおその半数にとどまっており、編入学生ならびに外国人留学生の入学生の拡大も課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経営コミュニケーション学科の大幅な定員超過については、学部長ならびに各学科長か

らなる政策会議において、完成年次を見据えた学科定員の再編成についての検討を開始しており、各学科に教育目標および教育課程からみた適切な定員数の算出を依頼している。

編入学生については、本年度より推薦入学の指定校を拡大するとともに学園傘下の淑徳短期大学よりの入学生枠拡大に向けた協議を開始している。外国人留学生については学園傘下の淑徳日本語学校よりの入学生枠拡大に向けた協議を開始するとともに、韓国の短期大学からの編入学生受け入れについての協議も開始した。

(j) 編入学者、退学者

【現状の説明】

本学部では、平成 10 年度から編入学生を受け入れ始めた。各学科とも当初の定員は 10 名であったが、平成 12 年度に定員増を行った。短期大学を卒業して 3 年次に編入してくる学生に対しては、卒業要件である 130 単位中 62 単位を既修得単位として認定し、68 単位を 2 年間で履修できるよう規程を設け、学習指導を実施している。編入学定員は、経営環境学科 20 名、文化コミュニケーション学科 20 名の計 40 名であり、在籍編入学生数は 38 名である（『大学基礎データ』表 14）。平成 15 年度入試においては、経営環境学科 2 名、文化コミュニケーション学科 16 名の計 18 名の入学者数にとどまっている。

専修学校からの編入学は、傘下校である淑徳文化専門学校に限り、2 年次に受け入れているが、希望者はわずかである。

新設の人間環境学科と経営コミュニケーション学科の編入学定員は、ともに 10 名であり、平成 17 年度から受け入れが始まる。

退学者数は、平成 12 年度より、97 名→113 名→116 名と年を追って増加傾向にある（『大学基礎データ』表 17）。この退学者数は在籍学生数の多い社会学部を大幅に上回っており、退学率（退学者数／在籍者数）ではおよそその 2 倍の 5% 程度となる。退学希望者には、アドバイザーが少なくとも一度は面談を行うことになっており、退学理由の聞き取りや修学継続への助言を行っている。退学の理由で圧倒的に多いのは、「進路変更」であり、次は「経済的な理由」である。

【点検・評価および長所と問題点】

編入学は平成 10 年度から開始し、当初は充分定員を確保できた。しかし、ここ最近、短期大学の 4 年制大学への改組転換、4 年制大学の入学易化などの要因により、編入学生が激減している。特に経営系の短大にその傾向が著しいため、経営環境学科の編入学生が急減している。同じ学園傘下の淑徳短期大学は、食物栄養学科・社会福祉学科の 2 学科であり、国際コミュニケーション学部の専攻とが必ずしも一致しないため、いままで進学者は少数にとどまっている。加えて経営環境学科は、新入生の募集を停止しており、年次進行後に廃止になることから期待できない。淑徳文化専門学校からの志願者も、設置学科が幼児教育学科であることから多くを期待できない。

編入学生は、本学部について何の知識もなく、また友人もなく 3 年次に入学してくるの

で、学部への適応については大きな不安を持って入学してくる。それが編入学生同士の連帯につながるのだが、編入学生が減少してくると新たなケアが必要となる。

退学希望者に対する指導や支援体制は充分機能している。しかしながら、退学希望者の多くが長期にわたり通学しておらず、指導や支援が行き届かないケースが少なからずある。進路変更を理由とする退学者のうち、次に進む進路を明確にしている者が多いが、単位が取得できない、あるいは学習意欲の喪失を理由として、その進路が不明確のまま退学する学生が少なからずおり、退学希望者の指導における取り組みの難しさを感じさせる。とはいえ、本学部の退学者数は年々増加傾向にあり、放置できない状況にきており、これに対する総合的かつ全学部的な取り組みが必要である。何よりも第1 Semesterにおける新入生に対する導入教育の再構築が重要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

短期大学から従来のように編入学生を迎えることは、今後も期待できそうにない。編入学の定員確保をめざし、社会人、専門学校卒業生、海外の短期大学を卒業した外国人留学生を対象とした受け入れに転換していく必要がある。その場合、入学後の単位認定のあり方やカリキュラムの組み立てあるいは修学支援に、従来以上の取り組みが必要となる。

平成15年度の学部改組の結果、将来的に淑徳短期大学社会福祉学科から、その専攻を活かすことができる本学部人間環境学科への編入学生が増加することを期待したい。

退学者数の増加は、学部教育に対する信頼を損ねるものとして、退学者減少への新たな取り組みは次のように始まっている。

1年間の試行を経て、平成14年度入学生からGPA制度を正式に導入した。それに伴い設置した「学習支援センター」を通して、学生の学習意欲を喚起させる様々な取り組みを行いつつある。合わせて専任教員が担当ゼミ学生のアドバイザーとして、教育や学生生活の指導助言を積極的に行うこととしている。また、予習復習システムの導入、更には学部独自の統一教材の開発など、種々な取り組みを並行して行っている。

大学改革においても、新入生の基礎教育プログラムの開発を始めとして、学生の教育と学生生活に関わる事項の全面的な見直しと再構築を手がけており、総合的な取り組みが始まっている。

(3) 大学院における学生の受け入れ

1) 社会学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

社会学研究科の院生募集の方法としては、キャンパス内で開催する大学院進学説明会が年1回行われ、また『大学院案内』、『大学院入試過去問題集』などが別冊子として発行されている。特に大学院独自の募集活動は行われておらず、学部付属した形での広報活動、

相談会等が行われている。

入学者の選抜方法については、毎年10月と2月の年2回、入学試験が行われている。入学試験科目は、学科試験と面接試問を課している点では専攻による差はないが、学科試験の科目は英語以外に各専攻のそれぞれの専門科目が課されている点、およびその試験時間や配点等の点で専攻による差がある。なお、入学者の確保や学部4年間の実績重視の観点から、内部進学者に対しては、語学科目および一般科目の成績に一定の基準を設け、基準を満たしている学生に対しては、入学試験のうち学科試験を免除している。

【点検・評価および長所と問題点】

院生募集の方法において、全ての募集活動を、国際経営・文化研究科と別に、それぞれが単独に行っている点は大きな問題であろう。学部についても言えることであるが、一つの大学院としての体をこの点では成していない。本研究科の場合、そもそも学部から独立した大学院とは言い難いのであるから、募集の体制や活動を学部から独立させる必要はないと思われるが、それだけに、これは本学の組織上の問題である。

入学者選抜方法については、現在のところ、特に問題があるとは認識されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題については、既に学部について、学部を超えた「大学募集センター」が平成15年度よりスタートした。更に『大学院案内』についても、平成17年度から両研究科にまたがって一冊として発行される予定である。

(b) 学内推薦制度

【現状の説明】

入学者の確保や学部4年間の実績重視の観点から、学内推薦制度の必要が指摘されているが、現在までのところ、それをきちんとした制度として確立するまでには至っていない。しかし、社会学部からの内部進学者に対しては、語学科目および一般科目の成績に一定の基準を設け、基準を満たしている学生に対して大学院入学試験のうち学科試験を免除している。

【点検・評価および長所と問題点】

成績優秀な内部進学希望者への学科試験免除の措置は、平成15年度入試より、内部進学を促進する観点から応急的に講じられたものだが、それなりに機能しているとみることができ、これを承けて、早急に学内推薦制度を確立する必要が指摘されている。また、副次的な影響としては、それによって学部の勉学に努力する学生も見られている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、早急な学内推薦制度の確立が必要とされており、とりわけ平成15年度より開設された心理学専攻の場合、学部の新設された心理学科が完成年度を迎える平成16年度には、平成17年度大学院入試の内部進学希望者が激増する可能性があるため、現在平成17年度大学院入試に向けて、その検討を行っているところである。

(c) 門戸開放

【現状の説明】

他大学・大学院から本研究科への志願者は、概して多くはない。平成 13 年度入試では社会学専攻に 2 名、社会福祉学専攻に 5 名、平成 14 年度入学者では社会学専攻に 0 名、社会福祉学専攻に 9 名、平成 15 年度入学者では社会学専攻、社会福祉学専攻、心理学専攻に、各 1 名ずつとなっている。平成 15 年度より新設された心理学専攻の場合は、他大学からの志願者がかなり多かったものの、合格者の内から入学辞退者が多く出て、最終的に入学者が 1 名にとどまった。

【点検・評価および長所と問題点】

他大学からの入学者の増加は、基本的に様々な刺激を院生間に生み出すことから、好ましいことと認識されているが、志願者が概して少ないことは問題点であろう。新設された心理学専攻の場合は、臨床心理士資格の取得をめざす他大学からの志願者が多いことは評価できるが、多くの志願者が他の大学院も受験しており、合格しても入学しない可能性が高いことも問題点として指摘できよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

他大学からの志願者の増加へ向けて、平成 16 年度より「大学募集センター」が、広報活動の一本化とその改善を目的にスタートする予定である。一方、心理学専攻の場合の、他大学からの合格者に入学辞退者が多い問題については、平成 16 年度入試より当面補欠者の数を増やして対処する方策がとられている。

(d) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人学生の受け入れ状況は、博士前期課程(修士課程)が計 19 名(社会学専攻 6 名、社会福祉学専攻 8 名、心理学専攻 5 名)、博士後期課程が計 8 名(社会学専攻 2 名、社会福祉学専攻 6 名)となっており、全在籍院生に社会人院生の占める割合は、博士前期課程(修士課程)で 30.6%、博士後期課程で 34.8%、すなわち三分の一前後が社会人院生となっている(『大学基礎データ』表 18)。

なお、社会学研究科の場合、隣接する大巖寺の敷地内には保育園があり、社会人院生の修学に便宜を図ることが可能である。子どもがいる社会人でも、安心して勉学に励むことができる。

【点検・評価および長所と問題点】

この社会人学生の受け入れ状況は、昨今の社会的動向からすると、ほぼ妥当なものと考えられる。社会人院生は現在決して珍しい存在ではなく、したがって社会人院生が一般院生に与える影響も常態化しており、また社会人院生の多様な要求にも大学院として可能な限り対処してきたので、現在のところ特筆すべき長所も問題もない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の社会人院生が一定の割合を占める状態について、現在、格別改善・改革を必要としていない。

(e) 科目等履修生、研究生等

【現状の説明】

聴講生については、平成13年度から平成15年度までの過去3年間に4名を受け入れ、科目等履修生については、同じく過去3年間に7名を受け入れている。更に単位互換協定については、社会学研究科として千葉大学大学院看護学研究科と単位互換協定を結んでいるほか、社会学専攻では、首都圏大学院間の社会学分野の単位互換制度(平成15年度現在、加盟校22校)に加盟しており、また社会福祉学専攻は関東11大学の大学院社会福祉学専攻協議会に加盟していて、その大学院間での大学院委託聴講制度(単位互換)がある。千葉大学大学院看護学研究科との間に結ばれた単位互換協定では、同じく過去3年間に合計2名の院生を受け入れ、また社会福祉学専攻の大学院間の大学院委託聴講制度では、同じく過去3年間に合計6名の院生を受け入れたが、首都圏大学院間の社会学分野の単位互換制度では、同じく過去3年間に本学の院生が1名、他大学院の単位を修得したものの、受け入れ院生はいなかった。

【点検・評価および長所と問題点】

聴講生、科目等履修生、千葉大学大学院看護学研究科との間に結ばれた単位互換協定、および社会福祉学専攻大学院間の大学院委託聴講制度は、希望者数はさほど多くないものの、それぞれ院生を受け入れてきているが、首都圏大学院間の社会学分野の単位互換制度については、本キャンパスの位置する不利な地理的条件もあるのであろうが、上記のように実質的に機能しているとは言いがたい。しかし、聴講生および科目等履修生に関する限りは、実質的に希望者は全て受け入れてきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の不利な地理的条件からすれば、今後はサテライトキャンパスなどによって、交通至便な場所で大学院の授業を開講することが考えられ、事実これについては、本年度既に発足した「大学院将来構想検討委員会」において検討課題となっている。

(f) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生の受け入れ状態は、社会福祉専攻の博士前期(修士)課程に1名、社会学専攻と社会福祉専攻の博士後期課程に、それぞれ1名と2名が在籍している(『大学基礎データ』表18)。

【点検・評価および長所と問題点】

3専攻とも外国人留学生入学試験を実施しており、入学後の支援では、全員が私費外国人留学生の授業料等減免の措置を受け、また留学生給付奨学金の支給を受けている院生もい

る（『大学基礎データ』表 44「千葉キャンパス」）。このように本研究科は、外国人留学生の受け入れの体制を整えていると評価できる。在籍留学生の人数も適切であると判断している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の人数が少なく、教育・研究指導において特段に配慮すべき問題点は生じておらず、現時点では改善・改革に向けた方策をたてる必要はないと認識している。

（g）定員管理

【現状の説明】

収容定員は博士前期(修士)課程 55 名、博士後期課程 18 名で、専攻別の内訳は社会学専攻および社会福祉学専攻がそれぞれ前者 20 名、後者 9 名、心理学専攻が修士課程 15 名となっており、他方、在籍院生数は博士前期(修士)課程 62 名、博士後期課程 23 名で、収容定員の 1.13 倍および 1.28 倍となり、研究科全体としては欠員が著しい状況にはない。しかしながら専攻別の在籍院生数は、博士前期(修士)課程で社会学専攻が 10 名、社会福祉学専攻が 36 名、心理学専攻が 16 名、博士後期課程で社会学専攻が 7 名、社会福祉学専攻が 16 名であり、収容定員からする倍率は、博士前期(修士)課程では社会学専攻が 0.50 倍、社会福祉学専攻が 1.80 倍、心理学専攻が 1.07 倍、博士後期課程では社会学専攻が 0.78 倍、社会福祉学専攻が 1.78 倍と、偏りが見られる（『大学基礎データ』表 18）。

【点検・評価および長所と問題点】

現在のところ社会学研究科の全体としての定員管理は、概ね適切に推移していると判断されるが、専攻による偏りが著しく、とりわけ社会学専攻の欠員が目立っている。これは社会学研究科の大きな問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学専攻の欠員の問題については、ようやくこれが一過的な現象ではなく、恒常的な問題であることが今年度に至って認識され、現在、その改善へ向けた対策についてこれを応急的対策と抜本的対策とに分け、前者は専攻会議において、後者は「大学院将来構想検討委員会」において、それぞれ検討が開始されたところである。

2) 国際経営・文化研究科

（a）学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

国際経営・文化研究科の院生募集の方法は、内部進学者に対しては学内における進学説明会、演習（ゼミ）担当教員を通して進学希望者の把握に努めている。外部に向けては『大学院案内』等の作成・配布のみであり、大学院独自の募集活動は実施していない。入学希望者に対しては、希望研究分野担当の教員が、入学後の研究計画等を含めた相談に応じて

いる。

入学者の選抜方法については、一般入試と社会人入試および外国人留学生入試を年3回（Ⅰ期を10月、Ⅱ期を12月、Ⅲ期を3月）実施している。あわせて国際コミュニケーション学部の在学生のみを対象とした内進志願者入試を実施している。一般入試は、A型（課題論文、英語、個人面接、書類審査）とB型（小論文、英語、個人面接、書類審査）があり、A型の課題論文は卒業論文の写しに代えることができる。また社会人入試と外国人留学生入試は課題論文、英語、個人面接、書類審査がある。ただし社会人の場合は「英語」を「専門試験」に、外国人留学生入試では「英語」を「作文（日本語）」に換えて受験することが可能である。

内進志願者入試は、大学院教育と学部教育の連携を目的としており、面接のみの試験としている。実際には、語学科目および一般科目の成績に一定の基準を設け、基準を満たしている学生に対してのみ実施している。

国際経営・文化研究科の各学生定員は、1学年8名、計16名ずつである。

【点検・評価および長所と問題点】

院生募集に関しては、外部からの入学希望者に対する募集体制が不十分である。社会人の大学院生に便宜を図り、夜間、土曜日開講を多くするなど努力を重ねているが、必ずしもこの点の外部への周知は徹底していない。

入学者選抜方法は十分に機能しており、問題はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生募集の問題については、平成15年度より学部を超えた「大学募集センター」がスタートした。更に『大学院案内』についても、平成17年度分から両研究科にまたがって一冊として発行される予定である。今後、学部の募集体制に合わせた形で、大学院として一本化した募集体制の充実を進めていく予定である。

（b）学内推薦制度

【現状の説明】

入学者確保の観点から、学内推薦制度の必要が指摘されているが、本研究科が平成12年4月開設と日が浅く、学内推薦の規程整備等、実施体制が充分でないため学内推薦は実施していない。しかし、国際コミュニケーション学部からの内部進学者に対しては、語学科目および一般科目の成績に一定の基準を設け、基準を満たしている者は学科試験を免除している。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科の在籍者の内訳を見ると、国際コミュニケーション学部からの内部進学者が多く、学内推薦制度を作ることが早急に求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定員の確保と同時に、両学部の学生が進学しようとする意識向上のためにも、早急に学

内推薦制度を実施する必要がある。学内推薦制度を実施することは、大学院に対する理解が図られるだけでなく、学部学生の進学意識を早い段階から醸成することが期待できる。学部学生の進学意欲を本大学院に向けるためにも、募集方法も含め現在検討中である。

(c) 門戸開放

【現状の説明】

他大学・大学院から本研究科への志願者は、多くはない。平成 15 年度入学者では国際経営専攻に 1 名、国際文化専攻に 2 名となっている。国際経営専攻にあつては、税理士等をめざす他大学の学生の入学が生じてきている。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科にとっては、他大学からの入学者の増加は、様々な刺激を院生間に生み出し好ましいことであり、志願者が少ない現状は問題がある。しかし、国際経営専攻において、税理士等の資格取得をめざす学生が増えてきていることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後積極的に広報活動を展開し、門戸開放の実績を上げていかなければならない。その一つとして「大学募集センター」を中心とする募集方法の改善、社会学研究科との連携を視野に入れ、他大学からの受験生が少しでも多くなるよう門戸開放を一層推進していく。

(d) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

本研究科は、大学院設置基準の第 14 条特例により社会人の積極的受け入れを行うこととして設置された。しかしながら、現状では社会人学生の受け入れ状況は、国際経営専攻 1 名、国際文化専攻 1 名にとどまっている（『大学基礎データ』表 18）。

【点検・評価および長所と問題点】

社会人学生の受け入れ状況は思わしくない。社会人の受け入れについては入試方法、カリキュラムの多様性、時間割の工夫等により制度は整備されているが、学内・学外への周知の不足が見られる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、本研究科において、社会人の受け入れ方法、社会人に対して本当に必要とされるカリキュラム、時間割の工夫等の検討を進めているところである。

(e) 科目等履修生、研究生等

【現状の説明】

本研究科では、平成 12 年度の開設以来 5 名の科目等履修生を受け入れているが、研究生等の受け入れ実績はない。

【点検・評価および長所と問題点】

学則上、科目等履修生の規程があるが、積極的に受け入れていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際経営専攻の税理士資格取得に向けた科目等履修生について検討するとともに、教職課程における免許取得のための受け入れの可能性についても検討している。

(f) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生の受け入れについては、本研究科開設時から積極的に受け入れている。留学生入試の制度を実施しており、平成15年度には、国際経営専攻に4名、国際文化専攻に1名の在籍者がいる。外国人留学生の出身国は、中国3名、台湾1名、タイ1名となっている（『大学基礎データ』表18）。

【点検・評価および長所と問題点】

年々増加する外国人留学生については、教育の方法、特に日本語能力向上のための工夫、奨学金の支給方法の再検討、学生生活の支援拡充が必要である。入学者選抜方法に関しては、現在の選抜方法は妥当であると考え。ただし、海外からの留学生の受験者から、受験のためだけに来日することの難しさが指摘されている。また、国際経営専攻在籍者のうち外国人留学者の割合が大きいため、研究指導の困難さが指摘されている。本研究科において、将来的な受け入れ方針、特に研究科で対応できる人数を明確にする必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は、設置の趣旨から今後とも積極的に外国人留学生を受け入れていく方針であるが、留学生を含む院生構成とそれに見合った教育サービスの充実を図るため、研究科に将来構想委員会を設置し検討している。

(g) 定員管理

【現状の説明】

国際経営専攻では収容定員16名に対し在籍学生数24名、国際文化専攻では収容定員16名に対し在籍学生数21名となっている。各々収容定員の1.5倍および1.31倍となり、研究科全体としては欠員している状況にはない（『大学基礎データ』表18）。

【点検・評価および長所と問題点】

現在のところ本研究科の定員管理は、全体としては概ね適切に推移していると判断される。しかしながら、国際経営専攻における外国人留学生の増加には留意する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ、本研究科の定員管理の上で、特に改善・改革を必要とする事態は生じていない。

6 教育研究のための人的体制

(1) 大学における教育研究のための人的体制

【現状の説明】

本学は共生の理念と実学教育を掲げ、社会学部および国際コミュニケーション学部の 2 つの学部と、大学院に社会学研究科および国際経営・文化研究科の 2 つの研究科を有している。社会学部では、大学設置基準上の必要専任教員数 61 名に対し 65 名の専任教員を配し、国際コミュニケーション学部では同じく 47 名の必要専任教員数に対し 50 名の専任教員を置き、大学全体では設置基準に必要な専任教員数 108 名に対し 115 名の専任教員を配置している（『大学基礎データ』表 19）。115 名の専任教員は、教授 76 名、助教授 20 名、専任講師 19 名であり、おおよその専門分野別では、語学教育系教員 13 名、教養・免許資格教育系教員 31 名、専門教育系教員 71 名となっている。

教員組織の年齢構成は、61 歳以上 28 名（24.3%）、51 歳～60 歳 41 名（35.7%）、41 歳～50 歳 26 名（22.6%）、31 歳～40 歳 19 名（16.5%）、30 歳以下 1 名（0.9%）であり、61 歳以上が 1/4 を占めており、高齢化の傾向は否めない。115 名の専任教員中、女性教員数は 28 名で 24.3%を示しており、他大学に比して高い比率と言えよう。兼任教員は 15 名（実人数では 7 名）、兼任教員は 389 名（実人数では 200 名）で、専任教員と兼任教員（兼任教員を含む。）の比率はおおよそ 1 : 4 である。また、収容定員 4,520 名に対し在籍学生数は 5,332 名であり、学部ごとの専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、社会学部の 47.4 名、国際コミュニケーション学部の 45.1 名でほぼ同程度である（『大学基礎データ』表 19）。なお、大学院には大学院専任教員はおらず、学部の専任教員と学外からの兼任教員により教育・研究にあたっている。

教育課程編成における学部間の連絡調整は、これまで必要が生じた場合のみ行われてきたが、平成 15 年に学長補佐を委員長とする「大学改革実行委員会」が設置され、ここにおいて組織的に行われることになった。新入学生に対する大学教育への導入教育のあり方や全学共通教養教育科目の設置などについて検討を始め、それらについての中間答申が既に提出されるなど、組織的な連絡・調整体制が整いつつある。

教育支援職員については、学部・研究科ごとにそのカリキュラムの特色に応じた教育支援体制が作られているため全学統一の規程や制度はなく、教員と教育支援職員との間の連携・協力はそれぞれの授業において個別に行われているのが現状である。各学部・研究科における教育支援職員の配置の現状については、学部・研究科における教育支援職員の項を参照されたい。

専任教員の任免・昇格は、「教員任免規程」に則り、学部・研究科ごとに人事委員会で研究論文業績、教育活動あるいは社会的活動について審議を経たのち教授会（大学院では研究科委員会。）での承認を経て、学長の具申に基づき理事長により行われており、これらの手続きは厳正に行われている。なお、平成 5 年より、3 年または 5 年の契約教員制の専任教員採用を開始している（「契約教員の任用等に関する規程」）。専任教員の募集においては、

一般公募と学内公募を適宜併用しながら、本学の理念・目的を理解し、教育および研究に情熱を有する人材を広範囲から募集するよう心掛けており、人事委員会で募集の必要性の有無、担当科目分野、募集条件等が審議され、教授会で募集開始が報告されている。

教育研究活動については、教員の研究発表の場として「紀要」・「学会誌」を毎年刊行しており、また、学部により刊行の頻度は異なるが、各学部所属全教員の教育研究業績や社会的活動の一覧を刊行・公表することで、教育研究における自己研鑽を期待している。これらの教育研究活動を評価するための組織はまだない。

【点検・評価および長所と問題点】

専任教員数は、設置基準を 1.06 倍上回り概ね適当であり、特に女性教員数は 1/4 を占めジェンダーバランスに十分な配慮を行っている。在籍学生数は収容定員数の 1.18 倍と好ましい状態を保ち、専任教員 1 人当たりの在籍学生数も 46 人前後であり、社会科学系の学部として問題点は見当たらない。しかし、教員組織の年齢構成ではかなり高齢化が進んでおり、早急に対策を講じなければ大学の活力が失われるだけでなく、将来の教育・研究の充実が不十分に陥る可能性がある。また、大学院専任教員を特に置いていないため、大学院授業担当教員は学部授業も担当しており、過重な授業負担を強いられている。

教育支援職員の制度は、各学部・研究科の実状に対する配慮が優先していたため、大学全体としての制度・規程の整備が遅れている。教育現場の実状に合いかつ統一的な組織作りが求められている。

教員の任免・昇格は適正に行われており適当であるが、一般公募の比率が低いのも事実であり、広く人材を求める趣旨からすれば、一般公募方式の拡大に向け努力を要するであろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教員の高齢化の進行に対し、今後の教員募集では採用教員の年齢層を十分に考慮することが合意されており、ここ 1、2 年の人事ではそのような採用が行われている。これからも、この方針を堅持する予定である。大学院授業を担当する教員の過重な授業負担問題は、大学院の将来構想や学部教育との関係を充分考慮した上で解決への道を探らねばならず、平成 15 年に「大学院将来構想検討委員会」を設置して検討を開始している。その検討結果を踏まえて速やかに解決への道筋をつけていく予定である。また、学部間の教育課程編成の連絡調整や教育支援職員制度の整備も、「大学改革実行委員会」を発足させてその中で検討を行っており、組織間の連絡調整は既に機能を始めている。

教育研究活動を評価する方策については、「大学改革実行委員会」のこれからの検討課題として、まずは他大学の事例等の情報収集から手をつけていく予定である。

(2) 学部における教育研究のための人的体制

1) 社会学部

(a) 教員組織

【現状の説明】

共生の理念と実学教育を理念・目的に掲げる社会学部は、少人数教育＝ゼミナールによる教育と充実した実習指導を実現するために、65名の専任教員と165名の兼任教員（9名の兼任教員を含む。以下同じ。なお、兼任教員の実人数は4名、兼任教員の実人数は90名。）の計230名を配置している。学科別には、社会学科では16名の専任教員と58名の兼任教員、社会福祉学科は31名の専任教員と70名の兼任教員、心理学科は18名の専任教員と37名の兼任教員である。総教員数230名のうち専任教員比率は28.3%となり、学科ごとにその比率を見ると社会学科では21.6%、社会福祉学科では30.7%、そして心理学科では32.7%である。（『大学基礎データ』表19）。専任教員65名のうち、女性教員は21名であり、32.3%を占めている。

カリキュラム構成では、教養的科目と専門的科目の履修年次を楔型に配置しており、専任教員はその担当科目を截然と教養的科目担当と専門的科目担当とに区別することは難しい。しかし、敢えて大雑把であるが語学系科目担当、教養科目・免許資格系科目担当および専門系科目担当と分類してみると、それぞれの分野ごとの専任教員数は、5名、18名、42名である。これを学科別に見ると社会学科では語学（英語）科目系1名、教養・免許資格科目系4名、社会学を中心とする専門科目系11名である。社会福祉学科では、語学（英語）科目系2名、教養・免許資格科目系11名、社会福祉学を中心とする専門科目系18名であり、心理学科では、語学（英語および中国語）科目系2名、教養・免許資格科目系3名、心理学を中心とする専門科目系13名である（『大学基礎データ』表20）。

学部全体の在籍学生数は、3,078名であり、専任教員1人あたりの在籍学生数の平均は、47.4人となる（『大学基礎データ』表14および表19）。それを学科別にみると、社会学科（在籍学生数699名）は43.7名、社会福祉学科（在籍学生数1,838名）は59.3名、心理学科（在籍学生数541名）は30.1名であり、学科間の格差が大きい。なお、この数値を見る場合、心理学科は完成年次まであと1年を残しており在籍生は3年次生までであること、社会福祉学科は、4年次生の在籍者が心理学科開設に伴い割愛した臨時定員増分を含んでいることを考慮する必要がある。

1年次生の必修ゼミ（科目名「学問の基礎Ⅰ・Ⅱ」）および3年次生・4年次生の演習は全て専任教員が担当する体制を組んでいる。必修専門講義科目もまた全て専任教員が担当している。必修科目の一部である語学、社会調査関連科目、心理学実験・実習科目においては、少人数教育を確保するため開講クラス数を多くしている関係上、兼任教員の応援を得ている。既に「開設授業科目における専・兼比率」の項で述べたように、開設授業科目のうち約6割弱を専任教員が担当している（『大学基礎データ』表3）。

社会学部の教員の年齢構成は、30歳以下1名（1.5%）、31歳～40歳8名（12.3%）、41歳～50歳17名（26.2%）、51歳～60歳21名（32.3%）、61歳～70歳18名（27.7%）であり、51歳以上が39名（60.0%）と過半数を超えており、教員構成の高齢化が進んでいる（『大

学基礎データ』表 21)。なお、社会学科では 40 歳以下の教員が居らず、平均年齢 (54.6 歳) が高く、他方、心理学科は比較的若い年齢構成になっている。

教育課程編成における調整は、社会学部教務委員会が中心となっており、委員長および副委員長 (2 名) の 3 名を、3 学科の所属教員で構成している。このことにより、学科間の連絡調整を行うとともに、この 3 名は各学科会において各学科長と緊密な連携を保つことにより、学部全体と各学科間の連絡調整を行っている。また、授業運営において教員間の緊密な連携が必要とされる科目においては、科目担当者による様々な会議が設けられている。語学では、英語担当教員 (兼任教員を含む) 間で年 4 回の授業内容、成績結果の検討等が実施され、情報処理科目では毎月、常設の「情報処理教育小委員会」で授業内容の点検や機器の整備等について話し合いが持たれている。実習科目では、担当者による各種の委員会が定例あるいは随時に会合を開いて実習授業や実習体制の検討を行い、「教職課程担当者会」も年に 5 回程度の会議を開催し、教育実習に関する打ち合わせを行っている。更に、FDとして 1 年生ゼミの内容やあり方の検討を行っており、その他にも課題に応じて、随時、学科あるいは学部としての作業グループを編成し、検討課題に対する答申を求め、それを学科会や教務委員会で検討している。

【点検・評価および長所と問題点】

現在の教員組織において、専任教員数や専任教員の教育編成における配置はほぼ適切と判断できる。しかし、1 年後の心理学科の完成年次 (= 社会福祉学科の臨時定員増分の削減完了年次) における、専任教員 1 人あたりの在籍学生数の学科間格差は、縮小はするものの依然として残り、このままでは社会福祉学科のそれは依然として 50 名を超えることが予想される。専任教員の年齢構成では、51 歳以上が半数以上を占めるなど高齢化している。女性教員の比率は、他大学に比してかなり高い 32% を達成しており、これまで女性教員の採用を積極的に行ってきた結果が現れている。

教育課程編成では、3 学科間の連絡調整および各学科会での議論を集約する機能を、教務委員会が果たしており、特段の問題は生じていない。ただ、教務委員会、特に委員長および副委員長が多大な負担を負うことで、連絡調整機能が働いている面が多く、今後もこのような仕組みでやって行けるかどうかは課題として残っている。また、教員間における連絡調整機関として様々な委員会や担当者会が設けられており、その内の幾つかは充実した活動を行っているが、そこでの議論を集約してカリキュラムや組織改革へ結び付けていく仕組みは、まだ十分に整備されているとは言い難い。

【将来の改善・改革に向けての方策】

社会福祉学科の専任教員 1 人あたりの在籍学生数を減少するには、社会福祉学科所属専任教員の採用を行う必要がある。現在、全学的にカリキュラムの再検討を進めており、その過程で社会福祉学科のカリキュラムの再検討も行われており、その結果とセットで人事を考慮することになっている。また、専任教員の高齢化については、定年退職教員の後任人事において、積極的に若返りを図る方向で人事委員会を中心に今後の人事計画を検討し

ている。兼任教員は、少人数教育を行うため、または、多種多様な授業科目を学生に提供するためには不可欠であるが、カリキュラムの再検討においてそのスリム化の方針のもと、教育の質を落とさない限りでの人員減を含めた検討を考えている。

全学的なカリキュラムの再検討だけでなく、各委員会組織の在りようについても検討が重ねられており、教授会や学科会の機能の確認とともに、教育課程編成における連絡調整機能をどこがどれだけの範囲を受け持つかについても、「学部運営協議会」において検討を開始している。

(b) 教育研究支援職員

【現状の説明】

教育研究支援職員としては規程化された3つの制度があり、一つは社会福祉実習助手（「社会学部 社会福祉実習助手規程」）で、社会福祉実習教育の補助を行っている。二つめは社会調査関連科目の授業補助を行う調査助手（「社会学部・社会学研究科 調査助手規程」）である。三つめはいわゆるティーチング・アシスタント（「淑徳大学社会学部 教育助手補規程」）であり、主として心理学実験・実習の補助に従事している。平成14年度の実績で、それぞれ2名、0名（平成15年度より施行のため。15年度は2名）、2名が配置されている。後者2つの職員は年間契約であるが、最初の職員は3年間に限った契約であり、いずれも再任を妨げられることはない。これら教育研究支援職員の支援授業科目は、それぞれ上記の科目に常に固定されている訳ではなく、支援授業内容に応じて適宜制度の適用を行っており、現時点ではこのような割り振りを行っている。なお、これら3つの制度以外に、情報処理科目の授業支援に専門的技能を持ったアルバイト職員を雇用して授業指導補助に当たらせている。平成14年度で2名を配置した。

科目の担当教員とこれら教育研究支援職員との授業における打ち合せや調整は、個々に両者が授業の事前ないし事後に行っており、特別に制度化された場は設けていない。

【点検・評価および長所と問題点】

現行の教育研究支援職員体制で、概ね適切な授業支援がなされている。実習・実技・実験指導を行うには、これら職員を多数配置するほうが効果的であるのは当然であり、科目担当教員からその要望が高い。しかし他方で、担当教員の授業負担範囲をどこまでとするのか、あるいは予算上の制約等もあり、両者の適正なバランスをどこに求めるかは、残された課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現在、早急に検討すべき問題点はないが、教育課程に充分対応した適切な教育研究支援職員数のあり方について、教育組織と事務組織にまたがる専門職員の配置を念頭において、「学習（履修）支援センター」（仮称）の設置に向けて研究を開始する意向である。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の任免・昇格については、社会学部の「教員任免規程」に定められている。それに拠れば、専任教員の任免・昇格は、教授会の決議により学長の具申に基づき理事長が行う。具体的な任用の手続きは、学部長あるいは学科長より人事委員会委員長（学長）宛に任用の必要性が具申され、委員長は専門分野、年齢、カリキュラムの将来構想等を含む教員構成のバランスを考慮した上で、任用が必要と判断すれば人事委員会を召集する。人事委員会より募集の要領が教授会において発表され、応募者について人事委員会は選考を行う。なお、人事委員会の構成は、委員長を兼ねる学長、学部長、大学院研究科長、学科長、および委員長が指名した教員からなっている。専任教員の任用に伴う選考では、上記「教員任免規程」において教授、助教授および専任講師ごとに資格基準が規定されており、人事委員会において研究・教育業績を含む資格審査を行い、それらを通じて応募者の絞込みをする。人事委員会の審査による選考を通った候補者は、教授会において資格審査結果の報告の後、教授会構成員全員による可否投票による議決を経なければならない。なお、平成10年より契約教員制（5年間）による専任教員採用も実施しており、これまでにその該当者は7名である。各個別教員の経歴等は『大学基礎データ』表20の通りである。

募集は、一般公募と学内公募（学内教員の推薦を要する募集）の2つをケースに応じて使い分けており、平成10年度から5年間における20名の任用人事のうち、一般公募による募集人数は、2名で、その比率は10%である。

昇任人事の詳細も「教員任免規程」に定められている。人事委員会は、昇任資格要件を満たす該当者を審査する。その審査報告の後、教授会は昇任人事の可否を議決するのは、任用の場合と同じである。平成10年度以降の、このような手続きを踏まえて昇任した教員は、専任講師から助教授は4名、助教授から教授は14名である。

【点検・評価および長所と問題点】

教員の任免・昇格は規程に則り厳格に運用されており、条文上も今までのところ問題点はない。教員募集において、平成10年度からホームページ等を通じて一般に広く公募を行う制度を発足させたが、突然の異動による欠員募集には機動性が欠ける点があるなど、充分にそれが機能しているとは言い難い。今後も、一般公募と学内公募を併用して行っていく予定である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教員は研究能力だけでなく、教育能力もそれに匹敵して求められる時代になっている。

人事委員会における審査は、従来、業績の書類審査を中心に行われてきたが、今後は、従来にも増して人物評価や教育能力も重要視せねばならず、人事委員会による面接や授業プレゼンテーションなどを考慮に入れた審査を行うことが、検討課題になっている。

（d）教育研究活動の評価

【現状の説明】

教員の教育研究活動の状況は、5年ごとに刊行される『淑徳大学社会学部研究年報』によって、公開されている。同年報は、平成5年に第1号を発刊しており、平成15(2003)年には第3号が刊行されている。この年報には、教員ごとの過去5年間の、「教育研究業績」、「学会活動及び社会的活動」、「研究テーマ等」の3つの分野にわたる教育研究活動が記されている。また、『淑徳大学社会学部研究紀要』が毎年刊行され(平成15年度には第37号を刊行予定。)、研究論文の発表の場を提供している。しかし、これらの教育研究活動を制度として評価する方法は、現在のところ存在していない。個々の教員の自主的な自己研磨を通じて、教育研究能力の向上や学生の学修の活性化に寄与することを期待することどまっている。

教員の選考においては、既に、教育活動や社会的活動の実績を、研究論文業績に該当するものとして見なすことが了解されており、研究能力以外の能力に対する配慮を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

教育研究を評価する素材は、年報や紀要により提供されているが、それを評価する手法・制度の検討は未だなされていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

5年ごとの教育研究活動報告である研究年報に掲載すべき項目の検討と合わせて、それらを実評価する手法・制度について広く意見交換を開始し、学内の合意を獲得すべく適切な方法を現在模索している。

(e) 大学と併設短期大学との関係

【現状の説明】

淑徳大学は、千葉県千葉市中央区に社会学部、埼玉県入間郡三芳町に国際コミュニケーション学部を設置し、淑徳短期大学は、東京都板橋区前野町に設置されている。

大学と短期大学との関係は、以下の通りである。

- ① 大学と短期大学の教員身分の重複は無い。
- ② 大学と短期大学の教授会は組織上分離している。
- ③ 大学と短期大学の教育課程は組織上分離している。
- ④ 施設・設備面については、国際コミュニケーション学部の運動場・体育館についてのみ共用している。

以上、大学と短期大学とは、併設関係になく、教育上の問題はみられない。

【点検・評価および長所と問題点】

施設・設備面においては、運動場や体育館を共用しているものの、カリキュラム上支障をきたすことはない。これらのことから当大学においては、学園傘下の淑徳短期大学との問題点は見当たらない。

2) 国際コミュニケーション学部

(a) 教員組織

【現状の説明】

本学部の平成 15 年度の入学定員は 440 名（内、臨時定員 90 名）、3 年次編入学定員 40 名であり、専任教員は設置基準上の必要専任教員数 47 名に対して、教授 29 名、助教授 11 名、講師 10 名の計 50 名を配置している。また、兼任教員を 6 名（実人数では 3 名）配置するとともに、233 名（実人数では 110 名）の兼任教員をも配置し総計 289 名の教員で教育指導にあたっている（『大学基礎データ』表 19）。

なお、在籍学生数 2,254 名（平成 15 年度より募集停止した経営環境学科の在籍学生数を含む。）に対し、専任教員 1 人当たりの在籍学生数の平均は 45.1 人であり、入学定員に対しては 8.8 名となる。兼任教員（兼任教員を含む。以下同じ。）を含む総教員数 289 名に対する専任教員の比率は、17%となっている。また、専任教員の年齢構成では 50 代（51 歳～60 歳）が 40%を占め、40 代（41 歳～50 歳）が 18%、30 代（31 歳～40 歳）が 22%であり、61 歳以上が 20%を占めている（『大学基礎データ』表 21）。

学科ごとでは、人間環境学科は 125 名の入学定員に対して教授 8 名、助教授 5 名、講師 2 名の計 15 名の専任教員と兼任教員 28 名の計 43 名の教員を配置している。専任教員 1 人当たりの入学定員の平均は 8.3 名、在籍学生数（1 年次生のみ在籍）の平均は 9.6 人であり、専任教員の構成比は 35%となっている。教員の専門分野では、心理学、社会学、経済学、文化人類学、宗教学、社会福祉学などの人間学系の教員 10 名、生態学、環境化学、環境管理、地球環境などの環境科学系の教員 5 名から構成されている。必修科目への配置では、教養教育において兼任教員に大きく依存しているが、専門教育では全て専任教員を配置している。

経営コミュニケーション学科は、75 名の入学定員に対して教授 7 名、助教授 1 名、講師 4 名の計 12 名の専任教員と兼任教員 97 名の計 109 名の教員を配置している。専任教員 1 人当たりの入学定員の平均は 6.3 名、在籍学生数（1 年次生のみ在籍）の平均は 9.5 人であり、専任教員の構成比は 11%となっている。なお、専任教員数が設置基準上必要教員数 14 名に満たないのは、本学科がなお開設 1 年目であるためであり、平成 16 年度には 2 名の専任教員の就任が予定されている。また、人間環境学科に比べ兼任教員数が多いのは、本学部の全学科の情報教育を本学科が担当しているためである。教員の専門分野では、経営管理、経営戦略、国際経営、国際経済、マーケティング、会計などの経営学系の教員 8 名、経営情報、情報システム、データ解析、プログラミングなどの情報科学系の教員 4 名から構成されている。必修科目への配置では、教養教育において兼任教員に半分近く頼っているが、専門教育では全て専任教員を配置している。

文化コミュニケーション学科では、240 名の入学定員に対して教授 14 名、助教授 5 名、講師 4 名の計 23 名の専任教員と兼任教員 114 名の計 137 名の教員を配置しており、専任教員 1 人当たりの入学定員の平均は 10.4 名、在籍学生数の平均は 55.7 人であり、専任教員の

構成比は 17%となっている。なお、人間環境学科に比べ兼任教員数が多いのは本学部の全学科の英語教育を本学科が担当しているためである。教員の専門分野では、日本語、英語、中国語などの言語学系の教員 8 名と日本、中国、アメリカ、イギリス、アジア、ヨーロッパなどの地域文科系の教員 12 名ならびに保健・体育や教職課程担当の教員 3 名から構成されている。必修科目への配置では、教養教育において兼任教員に対する専任教員の比率は低い、専門教育では全て専任教員を配置している。

教育課程の目的を具体的に実現するために、教務委員会、「国際教育センター」、「情報教育センター」、図書委員会を設置している。また、学生の学習・生活・進路指導等については、学生厚生委員会、「学習支援センター」、「キャリアセンター」がある。更に、学部運営に関わるその他の状況モニタリング・対策立案のために、募集・入試委員会、自己点検評価委員会、教育改革プロジェクト・チームがあり、加えて、社会一般と本学部とのインタラクションの活性化に関わる学部広報委員会がある。これら委員会等は全て、各学科からそれぞれほぼ同数の専任教員がメンバーとして含まれるように構成されており、定例月 1 回、必要に応じより頻繁に会合をもって活発に活動している。

また、学科ごとに教育方針や教育手法、更に各年度での教育計画を見直し検討するための学科会が、月 1 回開催されるとともに、学部長ならびに各学科長からなる「政策会議」を毎週開催し、学科間での連絡調整を図っている。

【点検・評価および長所と問題点】

各学科の教育目的からみた教員の専門分野構成においては、本学部の教員組織はその学際性を十分に確保しうるものとなっているが、人間環境学科の人間学系に対する環境科学系、経営コミュニケーション学科の経営学系に対する情報科学系、文化コミュニケーション学科の地域文化系に対する言語学系において若干の量的不足は否めない。また、専任教員 1 人当たりの入学定員について、各学科の設置基準上からくる専任教員定員の相違はあるものの、本学部がめざす学生一人ひとりの学習速度と目的意識に応じうる、少人数教育の徹底という面からは、学科間での相違の大きさも問題となろう。

授業科目への配置については、3 学科とも専門教育における必修科目は全て専任教員を配置しており、各学科の人材育成目標の確実な達成を担保している。しかし、英語教育ならびに情報教育における兼任教員への依存の大きさから、特に経営コミュニケーション学科と文化コミュニケーション学科において、専任教員に対する兼任教員の比率が大きなものとなっており、教養教育においても必修科目での兼任教員への依存が、特に文化コミュニケーション学科において過大なものとなっている。

なお、専任教員の年齢構成については 50 歳以下 40%、50 代が 40%、61 歳以上が 20% とほぼバランスのとれた構成となってきている。

各種委員会等の会議において、教員間のコミュニケーションは極めて密であり、それぞれが学部全体の視点に立って考える姿勢を貫いているため、学部運営について学科間のアンバランスを解消する助けになっている。異なる委員会等の間の連絡調整は週 1 回の「政

策会議」ならびに、学科会と学部教授会の場でそれぞれ月 1 回のペースで進められている。また、学科会と学部教授会の間で月 2 回「学部連絡会議」が開催され、政策会議メンバーと各委員会や各センターの委員長との意見交換と連絡調整も進められている。このように、全体として教員間の連絡調整は十二分に保たれているといえる。

しかし、個々の委員会やセンターの運営においては、若干の問題も残されている。「情報教育センター」は情報処理科目担当教員をメンバーとし、専ら情報関連教育プログラム運営の具体策に関わるが、情報処理施設の拡充に関する計画・予算立案・執行、学生の課外研究活動や教員の教育研究ニーズへの柔軟な対応、学部のウェブサイトの管理・拡充など、教育カリキュラム以外の問題についてイニシアティブをとるにはまだ資源不足の感が強い。

また、「国際教育センター」は、本学部の実践的英語表現力開発のための、教育プログラムの開発やその実践に努めてきたが、現状の英語特別クラスでの実践的英語教育を全学へと拡大するとともに、兼任教員も含め教員間での教育方針の共有化と教育方法の統一化をするには、やはり資源が不足しており、人材確保を中心とした早急な資源拡充を図る必要が出ている。更に、国際交流についても、在学生の送り出しから外国人学生の受け入れと生活支援、また海外提携校の拡充から海外留学（語学研修や海外文化体験も含む）の拡大まで活動範囲が広がっており、要員不足とともに学部機関としてよりも、大学機構としてのポジションの見直しが必要とされている。

本学部の教員の多くは各分野の学会、審議会、国際研究会議などで多面的に活動している。また、他学部・他大学の要請を受けて非常勤講師を兼任している教員も多い。従って、授業時間割の設定で教務委員会や学事部が苦勞する点も若干見受けられる。更に、キャンパスにおける教員の多くが、それぞれの教育活動と上記のような学部内の機能的委員会の仕事で占有される傾向があり、そのため、教員間の研究セミナーなどを開催するのに日程調整がつきにくいという問題も残されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各学科における環境科学系、情報科学系、言語学系の教員の量的不足については、人間環境学科と経営コミュニケーション学科は、学科完成年次(平成 18 年度)以降のカリキュラム改革の検討と連動した、教員人事充足計画を策定中であり、文化コミュニケーション学科では、コース制の見直し、特に英語コミュニケーションコースの拡充に向けた、専任教員採用計画を策定中である。

また、英語教育と情報教育における兼任教員への依存度の高さの解消に向け、英語教育においては必修科目数を週 4 コマから週 2 コマへと削減するとともに、専任教員を中心としたチームティーチング制を導入し、兼任教員の中から本学部の英語教育方針に基づく教育指導を徹底しうる特別講師を選任し、教育効果の維持と向上をめざしている。情報教育については、1 年次の情報処理基礎教育を、コンピューター操作スキルの実践的教育に優れた外部機関へ委託するとともに、情報科学系の専任教員による情報教育運営チームを編成

することで、教育課程の企画と管理に当たるとともに、2年次以降での専任教員による継続的な情報教育のカリキュラム策定を進めている。

また、教養教育については、兼任教員への依存度の減少は本学部の教員構成上困難な面もあるため、本学部のめざす「共生実践人材育成」のための教養教育のあり方について、専任教員と兼任教員との協力体制の拡充を進めている。平成15年度においては、その成果が「共生の基礎知識」という統一教材の作成・出版として結実したが、今後はシラバスの作成や授業内容の見直し等による意見の交流と協力体制の強化に努めていく。

学科間での専任教員1人当たりの入学定員数のバラツキについては、人間環境学科と経営コミュニケーション学科の完成年次に向けて、各学科の入学定員の見直しと再編を進める予定である。

これらの問題点の克服に向け、委員会やセンターなどの編成の抜本的な見直しと再編計画を策定中であり、平成16年度より再編案を導入する予定である。基本的にはテーマごとに専門化を進めてきた委員会やセンターを再統合し、教員間での緊密な情報交換と相互連携を可能とする体制へと移行する。

情報教育や国際教育更に学習支援など、教育課程に関わる機能は全て教務委員会へと統合するとともに、「キャリアセンター」や生活支援など学生支援に関わる機能は全て学生厚生委員会へと統合し、この2つの常設委員会を中心とした体制を確立する。

また、国際教育のうち国際交流に関わる機能は大学機構へと移管するとともに、現在、「情報教育センター」の中の小委員会が担当しているウェブサイトの企画や管理を、全学的な立場で担当する「情報センター」の設置の検討を始めたい。更に、募集・入試機能は基本的に「大学募集センター」へと移管し、本学部にはその分室機能のみを残す予定である。これらとともに、現在「学習支援センター」の有している教育改革についての調査・研究・企画機能と、教育改革プロジェクト・チームの担当している学科共同での基礎教育改革推進機能を「学習支援センター」へと統合し、全学部的な教育改革の迅速な実行が可能な体制を確立してゆく予定である。

(b) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部では、教育研究支援職員としては、「学習支援センター」の運営を支援するとともに学生個々人の日常的な学習相談に応じる「学習支援室」2名、「国際教育センター」と「情報教員センター」の運営を支援する「教育支援室」1名、就職指導とともに社会実習の実施も担当する「キャリアセンター」の運営を支援する「キャリア支援室」3名の専任職員を配置しており、それ以外に本務嘱託職員ならびに派遣職員を「学習支援室」1名、「教育支援室」4名、「キャリア支援室」2名を配置している。また、特に情報処理教育において、情報処理教育補助員を配している。

【点検・評価および長所と問題点】

「学習支援室」では、2名の専任職員（うち1名が室長）と1名の派遣職員により GPA 制度の運用や個別学習相談の実施など、学生の主体的学習に対する充実した支援活動が展開されている。しかし、学習相談において見出されたキャンパス不適應ケースへの対応、障害を有する学生の学習支援、更に学部改革プロジェクト・チームの事務局機能の担当など、業務が急速に肥大化してきている。

「教育支援室」では、英語能力の優れた2名の本務嘱託職員による海外機関との円滑な交流と交渉が進められ、開設8年目にして10の海外大学との提携も実現され、学生の海外への留学を大きく支援してきている。また、1名の専任職員（室長）と2名の派遣職員により、ジャンザバーやアルク・システム更にカセックなどの E ラーニングのためのシステムの導入やその運用も円滑に進められている。しかし、本年度より導入された本学公式ホームページの管理・運営や、本年度から実施された海外大学とのインターンシップ相互紹介の受け入れなど、やはり業務が多忙化してきている。

「キャリア支援室」では、3名の専任職員と2名の派遣職員により開設以来90%以上の就職内定率を達成してきたが、人間環境学科と経営コミュニケーション学科の開設に伴い、社会実習参加学生の急速な拡大と資格取得支援講座の多様化による業務の肥大化などにより、他部署との連携の困難化が生じている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの業務の肥大化に対応するため、平成16年4月より事務機構と職員組織の抜本的な再編を実施する予定である。つまり、「学習支援室」や「教育支援室」の調査・研究・企画機能は全て「学習支援室」へと統合し、「教育支援室」を廃止するとともに、「学習支援室」に専任職員3名、派遣職員4名を配置し、効率的な業務運営を実現させる。なお、海外機関との交渉や交流という国際交渉業務は、大学機構へと移管する。

また、現行の学事部の、配置職員の兼業化と協業化のもとの人的資源の効率的活用と、学生へのワン・ストップ・サービスの拡充を図るために、再編方向の検討を平成16年4月より開始し、8月よりその導入を図る予定である。

（c）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

【現状の説明】

教員の採用、昇格、休職、賞罰および解任については、「国際コミュニケーション学部教員任免規程」に基づき、人事委員会が審議し教授会に提案する手続きが定められている。人事委員会は、学長、学部長、大学院研究科長、学科長および学長が指名する教授2名で構成する。

専任教員採用の手続きは、人事委員会による募集要件の審議と募集、人事委員会による書類審査および面接、資格審査委員会の教育研究業績審査を経て、人事委員会の審査後、教授会による承認となっている。

専任教員昇格手続きは、学科長からの適格者推薦、人事委員会の適格審査、資格審査委

員会の教育研究業績審査を経て、人事委員会の審査後、教授会による承認となっている。なお、専任教員ごとの経歴等は『大学基礎データ』表 20 に示す通りである。

非常勤講師の採用手続きは、教授会での募集告知、人事委員会の審査を経て教授会の承認となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

整備された教員任免規程に基づき、専任教員の募集採用制度の定着化を含め、適正に行われている。教員の採用・昇格の審査基準は、研究業績、教育実績、学部運営への協力、社会貢献としているものの、現実にはなお研究業績中心となっている。大学設置基準においても教育上の能力および教育実績を教員の資格要件としており、本学部の資格審査においても教育上の業績を加味した審査が行えるよう、教育上の業績審査基準の策定が急務となっている。

教員個人調査においては、既に詳細な教育実績の記述を求めており、昨年度の昇格審査においても研究業績の基準への適合度とともに、教育実績についての検討が実施されている。しかし、教育実績の記述はあるものの、学部による教員個々の教育力評価についてはなお明確な基準と方法および体制が確立されておらず、昇格審査においても研究業績基準のような具体的な指標は設定されていないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

他校の教育評価や教育評価の基準や手法、更にそのための体制についての調査・研究は既に着手しており、大学および学部の教育方針をより具体化するとともに、個々の教育実践におけるその具現化や工夫・改善、更に教員の自己評価や学生による授業点検アンケートを活用した、本学独自の教育評価システムの開発と導入に早急に着手する予定である。

(d) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

平成 8 年度本学部開設とともに、教育については Semester 終了時に、授業点検アンケート調査を行ってきた。これは学生による授業評価であり、教員の教育能力を評価する一つの評価方法である。また、学生の成績評価をした後に、学生に尋ねた質問項目に対し、教員自身がどのように自己評価しているかを調査している。この結果は『授業点検アンケート調査集計結果報告書』において、教員と学生とを比較する形で示している。この結果を踏まえ、個々の教員あるいは各委員会や各センター更に各学科会において教育方法の改善が進められ、学生の学修の活性化に役立っている。

また、それぞれの授業評価結果も個別に学生に開示することで、学生の履修計画を支援するとともに、教員の授業改革への動機づけも図っている。

研究業績については、『年次報告書』において個人別の著書・論文を一覧掲載し公表している。また、各教員は、個人研究を計画的に行うために、年度始めに個人研究費支出計画を作成し、予算執行状況を点検し、年度終了後に個人研究成果の報告書を提出することに

なっている。国際コミュニケーション学会誌『国際経営・文化研究』ではレフリー制を採用し、投稿論文を審査することで、研究水準の向上を図っている。

なお、各教員の教育実績ならびに研究業績について、毎年度、教員個人調査に詳細な記述を求め、昇格審査においてはそれをもとにした評価を実施しており、採用候補者についても同様な記述の提出を求め、審査し評価している。

【点検・評価および長所と問題点】

教員の教育研究能力は大学設置審議会あるいは本学部人事委員会の資格審査を受けており、授業科目の担当にふさわしい人材を配置していると自負している。しかし、学生の真の能力を育成するためには、教授法を始め教育に対する熱意、学生の理解水準の把握、学生とのコミュニケーションの充実等、教育能力の向上が求められる。この点では、「授業点検アンケート調査」およびその結果の開示が有効に機能していると言えよう。

研究能力の評価については『年次報告書』において研究業績を公表し、文部科学省の科学研究費補助金等による研究活動を常に奨励するとともに、毎年開かれる国際コミュニケーション学会での研究発表を通して、研究成果の共有と相互評価を図っている。

「授業点検アンケート調査」は全科目（一部特定科目は除く）について実施しており、教育上の改善点が比較的分かり易い。同一科目を複数の教員が担当している場合は、教員間の比較ができ、善し悪しが明らかになる。また、少人数授業に劣らない満足や、講義形式の授業においてもめざす一つの尺度になっている。毎回膨大な労力を必要とすること、結果のフィードバックに時間を要すること、および改善効果を把握するにはかなりの期間を要する点が課題である。

また、一人ひとりの授業改善努力の成果を、学部教員全員が共有化し活用していくためのナレッジ・マネジメント・システムはなお未整備であり、評価結果の開示により、一人ひとりの授業改善へのモチベーションは高めているものの、なお授業改善は一人ひとりの努力に依存しており、組織的な取り組みや学習にはなり得ていないところも少なくない。

更に、昇格や採用の審査における研究業績に比べ、教育実績の評価基準がなお十分に整備されていない点も問題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基本的には、FD拡充による一人ひとりの授業改善成果の相互共有と組織改革の推進、および相互の研究発表会の多頻度での開催と、そこでの成果の共有と相互評価機会の拡大を図りたいが、それとともに次の課題に取り組んでいく。

学生からの授業評価や改善要求、更に教員個々人の授業改善成果をデータベース化し、授業改善の方向や方法を教員にも提言しうる機構を「学習支援センター」に持たせる予定である。本学部なりの教育力評価基準の開発とファカルティ・メンバーによる共有、更に将来的にはその処遇との連動化についての研究を進めたい。

研究活動評価については、平成12年度に開設された大学院国際経営・文化研究科を中心に、本学部なりの研究評価基準を確立するとともに、外部人材も含む評価会議を設置し、

評価の明確化とその開示を図っていききたい。

昇格や採用等の教員選考基準として、研究業績と教育実績の評価基準の明確化とともに、その担当科目等に応じたウェイトづけの基準等、総合的な評価体系の開発を進める。

(e) 大学と併設短期大学との関係

既述の社会学部の(e)に同じ。(p.155 参照)

(3) 大学院における教育・研究のための人的体制

1) 社会学研究科

(a) 教員組織

【現状の説明】

本学大学院の教員組織は、兼任教員および兼任教員で編成している。『大学基礎データ』表 19 および表 20 に見られる通り、社会学研究科の教員組織は、社会学専攻が兼任教員 9 名（教授 9 名）および兼任教員 1 名、社会福祉学専攻が兼任教員 10 名（教授 9 名、助教授 1 名）および兼任教員 3 名、心理学専攻が兼任教員 11 名（教授 8 名、助教授 3 名）となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻は院生 17 名（修士課程 10 名、博士課程 7 名）に対して教員数 10 名（兼任教員 1 名を含む。）、社会福祉学専攻は院生 52 名（修士課程 36 名、博士課程 16 名）に対して教員数 13 名（兼任教員 3 名を含む。）、心理学専攻は院生 16 名（修士課程 1 年次のみ）に対して教員数 11 名である。この内、社会福祉学専攻の修士課程（博士前期課程）には臨床心理学を専攻し、既に本年度から心理学専攻に移籍している教員に指導を受けている 2 年次の学生が 16 名含まれている（学生数は『大学基礎データ』表 18 を参照）。この数字は、本研究科の理念・目的および教育課程を運営していく上で、適切かつ妥当なものであると思われる。とはいえ、兼任教員のみという事情から、大学院を担当する教員の授業負担が、やや過剰となる傾向がある。

特に、心理学専攻においては一部専門職を養成しており、まだ 1 年次生のみしか在籍していないものの、関係する教員の授業負担が一層過大となる傾向が常に潜在している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題の改善のためにも、「大学院将来構想検討委員会」と「専門職大学院設置検討委員会」が学内に発足したところである。また社会福祉学の優れた研究指導者を得るための方策としては、学内におけるその養成が目指され、鋭意努力が重ねられている。

(b) 研究支援職員

【現状の説明】

社会学研究科では、現在、研究科独自の研究支援職員を有していない。大学院事務室の職員等の協力を得ている程度である。

【点検・評価および長所と問題点】

教員が全て兼任教員であるという事情が大きく影響しているが、研究支援職員がないという状態は、大学院担当教員にとっても、また大学院生にとっても、今後、研究・教育を充実していくためには、検討すべき課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内に発足した「大学院将来構想検討委員会」と「専門職大学院設置検討委員会」が今後検討を行う予定である。なお、リサーチ・アシスタントの実体化については、現在社会学研究科全体として検討が行われている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

本大学院は兼任教員のみであるので、社会学研究科独自の教員の募集や昇格等も行われていない。兼任教員の任免については、その可否の審査のために、社会学研究科に専門委員会として資格審査委員会が設けられており、各専攻からの申し出に基づいてこの資格審査委員会が審査を行い、審査の結果、可とされた場合は、研究科委員会の承認を経て任用が行われる。その審査基準は、大学院新設申請時の文部科学省の教員審査基準に準じている。

【点検・評価および長所と問題点】

現在までのところ、資格審査委員会の審査は厳格に行われており、充分適切に機能していると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の時点では、改善・改革の必要は特に認められていない。

(d) 教育・研究活動の評価

【現状の説明】

本大学院社会学研究科の教員は、学部の兼任教員のみであるので、教員の教育活動および研究活動の評価は、上記の兼任教員としての任免に関する審査時以外、大学院研究科独自に行っていない。学部において、大学院の教育・研究活動をも含めて評価が行われている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院研究科独自の教育・研究活動の評価は行っていないが、それが特に不都合であるとか、問題であるという認識は、現在までに存在していない。また兼任教員としての任免に関する審査は、これまでのところかなり厳格に行われてきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全教員が学部の兼任教員という現在の状態では、教育・研究活動の評価の改善・改革は、特に必要がないと思われる。

(e) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

社会学研究科の他の教育研究機関との人的交流については、社会学専攻に1名、社会福祉学専攻に3名の兼任講師を招いており、また社会学専攻では「現代社会学特殊講義」科目において、本学専任教員のカバーできない分野の他大学院教員を、年間6名、各1回の講義により、その最前線の情報を講じてもらっている。更に、心理学専攻の場合は特に臨床心理関係の実習の必要から、学内の「心理臨床センター」との緊密な連携が求められ、3名の心理学専攻の教員が、センター長を始め、センターのスタッフを兼務している。この他に、大学附置の「社会福祉研究所」の所長および同研究所発達臨床研究センター長を、大学院社会学研究科を兼担する専任教員が、それぞれ兼務している。更に、海外との関係では、台湾・淡江大学日本研究所との間に平成8年1月に締結された学術交流協定により、同年4月より1年間、1名の教員が招聘され、同研究所客員教授として教育・研究に携わったが、その後は途絶えている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻における「現代社会学特殊講義」の試みは、学生にとっても、また本学の専任教員にとっても、学ぶところの多い、極めて有効な試みであると評価しうるであろう。一方、専門職養成に関わる「心理臨床センター」については、兼担がやむをえない事情はあるものの、事実上心理学専攻の担当教員の負担増となっており、この点で、当該教員の負担への配慮が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

心理学専攻の担当教員の負担については、当面、個別的に対応せざるを得ないものの、基本的には専門職養成上の問題であり、学内に発足した「大学院将来構想検討委員会」と「専門職大学院設置検討委員会」で検討が行われている。

2) 国際経営・文化研究科

(a) 教員組織

【現状の説明】

本研究科の教員組織は、国際コミュニケーション学部との兼任教員および兼任教員で編成している。『大学基礎データ』表19・20に見られる通り、国際経営専攻が兼任教員9名（教授8名、助教授1名）および兼任教員9名、国際文化専攻が15名（教授15名）および兼任教員6名となっている。従って、国際経営・文化研究科としては、兼任教員24名（教授23名、助教授1名）および兼任教員15名となっている。なお、兼任教員の平均年齢は、

国際経営専攻が 57.6 歳、国際文化専攻が 54.1 歳である。

【点検・評価および長所と問題点】

国際経営専攻は院生 24 名（1 年+2 年以上）に対して教員数 18 名（兼任教員 9 名を含む。）、国際文化専攻は院生 21 名（1 年+2 年以上）に対して教員数 21 名（兼任教員 6 名を含む。）で、本研究科の理念・目的、および教育課程を運営していく上で、適切かつ妥当な数字であろう。とはいえ、学部との兼担であるために大学院担当教員の精神的、肉体的負担が増大する傾向が生じているとともに、両専攻とも幅の広い領域を研究対象としているので、それにふさわしい質・量の人材の補完が要請される。現在までのところ、入学試験時に研究分野によって指導教員を選択させているので問題は生じていないが、兼任教員の専攻分野の不均衡や、平均年齢の高い国際経営専攻における定年退職者等の補充人事のあり方が、今後の重要課題だと言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点に対する差し当たっての解決策は、学部教員の研究業績を充実させることで大学院の授業担当者を増やすことである。それとともに教員に欠員が生じた場合、現行の学部を主体とした人事から大学院独自の人事体制への移行が望まれ、本年度設置の「大学院将来構想検討委員会」における検討事項である。

（b）研究支援職員

【現状の説明】

本研究科では、「情報処理実習」を除けば、実験・実習を伴うような専門科目はなく、この制度は採用していない。「情報処理実習」科目については、授業担当者の努力に委ねられているのが現状である。院生の教育支援については、大学院事務室や図書館などの職員の協力を得ている。

【点検・評価および長所と問題点】

院生の教育支援に関わる大学院事務室の職員は、学部の学事部との兼務であるため、多忙を極めているのが実状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

授業での教育支援は行われておらず、現在のところ教育支援職員の採用は予定していない。

（c）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

本研究科は、兼任教員だけであるため、国際経営・文化研究科独自の教員の募集や昇格は行われていない。兼任教員および兼任教員の任免の可否については、その審査のために国際経営・文化研究科に専門委員会として資格審査委員会が設置されており、各専攻からの申し出に応じて資格審査委員会が審査を行い、可と判定された場合は研究科委員会で審

議、決定のうえ任用が行われる（「大学院学則」）。審査基準は、大学院新設申請時の文部科学省の教員審査基準に準じている。

【点検・評価および長所と問題点】

現在までのところ、資格審査委員会の審査は厳格に行われており、適切かつ妥当に運用されていると判断される。

本研究科における学部との兼担という現在の教員人事は、学部教育と大学院の教育・研究とを一貫させるという意味では有効に機能するであろう。しかし、学部教育が優先されていて、大学院教育に充分時間が割けない教員がいるのも否定しがたい事実である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来的には、大学院担当の専任教員の採用、もしくは大学院教育に大きな比重をかけられる教員を配置するような方策が必要である。こうした問題点は本研究科だけのものではなく、社会学研究科とも連携して対策を講じなければならない。これも本年発足した「大学院将来構想検討委員会」の検討事項である。

（d）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

本大学院研究科の教員は学部との兼任教員だけであり、学部における教育・研究活動の評価に含まれるため、大学院研究科独自には行っていない。従って、上記の兼任教員としての任免に関する審査も、学部の教育・研究活動の評価に基づいている。なお、それらの活動については、毎年刊行の『淑徳大学国際コミュニケーション学部 国際経営・文化研究科 年次報告書－現状と課題－』で公表されている。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科における担当教員の教育・研究活動の報告は、学部のそれと兼ねるかたちで実施されているが、それが不都合をきたすというような問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科における全教員が学部との兼任教員とする現在の体制を維持する限りにおいては、現状の教育・研究活動の評価およびその方法は妥当であり、早急に改善・改革を実施すべき事項はないと考えられる。

（e）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

学内では、昨年度本学社会学部から国際文化専攻に1名の兼任教員の協力を得たが、学外では、教育研究組織・機関等との関係は、兼任教員の配置という人的交流にとどまっていて、あくまでも学会、研究会等や、個人レベルでの交流に限られている。

【点検・評価および長所と問題点】

学部との兼担の教員配置や限られた人材による教育編成では、「国際経営」・「国際文化」という幅広い専攻分野を網羅することは事実上不可能であり、学生の研究支援体制に支障をきたす恐れがある。今後は学内外の様々な組織・機関との幅広い連携が要求される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

兼任教員の配置と研究指導への参加、あるいは他大学院との単位互換等を含め、学外の研究機関との連携や人的交流を推し進めるとともに、そうした連携や交流を通じて教員・院生ともに研究活動の活性化を図る必要がある。

7 研究活動と研究体制の整備

(1) 社会学研究科

1) 研究活動

(a) 研究活動

【現状の説明】

大学院社会学研究科を担当する兼任教員の論文等研究成果の発表状況は、『大学基礎データ』表 24 の通りである。本研究科は、『淑徳大学大学院研究紀要』（平成 16 年に第 11 号を刊行予定）を毎年発刊して、教員および院生に研究発表の場を提供している。学術賞の受賞状況では、毎年コンスタントに国内の受賞者を出しており、平成 14 年度は 1 名が日本社会病理学会学術奨励賞を受賞している（『大学基礎データ』表 26）。なお、社会学研究科では、社会学専攻、社会福祉学専攻、心理学専攻の 3 専攻協働の研究プロジェクトとして、平成 14 年度より 5 年間、文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」のオープン・リサーチ・センターとしての助成を受けて、「虐待現象の総合的研究」のプロジェクトを開始している。

【点検・評価および長所と問題点】

「虐待現象の総合的研究」に関しては、3 専攻協働のプロジェクトとして、まさに学問分野を超え総合的であることに特徴があり、5 年計画のまだ 2 年目であるが、その成果が期待される。

大学院を兼任で担当する一部教員は、かなり激務の管理的役職を継続的に担当しており、それが研究活動を圧迫している事情があることは否めない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

管理的役職の一部教員への集中を避け、極力負担の分散を工夫する必要がある。現在発足している「大学改革実行委員会」の、これも大きな検討課題である。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学には「社会福祉研究所」が、また平成 15 年 4 月より本研究科に「心理臨床センター」が、それぞれ附置されているが、いずれにも専任の教員は配されていない。現在、「社会福祉研究所」に研究員が 1 名、研究助手が 1 名いるが、研究所長および同研究所発達臨床研究センター長を、また「心理臨床センター」のセンター長を始めとする 3 名のスタッフは、それぞれ大学院を担当する教員が兼務している状態である。

この内「社会福祉研究所」のとりわけ「発達臨床研究センター」では、社会福祉学専攻の一部科目および心理学専攻の一部科目における実習教育が実施され、また発達障害児治療教育関係の研究を行う院生の継続的な研究の場ともなっている。

一方、「心理臨床センター」は、心理学専攻修士課程開設と同時に、主として臨床心理士資格取得をめざす心理学専攻の院生の実習施設として設けられ、将来は研究機能をも併せ

持つことが予定されている。しかし、現在のところは教育も研究も、まだ本格的には開始されていない状態である。なお現在、心理臨床センター専任の教育職員および研究職員はいない。

【点検・評価および長所と問題点】

社会福祉研究所発達臨床研究センターにおける、発達障害児治療教育に関する教育・研究については、学外からも高い評価を得ており、またその体制も比較的整備されていて、本学における一つの長所としてあげることができよう。

「心理臨床センター」と大学院との関係については、それを点検・評価することができるだけの時間が経過していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「心理臨床センター」については、改善・改革に向けた方策を考える段階にない。

2) 研究体制の整備

(a) 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本研究科に所属する専任教員は学部との兼担であり、個人研究費の交付額も学部教員同様、一律年当たり 490 千円であり、研究旅費や図書購入費などもそれに含まれる。『大学基礎データ』表 29 および表 30 による教員 1 人当たりの研究費および国内外旅費は、それぞれ 496 千円、105 千円となっている。また学部の学内共同研究費・学術研究助成費・学術奨励研究助成費・学術出版助成費が、総計で 5,995 千円交付されている。ここでいう学内共同研究費・学術研究助成費・学術奨励研究助成費とは、いわゆる学内科研費を指している。また、学術出版助成費は、個人研究の成果を公刊物として出版する上での助成であり、いわゆる学内科研費である（『大学基礎データ』表 31、表 32）。社会学研究科独自の学内共同研究費としては、先に述べた「虐待現象の総合的研究」の共同研究費として 4,958 千円が充てられている。また経常研究費として、1,971 千円が交付されている（『大学基礎データ』表 32）。

教員の研究室等の整備状況は『大学基礎データ』表 35 の通り、教員 1 人当たり 21.1 平方メートルの個人研究室が確保されている。

一方、教員の研究時間については、一部教員は過重な授業負担となっており、役職教員も担当コマ数減が実施困難なため、大きな授業負担となっており、研究時間の確保に非常に努力を要する状態である（『大学基礎データ』表 22）。

【点検・評価および長所と問題点】

教員の個人研究費あるいは旅費について、その額および制度は他大学に比して遜色が無いものと評価できる。またいわゆる学内科研費制度も整っているといえる。

教員の研究室も比較的整備されていると評価できる。しかし教員の研究時間確保では、

一部に過大な授業負担が課せられており、役職者は管理業務の増大に直面しており、これらを解決することは大きな課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の研究時間確保の方途については、人事計画を始めとする制度的な問題の側面が大きく、それを含めて、教員の研究体制について、「大学院将来構想検討委員会」および「専門職大学院設置検討委員会」において検討されることになっている。

(b) 競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

文部科学省科学研究費の申請は、過去3年間に16件あり、そのうち採択は9件で、採択率は56.3%である（『大学基礎データ』表33）。この新規採択9件のうち、大学院兼担教員によるものは5件であり、それに加え平成14年度における継続研究は5件、うち3件は大学院兼担教員によるものである（『大学基礎データ』表34）。また厚生労働省科学研究費補助金を本研究科の兼担教員1名が受けている（『大学基礎データ』表32）。

【点検・評価および長所と問題点】

文部科学省科学研究費に対する申請・採択件数は、多いとはいえないが、毎年、確実に申請・採択がなされている。学部のみならず大学院兼担教員による実績の向上が一層必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外の補助金や助成金の獲得のため、教員個々人の努力を教授会や研究科会議等で更に促すことに加え、授業負担の軽減・研究環境の整備あるいは申請に関わる手続きの支援等を検討したい。

(2) 国際経営・文化研究科

1) 研究活動

(a) 研究活動

【現状の説明】

大学院国際経営・文化研究科を担当する兼担教員の論文等研究成果の発表状況および国内外の学会等での活動状況は、『大学基礎データ』表24および表25（別冊）の通りである。学術賞の受賞状況は、平成14年度に1名が日本会計史学会賞を受けている（『大学基礎データ』表26）。また、学部と共同で学内学会である国際コミュニケーション学会学術大会が年1回開催され、同機関紙『国際経営・文化研究』が年2回発行されている。

【点検・評価および長所と問題点】

学部と本研究科の兼担の負担を考慮すると、個々人の努力の成果は十分に現れていると評すべきであろう。学会や研究会活動以外では、インターネットを利用した研究者同士の

研究情報交換・論議等も活発であり、研究成果の発表について高い評価を与えることができるように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部における4年間一貫教育をめざした「担任制」の採用、それに伴う学習指導および就職活動支援などの負担が年々増加している。そうした状況にあつて、自らの研究活動に割ける時間が年々減ってきていることを、とりわけ学部と大学院の兼任教員は実感している。しかし、この厳しい状況は18歳人口の減少によって生じた大学・学部の存続に関わる教育体制の強化に伴ったものであるだけに、教員集団総体の負担の公平化、均等化を図る方法を今後検討・模索していく予定である。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

現在までのところ、本研究科には附置研究所などは設置していない。

2) 研究体制の整備

(a) 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

前述のように、本研究科に所属する教員は学部との兼任であり、個人研究費の交付額も学部教員同様、一律年当たり490千円であり、研究旅費や図書購入費などもそれに含まれる。『大学基礎データ』によれば、教員1人当たりの研究費は401千円(表29)であり、国内外への旅費は151千円(表30)である。また学部の学内共同研究費・学術研究助成費・学術奨励研究助成費・学術出版助成費が総額で4,460千円交付されている(『大学基礎データ』表31、表32)。なお、ここでいう学内共同研究費・学術研究助成費・学術奨励研究助成費とは、いわゆる学内科研費である。国際経営・文化研究科独自の学内共同研究費の交付は受けていない(『大学基礎データ』表32)。

なお、教員一人あたり平均22.0平方メートルの個人研究室が確保されている(『大学基礎データ』表35)。また、週担当の授業時間数は平均6コマと1コマ分のオフィスアワーが義務づけられている点は、学部担当教員と同様である。

教員の研究時間の確保については、年々厳しい状況になりつつある。前述の「担任制」による学部学生の学習指導や就職指導と修士論文指導の重なりや、昼夜間制および土曜日開講に伴う負担が増大しているからである。また、ほとんどの教員が役職や委員を兼務しており、公務、学会の仕事等に多くの時間が費やされている。空いた時間は教材作りや授業準備に追われ、研究時間を充分確保できないのが現実である。研究時間は夏期休暇などの休暇期間が当てられているのが現状であろう。

共同研究費の利用状況については、『大学基礎データ』表31に見られる通りであり、6

件の研究課題に対し約 4,500 千円が交付されており適切に運用されている。

【点検・評価および長所と問題点】

個人研究費の一律支給は、ある意味で公平感をもたらすのであるが、修士論文指導で必要な図書購入費などは指導教員の持ち出しになっている場合が少なくない。また、研究科の昼間制と夜間・土曜開講制の併用に伴って、夜間授業の担当教員の負担が増大するのが気掛かりである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前年度末に、個人研究費の運用や使用目的についての申請書提出が義務付けられているが、年度によって必要とする金額が異なる場合もあり、個人研究費のプール化を図るなど弾力的な運用法を考えてもよいと思われる。また、上記のように、研究活動の拠点である大学院担当の兼担教員に別途個人研究費が交付されていない点は改善の余地がある。一方、夜間の授業担当についても、担当科目の軽減を図るなり、夜間手当を支給するなどの方策を検討する必要がある。

教員の研究時間の確保や研究活動の活性化のためには、校務は教員それぞれに平等に割り振って、特定の個人への集中だけは避けるような配慮を検討したい。

(b) 競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

過去 3 年間、本研究科・本学部における文部科学省科学研究費への申請は 11 件、採択は 2 件であり、採択率は 2 割弱となっている（『大学基礎データ』表 33）。そのうち本研究科の兼担教員によるものは 1 件である。なお、平成 14 年度の継続研究は 1 件あり、兼担教員によるものである（『大学基礎データ』表 34）。

【点検・評価および長所と問題点】

文部科学省科学研究費に対する申請件数は若干不足気味であるが、採択件数が少ないのは今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部・大学院を問わず、学外の補助金・研究助成金の獲得に向け、一層の努力を教員に促すとともに、総合的な研究環境の整備の検討を始めたい。

8 施設・設備等

(1) 大学における施設設備等（大学院含む）

ここでは大学共通のもののみ記述し、キャンパス独自のものは学部の項で記述する。

(a) 施設設備等の整備

【現状の説明】

本学は千葉県に社会学部・社会学研究科、埼玉県に国際コミュニケーション学部・国際経営・文化研究科の2学部・2研究科を設置しており、大学の発展と共にその専門的教育・研究の推進にふさわしい環境を整えた2つのキャンパスを有している。

校地面積については146,963.6 m²であり、大学設置基準面積39,200.0 m²の約3.75倍ある。また、校舎面積は38,940.2 m²であり、同じく大学設置基準面積17,583.6 m²の約2.21倍ある（『大学基礎データ』表36）。

施設・設備等においては、各キャンパスとも教育・実習等の視聴覚設備、情報処理設備、実習・実技用設備等を備え、研究設備では専任教員の数を上回る研究室を備えている。また、千葉キャンパスには社会福祉研究所のための施設等を備えているなど、教育・研究に必要とされる基本的な施設・設備を整えている。

情報処理関連施設・設備は両キャンパスで教育用、自習用の施設・設備が整備されており、加えて図書館、研究室および事務局等をつなぐキャンパス内のネットワーク環境もほぼ整備されている。

【点検・評価および長所と問題点】

学校教育法施行規則に「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」「学校の位置は教育上適切な環境に定めなければならない。」とあり、本学では大学設置基準や大学院設置基準の遵守はもとより、効果的な教育・研究の推進をめざしその施設・設備の整備拡充に努めてきている。その結果、校地面積および校舎面積とも大学設置基準を大きく上回っている。本学の校地・校舎等の施設は十分な規模を備え余裕のある教育・研究活動が行えると考えている。また、キャンパスごとについても校地・校舎の大学設置基準面積を十分に満たしている（『大学基礎データ』表36）。

施設・設備等についても、各校舎には講義・演習・実習等に充分対応できる大小の教室、視聴覚設備、情報処理設備、実習用施設・設備等を備えており、研究室は専任教員全員に21 m²以上の個室が与えられている（『大学基礎データ』表35）。

情報処理関連設備は、教育用に主眼が置かれており自習用が不足気味であったが、情報処理教室の増設等が行われ緩和されてきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育・研究用の校地、校舎は充分満たされているが、両キャンパスでは中期経営計画による、年次進行に基づき、施設・設備等の更なる充実に向けた具体的な整備計画を進めて

いる。

(b) キャンパス・アメニティ等

【現状の説明】

本学では4年ごとに全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施している。この調査を通じ学生の施設設備に関する要望や満足度の把握に努めており、日々の学生の要望等は、投書箱「学生の声」や窓口業務等を通じ学事部学生厚生担当が受け止めている。これらを受けて学生厚生委員会と学部運営協議会がアメニティ形成・支援のための総合的かつ具体的な検討を行っている。

学生の要望を実現した最近の例としては、スクールバス運行の改善、駐輪場の拡充、施設のエレベーター設置等バリアフリー化の促進、学生用トイレの大幅な改善、食堂施設の改装充実等・メニュー・価格の改善・割引制度の導入、生協食堂の改善、学生の憩いの場としての庭園広場の拡充・整備、課外活動のための体育施設・設備の充実等をあげることができる。

これら施設・設備等の整備は総務部管財担当等が教務・学生関係の委員会や学部運営協議会からの意見を集約し、予算・中期経営計画に反映している。

大学周辺（環境）への配慮においては、特に周辺環境への影響が大きい施設の建設にあたっては、常に地域の理解を求め、地域との調和を図りつつ建設計画を進めている。また、学内に駐輪場やバイク置場を設け、周辺道路への自転車・バイクの放置防止に努めている。自動車通学は禁止している。

スクールバスの運行では、運行経路等について委託業者、市役所および沿線住民等と協議しつつ、安全で効率の良い運行を心がけている。

【点検・評価および長所と問題点】

「学生生活実態調査」により学生の要望を包括的に捉え、その結果を具体的な対策に結び付けてキャンパス全体の整備の推進を図っている。上述の改善例はここ数年内に行われたもので、必ずしも充分ではないものの、快適な生活の場の整備に向け努力していることは高く評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「学生生活実態調査」を通じ、今後も学生生活の全体像の掌握に努め、学生の意見や要望の経年変化を注視することにより、施設・設備の改善・改革を進め、より良い環境づくりを進める予定である。

(c) 利用上の配慮

【現状の説明】

本学には、5名の肢体不自由学生、4名の視覚障害学生、3名の聴覚障害学生が在籍している。これらの学生が他の学生と同等の便益を受けられるよう、受け入れのための整備を

図ってきた。

身体障害者に対する諸設備の整備状況としては、スロープの設置、エレベーターの設置、専用トイレの設置、販売機などの点字案内等があげられる。ことに両キャンパスとも視覚障害者には専用の部屋を確保し、インターネットに接続したパソコンや点字プリンターなどの設備を整えている。

【点検・評価および長所と問題点】

国際コミュニケーション学部開設（平成8年）以降の建物については、身体障害者に配慮した設備が施されている。一方、それ以前の建物等については漸次バリアフリー化を進めているが、現段階ではまだ不十分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、全キャンパスのバリアフリー化に向け、既設建物・設備のバリアフリー化を着実に図っていくこととしている。

（d）組織・管理体制

【現状の説明】

本学園では、固定資産および物品を経済的に取得し効率的に使用するために、「固定資産及び物品管理規程」が定められており、それにより維持・管理の責任体制が確立されている。

その1部門としての淑徳大学の管理責任者は学長、管理担当者は事務局長、そして使用責任者は各事務部署長が任命されている。管理担当者の職務も明確に規定されており、物件の使用者に対する管理体制も整っている。なお、物件の管理事務は法人本部と各管理単位の事務局とに区分される。法人事務局の管理事務範囲は土地、建物（建物附属設備含む）、構築物、借地権、借家権であり、大学事務局のそれは、機器備品、図書、車輛、用品、施設利用権、電話加入権である。物品の管理は必要な台帳を作成し管理している。

その他に固定資産および物品の調達ならびに売却に関する手続き、権限等を定めた「固定資産及び物品調達規程」ならびに「入札に関する取り扱い要領」が設けられている。

施設・設備等の管理は各キャンパスの総務部がそれぞれに担当しており、視聴覚機器・情報関連施設・設備・ネットワークの維持管理、受電・空調・給排水・防災設備、昇降機、清掃・警備等の施設維持管理業務は専門業者に委託し、安全管理、予防保全に努めている。

そのための施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況は以下の通りである。

- ① 建物等は、建築基準に合ったものである。
- ② 環境衛生管理：ビル管理責任者「建築物環境衛生管理技術者」の選任有資格の技術職員が担っている。
- ③ ボイラー設備の管理：「ボイラー整備士」の選任 有資格の技術職員が担っている。
- ④ 電気工作物の管理：「電気主任技術者」の選任 業務委託契約をしている。

⑤ 防火管理：消防法に基づいて事務局に「防火管理者」を選任し、消防計画・消防訓練等について定めている。

警備体制については守衛を兼ねて警備会社に業務委託（有人警備・機械警備併用）をしており、24時間体制で、キャンパス内の安全を確保している。

教室・視聴覚機器室は委託専門業者により定期点検・修繕等をし、日常的には教務担当職員が点検している。情報関連施設・設備・ネットワークの維持管理は、専門の派遣職員と事務職員を配し維持管理に努めている。図書館の施設・設備および図書は、図書館職員が維持管理に努めている。キャンパス内外の運動場・諸施設の設備・緑地など屋外施設の維持管理は、常に安全、清潔で、快適であるよう各種の業務委託契約をし、維持・管理に努めている。その他、日常の修理・保守・環境整備等の業務は管財担当の専任職員・現業職員が担っている。また本学の施設・設備の大規模修繕・漏水防止工事等は、中・長期の計画に基づいて着実に実施されており、日常の使用には支障がないよう万全を期している。

非常時の管理体制については、事務局の総務部長・事務局長経由の緊急連絡網を設けており、学長、学部長、学科長、教員、事務職員まで通報・連絡ができるようにしている。

【点検・評価および長所と問題点】

施設・設備の広がりとその内容において、施設等を維持管理するための専門的能力を持った職員を自前で抱えることは、人件費の有効な利用からも困難であり、必要に応じ、広く専門能力のある外部業者を活用することが、サービスの向上をもたらすことになる。

このような考えのもと、維持管理業務遂行のために専門業務を委託して、効率よく利用するアウトソーシングが適正に機能している。しかし、業務委託の拡大は経費増が伴い、多大な予算計上が必要となってきた。今後は業務見直し・業務改善を心掛け、費用効果を十二分に考慮する必要がある。

非常事態発生等の際の危機管理対応システムを現在検討中である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新たに施設・設備の増加、取替え更新が予想されるため、十分な対応ができるよう体制の充実を図る。特に、情報関連施設の維持管理は教育・研究活動にとどまらず事務部門にも関わってきており、学部内、また学外との関わりにおいても全体を統轄する維持管理体制が必要であり、体制づくりを始めている。

管理面においては、地震や台風時の防災マニュアルの整備、防災に対する教職員の意識向上のための啓蒙活動の強化、施設・設備全般の管理業務の専門業者への一括アウトソーシングの推進などを計画し、更なる衛生・安全性の確保とともに、施設設備の維持保全に努める。

千葉キャンパスでは、地震対策を進めている。建物の耐震構造調査、図書等重量物の低層階への移設、またその災害対策網の設置等である。今後これらを更に進行させて、より高い安全性の確保に努める予定である。

(2) 学部における施設・設備等

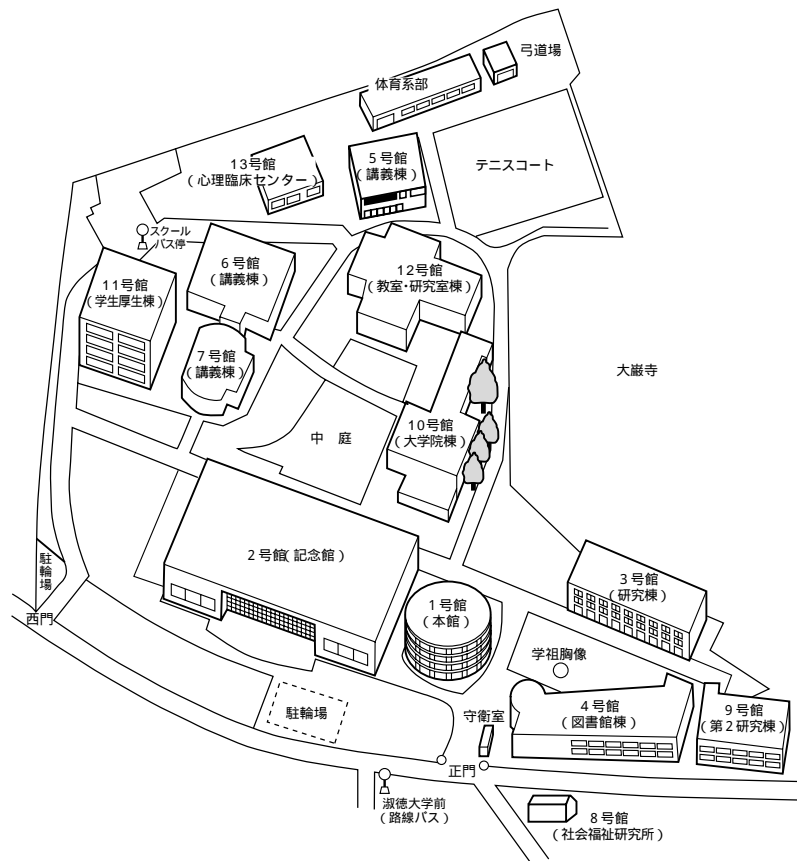
1) 社会学部

(a) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

本学部は、千葉県千葉市中央区大巖寺町 200 番地にあり、千葉市の中心よりやや離れた住宅地に位置している。最寄駅からの交通手段は、「JR 千葉駅」より路線バスで 20 分、また、「JR 蘇我駅」からスクールバスで約 10 分、徒歩で 18 分、京成電鉄ちはら台線「大森台駅」から徒歩で 18 分である。本学では、千葉キャンパスと呼んでいる。この校地の他に車で 30 分の地に更科グランド（千葉市若葉区更科町）があり、これを含め 92,167.1 m² の校地面積と 18,289.7 m² の校舎面積を有している。なお、大学設置基準に対する校地面積と校舎面積の倍率はそれぞれ、約 3.8 倍、1.8 倍である（『大学基礎データ』表 36）。千葉キャンパスにおける校舎等の配置は下図の通りである。

【図 3 淑徳大学千葉キャンパス校舎等配置図】



① 教育施設

校舎は 13 棟あり、うち学部講義棟は 8 棟である。教室は、講義室 24 室、演習室 19 室の計 43 教室である。在籍学生 1 人当たりの面積では講義室で 1.21 m²、演習室で 0.34 m²となっている。また教室を規模別でみると大教室（収容人数 201 人以上）は 6 室、中教室（収

容人員 31 人～200 人) は 22 室、小教室 (容人員 30 人以下) は 12 室である。小教室および容人員 90 人以下の中教室の使用頻度が高くなっている。他に学生自習室を 1 室用意している (『大学基礎データ』表 37、表 40)。この他、体育関連施設・設備としてのアリーナ (体育館)、テニスコート 3 面、更科グラウンド等がある。

② 実験・実習施設

社会福祉実習プレイルーム 1 室、ピアノレッスン室 20 室、コンピューター室 3 室、心理実習室 8 室、介護実習室 1 室をそれぞれ専用室として用意している (『大学基礎データ』表 38)。また、社会福祉実習を支援するための実習指導センター室を設けている。

③ 研究施設

当キャンパスの研究施設としては、淑徳大学社会福祉研究所棟 (大学キャンパス隣地) と淑徳大学大学院社会学研究科の心理臨床センター棟がある。

図書館・図書館分室には合わせて約 20 万冊の蔵書があり、OPAC (蔵書目録検索) によりインターネットを通じての資料検索が可能となっている (『大学基礎データ』表 41)。なお、地域住民に図書館の利用を開放している。

教員研究室は研究棟 (3 号館) の 40 室を中心に、9 号館、10 号館、12 号館に分散されて、計 68 室ある。各研究室は 21 m²以上の面積を有した個室となっており、専任教員全員に 1 室ずつ用意されている (『大学基礎データ』表 35)。

④ 学生厚生施設

学生相談センター、保健室、2 つの学生食堂、書籍や食品などの売店、駐輪場、バス運行施設・設備、クラブ・サークルの部室を備えた学生厚生棟、体育系部室棟、女子学生寮、体育館内の武道場・卓球場・シャワールーム、弓道場、中庭、ベンチ、テーブル等が設置されている。

⑤ 事務管理施設

学長室、学部長室、学部長事務室、事務局長室、事務室等がある。

⑥ 情報処理機器などの施設・設備

情報設備としては、コンピューター室は 3 室あり、185 台の演習用パソコンが配備されている。その他に学生自習専用パソコンが配備されており、合わせて 220 台弱が整備されている。これら全てのコンピューターは学内 LAN (「千葉ネット」) を通じてインターネットに接続しており、情報教育の授業、実習、および学習に、あるいはインターネットを利用した資料・情報検索に利用されている。また、情報ネットワークとしてはキャンパス内の各研究室および事務部門各部署等へつなぐ学内 LAN が敷設済みである。これらの各部屋を高速度の通信回線で接続しており、サーバ等の機器も充実している。

【点検・評価および長所と問題点】

キャンパスは、古刹「大巖寺」に多くを隣接しており、閑静な住宅地内に位置し、静かな環境が保たれている。一部幹線道路である京葉道路に面しているが、植林や防音壁により騒音はほとんど気にならない程度である。

学部としての校地・校舎は大学設置基準を充分満たした広さを有している。

① 教育施設

教室等は、授業時間割表を組む上において支障のない必要数が確保されている。空調設備は全館に完備しており、特に平成14年度に全てを点検整備し、機能が低下しているものについては全面取替えを行った。しかし、在籍学生1人当たりの演習室の面積は見劣りしており、少人数教育を進めるには不足している。

② 実験・実習施設・設備

正課教育のための実習施設・設備は充分整備されている。特に保育士に必要な実技練習のためのピアノ室を学生に開放しており、使用頻度も高く好評である。

③ 研究施設・設備

「社会福祉研究所」の木造施設は老朽化が進み、対策を講ずる時期にきている。

教員研究室は、専任教員個々の個室とし、研究活動あるいはゼミ指導に活用されている。今後の課題として、研究室数の3分の1を占める9号館が老朽化してきており、建替えを考慮しなければならない。

④ 学生厚生施設

キャンパスは、新学科あるいは大学院専攻科増設等に伴い、講義棟や研究所棟の新設が続き、手狭になってきた感がある。キャンパス内、あるいは隣接地の木樹の緑に囲まれてその感が幾分薄められているが、学生の「憩いの場」の更なる拡充が必要である。屋外の夜間照明は安全面・犯罪等事故防止に配慮し、十分な外灯等の設備を備えている。

キャンパスまでは最寄り駅から徒歩も可能であるが、蘇我駅前からはスクールバス（無償）を運行しており、学生・教職員の通学・通勤の足を確保している。

平成13年度に学生厚生棟を新設し、多くの文科系クラブ・サークルへ活動の拠点を提供したが、体育系クラブが使用する部室棟は、木造平屋建てであり空調設備がなく、老朽化しているため対策が必要である。

学生寮については、キャンパスより徒歩約5分のところに1棟設けており、建物の外装は比較的良好ではあるが、内部の設備が老朽化し始めている。また、耐震調査を行っているところである。

更科グラウンドはキャンパスより車で30分のところにあるため利用が不便である。

⑤ 事務管理施設

学生増に伴う学生向けサービス業務の増加により、事務局が手狭になっている。学生サービス業務の拡充と事務室の環境改善をねらいとし、就職相談事務エリアの拡充等を含めた整備を図る必要がある。

⑥ 情報処理機器等の施設・設備

情報処理教育の他に、学科・領域の専門科目においても情報機器の利用が増加してきており、学生用に供する情報教育演習室およびパソコンの設置台数が不足気味である。設置場所の確保やパソコンの増設について抜本的に検討する必要がある。また、既設のコンピ

ューター室のパソコンは取り替え更新の時期となっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

「施設・設備」の中期計画は、毎年作成しており、年次進行の「3ヵ年経営計画」をもとにして整備が進められている。今後の3ヵ年の整備計画は次のものである。すなわち、9号館の拡充建替え、体育系クラブ棟の建替えとその周辺の整備、エレベーター増設等バリアフリーの促進である。

① 教育施設

平成18年度に9号館建替えを計画しており、その中に小教室・ゼミ室増設の計画を進めている。

② 実験実習施設・設備

教員・学生の要望を汲み取り、それに沿ってできる限りの充実を図っていく。

③ 研究施設

「社会福祉研究所」は建替えを予定しているが、現在の敷地が狭いため、移設も含めて検討を開始したところである。

④ 学生厚生施設

学生の「憩いの場」の拡充は、キャンパス内の空地を庭園化すること、既に庭園化されているエリア等には、テーブル、ベンチ等を置くことによりかなりの効果が期待できるのでこれを継続実施していく。また、学生厚生棟の1階に庇を増設して憩いの場の拡充を行う。

体育系クラブ部室の建て替えを平成18・19年度に実施する。この建て替えにより周辺の空地も含めたキャンパス整備を行うこととしている。

⑤ 情報処理機器等の施設・設備

既設の情報処理教室のパソコン機器は、平成16年度に全て更新をする予定である。

9号館の建て替えを計画の中で、情報処理教室を大幅に増設することを検討している。これができるまでは、自習室等のパソコン台数を増やすことで対応をしていく。

(b) キャンパス・アメニティ等

【現状の説明】

既述のように本学は4年ごとに全学生対象の「学生生活実態調査」を実施しており、学生からのキャンパス・アメニティに関わる要望を把握し、それを踏まえてキャンパス・アメニティ等の改善に努めている。

日常の個々の学生からの要望については、学生食堂などキャンパス内数カ所に設置された要望のための箱「学生の声」や、学事部学生厚生担当者が事務フロントにて、学生からの要望等を聞くといった体制をとっており、これらの要望等は学生厚生委員会で審議され改善、実行に移されている。

クラブ・サークルからの要望については、学生厚生委員会および学事部学生厚生担当者が把握に努めている。クラブ・サークルの活性化、バックアップ体制の強化に積極的に取

り組んでおり、代表学生との定期的な打ち合せの場をもち、資金援助や活動の活性化への支援を行っている。

平成13年度に完成した学生厚生棟には、空調機器の設置と防音対策を施し、エレベーターの設置、ラウンジの施設も組み込んで、学生が利用しやすい環境整備をした。この棟には、文化系サークル部室が35室、音楽系サークル練習室、食堂、書籍・購買部等の施設がある。これとは別に、体育系サークル部室棟があり、この棟には16室が用意され活動に供されている。

また、平成14年度には、キャンパス中央部の中庭の一部を庭園風に整備し、15年度には中庭の周囲に木を植えベンチを置くなどして学生の憩いの場を提供している。

2つある学生食堂は計約600席設置し、食事ばかりでなくこれも憩いの場として多いに利用されている。ことに平成14年度より、食堂で提供されるメニューの大幅改善、ア・ラ・カルト方式の採用、大学からの補助として割引金券・割引購買券の発行、安くて種類の多い食堂調理弁当の売場設置など目立った改革を行い、学生から評価されている。

学生寮はキャンパスから徒歩5分の地にあり、収容人数は56人、地方出身者（現在は女子のみ）の受け入れのために整えられている。

駐輪場は450台程度、バイク置場は30台程度のスペースを確保している。また、キャンパス内に常緑樹・落葉樹の大木等が多く緑の環境に恵まれているため、その自然環境等の保持・促進に総務部があたっている。隣接の保育園・幼稚園にキャンパスの一部を開放しており、園児が随時散歩に来ており、安全な散策場所としても適しているといえる。

【点検・評価および長所と問題点】

学生厚生委員会を中心に、「学生生活実態調査」や「学生の声」により学生の要望を把握し、適切な学生生活の環境整備ならびに福利厚生改善に努めていることは評価できる。ことに、認定・準認定学生団体のリーダーを対象として平成14年度から実施されたリーダーズキャンプを活用し、環境整備の改善について学生との意見交換の場を持っている。ここから出た要望の中で、活動のための設備の改善や、学生用掲示板の設置などが実現している。「学生の声」に現れた要望で最も多いのは、「学生食堂や教室前の廊下での喫煙をやめさせて欲しい」というものであった。そこで、禁煙の掲示を増やし、教職員が随時指導するなどの体制をとっているが、未だ完全とはなっていない。

また、学事部学生厚生担当が学生の日常の意見を聞く雰囲気づくりをして、学生の声を捉えるように努めているが、その体制が未だ途上にあることは否めない。

自転車およびバイクの置場については十分なスペースを確保している。しかし、自動車通学を禁止しているにもかかわらず、一部の学生による周辺道路への違法駐車が見受けられ、たまにはあるが苦情が寄せられることがある。

平成14年～16年の3ヵ年計画により、「学生のための生活の場」の整備がかなり進んできているといえる。ことに、学生の要望や声を採り入れて計画を練ってきた点は評価できるものと思われる。

学生寮は入寮希望者の減少と建物の老朽化等の事情で縮小化しており、現在は女子寮一棟のみとなっている。今後は学生寮の存続について検討せざるをえない。

一方、更科グラウンドが大学キャンパスから車で30分のところにあるため、体育系サークルの活性化の支援が難しい面がある。この点をどう解決していくか長期的見通しのもとに改善を要するところである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

キャンパス・アメニティ等の整備は今後も学園の中期経営計画に合わせ、キャンパスの総合整備計画のなかで対応していく。ことに体育系サークル部室棟の全面改築が当面の計画事項となっている。更に禁煙場所を広く周知させるとともに、学生の要望を一層汲み上げる体制作りに努めたい。

キャンパス内に、自転車の駐輪場、オートバイ等の駐車場が設けられているが、その充実を図るとともに、自動車通学禁止の周知徹底を進める予定である。

(c) 利用上の配慮

【現状の説明】

現在、本キャンパスには、4名の肢体不自由学生、1名の視覚障害学生、3名の聴覚障害学生が在籍している。

様々な障害を持つ学生に対する諸設備の整備状況としては、通路の段差を無くすステップボード敷設、スロープの設置、エレベーターの設置、階段手すりの取り付け、専用トイレの設置、販売機などの点字案内等があげられる。新設の10号館、11号館、12号館にはこれらの設備は完備している。

また、教務委員会に附置されているノートテイク実行委員会による筆記補助もあり、視覚障害学生に対しての配慮を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業での利用度が高い既存施設等へのスロープ、エレベーターの設置が急がれる。また、障害者のための専用トイレの増設が必要である。ソフト面では障害を持つ学生に対する全般的諸問題を検討する「障害者問題特別委員会」が教授会に設置されており、学生ボランティアの活動を支援する「ノートテイク実行委員会」が具体的なサポートを実施しており、支援の実績を上げている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

キャンパス内のバリアフリー化を一層推進する予定である。利用頻度が高い5号館と7号館にエレベーターの設置を、また7号館前のトイレの改築に伴い身障者用トイレの併設を、15年度中に設置予定である。

(d) 組織・管理体制

大学における施設設備等と同じ。(p.176 参照)。

2) 国際コミュニケーション学部

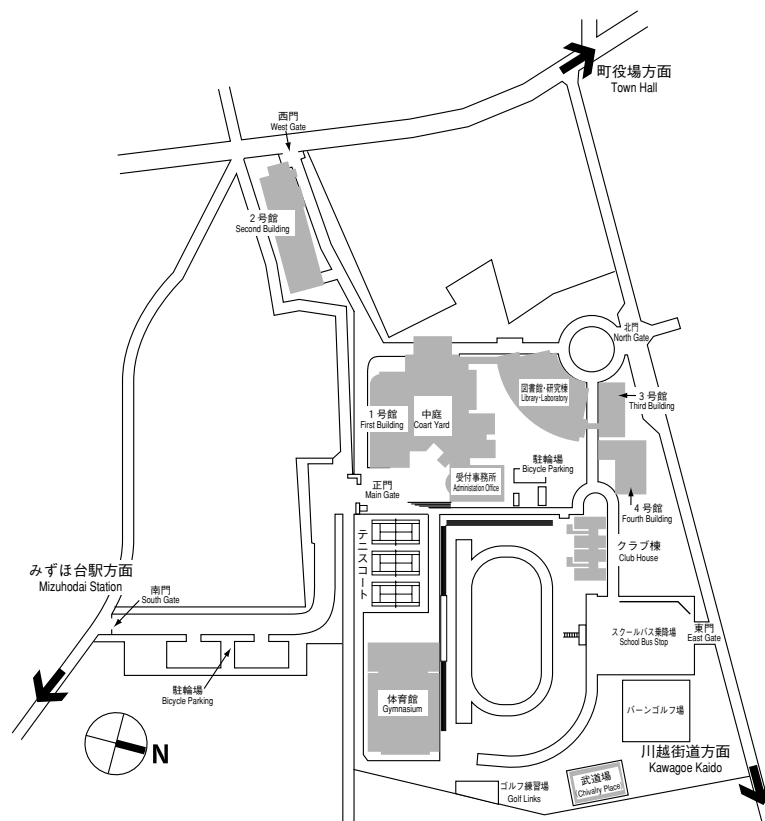
(a) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

本学部の所在地は埼玉県入間郡三芳町藤久保 1150 - 1 であり、交通手段としては池袋駅より東武東上線で 25 分、みずほ台駅下車、スクールバスで約 10 分の地にある。

本学では、みずほ台キャンパスと呼び、54,796.5 m²（内、淑徳短期大学とのグラウンドおよび体育館の共用分 16,770.0 m²）の校地面積と、20,650.5 m²の校舎面積を有している。これらの校地面積と校舎面積の大学設置基準に対する倍率は、それぞれ約 3.7 倍、2.9 倍である（『大学基礎データ』表 36）。みずほ台キャンパスの校舎等の配置図は下図の通りである。

【図 4 淑徳大学みずほ台キャンパス校舎等配置図】



教育施設・設備としての校舎は 4 棟あり、大・中・小教室合わせて 20 教室がある 1 号館、大・中教室合わせて 10 教室がある 2 号館、中・小教室合わせて 6 教室がある 3 号館、中・小教室合わせて 16 教室がある 4 号館で構成されている。1 号館には、教室の他に学生のための自習室と英語チャットルームが合計で 3 室用意されている。52 教室のうち講義室は 32 室、演習室は 20 室であり、規模別では大教室（収容人員 151 人以上）は 4 室、中教室（収容人員 51 人以上 150 人以下）は 28 室、小教室（収容人員 50 人以下）は 20 室となってい

る。なお講義室と演習室の在籍学生1人当たりの面積は、それぞれ1.76㎡、0.54㎡である。体育施設としては体育館、グラウンド・テニスコート（いずれも短期大学と共用）、ゴルフ練習場等がある（『大学基礎データ』表37・40）。なお、実験・実習施設としては、いずれも講義室・演習室として利用を兼ねているが、LL教室1室、情報処理教室5室、およびマルチメディアルーム1室がある（『大学基礎データ』表38）。

研究施設・設備としての教員研究室は、1号館と図書館・研究棟に51室ある。各研究室は22.0㎡以上の面積を有した個室となっており、専任教員全員に一室ずつ用意されている（『大学基礎データ』表35）。また、図書館には、約12万冊の蔵書があり、インターネットを通じての資料検索も可能となっている（『大学基礎データ』表41）。本図書館は地域住民に対し、その利用を開放している。図書館には中国の拓本を収集している「書学文化センター」が併設されている。

学生厚生施設・設備としては1号館に食堂と保健相談室、2号館に食堂、売店とカウンセリングルーム、他にクラブ棟、体育館、武道場、運動場、テニスコート、ゴルフ練習場、スクールバス運行関連設備等がある。

事務管理施設・設備としては1号館には学長室、講師室、事務室、会議室等がある。

情報処理機器・設備としては3号館の5教室と自習室に250台弱のパソコンが設置され、情報教育やインターネットを利用した情報検索等を可能としている。平成12年度開設の大学院教育用パソコン一式の増設と並行して、各研究室および事務部門各部署へのLAN設備を増設したことで、2号館を除いて学内のネットワーク環境が整っている。平成15年4月に使用を開始した4号館のマルチメディア教室は、41台のノート型パソコンとファイルサーバを設置し、画像配信による教育が可能である。また、4号館の全教室に無線LANの発信機を配し、3号館の全教室および1号館の自習室からも無線LANの常時接続を可能とした。みずほ台キャンパスのネットワーク「Mizuho Net」はこれらの教育用とともに研究室、事務室にあるコンピューターを高速通信LANで接続し様々な機能を提供している。

【点検・評価および長所と問題点】

キャンパスは武蔵野の面影を残す緑の多い自然環境に恵まれた地域にあり、既存の雑木林を極力活かし、緑地を巧みに配した快適なキャンパスである。設置基準を十分に満たした広さの校地・校舎を有し、同一校地内に図書館・体育館・運動場等を有し、良好な学生生活を過ごせる教育環境を提供している。

最寄駅からの公的交通機関がないため、スクールバスを運行しており、東武東上線「みずほ台駅」およびJR武蔵野線「東所沢駅」間の学生・教職員の通学・通勤の足を確保している。

教室等は全室空調設備を完備しており、採光性にも優れ、教育課程や学生収容定員等の変更に対しても適切に整備をしている。平成15年3月に完成した4号館は、マルチメディア機能を備えた教室や開放的な雰囲気の中・小教室で構成され、最新の設備機器が備えており稼働率が大変高くなっている。一方、1・2号館等の既存教室の視聴覚機器等について

は定期的な点検・整備に努めているが、耐用年数と相まって消耗度が激しく、平成 14 年度から 3 年間の特別予算を計上して計画的に取替更新を行っている。特に L・L 教室の機器は設置から 15 年以上が経過しているため陳腐化が著しく、教室の稼働率も大変低い。授業形態に合致した設備への転換も含め、この教室のあり方についての検討が迫られている。

研究施設としては全専任教員に個室の研究室が用意されており教員の研究活動・ゼミ指導・オフィスアワー等に充分活用されている。

キャンパス開設から 15 年が経過し、体育館観覧席天井からの雨漏り、更に 2 号館食堂と 1 号館の各教室の空調効果が低下するなどの問題が生じてきている。細かな修繕とともに、大規模な補修が必要とされる時期が近づいていることも感じさせる。

情報処理機器・設備については、学生が社会に出て情報活用ができる知識、技術の修得に必要な環境整備を進めている。3 号館のコンピューター教室は、空き時間を学生に開放してきたが、これまでは授業の稼働率が高く、あまり開放することができなかった。そこで、平成 12 年 4 月に 3 号館 1 階の教室をコンピューター教室に改装したことで、既存の自習室の台数増により学生の自由なパソコン利用の便が進められた。そこには代表的なソフトウェアが揃っており、いつでも自由に使えるようになっている。

Mizuho Net は、IIJ の専用回線で接続されており、学生ならびに教職員は、インターネット利用のためのパスワードの割り当てを受けて、全世界を対象とした e-mail の交換、www によるデータベースのアクセスならびに情報の発信、電子ニュースの送信受信等、多彩なコミュニケーションを実現することが出来るよう構成されている。大学から実社会への情報処理スキルの連続性を考慮しつつ、現時点における先進性を確保し、学生が自由に使えるオープンな教育環境が形成されている。しかし、情報処理機器・設備については、IT 技術の急激な進歩に対して設備更新までの数年間の対応が課題となっている。また、自学自習のできるソフトを Web 上に提供しているため、学内の無線 LAN 環境を早急に整備する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

平成 15 年度以降の具体的な施設面の改善として、平成 16 年 5 月完成予定で学生クラブ棟の建設が進んでいる。3 階建てで 39 室の部室とラウンジとからなる冷暖房、エレベーターを備えた開放的な建物である。

また、現クラブ棟跡地はウッドデッキ等を配置した学生の憩いの広場にする計画であり、スクールバス乗り場を含めた東門付近の再開発と絡め 16 年度中の整備を予定している。

2 号館食堂・学生ホールなどのリニューアル、老朽施設・設備の取替え、学生の憩う場の設備の充実、学生駐車場の設置等様々な計画を検討している。100%の学生の希望・要望をすぐに実現させることは難しいが、少しでもそれに近づけるよう具体案と年次計画を作成し、中期経営計画に反映していきたい。

現在、無線 LAN の発信機を 4 号館に設置してあるが、全てのエリアから接続できる環境の整備と、学生の貸し出しノート型パソコンが不足しているため、機器の補充を急ぐ予定

である。

(b) キャンパス・アメニティ等

【現状の説明】

本学部のキャンパス・アメニティの形成・支援は学生厚生委員会と事務局学事部学生厚生担当が担っている。学生厚生委員会は、学生生活の指導に加え福利厚生の上昇とキャンパス環境整備の提言と実施に取り組んでいる。

本学では全学的に学生の生活実態を把握するために、4年ごとに「学生生活実態調査」を実施してきており、平成13年度に実施した第3回調査の集計結果を踏まえ、事務局で学生から改善要望の強い施設・設備の改修・建築計画を立案した。学部運営協議会において審議され、学園の中期経営計画に反映しながら緊急度の高い案件から逐次執行している。平成14年の食堂の改修、平成16年5月竣工予定の新クラブ棟建設、東門周辺の整備等は、これに該当するものである。

キャンパス周辺の自然環境は良いものの、学生生活に関する面では必ずしも恵まれていないため、それを補うべく、平成9年6月にキャンパス内の自治組織として「淑徳大学みずほ台キャンパス生活協同組合」を設立した。学生および教職員が組合員となり、その代表者による組織が運営を行っているだけに、学生や教職員の意見や要望がストレートに反映する環境ができています。生活協同組合は2箇所の食堂と、家電品、チケットサービス、教科書・書籍・文房具・日用品雑貨等のコンビニ機能を備えた売店経営を行い、学生生活に必要なサービスの提供を行っている。

学生の生活の場として、教育施設・設備のほか、自学自習を推進するためにキャレルデスクとパーソナル無線LANを設置した学生自習室、英会話を楽しむチャットルーム、自由に使用できるパソコン自習室を設置している。

また、学生の課外活動を支援している施設・設備として、クラブ棟、体育館、卓球場、武道場、テニスコート、運動場、ゴルフ練習場等を備えており、学生の必要に応じ教室・演習室、会議室等も開放している。

大学周辺との関わりでは、11輛からの大型車輛を配備するスクールバスの運行は大学近隣や駅前周辺の交通や環境に大きな影響を及ぼすことから、運行経路等をめぐり委託業者、市役所および沿線住民等と協議し、安全で、効率の良い運行を心がけている。周辺道路の交通渋滞の緩和、駅前周辺・沿線住宅などへの騒音、排ガス等に配慮してきており、開設以来、キャンパスの発展と共に数度に渡り経路変更を行ってきた。また、乗車場については「みずほ台駅」より徒歩数分の所に専用の乗車場を設け、駅前の混雑緩和に協力している。

学生の通学の便を配慮して、キャンパス内に駐輪場およびバイク置場を設けている。なお自動車での通学は禁止している。

また、建物に雨水利用設備を設け、手洗い等への中水として有効利用をするとともに、1号館、2号館、図書館・研究棟、体育館の冷暖房には都市ガスを使用するなど、省資源対策

も意識した施設となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

「学生生活実態調査」に基づき、学生の要望や意見を把握し、学生生活の環境整備ならびに福利厚生 of 適切な改善に努めており、高く評価できる。日常的な環境整備については毎年 3 月に実施しているリーダーズキャンプで学生代表との意見交換の場を持ち、問題点や改善点の把握を行っている。この中から学内の美化運動や分煙活動、大学祭でのごみの分別運動等が生まれてきた。

学内では、様々な環境整備活動を行っているが、昨今、放置できないものとして学生のマナー悪化がある。歩行喫煙やスクールバス内の大声での会話、携帯電話の乱用、食堂における食器の放置、図書館等における飲食等が散見されるようになってきている。このような行動に対する指導が今後の課題となっている。

生活協同組合は健全経営をめざし計画に沿った運営をしているが、必ずしも良好な経営内容とはいえない。増収のための幾多の新たな商品を導入、経費節減に努め、人事異動等を実施して改善努力を行った結果、最近では収支状況が上向きつつある。しかし、組合の努力のみでは早期解決にはならず、学部としての有形・無形の更なる支援が必要となっている。

学生の福利厚生で大きなウェイトを占める食堂は、平成 14 年 9 月に完了した 1 号館食堂の全面改修と、サービス改善が利用者の好評を得ている。一方、2 号館の食堂および売店はキャンパスの外れに位置していることに加え、建物内の位置および設備に多少難があり、1 号館食堂の全面改修とは対照的に全体に古臭さが目立っておりリニューアルが必要になっている。

スクールバスは年末年始休業を除き毎日運行しており、運行時間は午前 8 時より午後 9 時 30 分まで、みずほ台駅および東所沢駅からキャンパスの間の学生・教職員の足を確保している。昨今はキャンパス周辺の交通量が増え、運行時間の遅延が発生しつつある。

最近、学生による無許可の自動車通学車両の駐車違反を含む迷惑駐車が多発しており、学内はもとより、近隣の事業者や住民からも苦情が多く寄せられている。一方、学生からは自動車通学を認めてほしい旨の要望も出されている。

省エネ対策で導入した都市ガス使用による冷暖房設備の恩恵は十分に享受してきたが、現在、老朽化により次世代の設備への見直しを迫られている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

キャンパス総合整備計画の一環として、平成 16 年 5 月完成に向けて新クラブ棟の建設に着手した。3 階建て、エレベーターの設置、ラウンジの組み込み、全館空調完備と音楽室などの防音対策を施すなど、学生が快適に利用出来る環境を整えることとし、また、極力、周辺環境に配慮した建物にすることとした。旧クラブ棟の跡地は、「学生の憩いの広場」に用途変更の予定である。

その後の施設・設備の改善については、キャンパス総合整備計画の第二段として、スクールバス乗降場の移設を含めた東門周辺の整備を平成 16 年度中に図る予定である。

平成 15 年 7 月から、学生厚生委員会の生活指導小委員会とボランティアの学生が中心となり学生、教職員の健康を守るため受動喫煙の防止対策運動を始めた。

喫煙問題を始めとして学生のマナー改善については、学生生活の多様化に伴うキャンパスライフの変化を充分把握し、学生の実態を踏まえた指導システムが必要になってきている。学生厚生委員会の生活指導小委員会でこれに対する検討を開始したばかりであるが、マナー改善を学生と教職員が共同して実行できるシステムの構築を早急にまとめる必要がある。

学生の自動車通学については、本学部は郊外型のキャンパスであり、学生の利便性を考慮して認める必要があると判断しているが、安全性、用地の確保、収支の問題、環境への配慮等も検討しながら解決すべき事項である。

地球にやさしいクリーンエネルギー・省エネ対策、環境対策は今後も積極的に導入していく。

(c) 利用上の配慮

【現状の説明】

現在、障害を持つ学生は、肢体不自由学生 1 名と視覚障害学生 3 名が在籍している。

バリアフリーに向けての設備の整備は、通路の段差を無くすステップボード敷設、階段のスロープ化対策、エレベーターの設置、階段手すりの取り付け、身障者用トイレの設置等を実施している。3 号館、図書館・研究棟にはエレベーターと身障者用トイレを設置するとともに、4 号館入り口に車椅子スロープを設けており、連絡用通路でこれらの建物を結ぶことで入退館・建物内の移動を容易にしている。

視覚障害者に対しては 3 号館に視覚障害者専用の部屋を確保し、インターネットに接続したパソコンや点字プリンターなどの設備を整え、一般学生と同等の情報環境を提供している。

【点検・評価および長所と問題点】

様々な障害を抱えた学生が在籍するようになってきているが、新たに学部開設に伴って建設された建物は、バリアフリーを配慮した設備が施され機能している。

一方、平成 8 年の開学以前に建築された建物（1 号館、2 号館）はデザイン的に優れており一時脚光を浴びたこともあり、キャンパスの雰囲気を構成する中心的な建物であるが、維持管理に手間隙がかかることに加え、使い勝手に劣り、教室の配置が複雑で健常者であっても、必ずしも利用しやすいとは言いがたく、バリアフリー化は遅れている。

ソフト面では障害を抱えた学生をサポートする組織として既に学習支援センターが強力にバックアップを行っている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

1 号館および 2 号館を含めた全施設において健常者も含めた利用しやすいバリアフリーの環境整備に早急に努める必要がある。しかし多大な費用が必要となるので、バリアフリー

化の具体的な計画案の作成、それを学園の中期経営計画に反映させ、キャンパスを総合的に整備していくという手順を踏む必要がある。

(d) 組織・管理体制

既述の大学における施設設備等と同じ (p.176 参照)。

(3) 大学院における施設・設備等

1) 社会学研究科

(a) 施設・設備

【現状の説明】

社会学研究科には、独立した3階建ての大学院棟があり、うち2・3階分を大学院専用として使用している。演習室5室、院生共同研究室5室、ミーティングルーム1室、研究科長室を設置している。また、他の建物に院生共同研究室2室を設けている(『大学基礎データ』表37)。いずれの共同研究室にもパソコン、コピー機、個人用キャレルデスクが設置されている。全ての部屋は午前8時から午後9時まで開室している。

院生用実験・実習室としては心理臨床センター棟に1教室を設けている(『大学基礎データ』表39)。

【点検・評価および長所と問題点】

院生共同研究室については、専攻の博士前期ならびに後期課程ごとに部屋が個別に設けられており、また、キャレルデスクについては個々人用に近い形で配置されており院生が研究活動および研究ミーティングに充分活用できるように配慮している。

上記のように、専用の大学院棟をもち、また、共同研究室等の施設はかなりの充実度を示している。もちろんキャレルデスクを大学院生個々人に配置するのが好ましいが、院生の全員が一度に使用することはないので現状維持で良好ととらえている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

当面の問題として、院生専用のパソコンの増設を企図しなければならない。この点については設置場所の確保がネックとなっており、今後の検討課題である。

(b) 維持・管理体制

【現状の説明】

施設・設備を維持・管理するための学内的な管理責任体制は大学と同じである。

【点検・評価および長所と問題点】

大学・学部と共通して管理・責任体制は整備されており、大学院固有の長所や問題はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

既述の大学・学部と同じであり、ともに改善・改革を進める予定である。

2) 国際経営・文化研究科

(a) 施設・設備

【現状の説明】

大学院専用部分は1号館3階建ての2階の一部363.15 m²であり、講義室・演習室4室、院生共同研究室1室、大学院ホール(150.26 m²)を設置している(『大学基礎データ』表37)。このうち講義室2室には、TVとビデオ各1台および学内LANに接続したパソコン各2台が配備されている。院生共同研究室には、個人用キャレルデスクが36台(学内LANに接続したパソコン16台)とプリンター1台、コピー機1台および参考資料を中心とした大学院専用資料(6連書架6本)があり、院生自習室機能を持つと共に、ミーティング机1つと椅子8脚を配し、情報交換の場ともなっている。大学院ホールには小テーブル3つとソファ14席、冷蔵庫・電子レンジ・電気ポット・水道・シンクを設置したダイニング風テーブルと椅子9脚があり、院生同士や教員との談話・交流の場となっている。また、個人用ロッカーを54台と個人用メールボックスを設置し、便宜を図っている。大学院ホールと院生共同研究室は、平日と土曜日ともに夜9時まで利用でき、休日などの利用については要望があれば届出により利用できるように使用上の配慮をしている。

【点検・評価および長所と問題点】

講義室・院生共同研究室・大学院ホールが同一フロアに集中しているため利便性が高く、院生同士や教員との交流も活発に行われている。院生数45名に対し、講義室の数および院生共同研究室の席数、パソコンの数など施設・設備の整備状況は概ね良好であるといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設・設備の整備において、喫緊に改善・改革すべき点はないが、院生の要望を聞きながら、着実に整備を進めていく予定である。

(b) 維持・管理体制

【現状の説明】

大学院専用の施設・設備は学部と共用する棟の一部であり、維持・管理体制は学部と全く同様なので、詳細は省略する。ただし、「大学院事務室」は学生・教員から寄せられる要望や意見の窓口となり、担当部署に橋渡しすることもあるために、維持・管理に日頃から注意を払っている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院にとっては、特に問題は無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院にとっては、現状を見守っているところである

(4) 大学院の情報インフラ

1) 社会学研究科

【現状の説明】

学術資料の記録・保管は主として千葉図書館で行い、効率的運用をするために業務全般を機械化している。従って、学術資料の検索は、図書館内の蔵書検索専用端末および LAN 端末などインターネット上から検索できる。

博士論文は、その閲覧、複写等に関して著作権者である執筆者に予め許諾を得た上、図書館で利用に供している。

千葉図書館は国立情報学研究所の NACSIS Webcat に加盟しており、これを經由して国内の他大学図書館と、相互に貸借および文献複写サービスを実施している。国外の図書館とは、本学が導入契約している British Library の利用が可能である。更に BLDSC (British Library Document Supply Centre) から直接ドキュメントデリバリーを受けることもできる。

淑徳大学附属図書館は佛教図書館協会に加盟しており、その東地区加盟 7 大学の図書館間で、相互利用を実施し、また千葉図書館は、社会福祉系大学図書館会議、千葉県大学図書館協議会、千葉市図書館情報ネットワーク協議会にそれぞれ加盟している。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院共同研究室に配置した資料は、いずれも大学院生にとって必要度の高い資料であり、非常によく使われている。

国内の他大学との相互利用は、支障なく速やかに行われ、大学院生の資料要求に寄与している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生共同研究室の書架は満杯状態であり、書架スペースの確保は喫緊の課題である。現在は多くないが、今後、国外の大学との相互利用が増えた場合の対策を講じる必要がある。

2) 国際経営・文化研究科

【現状の説明】

学術資料の記録・保管は主としてみずほ台図書館で行い、効率的運用を図るために業務全般を機械化している。従って、学術資料の検索は、図書館内の蔵書検索専用端末およびインターネット上から検索できる。また、大学院生が頻繁に使用することが想定される事典・辞書類は、院生共同研究室に配置している。更に、大学院の授業を進める上で参考となる学術書も複数冊揃え、同じく院生共同研究室に配置している。

修士論文は、その閲覧、複写、貸出等に関して著作権者である執筆者に予め許諾を得た上、図書館で利用に供している。

学術情報・資料の相互利用については、みずほ台図書館は国立情報学研究所 NACSIS-ILL に加盟しており、これを經由して国内の他大学図書館と、相互に貸借および文献複写サービスを実施している。国外の図書館とは、本学が導入契約している「Knowledge worker」を利用することにより、British Library の利用が可能である。更に BLDSC (British Library Document Supply Centre) から直接ドキュメントデリバリーを受けることもできる。

淑徳大学附属図書館は佛教図書館協会に加盟しており、その東地区加盟 7 大学の図書館間で、相互利用を実施している。また、みずほ台図書館は埼玉県大学短期大学図書館協議会 (SALA) に加盟しており、加盟 45 の大学・短期大学図書館間で相互利用を実施している。SALA では、コンソーシアムを立ち上げるべく検討を始めたが、これには電子ジャーナルや各種データベースの共同契約事業も含まれる予定である。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院共同研究室に配置した資料は、いずれも大学院生にとって必要度の高い資料であり、非常に良く使われている。また、みずほ台図書館の所蔵情報は、大学院生の自宅のパソコン、あるいは携帯電話からでも検索が可能のため、利便性に優れている。

国内の他大学との相互利用は、支障なく速やかに行われ、大学院生の資料要求に寄与している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生共同研究室の書架は満杯状態であり、書架スペースの確保は喫緊の課題である。また、現在は多くないが、今後、国外の大学との相互利用が増えた場合の対策を講じる必要がある。

9 図書館及び図書等の資料、学術情報

(1) 図書、図書館の整備

1) 附属図書館 (全体)

【現状の説明】

本学附属図書館 (全体) (以下「全館」という。) の図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備と、その量的整備の適切性の現状について把握する場合、これらの基礎をなすものは、実質的には、主として社会学部および大学院社会学研究科の置かれている千葉キャンパス (千葉県千葉市) の千葉図書館のそれと、国際コミュニケーション学部および大学院国際経営・文化研究科の置かれているみずほ台キャンパス (埼玉県入間郡三芳町) の、みずほ台図書館のそれとを合算したものとなる。

しかし、両キャンパスは直線距離にして約 70 km と、地理的に相当離れた位置にあり、この物理的な距離を超えて利用が可能な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を除き、単純な合算は相互補完性において必ずしも意味を持つとはいえない。とはいえ、全館としての現状を把握することは、目標をもつことや、他大学との比較などの側面においてもそれなりの意義を有するであろうし、また、図書館諸機能の分担、重点的な施設整備などを検討する際の重要なデータとなると考えられる。

全館が所蔵する図書資料のうち、第一に、図書の冊数は 314,794 冊で、そのうち 308,393 冊 (98.0%) を開架図書としている。図書の内訳は、内国書が 244,194 冊 (77.6%)、外国書が 70,600 冊 (22.4%) であり、いずれも、図書のほか、年鑑・白書、製本雑誌を含んでいる。また、各学部等の専攻に関わるいわゆる専門図書は 178,592 冊 (56.7%) で、教養等に関わるいわゆる一般書は 136,202 冊 (43.3%) である。第二に、定期刊行物の所蔵種類数は 3,664 種類、その内訳は、内国書 2,925 種類 (79.8%)、外国書 739 種類 (20.2%) で、いずれも雑誌のほか、紀要を含んでいる。第三に、視聴覚資料の所蔵点数は 15,092 点であり、複本はこの点数に算入していない。第四に、電子ジャーナルの所蔵種類数は 139 種類で、これは全て外国書である (『大学基礎データ』表 41)。次いで、過去 3 年間における図書の受入状況は、平成 12 年度 14,879 冊、同 13 年度 12,531 冊、同 14 年度 13,984 冊となっている (『大学基礎データ』表 42)。

次に、全館の施設・設備の概況および学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性に関する現状の概況は、次の通りである。

図書館施設数 5 箇所、図書館施設総面積 4,842 m²、収容可能冊数 374,000 冊、OPAC 用コンピューター 16 台、Web 検索用コンピューター 22 台、館内貸出用ノートパソコン 18 台、CD/DVD-ROM・ビデオ用 (TV 視聴可能) パソコン 5 台である。学生閲覧室の座席数は 604 席で、学生収容定員に対する座席数の割合は 13.1% となっている。図書館ネットワークの整備等については、千葉、みずほ台の両図書館とも、館内に敷設された図書館 LAN を通じて OPAC (Online Public Access Catalog) にアクセスできることはもちろん、両キャ

ンパスとも、キャンパス内に設置された学内 LAN を経由して Web 上に開設した附属図書館 HP（ホームページ）を通じ、自館および相手館の OPAC を含め、多くの電子ジャーナル等にアクセスできるほか、インターネットを通じた国立情報学研究所の NACSIS Webcat を始め、数多くの無料および有料の外部データベースが利用できるようになっている。

図書は原則として全開架方式であり、館内での自由閲覧を可能にしている。また、館外貸出サービスにおける開館時間と資料貸出の諸条件は、利用者の利便性を配慮したものになっている（後述）。参考業務、図書館間相互協力も、件数は必ずしも大きくはないが、着実に実績を重ねている。図書館の公開についても、学外者の図書館の利用に関し、中学生以上の者であって生徒証、学生証、運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した身分証明書を持参した者には、授業期間中の学部学生に準ずる利用を認めている。利用指導に関しては、毎学年前半において、1年生に対する入門的図書館利用法の指導、および2年生以上の学生を対象に、電子化された文献の検索法を中心とする指導を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

全館にかかる今回の点検・評価にあたっては、文部科学省が毎年実施する「大学図書館実態調査」における平成13年度調査（以下「平成13年度調査」という。）での、私立大学における同等ランク（C区分：2～4学部）の小規模大学全体（以下「小規模私大」という。）の平均的なデータ（以下「平均」という。）と、全館のそれとの比較によって、自館のいわば位置価を確認するとともに、それによって長所と問題点を把握することとした。その結果は以下の通りである。

最初に、図書、雑誌、資料等の整備状況については、全館の蔵書冊数 291,270（平成14年度 314,794 冊。以下カッコ内の数字は平成14年度のもの。）冊は、小規模私大平均の11割強に当たる水準にあり、平均を上回るという目標は達成しているが、学生1人当たりの蔵書冊数では平均には届いていない。全館の定期刊行物種類数 3,549（3,664）種類は、小規模私大平均の12割強に当たる水準にあり、平均を上回るという目標は達成しているが、学生1人当たりの種類数ではそれには達しない。定期刊行物のうち内国書の種類数は小規模私大平均の13割強に当たる水準にあるが、学生1人当たりの種類数では平均にはまだ達していない。外国書の種類数は、小規模私大平均の10割弱に当たる水準にあるが、学生1人当たりの種類数ではそれにはまだ達しない。視聴覚資料全所蔵数 13,471（15,092）点は、小規模私大平均の26割弱に当たる水準にあり、平均を上回るという目標はもちろん、学生1人当たりでも平均を上回るという高い目標をも達成している。図書の受入数 14,879（13,984）冊は、小規模私大平均の15割弱に当たる水準にあり、平均を上回るという目標はもちろん、学生1人当たりでも平均を上回るという高い目標をも達成している。

次に、施設等の整備状況については、全館の図書館施設総面積数 4,842 m²は、小規模私大平均を上回る規模にあるが、学生1人当たりの図書館施設総面積数ではその平均には達していない。そのうち閲覧スペース面積数 2,536 m²は、小規模私大平均の17割強に当たる高水準にあるが、学生1人当たりの閲覧スペース面積数では平均を若干上回るにとどまっ

ている。収容可能冊数 294,847 (374,000) 冊は、規模私大平均の 10 割弱に当たる水準にあり、平均を上回るという目標に及ばず、とりわけ、学生 1 人当たりの面積数では小規模私大平均にはかなり及ばない。このように図書館施設の規模、機器・備品の整備状況については、小規模私大平均を上回るという目標を上回る部分はあるものの、全体的にはこの目標に及ばず、とりわけ、学生 1 人当たりでは現在でも小規模私大平均に及んでいない。

最後に、閲覧座席数や利用上の配慮等については、第一に、全館の総閲覧座席数 586 (604) 席は、小規模私大平均の 14 割強に当たる水準にあり、平均を上回る規模にある。しかし、学生 1 人当たりの総閲覧座席数では小規模私大平均には達していない。第二に、開館時間については、全体的な比較のデータがないが、千葉図書館とみずほ台図書館との間に若干の差異はあるものの、授業期間中の開館については、授業との関連における必要をほぼ満たしていると考えられる。また、開館状況においては、年間開館日数 270 日、時間外開館総時間数 822 時間、土曜開館日数 39.5 日、土曜開館時間数 331 時間であり、おおよそ、小規模私大平均を上回るだけでなく、国公私大平均をも上回る状況にある。第三に、図書館ネットワークの整備等については、利用者用端末導入台数 16 台は、小規模私大平均の 9 割弱にとどまる水準にあり、平均には達しない状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

蔵書冊数にあっては、蔵書冊数全体およびそのうちの内国書の所蔵冊数について、今後 3 年を目途に、学生 1 人当たりの冊数で小規模私大平均を上回ることを目標として整備を進め、私大平均を上回ることを次の目標としたい。定期刊行物種類数にあっては、学生 1 人当たりの種類数で小規模私大平均を上回るという目標を達成し、そのうえで、私大平均を上回ることを次の目標とする。視聴覚資料全所蔵数にあっては、現在の水準を維持しつつ、適宜整備を進める。定期刊行物の外国書の受入数については、学生 1 人当たりの受入数で小規模私大平均を上回ることを目標とする。なお、定期刊行物の受け入れについては、特に外国書の購読料の高騰に対応して、購入費予算の大幅な増額を図る必要がある。

次に、全館としては、学生 1 人当たりの図書館施設総面積で、小規模私大の平均を上回ることを目標とする。

最後に、学生閲覧室の座席数について、学生 1 人当たりの総閲覧座席で小規模私大平均を上回ることを目標として整備する。とりわけ、千葉図書館においては、そのための努力が求められている。図書館ネットワークの整備等については、利用者用端末導入台数によってみると、いずれも小規模私大の平均には達しない状況にあるので、これの導入増を図る必要がある。図書館利用指導は、教員との連携のもとにクラスまたはゼミ単位を基本に行ってきたが、それとともに今後は図書館主催による学生個人を対象とする利用指導も実現する必要がある。現在は 2 種類である利用指導のプログラムも、目的別・対象別にできるだけ多種類準備する。その際、レファレンス・サービスの存在と重要さを認識させることを、より重点的に指導する方針である。

2) 千葉図書館

【現状の説明】

千葉図書館（以下「千葉館」という。）が所蔵する図書資料のうち、図書の冊数は195,123冊で、そのうち99.6%を開架図書としている。図書の内訳は、内国書が153,552冊(78.7%)、外国書が41,571冊(21.3%)である。各学科等の専攻に関わるいわゆる専門図書は95,501冊(48.4%)で、教養等に関わるいわゆる一般書は100,622冊(51.6%)である。定期刊行物の種類数は3,309種類、その内訳は、内国書2,753種類(83.2%)、外国書556種類(16.8%)である。視聴覚資料の点数は11,656点であり、電子ジャーナルの種類数は88種類で、これは全て外国書である（『大学基礎データ』表41）。次いで、過去3年間における図書の受入状況は、平成12年度9,187冊、同13年度6,564冊、同14年度7,492冊となっている（『大学基礎データ』表42）。ちなみに、過去3年間における視聴覚資料の受入状況は、平成12年度995点、同13年度677点、同14年度293点である。

施設・設備の概況は、図書館施設数4箇所（4号館（本館）、1号館4階（分室）、5号館地下室、2号館（記念館）地下）、図書館施設総面積2,029㎡（本館1,448㎡、分室512㎡、5号館地下50㎡、記念館地下19㎡）となっており、収容可能冊数は240,000冊（本館172,500冊、分室47,000冊、5号館地下13,400冊、記念館地下7,100冊）である。本館には、身障者用トイレ（1箇所）と身障者用階段昇降機（1基）が設置されている。

学生閲覧室の座席数は294席で、学生収容定員に対する座席数の割合は11.0%となっている（『大学基礎データ』表43）。開館時間は、授業期間中の月曜日から金曜日は午前9時から午後8時40分まで、同じく土曜日にあつては午前9時から午後4時30分までである。なお、授業期間外の開館時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後4時30分まで、その期間のうち夏・冬期休暇中の土曜日は午前9時から午後0時30分まで、それ以外の土曜日は閉館となっている。

図書館ネットワークの整備等については、館内に敷設された図書館LANを通じてOPACにアクセスできることはもちろん、キャンパス内に設置された学内LANを経由してWeb上に開設した千葉図書館ホームページを通じ、自館および相手館のOPACを含め多くの電子ジャーナル等にアクセスできるほか、インターネットを通じて、国立情報学研究所のNACSIS Webcatを始め数多くの無料および有料の外部データベースを利用できるようになっている。またこのほか、館内に設置したCD-ROMサーバから、Sociological Abstracts, PsycINFO等のCD-ROMデータベースを、学内LANを経由して学内PCに提供しており、更に館内設置の5台のパソコンは、スタンドアロンでCD/DVD・ROM、ビデオ用（TV視聴可能）に提供しているほか、学内LAN接続可能な貸出用ノートパソコン18台を備えている。

図書は原則として全開架方式であり、館内での自由閲覧を可能にしている。また、館外貸出サービスにおける開館時間と資料貸出の諸条件は、利用者の利便性を配慮したものになっている。図書館の公開については、前述した通りである。

平成14年度の開館日数は261日、入館者総数は139,522名であった。図書館の資料閲覧および貸出は、開館時間内は何時でも可能である。レファレンス・サービスは、カウンターを当番で担当している職員1名が、貸出・返却等の作業の傍らサービスを行っている。

資料の貸出点数は専任教員30点、専任職員・非常勤教員10点であり、学生は、授業期間中が、学部学生の1～3年次生3点、4年次生5点、大学院生7点、授業期間外が、学部学生の1～3年次生5点、4年次生7点、大学院生10点である。

資料の貸出期間は、専任教員180日、専任職員・非常勤教員30日であり、学生は、授業期間中が、学部学生の1～3年次生14日、4年次生28日、大学院生28日となっている。授業期間外では学部学生、大学院生とも休暇終了後2週間以内までである。図書の利用状況は、学生（聴講生を含む）の総貸出冊数は学部学生が16,016冊、大学院生が1,230冊であり、学生1人平均貸出冊数は学部学生が5.2冊、大学院生が16.0冊である。貸出しが一番多い分野は社会科学分野の10,224冊（59.3%）で、次に消耗品図書の2,135冊（12.4%）である。レファレンス受付件数は1,887件である。

図書館利用案内は、図書館ガイドや学生便覧を発行するとともに、利用指導に関しては、毎学年前半において、1年生に対する入門的図書館利用法の指導を「学問の基礎」ゼミ単位で、また、2年生以上の学生を対象に、電子化された文献の検索法を中心とする指導を専門演習のゼミ単位で、それぞれ90分間のプログラムで実施している。いずれもビデオ等を利用し、また実習を重視したプログラムとなっている。

学生からの直接の希望による図書の購入についても配慮しており、平成14年度にあつては208冊を数えるに至った。また、車椅子のままアプローチし得るカウンターやトイレを整備するなど、障害をもつ学生への適切なサービスを旨として、整備・運営に当たっている。

【点検・評価および長所と問題点】

千葉館にかかる今回の点検・評価に当たっても、平成13年度調査における私立大学における同等ランク（D区分：単科大学）の単科大学全体（以下「単科私大」という。）の、平均と千葉館のそれとの比較によって、自館のいわば位置価を確認するとともに、それによって長所と問題点を把握することとした（みずほ台図書館についても同様）。

千葉館の蔵書冊数184,058（195,123）冊は、単科私大平均の12割に当たる水準にあり、その平均を上回るという目標を達成している。しかし、学生1人当たりの蔵書冊数ではその平均には達していない。定期刊行物種類数3,194（3,309）種類は、単科私大平均の25割強に当たる極めて高い水準にあり、単科私大平均を上回るという目標だけでなく学生1人当たりの種類でもそれを上回っている。定期刊行物種類数の内訳として、内国書および外国書の種類数を見ると、ともに単科私大平均を上回るという目標を達成している。視聴覚資料全所蔵数10,765（11,656）点は、単科私大平均の22割強に当たる極めて高い水準にあり、単科私大平均を上回るという目標だけでなく、学生1人当たりの所蔵数でもそれを達成している。電子ジャーナルの種類数88（88）種類については、今回は比較のデータを持

たないが、オンラインジャーナル購読の希望も多い。

図書の受入数 9,187 (7,492) 冊は、単科私大平均の 18 割強に当たる高い水準にあり、単科私大平均を上回るという目標は充分達成している。定期刊行物の受入数 3,135 (3,135) 種類は、単科私大平均の 45 割弱に当たる極めて充実した水準にあり、本学社会学部および大学院社会学研究科における研究・教育のうえで、定期刊行物がいかに重要視されているかを、如実に示すものである。

教育研究における分野との関連での、分野別蔵書構成をみると、千葉キャンパスにおける専門分野である、心理学、社会学、社会福祉等を含む社会科学、教育および医学、薬学の蔵書が全蔵書の 7 割弱を占めている。

収書方針としては、学部学科課程および大学院研究科専攻の目的に適合する専門図書資料を中心に、教員の希望による学生指導図書、選書委員会選書図書、大部図書および参考図書等、学部学生・大学院生による学生希望図書、図書館職員による蔵書調整図書および参考図書等に図書購入費の費目を分けて、バランスを保ちつつ収書することとしている。

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性については、閲覧スペース面積数、管理スペース面積数および書架収容力においては、単科私大平均を上回るという目標を達成しているものの、全体的にはこの目標に及ばず、とりわけ、学生 1 人当たりでは単科私大平均には遠く及ばない。とはいえ、千葉館は逐次必要な拡充を進めてきており、平成 13 年度から同 14 年度にかけて、図書館隣接施設を大幅に転用・改修し、電動集密書架を備えた開架式の新閲覧室として拡張整備を図った。

学生閲覧室の座席数 294 席は、単科私大平均の 14 割弱に当たる水準にあり、単科私大平均を上回るという目標は達成しているが、学生 1 人当たりの閲覧座席数では単科私大平均には達していない。授業期間中の開館については、授業との関連における必要をほぼ満たしている。平均年間開館日数や時間外開館総時間数等は単科私大平均を上回り、満足すべき状態にある。図書館ネットワークの整備等については、利用者用端末導入台数 16 台は、小規模私大の平均の 9 割弱にとどまる水準にあり、小規模私大平均には達しない状況にある。参考業務（レファレンス・サービス）については、平成 13 年度調査における実施件数 1,078 件は、単科私大平均にほぼ並ぶ状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

蔵書冊数にあっては、蔵書冊数全体ならびにそのうちの内国書および外国書の所蔵冊数について、学生 1 人当たりの蔵書冊数を増やし、それで単科私大平均を上回ることを目標として整備を進める。点字図書の所蔵冊数にあっては、今後、視覚障害者の受け入れに応じて、随時、必要な整備を行う。定期刊行物種類数にあっては、定期刊行物種類数全体および内国書の種類数について、現状の水準を維持しつつ、外国書の種類数について、学生 1 人当たりの種類数を増やし、それで単科私大平均を上回ることを目標に整備を進める。視聴覚資料全所蔵数にあっては、現在の水準を維持しつつ、適宜整備を進める。電子ジャーナルの種類数については、オンラインジャーナル購読の希望も多く、予算を含めた整備に

必要な対応をとる予定である。

図書の受入数は、学生 1 人当たりの受入数で単科私大平均を上回ることを目標に整備を進める。

現在 4 箇所にも分かれている図書館のスペースを、できる限り 1 箇所に統・併合し、建設後少なくとも 10 年以上にわたって使用しうる書庫スペースを確保するために、また学生閲覧室の座席数の増設や事務用端末導入台数および利用者用端末の増設のためには、新図書館棟の建設も視野に入れた検討を、開始しなければならないであろう。

図書館利用指導は、現在は 2 種類である利用指導のプログラムを、目的別・対象別にできるだけ多種類準備する。その際、レファレンス・サービスの存在と重要さを認識させることを、より重点的に指導する予定である。

3) みずほ台図書館

【現状の説明】

みずほ台図書館（以下「みずほ館」という。）の蔵書は、図書が 119,671 冊で、このうち内国書が 90,642 冊（75.7%）、外国書が 29,029 冊（24.3%）である。学生 1 人当たりの蔵書冊数は 52.1 冊になる。学術雑誌の所蔵種数は 355 種で、日本語 172 種、外国語 183 種である。視聴覚資料は 3,436 点所蔵している（『大学基礎データ』表 41）。

平成 14 年度の図書資料受入状況は、図書が 6,492 冊で、このうち内国書が 6,099 冊（93.9%）、外国書が 393 冊（6.1%）である。またこれらのうち、一般教育に関わる図書が 2,534 冊（39.0%）、専門教育に関わる図書は 3,958 冊（61.0%）である。学生 1 人当たりの受入図書冊数は 2.6 冊になる。継続受け入れをしている学術雑誌は 246 種で、その内訳は日本語 129 種、外国語 117 種である。視聴覚資料は 194 点受け入れた。蔵書のうち、一般教育に関わる図書は 35,580 冊（29.7%）、専門教育に関わる図書は 84,091 冊（70.3%）である。

図書の収集は、図書館運営委員会によって決定された収書方針に基づいて行われている。平成 14 年度は、平成 15 年度に開設された新学科に対応した和書を中心に収集した。

みずほ館は、地下 1 階、地上 5 階建の研究室との複合施設の一部（地下 1 階の一部 145.7 m²、地上 1 階 1,389.3 m²、2 階 1,009.9 m²、3 階の一部 268.3 m²）を使用している。総面積は 2,813.3 m²で、うち閲覧室が 5 室 688.3 m²、貴重書庫室 110 m²、事務室・図書整理室 79.3 m²となっており、書架収容能力は 134,000 千冊である。書庫は、貴重書庫室を除いて全て開架である。また、地上 1 階部分のおよそ 4 分の 1 をレファレンスルームにしている。

平成 14 年度調査において、総面積 2,813 m²は単科私大平均 2,058 m²の 14 割弱の、サービススペース面積 1,854 m²は単科私大平均 1,080 m²の 17 割強の、閲覧スペース面積 1,706 m²は単科私大平均 807 m²の 21 割強の、視聴覚スペース 120 m²は単科私大平均 71 m²の 17 割弱の、情報端末スペース 15 m²は単科私大平均 42 m²の 4 割弱の、その他面積 13 m²は単科私大平均 160 m²の 1 割弱の、書庫面積 110 m²は単科私大平均 486 m²の 2 割強の、事務スベ

一ス面積 100 m²は単科私大平均 139 m²の 7 割強の、書架収容力の基礎となる棚板延長 4,814 mは単科私大平均 5,543mの 9 割弱の、収容可能冊数 133,722 冊は単科私大平均 153,978 冊の 9 割弱の、それぞれ水準にある。

視聴覚閲覧室には、ビデオテープ視聴用 10 セット、ビデオテープ・カセットテープ視聴用 2 セット、ビデオテープ・DVD 視聴用 4 セット、DVD 視聴用 4 セット、ビデオテープ・DVD・CD 視聴用 8 セットを設置している。また、1 階に CD-ROM 検索性パソコン 4 台を設置している。

みずほ館の総合的な運営を図るために、図書館情報システムを構築し運用している。みずほ台館の蔵書検索用に、1 階 4 台、2 階 3 台、3 階 1 台の専用端末があり、インターネット検索用としては 1 階 10 台、2 階 3 台、3 階 1 台のパソコンを設置している。

入館者数の把握と図書館資料の紛失防止のため、入退館システムを導入している。

みずほ館の閲覧座席数は 310 席であり、これに蔵書検索専用端末やインターネット検索用パソコンデスクの座席およびブラウジングコーナーのソファを加えれば、376 席となる。

平成 14 年度の開館日数は 269 日、入館者総数は 108,397 名である。開館時間は、開講期間中は月曜日～土曜日 9:00～21:00 となっている。それ以外の期間は月曜日～金曜日 9:00～16:30、土曜日 9:00～12:30 となっている。図書館の資料閲覧および貸出は、開館時間内は何時でも可能である。レファレンス・サービスは職員 1 名が専用コーナーに居り、月曜日～金曜日 9:00～16:30、土曜日 9:00～12:30 の時間帯でサービスを行っている。

資料の貸出点数は教員 30 点、職員 20 点であり、学生は開講期間中が学部学生 5 点・大学院生 10 点、長期休暇中が学部学生 20 点・大学院生 30 点である。資料の貸出期間は、教員が図書 90 日、雑誌のバックナンバー 7 日、職員が図書 30 日、雑誌のバックナンバー 7 日、開講期間中は学部学生が図書 14 日・大学院生が 28 日、雑誌のバックナンバー 7 日、長期休暇中が図書・雑誌のバックナンバーとも長期休暇が終了するまでである。

図書の利用状況は、学生（聴講生を除く）の総貸出冊数は学部学生が 8,790 冊、大学院生が 1,822 冊であり、学生 1 人平均貸出冊数は学部学生が 3.75 冊、大学院生が 36.44 冊である。学部学生と大学院生の総貸出冊数は 10,612 冊であり、1 人平均貸出冊数は 4.43 冊である。貸出が一番多い分野は社会科学分野の 3,714 冊（35%）で、次いで文学 2,412 冊（22.7%）である。レファレンス受付件数は、122 件である。

図書館利用案内では、図書館ガイドや学生便覧を発行するとともに、新入生に対して、「基礎演習Ⅰ」のクラスごとに 90 分間の利用指導の「ステップⅠ」（図書館紹介・検索法基礎実習）を実施している。実施率は 100%である。また、「基礎演習Ⅱ」のゼミ単位で行う「ステップⅡ」（研究テーマに沿った文献探索法指導）に参加した学生はごく少なかった。いずれもビデオ等を利用し、また実習を重視したプログラムとなっている。

障害をもつ学生へのサービスとして、図書館内に“vision scanner”を設置し、弱視の障害を持つ学生の資料利用に供している。

なお、学生からの図書購入希望は最大限取り入れるのみならず、学生の要望に迅速な対

応を図っており、希望提出からおおよそ 1 週間で学生の手許に届けられるようになってい
る。また、この対応により、学生からの購入希望も大幅に増えた。

【点検・評価および長所と問題点】

みずほ館が目標としている小規模私大の平均蔵書冊数は 114,515 冊であるが、みずほ館
の蔵書冊数は 113,179 (119,671) 冊であり、大差はないように見える。しかし、これを学
生 1 人当たりの冊数で見ると、小規模私大の平均冊数が 70.2 冊であるのに比べ、みずほ館
の冊数は 45.3 冊で、小規模私大の平均を大きく下回る。これを同レベルまで引き上げるこ
とが課題である。また、学術雑誌の所蔵種数は、同じく小規模私大の平均が 1,269 種であ
るところ、みずほ館は 355 (355) 種であり、極めて低い水準にとどまっている。

教育課程との関連では、教職課程の学生のため、中学・高校の教科書、指導書を揃え、
教材研究・教育実習の資料としてよく使われている。更に本学の特徴である留学やインタ
ーンシップに関する資料、英語力向上の為の英語副読本の整備等は、常に担当教員と協議
しながら行っており、非常に多くの貸出が見られる。また、学生がキャリアを考える上で
役にたつ、就職・資格に関する資料を、「キャリアセンター」との連携のもとに収集し、こ
れも学生に好評である。なお平成 14 年度は、平成 15 年度からのカリキュラム改訂に対応
する、学生向けの内国書を整備した。

大学院および新学科の開設があつて学生が増えたとはいえ、みずほ館全体の規模や面積
はおおよそ適正であるといえる。しかし、一方では、視聴覚資料も含めた現在の資料所蔵
数が 123,500 冊で、これに資産登録をしていない消耗品図書約 5,000 冊を含めると 130,000
冊となり、平成 16 年度中には書架収容能力 (134,000 冊) を超えることとなる。書架スペ
ースの確保は喫緊の課題である。また大型本専用書架がなく通常の本架で代用しているの
で、棚が不安定であり、利用者にとって危険である。所蔵検索端末やインターネット検索
用のパソコンは、段階的に台数を充実してきており、現在では充足していると言える。そ
の他、学生のグループ閲覧室やガイダンススペース (利用者ガイダンス時の説明とプロジ
ェクターの投影が可能な小スペース) が不足している。また、閲覧席で持ち込みのパソコン
を使えるよう、情報コンセントの設備を施した座席の確保も課題である。視聴覚閲覧室
は、視聴覚媒体を使って語学学習をする学生等により、大変よく使われている。

座席数については、同規模私立大学の平均が 215 席であることを考えると、みずほ館に
おいてはかなり整備されているといえる。

開館時間については、平成 12 年度の大学院の開設に伴い開講期間中については夜 9 時(月
曜日から土曜日)までとした。貸出条件についても現状では妥当と思われる。なお、7 月と
1 月の学期末の試験期には、学生の試験準備のため、4~5 回の日曜開館を実施している。
また、夏期休暇中においても 1 週間に 1 度夜間開館を行い、職業を持つ大学院生の利用に
配慮している。図書は原則として全開架方式であり、館内での自由閲覧を可能にしている。
開館時間と資料貸出の諸条件は、利用者の利便性を配慮したものになっている。

レファレンス・サービスは、平成 14 年度の実績が年間 122 件で、決して多いとはいえな

い。学部学生一人平均貸出冊数は3.75冊で、前年度に較べると微増している。しかし同規模私立大学の平均が8.6冊であることを考えると、当館の貸出冊数は極めて低いと言わざるを得ない。利用指導に関しては、1年生に対して100%の実施率を見たが、「ステップ2」の参加者がまだ少ない。しかし、1年生の基礎演習Ⅰのクラスでの「ステップ1」の実施率が100%になったのを見ると、図書館の利用指導の重要性が徐々に学内で認知されてきており、今後とも十分な配慮をしていく。

【将来の改善・改革に向けた方策】

蔵書冊数は、小規模私大の平均に達するよう努めるとともに、今後ともバランスのとれた収集を心がける。雑誌は、これまで種類数に算入していなかった他大学発行の研究紀要について算入することとし、また学科に関わるコアジャーナルを中心に、内国・外国雑誌ともに購読タイトルを増やす方針である。

書架スペースについては、地下1階を集密書架に改造し、13,650冊分収容力をアップし、そのうえで、増加の多い社会科学分野の書架スペースを拡充するため、図書館全体の資料の再配置、および多目的に使用できるスペースを確保することを検討している。

図書館利用指導は、教員との連携の下クラス単位を基本に行ってきたが、これからは図書館主催で、学生個人を対象とする利用指導を行ってゆく。現在は2種類である利用指導のプログラムを多種準備する。その際、レファレンス・サービスの存在と重要さを認識させることをより重点的に指導する予定である。

(2) 学術情報へのアクセス

1) 附属図書館（全体）

【現状の説明】

一般的な図書館間の相互協力とは別に、全館として参加している佛教図書館協会、千葉館として参加している社会福祉系大学図書館会議および千葉市図書館情報ネットワーク協議会等、みずほ館として参加している埼玉県大学・短期大学図書館協議会、埼玉県図書館協会等、それぞれ独自に締結した規約に基づく相互協力の充実にも努めている。また、学術情報を含む外部の様々なデータベースへのアクセスを整備している（後述）。

【点検・評価および長所と問題点】

全館における図書館に特有な業務（目録データ入力や、蔵書管理等）への電算機の導入については、規模・内容ともに現状に見合ったものといえる。

図書館間相互協力については、平成13年度調査における図書館間図書・雑誌貸出冊数1館当たり18冊は、単科私大平均20冊に並ぶ平均的な状況を示しているが、同借り受け冊数41冊は、単科私大平均27冊を大きく上回っている。一方、文献複写については、同受付件数1館当たり129件は、単科私大平均964件に対し、また、同依頼件数1館当たり161件は、単科私大平均542件に対し、それぞれ極めて少ない。大学図書館はその機能を全う

するに当たり、広く学外との連携をとることが肝要であり、全館としてもこのサービスについて、一層の改善に努めなければならない。

全館における学術情報の提供システムは、ソフト面ではインターネットを使う各種データベースや CD-ROM によるサービスの提供など、徐々に整備されつつあるが、ハード面では、特に千葉館において規模的に限界にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

増加しつつあるオンラインのデータベースの利用については、オンラインジャーナルの動向を視野に入れながら、千葉、みずほ台の両館における必要性を勘案のうえ、経費面での十分な配慮を確保しつつ、段階的に導入を図っていく予定である。

更に今後は、全館として学内外の情報資源を統合して検索させ、学生等利用者にとって真に必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、また、全館の情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供していくことを検討する予定である。

2) 千葉図書館

【現状の説明】

館内に設置した CD-ROM サーバから、Sociological Abstracts, PsycINFO、Mentalmeasuements Yearbooks 等の CD-ROM データベースを、学内 LAN を経由して学内のパソコンに提供しており、更に館内設置の 5 台のパソコンは、スタンドアロンで CD/DVD・ROM、ビデオ用 (TV 視聴可能) に提供している。現在契約している外部データベースは国内雑誌記事の総合的データベースである「MAGAZINE PLUS」と英国ブリティッシュライブラリーの BL-INSIDEBASE」である。なお、スタンドアロンで「CD-HIASK」、「CD-毎日新聞」、「J-BISC」、「雑誌記事索引」等を提供している。国立情報学研究所の共同目録システムに参加し、当館所蔵状況を公開するとともに、図書館間相互協力サービスにも役立っている。

国立情報学研究所などの書誌ユーティリティには、電算機システム導入とともに参加し、これらを活用することにより、業務を合理化し、利用者サービスの充実に努めている。国内外の他大学との協力の状況としては、いわゆる図書館間の相互協力については、年々需要が増加し、文献複写にあつては受付 263 件、依頼 496 件 (受付、依頼ともに平成 14 年度) に達し、図書の現物貸借にあつても貸出 24 冊、借り受け 43 冊 (貸出、借り受けともに平成 14 年度) である。

【点検・評価および長所と問題点】

図書館に特有な業務 (目録データ入力や、蔵書管理等) への電算機の導入については、規模・内容ともにほぼ現状に見合ったものといえる。

しかし、千葉館の端末導入状況でみると、事務用端末導入台数 9 台は小規模私大 1 館当たり平均の 6 割弱の、また、利用者用端末台数 16 台は小規模私大 1 館当たり平均の 9 割弱の、それぞれ水準にとどまっている。目録所在情報の電子化については実施しているが、

一次情報（原文情報）の電子化については、著作権処理上の問題もあり、準備に着手した段階である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

千葉館における学術情報の提供システムは、ソフト面ではインターネットを使う各種データベースや CD-ROM によるサービスの提供など、徐々に整備されつつあるが、ハード面では規模的に限界にあり、質量両面にわたる抜本的な拡充整備は、新図書館棟の建設等を検討しなければならない。また、増加しつつあるオンラインのデータベースの利用については、オンラインジャーナルの動向を視野に入れながら、経費面での十分な配慮を確保しつつ段階的に導入を図っていく予定である。なお、平成 16 年 4 月に外部データベースである「Academic Research Library」を附属図書館として導入し、現在 CD-ROM 契約の「Psyc INFO」、「Sociological Abstracts (Socio file)」を Web に切り替える予定である。

更に今後は、みずほ館とともに学内外の情報資源を統合して検索させ、学生等利用者にとって真に必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、また、千葉館の情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供していくことを検討する予定である。

3) みずほ台図書館

【現状の説明】

図書館業務全般を機械化することにより、図書館資料は発注中資料の仮データを含め、館内の蔵書検索専用端末とインターネット上から検索することができる。また平成 13 年度からは携帯端末（i モード・J-SKY・EZ-web）からの検索も可能となり、学生の利便性は一層向上した。資料の貸出・予約状況は、館内の資料検索用端末ではリアルタイムで、またインターネット上では前日終業時の状況を知ることができる。

現在契約している外部のデータベースは、国内図書と国内雑誌記事の総合的なデータベースである「BOOK PULUS」、「MAGAZINE PLUS」、国立情報学研究所の「情報検索」、「電子図書館サービス」、朝日新聞、日本経済新聞を始めとする「国内新聞 8 紙の記事検索」、一般雑誌記事のデータベースである「大宅壮一文庫雑誌記事索引」、科学技術関係論文のデータベースである「Enjoy Jois」、国内外の図書・雑誌・雑誌記事が検索できる「総合学術情報ナビゲーションシステム」等であり、利用者の学術情報収集の一助としている。これらの外部データベースは、IP 認証によるサイト契約としたので、図書館のみならず、キャンパス内であればどのネットワークパソコンからでも検索できる。

国立情報学研究所の共同目録システムに参加し、当館所蔵状況を公開するとともに、ILL システムに参加することにより、相互貸借・文献複写等の図書館間相互協力サービスにも役立てている。

また、国立国会図書館の図書館間図書貸出制度に加入し、埼玉県大学・短期大学図書館協議会の幹事および埼玉県図書館協会にも加盟している。

平成 14 年度の他館への依頼件数は 70 件（文献複写 53 件、現物貸借 16 件）、当館での受

付件数は 41 件（文献複写 28 件、現物貸借 13 件）であった。

【点検・評価および長所と問題点】

国立情報学研究所の共同目録システムへの当館所蔵数が増加したことにより、文献複写・現物貸借の受付件数が昨年度より増加した。みずほ館から他館への依頼の方が遥かに多かった過去に比べ、当館も相互協力に貢献できる環境が年々整ってきている。埼玉県大学・短期大学図書館協議会の幹事および埼玉県図書館協会の理事を引き受け、地域の図書館間相互協力の充実に努めている。

ホームページでは、図書・雑誌・新聞情報の提供に関するページを作成し、また、リンク集の提供によって基本的な学術情報利用の筋道を示した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学術情報の提供システムは、インターネットを使う各種データベースや CD-ROM など徐々に整備されつつある。更に増加しつつあるオンラインのデータベースについて、オンラインジャーナルの動向を視野に入れながら検討していく。

また、学内外の情報資源を統合して検索させ、学生にとって必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、当館の情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供してゆく予定である。

10 社会貢献

(1) 大学の社会貢献

【現状の説明】

本学は、「社会奉仕の信念をもって社会と人間との福祉に献身奉仕し」とあるように、大学の地域社会への貢献は、本学開学以来の重要な課題でもある。従って、現在においても、地域との文化的交流を始め、公開講座、障害児・成人臨床の実践など地域社会への貢献を積極的に行っている。具体的には次の通りである。

社会との文化交流を目的とした教育システムは特に設けていないが、図書館の地域開放、学園祭における地域との文化交流、地域行事への参加など各学部の特徴を活かした活動を実施している。

公開講座は、本学の研究教育活動を社会に向けて貢献できる場であり、社会的なニーズをもとにテーマを選定し、開催している。特に、両学部は、それぞれの特徴を活かしたテーマを選定している。大学独自の公開講座としては、「淑徳大学エクステンションセンター」を板橋区前野町に開設し、学部を超えた様々な講座を開講している。年間を通じて「春期公開講座」、「秋期公開講座」、「冬期公開講座」と大きく3つの季節ごとに、文化、宗教、国際、経営、福祉、心理、専門職養成など、23講座を開催し、延べ5,961人の参加を得ている。当エクステンションセンターの公開講座については、出版物やインターネットによる公開も実施し、広く社会に貢献している（『大学基礎データ』表10）。

教育研究成果の市民への還元では、公開講座や市民カレッジなどのほかに、紀要等の出版物を通してその成果を市民に還元している。特に出版物については、図書館等で閲覧、または必要な場合には無料配布している。

「社会福祉研究所」では、「発達臨床研究センター」が中心となって、障害児への発達臨床教育や現場職員に対する研修を実施している。また同研究所の「福祉総合研究室」は官公庁を始めとする地域の様々な福祉ニーズに応えるべく調査・研究、政策提言などの施策を実施している。更に、両キャンパスが位置する周辺市町とは調査委託研究や本学教員が各種委員会の委員として参加するなど密接な関係を保っている。

【点検・評価および長所と問題点】

本学は、実学教育と共生の思想を建学の精神としてきた大学であり、地域に対する社会貢献活動に対する体制も整備されつつある。

両学部はそれぞれ特徴あるテーマで公開講座を開催しており、特に、国際コミュニケーション学部では、公開講座の他にも「コミュニティ・カレッジ」として、地域住民に大学の講義を開放している。また「淑徳大学エクステンションセンター」における様々な講座は、現代の社会問題や専門職養成に関する多様なニーズに応えているといえる。

大学が持つ社会資源を地域に提供することを目的とした、図書館の開放や社会学部における児童および成人臨床部門における実践活動は、大学の持つ専門的機能を地域に還元する重要な役割を果たしている。

【将来の改革改善に向けた方策】

社会との文化交流を目的とした教育システムの充実については、今後も地域との文化的交流を図ることを推進し、特に学園祭等の行事に地域の住民や団体の積極的な参加を求め、本学がこれまで以上に地域社会の中に共存できるよう務める予定である。

公開講座については、社会的なニーズが日々変化していることから、地域のニーズをもとにした講座テーマの選定を一層図るよう努力を重ねたい。また、インターネットによる情報の公開などでは、今まで以上に幅広く情報を発信していくことを検討している。

教育研究上の成果の還元については、障害児・成人臨床部門を中心に実施されているが、今後も他分野や他学科においても、様々な教育研究における地域実践を展開できるよう努力したい。

（２）学部の社会貢献

1) 社会学部

【現状の説明】

本学部の社会との文化交流を目的とした教育システムは、現在のところ組織化されていない。しかし、地域社会との文化交流は様々な形で行われており、地域住民等に対し千葉図書館の開放を実施しており、大学祭では近隣の障害者施設にバザースペースを提供するなどしている。また、地域商店会と共催の七夕祭りでは飾り付けやセーブ・ザ・チルドレンの広報活動、あるいは大学グラウンドでの中学校の AET とのスポーツ交流を行い、更に、大学の授業成果発表としてのオペレッタ上演では、幼稚園・保育園の子どもたちを招待するなど、積極的に文化交流を図っている。

本学部独自の公開講座は、研究公開委員会の所轄のもとに、千葉市の助成を得て、本学部の教員および外部講師の協力を仰いで、原則、秋期に同一テーマのもとに全 5 回の講演がなされている。因みに、平成 14 年度は「老後の豊かな生活のために一サード・エイジに向けて一」の共通テーマで、4 名の本学部専任教員と 1 名の外部講師により計 5 回の講演がなされた。受講者数は延べで 498 名であった（『大学基礎データ』表 10）。なお、平成 13 年度の共通テーマは「社会とゆれるところ」で、延べの受講者数は 407 名、平成 12 年度は「イギリス文化を学ぶ」の共通テーマで、595 名の受講者を延べで数えた。共通テーマの題目設定は、本学部の教員の専攻を踏まえて設定される場合や、その時々々の時宜的な話題をもとに設定される場合もある。講師の選定は、研究公開委員会が候補者を決定し、各候補者に研究公開委員会委員長が直接コンタクトすることで決定している。

教育研究上の成果の市民への還元については、学部として組織的に特別な対応はしておらず、個々の教員が各種の講演会や地方自治体の委員会委員となって、個別に行うにとどまっている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会との文化交流等を目的とした教育システムの構築では、本学部のカリキュラムに即して、市民へ開かれたかたちでなすものを、いかにシステムとして確立すべきかという点の論議は、充分になされてきたとは言い難く、その実践度合いについても同様である。また、現在行われている様々な文化交流も、内容・規模ともに不十分なものであり、かつ体系だったものではない。

本学部の公開講座は、各教員の専攻等の個性に即した講座であり、講座内容が具体的なかたちで示されるので、学部に対する固定的な印象を広げるものとなっている。そして、大学が外部の評価とは異なり、多様な内容の研究者から成り立っていることを印象づけたことにおいて、積極的な意義がある。しかし、次のような問題点が生じている。受講者の層が地域のしかも年齢も限定された層に偏る傾向、日常の講義の延長というパターンでの講演や、教員人数や専攻分野の限界からするテーマ自体に広がりや欠く傾向、そして予算枠の問題である。公開講座の半額を千葉市の助成に仰がざるを得ず、これは、外部講師に特色をつけることができない結果となって現れている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会との文化交流では、福祉系の大学であることを前面に出すことを軸に、現在進行中の大学改革の中で検討を開始する予定である。

公開講座に関しては、社会や市民に開かれた大学という理念を更に具体化するため、共通テーマ設定をもっと多様な世代にアピールすべく努力をし、受講者層を広げる工夫が必要である。そのためには、学外での開催や多彩な講師陣の顔触れを検討課題とし、財政的裏づけを確保する努力を重ねたい。企業などの「冠講座」等も視野に入れ、多様な講座を検討する時期に来ている。そして、この公開講座を将来本学部の単位の一部として認定することも、検討課題となる予定である。これは「生涯学習」の一部として、社会人が本学部へ入学し得る途の一方法ともなり得よう。いずれにせよ、組織的・財政的な整備をしながら、本学部の数少ない「社会貢献」のひとつである公開講座を充実させていきたい。これに関連し、「淑徳大学エクステンションセンター」で幾つかの教育・研究上の成果を市民へ還元する試みが、毎年数回にわたってなされている。この機能と本学部の研究公開委員会の「社会貢献」の方策を統合化することが試みられるべきであり、個々バラバラでは、本学部の「社会貢献」は流動し、多様化する市民のニーズに対応しきれないであろう。今後、大学改革のなかでこれらの問題も検討の予定である。

2) 国際コミュニケーション学部

【現状の説明】

社会との文化交流については、周辺地域住民にみずほ台図書館の利用を開放するとともに、毎年度「町立三芳東中学校」からの図書館業務実習生を受け入れており、又、本学部の独自の施設である「書学文化センター」も、地域住民にも開放した展示会を毎年開催し

ている。体育館やグラウンドについても、地域住民の要望に応じて、学生の活動に支障のない範囲で積極的に開放するとともに、女性卓球大会やバーンゴルフ大会を周辺地域との共催で開催し、多数の参加者をみている。

また、平成9年度から3年間連続して、周辺住民と共同で環境共生フォーラムを開催し、ダイオキシン問題等についての専門的解説と、地域環境共生についての討議を展開した。その成果は環境共生3部作として出版している。更に、フォーラム参加市民へアンケート調査を実施し、フォーラム参加に伴う環境意識の変容過程についての分析結果を、米国心理学会の機関紙“Perceptual and Motor Skills”に掲載した。その他、地元三芳町の委託を受け、本学部の教育の特色でもある国際教育と情報教育を基盤に、地域住民向けの国際理解講座とIT講習会を毎年度開設しており、平成14年度では計10回の国際理解講座に731名の市民が参加し、8回のIT講習会には計300名の市民が参加している。また、人間環境学科と経営コミュニケーション学科の開設を記念して、両学科の講義を地域住民にも開放した。「未来を見つめる環境づくりの現場から」を共通テーマとした、人間環境学科の全13回の特殊講義には、計418名の市民が聴講し、「21世紀の企業はどのように変貌するか」を共通テーマとした、経営コミュニケーション学科の全13回の講義には、計519名の市民が聴講している。

また、本学部では「淑徳大学コミュニティ・カレッジ」として、毎年2つの講座を地域住民向けに開設しており、平成14年度では「美術としての拓本」全5回の講座に、計176名の市民が参加し、「英語の時代」全4回の講座に、計101名の市民が参加している。更に、隣町の文京学院大学と共催の公開講座も平成14年度より開始し、「セカンドライフと社会参加」を統一テーマとした、全2回の講座に計119名の市民が参加している（『大学基礎データ』表10）。

教育研究上の成果の市民への還元については、従来は三芳町や富士見市など周辺の地方自治体が主催する講座や委員会などへの教員個人への派遣にとどまっていたが、昨年度より富士見市と共同で人材育成（富士見市側でのインターンシップ生の受け入れと本学部での行政人材育成）や地域の国際化、更に地域からの起業化のための協力機構の立ち上げについての協議を開始しており、三芳町とは学内講義の一部の町民への開放や、町との共催による開放講座の設置などに関する合意書の締結に向けた協議を進めている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会との文化交流については、図書館や「書学文化センター」、更に体育館やグラウンドなどの施設や設備の開放は十分に進められている。しかし、平成9年度より3年間開催していた環境共生フォーラムのような、地域市民との共同での教育研究活動は、現在では実施しておらず、このような教育研究面での文化交流活動の、定常的な開催を再開する必要がある。

公開講座については、国際理解講座やIT講習会を始め、「コミュニティ・カレッジ」や文京学院大学との共催公開講座など多彩な活動を展開しており、参加者へのアンケート調

査の結果も概ね好評で、参加者からの支持を得ており、充分評価できる。しかし、これらの講座間での連携はなお不十分であり、本学部の公開講座全体での基本コンセプトと体系は、なお十分に明確化されているとは言い難い。更に参加者よりしばしば要望のある単位認定についても、その可能性の早期検討に着手する必要がある。また、本学部では「淑徳大学エクステンションセンター」が実施する淑徳大学公開講座のうち、毎年4講座分を担当して教員を派遣しており、教員個々人の負担も肥大化しつつある。

教員研究上の成果の還元については、教員個々の個別的な活動にとどまっており、組織的な対応はなお未整備な状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会との文化交流については、施設や設備の開放化から教育や研究の協働化に向けて、体制を整備していく予定である。具体的には、本学部講義の一部の地域住民への開放や、地域の人材を講義担当者として登用、更に周辺地域の中高等学校における総合学習のための教育プログラムや教材開発の支援を進めていく。更に、そのための富士見市や三芳町との協働化のための協定書や合意書の締結に向けた協議を進める。隣接する三芳町役場とは本学部キャンパスとの一体的な整備・開発の検討に入るとともに、三芳町役場に併設されている「文化センター」に、本学部のエグジット・クラスを設定し、町民にも開放した定常的な講義を開講してゆきたい。

公開講座については、現在「淑徳大学エクステンションセンター」の見直しと再編を計画中であり、教員の負担の適正化も含め、本学ならびに本学部にふさわしい統一テーマのもとでの体系化を進める。また、幾つかの講座については単位認定制を導入し（「淑徳大学エクステンションセンター」による公開講座には一部単位認定制が導入されている。）、淑徳市民大学としての整備と統合化を進める予定である。

教育研究上の成果の還元については、社会との連携担当部署としての「実習センター」の設置を検討しており、本学部学生の社会実習やインターンシップの受け入れとともに、周辺地域への教育研究成果の還元組織的に対応していく予定である。当面は、三芳町より提案のある講義の開放や共催講座の設置、更に町とキャンパスに相互のインフォメーション・センターの設置や、町と大学との人材交流の推進についての合意書の締結についての協議を進めていく。

（3）大学院の社会貢献

1) 社会学研究科

【現状の説明】

社会学研究科の研究成果の社会への還元状況としては、教員が全て兼任教員であるため、教員の研究は、社会学研究科独自の研究成果自体として特定することができない。院生の研究については、博士論文の一部が既に刊行され、評価されている。また大学院紀要には、

一部の学位論文の要約が掲載されている。もちろんこれ以外に、大学院生による関係学会への研究発表は、随時行われている。

ただし、平成 15 年度より開設された本研究科附属の「心理臨床センター」では、地域住民の外来の心理相談を受け付けており、まだその件数は少ないものの徐々に増えつつある。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院生の研究成果の発表については、全般的に見て、かなり活発に行われていると評価できるように思われる。「心理臨床センター」の心理相談については、まだ開始間もないため、それを点検・評価しうるだけの状態にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「心理臨床センター」の心理相談については、開設直後であって、現段階では将来の改善・改革に向けた方策を立てうる状態にない。

2) 国際経営・文化研究科

【現状の説明】

本研究科の研究成果の社会への還元状況としては、教員が全て兼任教員である以上、国際経営・文化研究科独自の研究成果自体が特定されない。しかし、研究科の兼任教員が直接関わった分野について、専攻別に見ておく。

国際経営専攻では、文京学院大学とも提携して「コミュニティ・カレッジ」の名称で地元市民や在校生父母を対象に公開講座を開き、また、大学のエクステンションセンターでは、板橋区のビジネスマン・区民を対象にした講座を実施している。一方で、専門知識を評価されて、行政関係での指導委員、相談委員等を務めている教員も多く、そのことも社会への還元となって現れていると判断される。

国際文化専攻では、毎年板橋区教育委員会・淑徳大学共催で催されている淑徳大学公開講座が、平成 14 年度は文化コミュニケーション講座として総題「東京から江戸の風景を見る」のもとに、5月下旬から7月上旬にかけて全8回にわたって開催され、本専攻の6名の教員が講演を行っている。また、例年通り本研究科キャンパスのある三芳町主催・淑徳大学協賛による国際理解講座が、特集「東アジアの文化」として、2月から3月にかけて全10回にわたって開催され、本専攻の2名の教員で講演の全てを行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

国際理解講座は、恒例のものとして地域社会に定着してきたかの感があり、また参加者も顔馴染みの人達が多く見られる。一方、各教員には自らの研究成果を社会に還元すべく、またそれによって社会貢献しようといった意識は高く、積極的にこうした講座に関わろうとする者が少なからずいるのは大変歓迎すべき状況である。しかし、こうした講座を担当する教員にとって負担は決して軽くはない。

総体的に社会的貢献とは、各教員の個人としての社会的活動（外部での講演、行政関係の各種委員会への参加等）を通じて行われている場合が多く、現状ではこれをもって評価されうるものと判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際経営・国際文化という専攻の性格上、社会への貢献度は高いと思われるが、ただ、スタッフも限られているので、講演内容や特集自体がマンネリ化しないような方策を今後は検討していきたい。

1.1 学生生活への配慮

(1) 学部学生の学生生活への配慮

学生生活の配慮については、各学部（各キャンパス）の特徴を考慮して取り組みに相違があるため、以下学部別に記述を行う。

1) 社会学部

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

経済的に困窮する学生を支援するため、本学部では、淑徳大学特別給付奨学金を始めとする学内の奨学金制度（6種類）、および日本育英会奨学金を始めとする学外の奨学金制度（4種類）を活用している。選考方法は、大きく分けて大学側が選考する場合と、学生の応募者の中から選考する場合の2つに分けられる。淑徳大学特別給付奨学金など一部のものについては特別の選考委員会において選考を行い、淑徳大学一般給付奨学金や日本育英会奨学金など、多くの奨学金は学生厚生委員会が選考（案）を行い、それらの選考結果は教授会で審議された後、決定される。奨学金の種類、および、それらの給付・貸与状況は以下の通りである（『大学基礎データ』表44「千葉キャンパス」）。

① 淑徳大学特別給付奨学金

人物ならびに学業成績が特に優れ、本学学生の模範生たるにふさわしい学生を大学として特別に選考し、その年度内の授業料相当額（80万円）を給付する制度である。この奨学金の性格は、いわゆる特待生給付金に相当する。平成14年度の受給者は、1年生11名、2年生9名、3年生7名、4年生7名、編入生3名の計37名であった。

② 淑徳大学一般給付奨学金

人物ならびに学業成績等が優秀で、学費の納入が困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額（40万円）を給付する。平成14年度の受給者は69名であった。

③ 淑徳大学海外英語研修給付奨学金

学部共通英語実力試験で、優秀な成績を修めた学生に、平均して1人当たり20万円程度が給付される。なお、淑徳大学海外英語研修に参加しない場合は給付されない。また、一人でも多くの学生に機会を与えるため、在学中一回限りとしている。平成14年度の受給者は18名であった。

④ 淑徳大学留学生給付奨学金

本学に在籍する外国人留学生に対し、特別給付・一般給付等の奨学金を選考により給付する。平成14年度の受給者は4名であった。

⑤ 淑徳大学貸与奨学金

人物ならびに学業成績が優れ、かつ経済的理由により学費の納入が特に困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額（40万円）を貸与する。平成14年度の貸与者は19名であった。

⑥ 私費外国人留学生の授業料減免

私費外国人留学生に対する授業料等の減免制度であり、選考により決定する。平成 14 年度の該当者は、在籍私費外国人留学生全員の 5 名であった。

⑦ 淑徳大学千葉協賛会貸与奨学金

修学の意志がありながらも家庭の事情等により、学費の納入が著しく困難となり、学業半ばにして修学を断念せざるを得ない状況に立ち至った学生に対し、協賛会（父母会）の援助をもって奨学金（1 年間の学費相当額を限度、平均 80 万円弱）を貸与する制度である。平成 14 年度の貸与者は 6 名であった。

⑧ 浄土宗関係学校奨学金

浄土宗関係学校に在学し、学長の推薦により志操堅固・学術優秀な学生に対して、奨学金（総額 50 万円）が給付される制度である。平成 14 年度は 2 名が採用された。

⑨ 日本育英会奨学金

毎年度多くの学生が、「第一種」（無利子貸与）奨学金と「きぼう 21 プラン」（有利子貸与）奨学金の貸与を受けている。平成 14 年度は、「第一種」が 35 名、「きぼう 21 プラン」が 82 名採用された。

⑩ 日本国際教育協会私費外国人留学生学習奨励金

日本国際教育協会による学習奨励金であり、平成 14 年度は 1 名が採用されている。

【点検・評価および長所と問題点】

学内の奨学金制度については、その種類および支給額において充実に努めてきた。また、淑徳大学特別給付奨学金受給学生に対しては、行事・儀式における聖歌隊への参加および宗教行事への参加・協力を求めている。これらの多様な奨学金制度を設けていることは長所と言える。しかし、昨今の経済状況の悪化により、奨学金の給付を希望する学生数が増加している問題に対しては、充分対処できていないのが実情である。

学外の奨学金制度については、日本育英会の奨学金が中心であるが、他の各種奨学金についても掲示等により紹介を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内奨学金制度については、我が国の経済状況に対応して、1 人当たりの給付・貸与金額を減らし、より多くの学生の受給が可能になるような制度の改善を検討している。特に、貸与奨学金については、これまで有利子であったものについて、無利子化を平成 16 年度より実施する予定である。それとともに、勉学および学生生活全般において模範となる学生を育む奨学金制度を、充実させることも検討している。更に海外留学を支援するために、「特別枠派遣留学生奨学金」の新設を来年度に予定している。また、学部間でこれまで奨学金制度に不整合があったことから、大学全体の奨学金制度に整合性をもたせ、事務処理や選抜方法の簡素化を進めており、これも来年度から実施する予定である。同時に、学部独自の奨学金制度についてもより充実するよう努めてゆきたい。

学外の奨学金制度については、学生厚生オリエンテーションや掲示の場において、学生

への周知を今まで以上に行い、より積極的に活用していきたい。なお、平成 15 年度は新入生に対する奨学金の説明をより徹底したところ、各種奨学金の願書提出者数が著しく増加した。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

生活相談等は、「学生相談センター」が行っている。当センターは、学生相談、保健相談、外国人留学生相談の 3 つの部署と機能を合わせもっている（『大学基礎データ』表 45）。

学生相談室では、学生個人が当面する学業、進路、健康、経済、法律、学生生活、セクシュアルハラスメント、対人関係等の諸問題について相談を受け、学生に対し問題解決の糸口を見出すような助言、指導を行っている。現在、カウンセリングを専門とする非常勤の臨床心理士 2 名が、週 3 日ずつ相談を受け付けるとともに、4 名の専任教員、1 名の専任職員および 1 名の非常勤事務職員が相談業務を行っている。なお、4 名の教員のうち 3 名は、精神科医（1 名）および臨床心理士（2 名）である。平成 14 年度の開設日数は 248 日、総利用数は 598 名であり、そのうち、学生等が延べ 584 名、保護者が延べ 14 名であった。学生の利用では、休・退学の相談が最も多く、次が学業に関する相談であった。学生相談室では、個別相談以外にも、学生厚生オリエンテーションにおける啓蒙活動や成績・出席不良学生の呼び出し面接を実施している。

なお、セクシュアルハラスメント防止対策としては、次のような体制をとってその防止に努めている。

セクシュアルハラスメントを防止し、または事案発生時に適切に対処するため、本学では、平成 13 年に「淑徳大学セクシュアルハラスメント防止・対策に関する規程」が制定され、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」を設置した。その構成は、学部長、大学院研究科長、学生厚生委員長、事務局長、各学科から推薦された教員で、委員長は学部長、副委員長は学生厚生委員長があたっている。この委員会の審議事項は、セクシュアルハラスメント防止のための啓発および研修、相談、紛争解決、その他、防止および対策に関する必要事項である。学生のセクシュアルハラスメントに関する相談およびセクシュアルハラスメントに起因するとみられる事項に関する相談に常時対応するために、当委員会は、3 名の相談員を推薦し、学長がこれを任命している。相談員は、セクシュアルハラスメントについての相談があった場合は、速やかに防止・対策委員会に報告することになっている。

「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」は、セクシュアルハラスメントに関して調停の申し出があったときは、同委員会委員長、副委員長および若干名による調停委員会を置くことになっている。セクシュアルハラスメントに関する苦情の申し立てがあり、必要と認められる場合は、事実関係の調査に当たるため、外部の弁護士を含めた調査委員会を設置する。この設置期間及び委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の調査の終

了までとする。これらのセクシュアルハラスメント防止・対策委員会委員、相談員、調停委員会委員、調査委員会委員の任命にあたっては、ジェンダーバランスに配慮するようにしている。

本学部では以上の体制のもと、平成 13 年度よりセクシュアルハラスメント相談のしおりを作成し、新入生セミナーで全員に配布・説明し、また学生相談センター窓口、学事部学生厚生窓口、その他学生が容易に手にすることのできる場所に、しおりを置いて配布している。また、2 つある学生食堂には、学生が自由に書き込むことのできる意見箱である「学生の声」を常時設置している。具体的な相談の窓口としては、学生相談センターが担当しており、来室、電話、電子メールでの相談に応じ、相談があった場合は相談員がこれに当たるという体制をとっている。

保健相談室では、常時、保健師が相談を受けるとともに、週に 1 回（月 4 回）、相談医が健康に関する医療的助言・指導を行っている。相談内容は、不眠、倦怠感、気持ちの落ち込み等、様々である。このほかに、定期健康診断、月 1 回の視力測定、体脂肪測定を行っている。現在、相談医のほかに、嘱託保健師が 1 名、臨時職員の看護師が 1 名いる。平成 14 年度の学生健康診断の受診率は、1 年次生 92.2%、2 年次生 1.3%、3 年次生 19.1%、4 年次生 79.1%であった。

外国人留学生相談窓口では、本学での留学生活に関して、分からないこと、問題や悩みなどの相談に応じている。相談内容としては、修学、学生生活、在留資格手続、奨学金、課外講座などに関する相談がある。

「学生相談センター」では、月 1 回程度、センター会議を実施している。出席者は、教職員、カウンセラーおよび保健師である。会議の場において情報を共有することにより、3 つの機能の連携を図っている。

【点検・評価および長所と問題点】

学生相談室では、座して待っただけの姿勢をとらず、成績や出席が不良な学生を積極的に呼び出すことを年に 2 回行っている。こうした努力により、問題が深刻化する前に相談を開始できるケースがあり、この姿勢は評価できる。また、セクシュアルハラスメント対策に関しては、制度上の対応策は整っているといえる。

外国人留学生相談については、学部の留学生が減少したため、相談数が減少している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の呼び出しなど積極的な活動を行っているにもかかわらず、相談室を訪れるのが遅れ、相談に訪れたときには問題が深刻になっており、既に退学を決意し実質的な指導が困難になってしまっているケースがまま見られる。このため、今後は成績不良者や出席不良者に対し、今まで以上の働きかけを行い、面接に来るよう強く勧める方策を検討する予定である。

セクシュアルハラスメントの防止に対しては、今後、相談員の氏名と連絡先を掲示して広く公表し、また防止の観点から年に 2 回程度、教職員向けの研修会を開催する予定であ

る。

学生のなかには栄養・睡眠などの点で不健康な生活を送り、そのため、勉学を含む学生生活に支障をきたす者もいる。この点については、1年次から栄養や睡眠に関する教育・指導をより積極的に行っていくことを検討している。

(c) 就職指導

【現状の説明】

平成14年度における求人票到着数は3,156件、就職希望者数は559名、就職決定者数は501名であり、就職率は89.6%であった。就職決定者は福祉・医療関連の施設・企業を中心とする民間企業に480名、一般行政職が半数近く占める官公庁へは21名であった。その他には本学大学院進学者が14名、フリーター等のその他が207名であった(『大学基礎データ』表8)。これらの結果を踏まえて、①企業と学生とのパーソナルな関係作りを重視し、求人票送付企業数の増大に努めるとともに、学生への告知の徹底を図る。②個別的な就職支援のために、経験豊かな学事部就職担当職員4名があたっている。③キャリアへの動機づけを高めるため、「進路相談票」の提出を3年次生全員に求め、個々の学生の活動状況把握と指導の一貫性が保てるようにしている。また、就職することをゴールとするのではなく、将来に向けたキャリア形成への動機づけとして、平成14年度より専門演習単位に「就職ガイダンス」を実施し、大学で学ぶこと、将来の方向づけを含めた、キャリア支援を実施している。

就職担当部署の組織は、教員で組織された学生厚生委員会附置の就職指導小委員会(7名の教員)と、学事部就職担当(4名の職員とパート1名)からなっている。この体制のもと、学生への就職情報の提供、レファレンスルームの整備・拡充等を行い、出身都道府県での就職を希望する者に対して、平成15年度より同窓会各県支部の協力のもと、就職活動に関わる情報収集および情報提供と相談を目的とした、「キャリア支援員制度」を発足させるなどの活動を展開している。なお、レファレンスルームには、個別法人ファイル4,000冊の他にOB情報ファイルの公開、各種業界・企業・社会福祉法人情報関係資料やビデオを保有するとともに、インターネット接続のパソコン10台を設置し、情報収集・情報交換の場として多くの学生に有効に活用されている。

就職率は過去5年、平成13年度卒業を除き、就職希望者の90%弱を達成している。本学部の主要な就職先である福祉・医療施設、福祉・医療関連企業は、欠員が生じた場合の募集が多く、採用試験が8月以降となるため、一般の民間企業に比べ大幅に就職内定が遅れ、卒業後に決定する者も少なくない。更に、介護保険・支援費制度導入などにより、6ヶ月～1年程度非常勤の雇用をする法人や、社会福祉士・精神保健福祉士資格の取得を採用の条件としている福祉・医療法人が増加している。そのため、非常勤職員としての雇用や資格取得後の中途採用が増え、就職率に影響している。インターンシップ制の導入が社会学科で行われているが、受講者が少ないのが現状である。

就職講座やガイダンスにおいては、「学生主体で、あくまでも就職担当は在学4年間1,461日伴走する」をスローガンに掲げ、1年次生から4年次生までを対象に、学年に応じた講座やガイダンスを実施している。その詳細は下表の通りである。

【表6 就職指導行事等】

社会学部

月	4年次生	3年次生	2年次生	1年次生
4				進路アンケート
5	千葉県警ガイダンス 養護学校ガイダンス	ゼミ別就職ガイダンス	2年次就職ガイダンス① 各種適性検査・能力再開発 コミュニケーション能力	1年次進路ガイダンス (学生生活の過ごし方とキャリアを考える)
6	民間企業未内定者研修	就職ガイダンス① 就職状況・進路選択・自己分析	2年次就職ガイダンス② コミュニケーション能力	
7	福祉の仕事フェア In 千葉 (千葉県福祉人材センター)	就職ガイダンス② 筆記試験・履歴書・エントリーシート対策		
8				
9		筆記試験対策講座(40コマ 10日間)	筆記試験対策講座(40コマ 10日間)	
10	民間企業未内定者ジョブフェア	就職ガイダンス③ 論作文対策・面接対策(個人)	キャリアアップ講座(1年次と同じ)	キャリアアップ講座
11	民間企業未内定者フォローアップ研修	就職ガイダンス④ 面接対策(集団・デパート) 福祉・医療研究	キャリアアップ講座(1年次と同じ)	キャリアアップ講座
12	福祉の仕事フェア In 千葉 (千葉県福祉人材センター)	就職ガイダンス⑤ 業界・企業研究 内定者報告会		
1		内定者報告会		
2		ジョブフェア 公務員就職対策直前講座	公務員就職対策直前講座	
3		保育士直前講座		

キャリアアップ講座：TOEIC、秘書検定、パソコン、福祉住環境コーディネーター、ホームヘルパー2級、医療事務等。開催時期は土曜日、夏・春休みの期間中。

【点検・評価および長所と問題点】

教職員双方で構成される現在の就職担当部署の組織は、比較的適切に機能していると評価できるが、絶対的なスタッフ数および事務室のスペースの不足は否めない。

就職情報の提供では、就職情報到着後翌日にはホームページへの更新を行い、学生は場所・時間を問わず就職情報を入手できると同時に、当日到着した就職情報は希望者に毎日電子メール配信し、十分な情報提供体制が構築されている。また、レファレンスルームにおいては、個別法人ファイル・OB 情報・就職関係の資料は充実しているが、利用スペースが手狭なため、書架の設置間隔が狭く、またパソコン1台当たりの利用スペースが狭いことなど利便性において問題がある。

学年ごとに就職支援講座を実施し、進路を定めるための支援をする目的で1年次生対象に「進路ガイダンス」、2年次生対象に「コミュニケーション・スキルアップ講座」を開講したが、就職ガイダンスへの関心が薄く、参加者が非常に少ないのが現状であり、動機づけに対する教員との連携が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

就職指導小委員会は学生厚生委員会の下部組織として設置されているが、就職は勿論のこと、インターンシップ、進学・資格支援等も管轄する「キャリアセンター（仮称）」を頂点とする組織に改組し、それに伴う事務組織の変更を検討している。また現在は事務室内のカウンターで、学生の進路・就職相談に対応しているが、間仕切りが無く、学生が安心して相談するには不十分であり、そのスペースを確保するため、平成16年度春の移転をめざして調整中である。

学生の働くことへの関心や意欲の低下、および大学生の基礎学力の低下が指摘されるなか、本学部でも「社会や企業から評価される能力を身につけさせる」、「職業観の醸成」等への取り組みが今後更に必要であり、課外講座である「教職課程対策講座」との連携を一層図り、加えて「公務員一般教養」・「SPI対策講座」等を推進するための検討を始めた。

「フリーター」や就職を希望しない学生に関しては、演習担当教員に、該当学生の動向情報の提供を求めている。

(d) 課外活動

【現状の説明】

本学部では学生の集団生活を通じての人格形成と才能を磨くための場として、課外活動に対して支援を行っている。学生の団体活動は活動状況に応じて認定団体（14団体）、準認定団体（20団体）、届出団体（41団体）の3種の区分を設けている。課外活動は基本的には学生の自主性による活動に任されているが、助言や相談に応ずるために、専任教員が各1名顧問として任に当たる。年度ごとに活動状況と会計報告を受け、調査し、定められた認定基準によって補助金支給等の援助を行っている。

また、認定団体、準認定団体の、文化系と体育系のサークルはそれぞれ、「文化会」、「体

育会)、「S.U.S.会(淑徳大学スポーツ会)」という連絡会を設け、更に3者を統合して「連合会」の組織が作られている。

なお、スポーツおよび文化等(ボランティア活動・論文を含む。)の活動成果が顕著である団体や学生に対し、その活動を奨励することを目的に「淑徳大学スポーツ・文化研究奨励賞」を設けており、5~15万円の範囲において奨励金を授与している。平成15年度においては5団体・4個人が受賞した。

学生の研究成果の発表、文化系団体の発表、そして、体育系団体にとっては活動状況のアピールの場として、多目的の全学部行事である「龍澤祭」(大学祭)が秋に行われる。これは学生が「D.F.(ドラゴン・フェスタ)委員会」を作り、「龍澤祭」の立案・運営・実行にあっている。

なお、学生団体も含めた一般学生対象の学内活性化の方策として、本学部では学生厚生委員会が主管する年7回のイベント(新生セミナー・スポーツ大会・七夕祭り・龍澤祭・サイレントナイトパーティー・リーダーズキャンプ・卒業記念パーティー)を企画している。

【点検・評価および長所と問題点】

課外活動のクラブ・サークル75団体は、リーダーズキャンプ等、団体間の交流が密となり、キャンパスの活性化が進んでいる。ことに「龍澤祭」では、その他の任意団体が加わり、地域社会の諸団体とともに盛り上がりを見せた。また平成15年度より実施された前学期の七夕祭りでは、「連合会」の学生が中心になって、近隣の幼稚園、保育園、小学校、商店会と一緒に飾り付けや、外国人チームとのフットサル大会の開催、模擬店を出すとともにレクリエーション等を行った。

学内のイベントは、学生主体で立案・運営・実行をしている。ゼミなどを通じてより多くの学生に参加を呼びかけ、広い範囲の人々と出会い、触れ合うことのできる貴重な機会となっている。

反面、数年前よりサークル加入率が50%を割り込み、大学を学業のみの場と考える学生が増えていることも事実である。学生団体加入率を上げ、学生の生活拠点をキャンパス内に戻すため、引き続き支援策をとる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の課外活動を一層支援するため、体育系サークル部室棟の新築、団体補助費の増額、野球場やテニスコート等の整備、更に文化系の活動施設(音楽系の機材など)の増設などを早急に検討する予定である。

イベントについては、1・2年生全員が参加できるように、ゼミ(クラス)単位で発表したり、競ったりできるプログラムの作成などの創意工夫を図る。更に、イベントを通じ活発に参画できるよう、サポート体制の整備が課題となる。また「龍澤祭」では、一般学生および地域住民、国際コミュニケーション学部の学生の参加をいかに多くするかがこれからの重点目標である。

2) 国際コミュニケーション学部

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

経済的支援としては、本学部独自の奨学金も含め、7種類の奨学金制度と本学部以外の機関が主催する3種類の奨学金制度がある。その目的は向学心のある学生に対して、教育を受ける機会を保障し、経済的支援を行い、有能な人材を社会に送り出すことにある。

本学部の奨学金制度には、学業成績優秀者の奨励を主たる目的とするものと、生活救済的な色彩のものがある。各奨学金の応募要領を専用掲示板に掲出し、受給希望学生を募集する。選考委員による受給希望者の面接および書類審査をもとに、学生厚生委員会で審議し、教授会が決定する。奨学金制度について、相談は学事部窓口を始め、「学習支援室」、教員のオフィスアワーなどでも行っている。

本学部の奨学金には以下のものがある(『大学基礎データ』表44「みずほ台キャンパス」)。なお、応募者数および受給者数は、平成14年度の数値である。

a) 本学部の奨学金制度

① 淑徳大学特別給付奨学金

人物ならびに学業成績が特に優れ、本学学生の模範生たるにふさわしい学生に、その年度内の授業料相当額を給付する。 受給者0名(該当者なし)

② 淑徳大学一般給付奨学金

一般給付金は次のように2種類に区別されている。

- ・人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に、その年度内の授業料の半額を限度とし、給付する。 応募者：120名。受給者：80名。
- ・各セメスターのGPA上位者・向上者に対し、給付する。受給者：12名。

③ 淑徳大学留学生給付奨学金

本学に在籍する外国人留学生に対し、特別給付・一般給付等の奨学金を選考により、給付する。 応募者：27名。受給者：27名。

④ 淑徳大学学業特待生奨学金

入学試験の成績が優秀で、特待生にふさわしいと学長が認めたもののうち、入学した者に支給する。 受給者：5名(1年生1名、2年生4名)。

⑤ 淑徳大学海外留学奨学金

海外留学長期留学生に授業料の半額を限度として給付する。 受給者：7名。

⑥ 淑徳大学貸与奨学金

人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に、その年度内の授業料の半額を限度とし、貸与する。 応募者：6名。受給者：3名。

⑦ 私費外国人留学生の授業料等減免

私費外国人留学生で次の2点に該当する者を対象とする。

- ・ 経済的理由により学費の納入が困難な者

- ・ 文部科学省の「授業料減免に対する援助事業」に該当する者
応募者：28名。受給者：22名。

b) 本学部以外の機関による奨学金制度

① 淑徳大学みずほ台協賛会貸与奨学金

在学中に家庭の不慮の出来事などで、経済的困窮により学費の納入が困難となった学生への救済事業として協賛会（父母会）の援助をもって随時貸与（当該年度の学費相当額）する。 応募者：7名。受給者：7名。

② 日本育英会の奨学金

第一種（無利子）：受給者数 65名。
きぼう 21 プラン（有利子）：受給者数 135名。

③ 日本国際教育協会の経済的援助

私費外国人留学生学習奨励費：受給者数 5名（内訳；1年生 0名、2年生 3名、3年生 1名、4年生 1名）

【点検・評価および長所と問題点】

本学部独自の奨学金は、一部の学生に支給するのではなく、より多くの学生に「薄く広く給付する」ことを方針としている。奨学金を支給することにより、向学心を刺激し優秀な学生を育成するための効果は多大である。他方、特に学費納入の困難な学生に支給の機会を多く与えている。日常的に学業に専念し、クラブ・サークル活動等に時間を割けるようにと、アルバイト等の時間をできるだけ軽減できるように支援を行っている。

しかし、授業料未納のために除籍になっていく例や、応募者の数が増加しつつあるという現状があり、必ずしも現在の奨学金制度が十分なものでないのも事実である。

平成 14 年度に、本学部に在籍する外国人留学生は 28 名であり、全員が東アジアの発展途上国からの学生のため、「奨学金」は日々の学習と生活に直接に関わる切迫した問題である。外国人留学生給付奨学金や私費外国人留学生の授業料等減免は大きな助けになっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

近年の不安定な社会経済状況からみても、貸与奨学金を広く利用できるよう貸与奨学金の有利子から無利子への改訂や返済条件の緩和への見直しを行っており、平成 16 年度よりこれらを実施することになっている。

各学部の開設時期や地理的な条件などから、あたかも両学部は 2 つの大学に独立している観があった。外国人留学生の奨学金問題にもそれが反映され、学部間に甚だしい隔差があった。しかし、現在進行している大学改革の中で、外国人留学生の奨学金も含めた奨学金制度全般にわたる見直しが行われており、その一部は来年度より実施の予定である。

なお、奨学金支給の方法は従来全員平等支給の原則が貫かれていたが、そろそろ一律平等の原則を再検討してはどうかという声があがっており、さしあたり一定額の平等支給を保障しながら、更に学習成績優秀者には経済的に応えるという、平等性に努力を加味した

支給方法を採り入れることを含めて、今後検討を進めていく予定である。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

本学部では生活相談のために「学習支援室」、「保健相談室」、「カウンセリングルーム」を置いている（『大学基礎データ』表 45）。更に学事部、教員のオフィスアワー、「キャリア支援室」の協力を得ながら、学生の諸相談に応じる体制をとっている。また、セクシュアルハラスメント防止に関しても対策を講じている。

a) 学習支援室

「学習支援室」は、本学部の学習支援体制すなわち、アドバイザー制度・GPA 制度を円滑に運営するために設置され、下記の業務を行っている。

① 学習支援室の業務

- ・ GPA の啓蒙に関する事項
- ・ 学生情報の収集、データベース管理
- ・ アドバイザー・ゼミ担当者との連携および支援と助言
- ・ 学生のあらゆる学習相談受付と対応
- ・ 成績優秀者の表彰と奨学金支給に関する事項
- ・ 成績不振者、出席不良者の指導とバックアップ
- ・ オフィスアワーに関する事項
- ・ 学生自習室の運営に関する事項
- ・ 履修モデルに関する事項
- ・ 補習に関する事項
- ・ 懸賞論文・ホームページコンテスト
- ・ 心身の健康に関する事項
- ・ ノートパソコン貸出

学習支援室は、教員スタッフ 7 名・専任職員 2 名および非常勤事務職員 1 名で構成され、学習相談に関わる様々な相談につき、窓口対応をしている。

② 学習支援室の利用状況

平成 14 年度の来談者は来談用紙に記入した人数が 276 名（『大学基礎データ』表 45）、来室の男女割合はほぼ同数である。学年別は 2 年が 43%、1 年 25%、3 年 14%、4 年 12%、5 年 1%、その他 5%であった。

内容については、履修相談 41%、授業・成績に関する要望 29%、時間割・カリキュラムに関する要望 7%、進路・キャリア開発 7%、学習相談 2%、奨学金その他学生生活 4%、精神面での相談 5%、教職員の内部相談 3%、その他 2%であった。

それ以外に用紙に記入する程ではないが、簡単な質問等での来室が 200 件を超えている。

b) 保健相談室

①「保健相談室」の業務

「保健相談室」では、心身ともに健康で快適なキャンパスライフを過ごせるよう次の業務を行っている。まず、日常的には、保健相談、応急処置、血圧測定等の検査、月 2～3 回の医師による診察、健康診断証明書等の証明書発行、憩いと学習の場の提供および各種の生活サポートなどである。次に年間業務としては、学生教職員の健康診断および結果指導、再検査、イベント時の救急対応および学生厚生委員会、学習支援センター健康相談小委員会への出席などである。なお、当相談室には専任の保健師 1 名、非常勤の校医 1 名および非常勤事務職員 1 名を配置している。

② 保健相談室の利用状況

平成 14 年度の年間利用者数は 学生 2,568 名、教職員 313 名であり、学生利用者のうち、健診後指導が 52.6%、応急処置が 42.6%であった（『大学基礎データ』表 45）。ただし、この利用者数の中には、身体測定や自分で手当をしていく者、健診再検、対話等の人数は含まれていない。学生健康診断の受診率は 1 年次生 90%、2 年次生 72%、3 年次生 61%、4 年次生 74%であった。

c) カウンセリングルーム

「カウンセリングルーム」は、専門のカウンセラーにより、楽しく快適で自分らしい学生生活を送るための支援を実施している。そこには非常勤の精神科医 1 名、臨床心理士 1 名が配属されている。

① カウンセリングルームの業務

相談業務

- ・相談一般…学業、進路、友人関係、サークル、アルバイト、家族など、学生生活全般に関わる相談
- ・心理相談…心理的、精神的な問題に関わる相談
- ・カウンセリング…定期的な面接
- ・コンサルテーション…教職員からの学生の対応に関する相談
- ・心理テスト…性格、対人関係の悩み、就職、自己理解
- ・グループワーク…箱庭、ミニ・サンドプレイ、コラージュ
- ・居場所の提供

その他の業務

- ・オリエンテーション…フレッシュマンキャンプへの参加
- ・心理テストの紹介…教員からの要請を受けゼミへ出張、実施
- ・委員会出席…学生厚生委員会

② カウンセリングルームの利用状況

平成 14 年度の開室日数は 164 日、総相談件数 283 件（『大学基礎データ』表 45）であり、利用者のうち学生が 57 名、教職員 7 名、保護者が 4 名であった。学生の利用では心理・適応の相談が最も多く 34 名、次いで勉学・進路が 18 名であった。

d) セクシュアルハラスメント対策

セクシュアルハラスメントを防止し、または事案発生時に適切に対処するため、本学では、平成 13 年に「淑徳大学セクシュアルハラスメント防止・対策に関する規程」が制定され、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」が設置されている。その構成は、学部長、大学院研究科長、学生厚生委員長、事務局長、各学科から推薦された教員で、委員長は学部長となっている。この委員会の審議事項は、セクシュアルハラスメント防止のための啓発および研修、相談、紛争解決、その他セクシュアルハラスメントの防止および対策に関する必要事項である。

学生のセクシュアルハラスメントに関する相談、およびセクシュアルハラスメントに起因するとみられる事項に関する相談に常時対応するために、当委員会は、3 名の相談員を推薦し、学長がこれを任命している。相談員はセクシュアルハラスメントについての相談があった場合は、速やかに学部長へ報告し、必要があれば学部長から学長へ報告した上で、防止・対策委員会に学部長より報告することになっている。

「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」は、セクシュアルハラスメントに関して調停の申し出があったときは、同委員会委員長、副委員長および若干名による調停委員会をおくことになっている。セクシュアルハラスメントに関する苦情の申し立てがあり、必要と認められる場合は、事実関係の調査に当たるため外部の弁護士を含めた調査委員会を設置する。この設置期間および委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の調査の終了までとする。これらのセクシュアルハラスメント防止・対策委員会委員、相談員、調停委員会委員、調査委員会委員の任命にあたっては、ジェンダーバランスに配慮するようにしている。

本学部では以上の体制のもと、平成 14 年度の『学生便覧』よりセクシュアルハラスメント相談の項目を設け、相談の窓口としては学事部学生厚生（事務局）、保健相談室、カウンセリングルームとしてあったが、より相談しやすいように平成 15 年 12 月より具体的に 3 名の相談員を写真入で校内に掲示し、それぞれ個別に「学習支援室」、「カウンセリングルーム」、個人研究室への来室、あるいは電話、電子メールでの相談に応じる体制をとり、あくまでも学生側に立って対応することとしている。

【点検・評価および長所と問題点】

「学習支援室」は平成 14 年 4 月からスタートした新設部署で、学生に馴染みがないためパンフレットを作成配布し周知に努めている。成績優秀者の学習意欲向上を促すとともに、フレッシュマンキャンプの欠席学生、授業態度が悪い学生、必修科目を欠席しがちな学生、措置による退学の対象者などと呼び出し、きめ細かく対応、学習意欲の喚起に努めており、自発的に訪れた相談者からは、落ち着いて話ができ、丁寧に対応していると様に好評である。

「保健相談室」は、急病やケガも早期に処置ができ、更に精神的な問題を抱えた学生に対して早期に対応している。トラブルが生じると来室し、上手に利用している学生も多

いが、最近では対話や、憩いを求める学生が急増している。対話の中には恋愛問題や人生設計などもあり、「人としての生き方」などを語り合うことも多くなってきている。一方、身長、体重、視力、血圧等を自由に測定できる環境づくりや検診結果を各自に手渡していることなどにより、学生にとって馴染みやよくなっている。「保健相談室」は、教育的視点からも効果があると思われる。

「カウンセリングルーム」は、平成 14 年度から担当者がフレッシュマンキャンプに参加することになったため、その存在が周知され、利用者が増加した。また、教員とのコミュニケーションもでき、連絡もとりやすくなった。恋愛、友人関係、学業などのちょっとした躓きで気軽に来談する学生がいる一方、身体症状、問題行動、食行動異常などを抱えて、「保健相談室」などから紹介されるケースも増えている。いずれも悩む力が低下していることを示している。前者では、カウンセリングの枠にとらわれず、対人関係のスキルアップを指導するなど、教育的な配慮をしている。後者のケースでは、医療につなげるなどの外部の治療機関との連携が必要であり、カウンセリングルームでは学生生活のサポート的な役割を果たしていると評価できる。

【将来の改革・改善に向けての方策】

「学習支援室」は以下の方向性をもって、改善の検討を始める予定である。

- ① GPA 制度、アドバイザー制度と「学習支援室」とで、よりきめ細かな学習支援体制の確立、維持を行い、学生一人ひとりの教育効果を高め、習熟度別に学習指導を徹底する必要がある。
- ② 退学予備軍を放置することなく、アドバイザーと協力し早期の履修、生活相談等を迅速に行うことが必要である。
- ③ 成績不振者、出席不良者のバックアップに関して、補講等も視野に入れ具体的な方策を検討する必要がある。
- ④ メンタルケアに関しては、個々の学生がそれぞれ居心地の良い場所を見つけ、分散しており、その情報も集約されていない。今後は関係部署のケース会議を定期的で開催し、それぞれのケースについての方針を確認、共通の理解で対応する必要がある。
- ⑤ 学生のデータベースに関しては、平成 15 年度より学事部の基幹システムに組み込まれたので、それを活用していくことになるが、今後はより詳細なデータベースを作成し、分かり易い情報の提供ができるようにしたい。
- ⑥ 成績優秀者に対する奨学金の見直しを検討する必要がある。

「保健相談室」においては、全学年を通じて健康診断の受診率をいかに上昇させるかが、今後の課題である。更に、健診結果を受け取りに来る学生が 65%と低率であり、健診結果を全員に渡す方法も検討していく必要がある。保健師の勤務時間は現在午前 9 時から午後 5 時、事務のパート職員が午後 1 時から午後 6 時の勤務となっている。保健師が不在の時や対応で忙しい時には、パート職員が対応をしているが、継続勤務が 3 年と決められているため、業務に慣れた頃に交代となってしまう。適任者には継続して永く勤務してもらえ

るよう検討を始めたい。学生が抱えている問題が複雑化してきており、早期に対応し改善しけて行くためには、他部署や各教職員との情報交換が大切である。そのためには各教職員が問題意識を持つとともに、情報交換の組織作りに着手する予定である。

「カウンセリングルーム」では、学生の悩む力が低下しており、従来のような学生の自主的な来談による相談、カウンセリングが成り立ちにくくなっている。従って、学内の他の相談担当者との連携がますます大切となってくるので、他の部署との連絡会やシステムの整備を進める。また、学業不振、問題行動、身体症状のような形で心理的な問題が現れる学生に対し、積極的に働きかけられるよう「カウンセリングルーム」の位置づけを再検討する予定である。

対人関係のスキルアップを醸成する場として、学部全体として、課外活動、学校行事の活性化、各種のプログラムの提供、談話室などの運営や教職員の行事等への積極的参加も一層進めたい。

セクシュアルハラスメント対策については、今後更に詳しいパンフレットの作成や教職員への研修や関連資料等の配布で、なお一層の啓蒙活動を行う予定である。

(c) 就職指導

【現状の説明】

今日、社会のあらゆる分野で、真のリーダーとリーダーを支える貢献性の高いフォロワーたる人材が強く求められている。次の時代を託するに十分な志と基礎的な知識をもった人材を養成し、それらリーダー、フォロワーの予備軍として社会に貢献する学生を輩出するには、大学における就職指導は大変重要な役割である。本学部では、学生の進路、なかなんぞく、就職に関する事項を審議する「キャリアセンター」、学生の就職活動全般を支援する「キャリア支援室」そして学生の進路選択やキャリア開発に関し指導するゼミの教員、以上の3者が三位一体となって、全体の就職支援指導体制を構築している。具体的には、「キャリアセンター」は学部長より委嘱された教員5名と後述する「キャリア支援室」の室長により構成され、年度ごとの目標を設定し、支援指導の成果を上げるべく「キャリア支援室」と密に連携し、運営されている。「キャリア支援室」は、専任職員3名、派遣職員2名で構成され、職業安定法に基づき、就職希望者に対し次のような職業紹介業務ほかを行っている。求人受付・掲示・管理、求人依頼・開拓・調査、進路調査・受付・管理、就職指導(含面接指導)・相談、就職資料収集・提供・管理、社会実習(インターンシップ)に関する諸業務、資格取得支援のための諸業務、その他就職に関する諸業務である。

本学部では上記の就職指導体制のもと、次表に示すように各種の就職指導を3年次生から実施しており、就職ガイダンス、適性/SPI試験準備、講演会、セミナー、面接指導等を主たる内容としている。なお、ジョブフェアは毎年年初に開催され、大手・中堅優良企業を中心に、企業と大学間の理解を促進するとともに、学生の企業開拓の場としての役割を果たしている。平成15年2月のジョブフェアでは、参加企業32社、参加学生312名で

あった。大学側からは理事長・学長・学部長他関連教職員が参加して企業との連携を強化し、学生は興味を持つ企業のブースを訪れ企業・業界に関する情報を得ている。

【表 7 就職指導行事等】

国際コミュニケーション学部

月	就職指導行事等
4	第2回就職ガイダンス
5	公務員試験ガイダンス、職業適性検査
6	就職用論・作文セミナー、第1回就職講演会、ベンチャー企業研究、情報処理適性検査
7	第3回就職ガイダンス、ベンチャー企業研究
8	
9	公務員試験専門講座、公務員試験専門講座模擬テスト
10	第4回就職ガイダンス、業界・企業研究
11	業界・企業研究
12	面接対策セミナー、第2回就職講演会、就職体験発表会
1	第5回就職ガイダンス、ジョブフェア
2	グループディスカッション・ディベート特訓セミナー、ジョブフェア
3	

「キャリア支援室」は随時個別面談に応じており、就職相談や情報提供を行い、学生の便宜を図るとともに毎年就職の手引書として『PLACEMENT GUIDE』を発行・配布している。

また、当支援室では、学生に最新の情報をタイムリーに提供するため、求人票・企業情報・卒業生就職先資料・参考図書・就職関係刊行物等を整備している。更に、インターネット専用パソコンを設置し、学生に提供するなどの便宜を図っている。

平成14年度の就職状況は、民間企業へ341名、官公庁へ5名、計346名が就職し、大学院への進学者は7名であった。フリーター等その他は207名で、卒業生560名に対し30%台の半ばを占めている（『大学基礎データ』表8）。なお、本学部の卒業者の多くが民間企業に就職しているが、主な業界としては小売業36%、サービス業26%で、この2業界で6割以上を占めている。

【点検・評価および長所と問題点】

就職指導体制については、「キャリアセンター」・「キャリア支援室」・「ゼミ」の三位一体体制が構築されているが、逐年、非就職者（フリーター等）占率が高くなっており、今後、「就職」についての動機づけを始めとして、職業意識の醸成等のよりきめ細かな教育・訓練や、前記3者間の一層の連携による機能発揮が急務である。

そのためにも、3年次生に重きが置かれている現行の就職指導のあり方を、抜本的に変え、入学後の早い段階からキャリア指導・支援を行う必要を痛感している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学4年間を通じたトータルな就職指導（キャリア教育）が必要であり、現在3年次生から重点的に行われている進路指導を、大学初年次から始める必要があるとの認識から、現在その具体的内容の検討が進められている。1年次に頭の中で考えた自分の進路がイメージ通りであったかを、2・3年次の早い段階で体感すべく、平成16年度より社会実習（インターンシップ）制度の大幅な充実が図られることになっている。このように、大学入学初年次に一人でも多くの学生が動機づけされ、自分の進路を発見し、社会実習で現場経験をする、またその過程で進路指導を受けるといような、トータルなキャリア教育を実現すべく、現在準備が進められている。

（d）課外活動

【現状の説明】

本学部では、学生の集団生活を通じての人格形成と才能を磨くための場として、課外活動に対しての支援を行っている。学生の団体活動は活動状況に応じて認定団体（17団体）、準認定団体（23団体）、届出団体（29団体）の3種の区分を設けている。基本的には学生の自主性による活動に任されているが、助言や相談に応ずるために、専任教員が各1名顧問として任にあっている。年度ごとに活動状況と会計報告を受け、調査し、定められた認定基準によって援助する。なお、文化系と体育系のサークル間に「サークル連絡会」を設け、部室の割当てや施設使用の調整を行っている。これらの支援に加えて、国際的および全国レベルで活躍する団体に対しては学校法人による助成があり、その実績レベルに応じた支援も行われている。また、本学園では毎年優秀な成績を上げた団体や個人に対し、「スポーツ・文化等奨励賞」を授与している。平成16年「スポーツ・文化等奨励賞」では、本学部の卓球部・女子ソフトボール部の2団体と女子柔道の個人が最優秀奨励賞を授与されている。

学生の研究成果の発表、文化系団体の発表、そして、体育系団体にとっては活動状況のアピールの場として、多目的の全学部行事である「淑徳祭」（大学祭）が秋に実施されている。「淑徳祭」では、学生が淑徳祭実行委員会を作り、その企画立案・運営・実行にあっている。

【点検・評価および長所と問題点】

課外活動のクラブ・サークル 69 団体は、リーダーズキャンプ等を通じ相互の交流が密になっており、キャンパスの活性化に寄与している。大学や学校法人による支援を受け、体育系クラブは、卓球部、女子柔道部、バーンゴルフ部といった国際大会に出場する選手や、バドミントン部・女子ソフトボール部のように全国大会および関東大会で活躍しているクラブ・選手も多くなっている。地域との交流では、卓球部・バーンゴルフ部が中心に

月例会や大会を開催して活動している。

文化系クラブでは、吹奏楽団部が地域の要請により夏祭りでパレードを実施し、また、環境ボランティアサークルによるごみ減量への分別回収の取り組みは、地域で高い評価を受けている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

クラブ・サークル団体の増加に伴って、クラブ棟の改築もしくは新築やクラブ・サークル補助費の増額、更に文化系の活動施設（音楽系の防音部屋など）の増設などの検討を開始する予定である。このように、経済的支援と活動する施設・設備などの環境づくりを一層進めたい。

（2）大学院学生の学生生活への配慮

1）社会学研究科

（a）学生への経済的支援

【現状の説明】

奨学金としては、本学大学院独自の淑徳大学大学院給付奨学金（一般給付奨学金、特別給付奨学金、留学生給付奨学金）と貸与奨学金、それに淑徳大学千葉協賛会（父母会）の協賛会貸与奨学金がある。更に学校法人による私費外国人留学生の授業料等減免の制度がある。学外のものとして日本育英会奨学金および日本国際教育協会私費外国人留学生学習奨励費がある。（『大学基礎データ』表 44 「千葉キャンパス」）。

淑徳大学大学院一般給付奨学金と貸与奨学金は、いずれも「人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額」を給付または貸与するものであり、また淑徳大学大学院特別給付奨学金は、一般給付奨学金の受給資格に加えて「人物ならびに学業成績が特に優れ、本大学院学生の模範生たるにふさわしい者に対し、その年度内の授業料の全額」を給付するものであって、更に淑徳大学大学院留学生給付奨学金は、特に外国人留学生を対象にした、上記の一般給付奨学金および特別給付奨学金であるが、いずれの奨学金も前年度の成績と面接の結果により採用が決定される。授業料等の減免は留学生全員が受けている。一方、協賛会貸与奨学金は、「修学の意志がありながらも家庭の事情等により、学費の納入が著しく困難となり、学業半ばにして修学を断念せざるをえない状況に立ち至った学生」に対し、1年間の学費相当額を上限として貸与する制度である。淑徳大学大学院一般給付奨学金については、毎年かなりの数の応募があり、平成 14 年度は 5 名、平成 15 年度は 6 名の者が採用された。また淑徳大学大学院留学生給付奨学金については、平成 14 年度は 2 名、平成 15 年度は 1 名が採用された（いずれも授業料の半額）。なお、淑徳大学大学院特別給付奨学金では、平成 14 年度の該当者はいなかった。一方、淑徳大学大学院貸与奨学金については、平成 14 年度は 4 名、平成 15 年度は 3 名が採用されたが、そのうち平成 14 年度の 1 名については、院生の置かれた状況を勘案

して授業料の全額が貸与されている。また協賛会貸与奨学金は、コンスタントに応募者が出る性格のものではないが、必要に応じて、採用が行われている（平成 14 年度該当者なし）。

【点検・評価および長所と問題点】

奨学金については、比較的制度が整備されており、また個々の院生の置かれた状況を勘案してかなり配慮も行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところでは必ずしも改善・改革の必要を認めないが、大学院学生数の増加等の要因が今後不都合を生み出す恐れもあり、一方では学部の奨学金をも含めて、本学の奨学金全体のあり方を、「大学改革実行委員会」において検討しており、その一部は平成 16 年度より実施する予定である。

（b）生活相談等

【現状の説明】

本学大学院は、独立大学院ではないため、院生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮も、基本的には学部学生への配慮と異なるものではなく、学部学生の利用するサービスは全て大学院生も利用しうるものとなっている。

しかし大学院では少人数の授業が多く、また指導教員を始めとする教員との接触の機会も比較的多いため、心身の健康や生活等については、かなり多くの教員が気を遣い、また教員間でも情報の交換が行われ、配慮されている事実がある。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように、現状はむしろ学部学生より配慮されているとも言える状況があり、きめの細かい親身の配慮が行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の状態を維持するには、教員の側の精神的・時間的余裕が欠かせない。そのためにも、授業負担を抑える工夫が、現在、「大学院将来構想検討委員会」で検討されている。

（c）就職指導等

【現状の説明】

社会学研究科の院生のための就職指導の機会は、特別には設けられていないが、少人数授業が多く、平生から院生は指導教員を始めとする教員との接触の機会を通じて、就職の指導は日常的に行われている。

なお、大学に届いた教員、研究員等の公募書類については、大学院の院生共同研究室脇の掲示板に、その都度掲示されている。

【点検・評価および長所と問題点】

院生の場合、その就職希望が大学事務局の就職担当の扱う内容に馴染まないことが多く、

その限りでは現在の就職指導のあり方は適切であると判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、大学事務局を通じた院生の就職支援業務のあり方については、現在、「大学改革実行委員会」において検討が進められている。

2) 国際経営・文化研究科

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

院生への経済的支援に関しては、奨学金として、本学大学院独自の淑徳大学一般給付奨学金、淑徳大学特別給付奨学金、淑徳大学留学生給付奨学金、淑徳大学貸与奨学金がある。加えて学校法人による私費外国人留学生の授業料等減免制度がある。学外のものとしては、日本育英会第一種奨学金、日本育英会きぼう 21 プラン奨学金、私費外国人留学生学習奨励費および（財）米山ロータリー奨学金がある。

本学大学院の一般給付奨学金と貸与奨学金とは人物的にも学業的にも優秀な者が対象となり、特別給付奨学金は更に模範生としてふさわしい院生が選ばれることになっている。一方、外国人留学生に対しては、留学生給付奨学金や私費外国人留学生の授業料等減免が用意されている。これらの奨学金は大学院の担当者による書類審査や面接によって対象者を決定してゆく。米山ロータリー奨学金については、候補として1名選び、更に米山ロータリー奨学金側の審査を受けることになる。

奨学金の応募者は年々増える傾向にあり、その採用者の選出は、誰もが納得できる基準で、公平に行っている。平成 14 年度では、本学の一般給付奨学金に 7 名、特別給付奨学金に 0 名、外国人留学生給付奨学金に 12 名、私費外国人留学生の授業料等減免に 12 名、貸与奨学金に 0 名が各々採用され、また、日本育英会第一種奨学金に 5 名、日本育英会きぼう 21 プラン奨学金に 3 名、私費外国人留学生学習奨励費 4 名、（財）米山ロータリー奨学金に 1 名が採用された（『大学基礎データ』表 44 「みずほ台キャンパス」）。

【点検・評価および長所と問題点】

奨学金については、制度が良く整備されている。外国人留学生に対する配慮も充分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、大学院の院生の増加と共に、奨学金応募者の一層の増加も見込まれるので、本学の奨学金の予算面での充実に向け「大学改革実行委員会」において検討しており、一部は平成 16 年度より実施の予定である。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

院生の心身の健康保持・増進および安全衛生への配慮は、基本的に学部学生への配慮と同じで、保健室やカウンセラー等のサービスは院生も平等に利用できるようになっている。また、大学院は少人数の授業が多く、教員と院生との接触も密になるため、教員自身が院生の心身の健康や生活等について気を遣っている。ただ毎年、1名程度の割合で精神的な病気で休学する院生がでていたため、そのような学生への早期の配慮も必要である。

【点検・評価および長所と問題点】

現状では院生の人数が少ないこともあり、配慮はよく行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状を維持していくため、今後の教員の負担が増えないようにしてゆかなければならない。それと同時に、院生の精神状態への一層の配慮を進めていく。

(c) 就職指導等

【現状の説明】

院生のための就職支援は、学部学生のためのサービス部署を同様に利用できるもので、ほぼ学部学生と同じである。また、指導教員を通しての就職の紹介なども行われている。大学院修了後の進路については、平成14年3月修了の大学院一期生の場合、就職4名、職業のある人4名、その他4名、進路不明4名であり、平成15年3月修了の大学院二期生の場合、就職5名、職業のある人6名、その他3名、進路不明6名であった。

【点検・評価および長所と問題点】

学部事務局の就職担当が用意する就職先は院生には馴染まないことが多いので、今後の検討課題である。指導教員による就職指導は比較的適切に行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生向きの就職先も用意して、事務局の就職担当が対応できるよう検討を進めていく予定である。

1 2 管理運営

(1) 大学・学部の管理運営

(a) 教授会

【現状の説明】

教授会は、専任の教授、助教授および講師をもって構成され、そこでの審議事項は、① 教育課程および試験に関すること、② 学生の入学、休学、復学、退学、卒業に関すること、③ 賞罰に関すること、④ 教員の人事に関すること、⑤ 学則その他学部に係わる諸規程に関すること、⑥ その他学部に関する重要事項の6項目である（「学則」および「教授会規程」）。

教授会の下には、これらの審議事項に関わって、人事委員会、企画総務委員会(社会学部)、教務委員会、学生厚生委員会、図書館運営委員会等の各種委員会が設置されており、審議に必要な事項の検討、起案等がなされている。なお、教授会は、原則として毎月1回定例で開催するほか、入試の判定等必要に応じて適宜臨時に開催される（「教授会規程」）。

学部長は、学部の教育・研究を統括する立場にあり、教授会を招集するとともにその議長となり、学部の意見を集約する。学部長は、学部の調和を図り、教授会に先立って学部運営を円滑化するために、その諮問機関として「学部運営協議会」を設置し、学部の教育・研究や管理運営に関する重要事項を協議している（「学部運営協議会規程」）。構成員は学部長の他、学長、学科長、教務委員長、学生厚生委員長等であり、各構成員はそれぞれの部署の責任者として学部長と協力しながら、学部・教授会の運営に当たっている。

全学的審議機関である「大学協議会」へは、学部を代表して学部長および学部代表教授（慣例として各学科長）が出席することで、学部教授会と「大学協議会」との連携協力を図っている。また、学長、理事長および常任理事は教授会に出席することができ、他方で学部長は学長、理事長、および常任理事に教授会への出席を求めることができるなど、教授会と全学組織あるいは学校法人との連携を図っている。なお、おおよその管理運営の組織は、【図5 淑徳大学管理運営組織】(p.236)に示した通りである。

【点検・評価および長所と問題点】

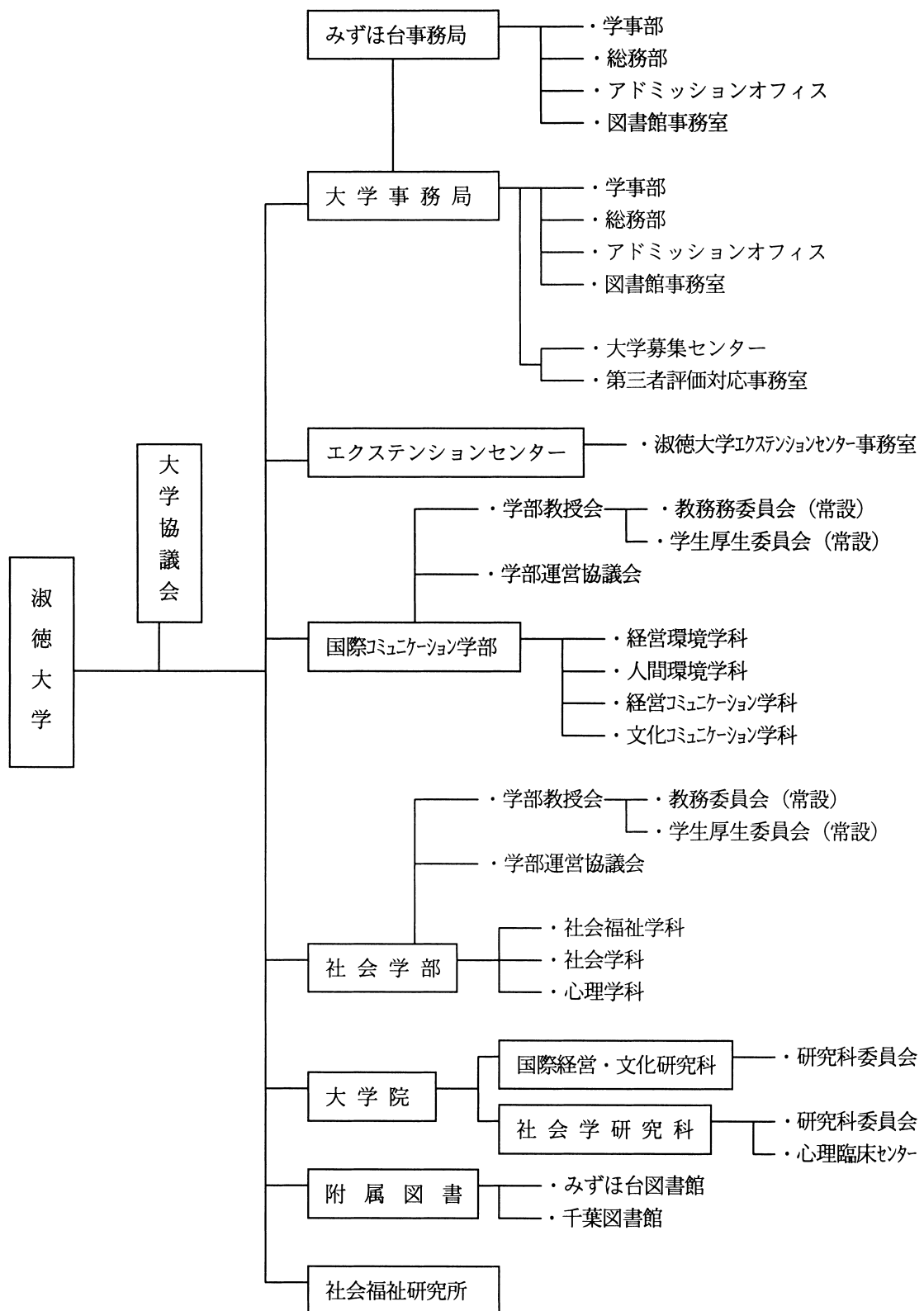
学部教授会は専任教員の全てにより構成され、構成員の誰もが等しく教育課程や教員人事等について意見を表明する機会が与えられており、その機能を適切に果たしている。また、教授会における審議事項の範囲も適切である。

教授会の議長である学部長は、各種委員会と密接な連携を保っており、十分に教員の意見に耳を傾け、意見の集約を図っていると評価できる。

更に、学部教授会は全学的審議機関である「大学協議会」へ、学部長ならびに学部代表教員（学科長）をその構成員として送り出しており、両者の協力・連携もスムーズに行われている。

ところで、教授会には大きな権限と責任が与えられているが、大学改革が進むなか、そこでの報告・検討・審議等の事項は加速度的に増加しており、限られた期間内での適切

【図5 淑徳大学管理運営組織】



かつ迅速な審議には限界が生じつつある。教授会自治を損なわない限りで、審議事項の精選化や一部の事項の執行機関決定への委譲も必要となってきた。重要な事項には審議を尽くすも、より機動的で簡素化された教授会運営が要請され始めている。また、学部長には学部運営と大学総体の運営への関与の2面において多大な役割と責任が負わされているが、学部長をサポートする体制は充分とは言えない。過重な負担に喘いでいるのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新たな教授会運営方式への模索は、既存の各種委員会における事前の検討・審議事項の一層の精選化や、新たに発足している「学部改革実行委員会」による改革への答申の尊重などを通して、徐々にではあるが着実に進められているところである。なお、国際コミュニケーション学部では後述の「3) 意志決定」の項で触れる「政策会議」が立ち上げられており、この方式も参考になろう。

学部長による学部運営をサポートする体制として、学科長との緊密な協力・連携体制を一層強化する必要がある。そのためには学科長権限の明確化を図るための規程の整備が急がれ、今後その検討に着手する予定である。

(b) 学長、学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

学長の選任は、「学長選任規程」(学園規程)に基づき、学長選考委員会により選考された候補者について、理事会の議を経て理事長が任命することと定められている。具体的には、理事長、常任理事および学長からなる「学長選考委員会」は、学長候補者1名を選考する。このように、本学では理事会主導による学長の選出が行われている。なお、学長の任期は3年であり、再任は妨げられていない。学部長は、「役職者選任規程」に基づき、学長が専任教員の中から選任し、理事長が任命することと定められている。学部長の任期は2年であり、再任は妨げられないが2期4年までである。

学長は、大学の執行責任者として校務をつかさどり、所属教職員を監督することが規程化されている(「組織、職制および分掌規程」(学園規程))。その主たる内容は、大学を代表するとともに、大学全般の重要事項を審議する「大学協議会」を招集して、その議長になる。また、教授会、「学部運営協議会」に出席して意見の聴取・意見の開陳ができる。更に、学部長と協議の上、各種委員会の委員長および委員の委嘱を行っている。加えて、理事会の構成員として(慣例として大学長は理事)理事会における審議に参加するなどが、学長の権限として明示されている。学部長の権限は、その学部の教育・研究を統括するものであり、学部教授会および「学部運営会議」を招集しその議長となる。その主たる内容は、学部を代表すると同時に、学科長および常設委員会委員長と協議を行うことを通じて、学部運営の責任を負っている。また、「大学協議会」の構成員となることで、学長に協力しながら大学全体の重要事項の審議に加わっている。

現在、大学改革が急速に進むなか、学長の判断が求められる事項が広範囲化し、かつその責任も重くなっている。本学においても、学長に大きな権限と責任が付与されるに伴い、学長を補佐するために学長補佐が任命されている。学長補佐は、学長から委嘱された事項について調査・研究をし、学長を補佐することが求められている（「学長補佐規程」（学園規程））。そして、現在、学長のリーダーシップの下、本学の改革に向けて様々な施策が立案、実行される過程において、学長補佐は欠くことのできない重要な役割を担っている。

【点検・評価および長所と問題点】

学長の選考手続について、各大学はその大学の理念・目的が達成されるよう、それぞれの歴史のなかで独自の方法を模索し、選び取ってきている。本学においても同様であり、それが現行の「学長選考委員会」による学長の選考手続である。もとより、大学を代表する学長の選出において、教学側の意向が反映されるべきことは当然であるが、実質的に教学側の意向を汲み上げることに努力してきた結果、これまでのこの選考方法による学長のもと、本学は順調に発展を遂げてきており、選考方法に関して疑問が提出されることはなかった。学部長の選考では、学長による選任ののち、理事長がこれを任命する方法をとっているが、ここでも、実質的に教学側の意向を反映すべく、学長は学部長や学科長等の意見を尊重して選任を行っている。学部長の選考においても、学長の場合と同様、学部の運営において十分にその機能を発揮できるという結果が現れている。

大学改革に向けての自己改革が、大学存続の喫緊の課題となっている環境のもと、学長あるいは学部長のリーダーシップがこれまで以上に要求されており、そのためには、法人理事会と密接な連携を保ちつつ、かつ教学側の意向も尊重することが、学長および学部長に求められている。このような観点からも、現行の学長および学部長選考方法は適切なものであると評価できる。しかし、制度として学長・学部長の選考において、教学側の意向を直接反映できるような仕組みを検討する余地は残っている。

学長および学部長の権限については、それぞれ「大学協議会」や学部教授会等を主催することを通じて、大学あるいは学部の運営を適切に行うにたる権限と機能分担を行っているとして評価できる。学長は、法人理事会、「大学協議会」、教授会および「学部運営協議会」のメンバーとして、教学組織と法人理事会との意志疎通に充分努めてきていると評価でき、学部長も、学長と協力しがなら、学部および大学全体の運営に適切な権限と責任を有してあっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学長ならびに学部長の選考において、制度として教学側の意向を直接反映できる仕組みの検討は、教学側の協力が不可欠である大学改革の進行状況を考慮しながら、今後も慎重に検討を重ねる予定である。

(c) 意志決定

【現状の説明】

本学における意志決定に関わる組織としては、「大学協議会」、各学部「教授会」および各「学部運営協議会」がある。「大学協議会」は、大学全般の重要事項を審議し、学部「教授会」は学部の教育課程・教員人事等、学部に関わる重要事項を審議することを通じて、大学の意志決定に与っている。このうち大学の意志決定に大きな役割を果たしているのは「教授会」であり、各学部の理念や意向を十二分に配慮した上で、大学としての意志決定がなされている。「大学協議会」は次項で述べるように、実質的には学部間の報告・連絡あるいは調整がその主な役割となっており、年に5回程度開催されるにとどまっている。なお、「学部運営協議会」は学部長の諮問機関であり、学部の①教育研究に関する事項、②管理運営に関する事項、③その他の重要事項を協議することで、学部運営の円滑化に寄与することで、大学の意志決定に関わっている。毎月1回開催され、構成員は、学部によって若干の相違はあるが、学長、学部長、大学院研究科長、図書館長、学科長、教務委員会委員長、学生厚生委員会委員長、事務局長および部長であり、必要に応じて理事会役員の出席がなされている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学の意志決定において、各学部の教授会が大きな役割を担うことにより、教授から専任講師までを含めた全教員の意見や意向が、直接、大学の意志決定に反映しやすい仕組みになっている。その意味では、民主的な合議体制が確立しているといえる。しかしながら、この体制では各学部教授会間の協議や意見調整が必ずしも上手くゆくとは限らず、しかも、迅速性に欠ける嫌いがある。急激な大学改革が進行するなかで、学長のリーダーシップを発揮するためには、全学的な意志決定に関わる「大学協議会」が単なる学部間の連絡・調整役にとどまることは許されない。今後、大学が向かうべき方向を定め、それを強力に推進する際に、このままでは弱点となる可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現今の大学を取り巻く厳しい状況下、大学は否応なく明確な意思決定プロセスの確立と学長の確固としたリーダーシップの発揮が求められる。学長がリーダーシップを発揮し、かつ現在本学が推進している「将来構想」に基づく全学的な改革を実行に移すため、学長直轄の諮問機関が昨年度より設置された。学長を議長とし学長補佐、学部長、事務局長等7名からなる「改革推進会議」は、改革の方針・計画の策定、点検・評価、統括を行い、この「改革推進会議」のもとに同じく諮問機関として「大学改革実行委員会」が学長補佐を委員長として発足している。これら諮問機関による答申を受けて全学的に明確な方針を打ち立て、それらを組織としての決定事項とすべく「大学協議会」は、その本来の機能である全学的に教育課程や管理運営を審議する権限を発揮することが求められており、現在このような方向での組織編成が強力に進められている。

なお、国際コミュニケーション学部では、毎週、学部長、学科長、事務局長および部長からなる「政策会議」を開催し、教授会審議事項の精選を行い、迅速な意志決定を図る試みがなされており、その充実を今後とも図っていく予定である。

(d) 大学協議会

【現状の説明】

「大学協議会」は、学長のもとに大学全般の重要事項を審議するために設置されている（「淑徳大学大学協議会規程」）。そこでの審議事項は、① 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、② 大学の教育・研究に関する事項、③ 大学の管理運営に関する重要事項、④ 学部その他の機関の連絡調整に関する事項および⑤ その他の重要事項である。構成員は、学長、学部長、大学院研究科長、附属図書館長、学科長、事務局長および幹部職員であり、役員および常任顧問は必要に応じて出席することができるとなっている。なお、「大学協議会」は、両キャンパス持ち回りで、年に5回程度開催されており、構成員の出席率は極めて高い。

【点検・評価および長所と問題点】

「大学協議会」は、その構成員から伺えるように、全学の各主要組織の代表者を網羅しており、また、審議すべき事項の領域も適切である。会議における議論は活発で、学部間の意見交流・意志疎通の場として、十分な機能を果たしている。しかしながら、社会学部（千葉キャンパス）および国際コミュニケーション学部（みずほ台キャンパス）がそれぞれ千葉県と埼玉県に離れていることや、歴史の長さの相違、あるいは各学部の自由裁量を優先し勝ちな気風等により、学部間の統一性よりも、各学部の独自性を主張することが多かったのも事実である。そのために、「大学協議会」は大学全般にわたる重要事項の審議機関であるにもかかわらず、上記④事項の審議が主となりがちで、大学全体として統一性を持った②事項あるいは③事項の審議の深化は、学部事情が優先されて後景に追いやられ勝ちであった。前項「3 意思決定」で述べた、学長直轄の諮問機関である「改革推進会議」のメンバーと「大学協議会」のメンバーは重なる部分が多く、その限りでは両者間は十分な意志疎通・連携が可能であるが、これら会議はその機能・権限を異にしており適度な緊張関係を保つ必要がある。「大学協議会」は前者の中に埋没しないよう、その権限範囲を確認した上で、その期待される機能を行行使す必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

様々な考えを持った教職員の意向に配慮しながら、学長を始めとするトップ・ダウン方式の導入を開始しているなか、規程上は十分な機能と権限を有する「大学協議会」を、いかに、実体としても全学的な意思決定機関に育て上げるかが今後の課題である。これからも大学改革の中で議論を積み重ねていく予定である。既に「大学協議会」の諮問機関として「学長補佐会議」が設置され、「大学協議会」の機能の活性化が図られており、同時に、会議開催回数を増やすだけでなく、教学を含めた全学的な組織・運営の見直し、再編に向け着手を開始したところである（「(補) 大学改革へ向けて」 p.281 参照）。

(e) 教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

大学と法人理事会との連絡・協議は、定例的に、「大学協議会」および各「学部運営協議会」において行われている。「大学協議会」には、その構成員として理事会役員および常任顧問が出席しており、「学部運営協議会」でも、同様に、理事会役員の出席がなされている。このように、大学あるいは学部・大学院の要望等は、比較的スムーズに理事会に伝えることが出来る仕組みになっている。また、法人理事会の理事は、法人の設置する学校の学長、校長、園長、評議員および学識経験者のうちから選任されることになっており（「寄付行為」）、伝統的に学長は理事を兼ねている。平成 14（2002）年からは、学長は理事長職も兼ねている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学と法人理事会との関係では、【現状の分析】で述べたように、楔型相互乗り入れ方式による、緊密な連絡・協議システムができており、効率的でかつ相互に意志の尊重がなされる関係が保たれている。しかし、幼稚園から大学までを有する法人としての立場と、いわゆる「冬の時代」を迎えつつある大学の立場が、今後とも、必ず一致する保証はない。また、時代の急激な変化に対応するためには、大学と理事会との間の意志決定調整に関わる機構の整備は、まだ不十分と言わざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現行のシステムで特段の問題点は生じておらず、当面、現行のままで良いと思われるが、法人（経営）と大学教学組織との間に重大な見解の相違が生じた場合、両者間の調整を図る仕組みのあり方を、将来の課題として検討を開始することを考慮している。

（2）大学院の管理運営

【現状の説明】

大学院研究科の管理運営組織については、「淑徳大学大学院学則」により「研究科委員会」が設置されている。「研究科委員会」の構成員は「大学院担当の専任教員」であり、審議される事項は以下の通りである（「同学則」）。

- 一 入学試験に関する事項
- 二 教育課程に関する事項
- 三 課程修了の認定に関する事項
- 四 学位論文の審査に関する事項
- 五 学位授与に関する事項
- 六 学生の身分に関する事項
- 七 大学院担当の人事に関する事項
- 八 大学院における自己点検・評価の実施に関する事項
- 九 その他、研究科委員会が必要と認める事項

「研究科委員会」の運営に関する事項は、「大学院学則」に基づく「淑徳大学大学院研究

科委員会運営細則」によっている。

「研究科委員会」は、原則として毎月1回定例で、研究科長の召集により開催するほか、必要に応じて適宜開催している。また、「研究科委員会」と学部教授会の相互間の連絡・調整を目的として「大学院委員会」を設置している（「淑徳大学大学院委員会細則」）。ただし、現在は、研究科長が「学部運営協議会」の正式構成員となっていて、大学院と学部との連絡・調整といった主目的が達成されているため、「大学院委員会」は現在のところ開催されていない。

淑徳大学大学院の各専攻には、当該専攻の運営に関する事項を審議するために、「専攻会議」を置いている（「大学院学則」）。各専攻の主な審議事項は、カリキュラム、授業方法、修士論文の指導・審査のあり方、入試関連事項等多岐にわたっている。研究科の「専攻会議」は、各専攻とも原則として毎月1回定例で、専攻主任の召集により開催するほか、必要に応じて適宜開催している。

研究科長の選任は、「大学院学則」に基づき、別に定める「役職者選任規程」によっている。すなわち、「学長が専任教員の中から選任し、理事長がこれを任命する」ことになっている。また、専攻主任は、「当該専攻に属する専任教員の中から学長が任命する」ものとされている。任期は、研究科長・専攻主任とも「1期2年」で、「1期に限り再任」が認められている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院研究科の管理運営組織の内容と活動については、現在までのところさしたる問題は生じていない。もし問題があるとすれば、大学院研究科委員会と学部教授会との連携の希薄さに求められるであろう。学生数からいっても雲泥の差があり、学部が主で、大学院が従になりがちなのは否めない。これも、専任教員全員が学部との兼担である大学総体の組織上の問題から派生していると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院の自律性を確保するためにも、上記の問題点は「大学院将来構想検討委員会」および「専門職大学院設置検討委員会」において検討課題になっている。

13 財政

(a) 教育研究と財政

【現状の説明】

平成 14 年度の法人全体に占める本学の財政規模は帰属収入に占める割合で見ると法人全体の 15,787 百万円に対し本学は 7,548 百万円で 47.8%と半分弱である。

本学が教育・研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政的基盤を、消費収支計算書の財務関係比率を通して見ていくと、平成 14 年度では帰属収入に占める割合は学生生徒等納付金が 90.3%、次に補助金が 5.4%、寄付金が 1.1%、その他である。支出では人件費が 34.2%、教育研究経費が 18.4%、管理経費が 9.4%、借入金等利息が 0.3%、その他である（『大学基礎データ』表 46-2）。

収入のうち、学生生徒納付金は、平成 9 年度に大学の学費改定がなされて、入学金 200 千円、授業料 800 千円、施設維持費 400 千円と初年度納入金合計が 1,400 千円となり（他大学に比べ高額の設定）、また臨時定員増措置ならびに改組による定員増を図った結果、納付金収入の増加と安定的な収入の確保がなされ教育研究施設・設備への投資と資金の留保が可能となった。

補助金は、私大等経常費補助金の予算は総額抑制されており、内容的には一般補助から特別補助あるいは特定の教育研究事業への配分に移行している。本学の補助金収入は、学部・学科等の開設（含む大学院）の年次進行による定員・学生数の増加に伴い増収となっており、平成 14 年度に 5%を超えた。

支出では、事務職員数は、退職者の補充を含め抑制しているため漸減しているが、専任教員は、大学の学部・学科等の改組に伴い増員計画が進んでおり、大学設置基準数を超えた採用または補充をしている。そのため教職員の総数は漸増しており、人件費の総額は増加傾向にある。なお、教員の給与の状態は、『大学基礎データ』表 23 に示すとおりである。

中・長期的な財政計画と総合将来計画については、学園の中・長期経営方針のなかの「21 世紀の学園創り」に、「教育・研究及び管理運営の安定」を将来に向けて確保するため、学園傘下の各学校が将来構想を明確にし、① 教育内容の改善・充実、② 総合施設計画に基づく教育環境の整備、③ 財政基盤の安定を推進することが掲げられている。その財政基盤の安定では、① 学則定員で運営できる体制の確立、② 適正な教職員体制の確立、③ 健全な財務体質の確立（収支差額の確保）を謳っている。

【点検・評価および長所と問題点】

本学の消費収支の状況は同規模校と比較すると学生生徒等納付金への依存度が高い。また、人件費比率が低い。

現時点での人件費は固定費として大学財政を圧迫するまでには至っていない。しかし、今後は、教員の最多数層（51 歳～60 歳）の年次進行とともに、人件費は上昇し、70 歳定年制から段階的に 65 歳定年制への移行措置が採られているが、効果は今しばらく現れず、また、大学教育の内容充実に必要な専任教員を更に確保する必要もあり、教員人件費

は上昇するであろう。定員及び学生数の減少による納付金を始めとする帰属収入の減収に対し、人件費比率は年々高まることが予測される。

教育研究経費比率はやや低い。今後とも教育・研究活動の活性化や質の向上の観点からも、予算の重点配分と学生への還元が必要である。教育・研究水準を上げつつ、財政の健全化を保持していくことが、最大の経営課題といえる。

本学園では毎年、年次進行の「中期経営計画（3 ヶ年）」を策定し、① 教育・研究水準の質的向上と財政の安定とのバランスを保持してきたこと、② 計画により実行を適確にコントロールしてきたこと、③ 計画を目標として、目標を超えるより良い成果を出そうと組織一体で努力してきたことは、評価してよい。

一方で、財政計画が教育研究を積極的にバックアップ推進してきたとはいえず、教育・研究の目的・目標が財政計画と連動していない面がある。大学として中・長期の教育・研究計画を検討・推進する、いわゆる戦略的組織体制が弱いといえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の学生収容定員は、平成 14 年度の最大の 4,630 名が、平成 19 年度には 4,440 名に減少となり、かつ学費の値上げは抑制しなければならず、学生生徒等納付金収入の減収が始まっている。他方、人件費が高まることが予測されるが、人事・給与制度の見直しを含めた人件費抑制や、予算の見直しによる冗費節約、必要な重点事業への資金の配分ができるようにし、費用対効果の観点から、効率的な資金投入を図る予定である。私立大学等経常費補助金は、今後、より積極的な補助金獲得の工夫を図り、特別補助あるいは特定の教育・研究事業の補助事業への申請を積極的に推進する。

寄附金および経常費補助金以外の外部資金の受け入れを展開できる方策の検討が必要である。教員の研究と深く結びつく科学研究費補助金等の獲得により研究活動の振興を図る必要がある。収入源が限られ、今後増収が期待できないが、納付金依存の体質を改善していく地道な努力をしなければならない。

財政計画の策定にあたっては、保護者負担増となる学費の値上げは抑制しなければならず、また、補助金や外部資金の獲得は最大限の努力をするにしても、一朝一夕には増加とはならない。近年の財政政策としては、支出について積極的な意味での抑制方策を打ち立てることを検討している。

加えて、入学者を確実に確保していくためには、教育改革を推進していくこと、それも 5 年なり 7 年なりの具体的な教育目標を定め、それに向かって邁進することが大切であると考えている。

今後は、中・長期の財政計画と、中・長期の教育研究計画を兼ね合わせ作り上げていく仕組みが必要である。教育研究の自由を保持しつつ、それらを計画し実現していく戦略的組織体制を構築していかねばならない。

(b) 外部資金等

【現状の説明】

① 文部科学省科学研究費補助金

過去3年間の採択状況を見ると、申請件数は計27件、採択件数は計11件、採択率は40.7%である。補助金総額は計79,430千円であり、単年度平均では採択件数は3.7件、補助金総額は26,477千円である（『大学基礎データ』表32、表33）。平成14年度でみると、科学研究費補助金総額は15,300千円で、オーバーヘッドが600千円であった。専任教員1人当たり補助金は263千円弱であった（『大学基礎データ』表34）。

研究費補助金としては他に厚生労働科学研究費補助金として社会学部で1件、平成12年から14年まで総額23,000千円を受けている。

② 寄附金

平成10～14年度5年間の寄附金の受け入れは、合計505,781千円、単年度平均101,156千円であり、帰属収入に占める割合は5年間平均で1.44%である（『大学基礎データ』表46-2）。

受入金の内訳は新入生を含む在学生の父母を対象の「淑徳大学教育施設・設備充実のための寄附金」、淑徳大学千葉キャンパス協賛会(父母会)・淑徳大学みずほ台キャンパス協賛会(父母会)よりの寄附金および、淑徳大学同窓会等の後援会よりの寄附金である。

本学園の募金活動としては法人本部事務局の募金広報室が中心になり、各部門事務局と協力しながら「学園創立110周年記念事業寄附募金」を、平成19年8月まで募集している。これは学園の施設設備の充実、整備を行い、教育研究条件の向上を図ることを目的しており、在校生の父母、卒業生、教職員、父母会等の後援団体、学園に関係する企業等に協力依頼をしている。

受託研究費、共同研究費等は該当するものがない。

【点検・評価 長所と問題点】

文部科学省科学研究費補助金は、研究者個人あるいは研究者間の共同研究により毎年申請されており、申請件数は減少傾向にあるが、採択件数には大きな変化はない。

大学としての研究活動進展の一助とするため、教授会等を通じ積極的に補助金申請を行うように促しているが、申請件数の増加につながっていない。

本学独自の「淑徳大学教育施設・設備充実のための寄附金」は、平成15年4月からは学園が実施する「学園創立110周年記念事業寄附募金」と並行して募金活動をしている。募金活動の趣旨の理解を得るため、広報に努めている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

文部科学省科学研究費補助金の申請・採択件数は申請者が少なく、かつ、限られた教員に偏る傾向がある。今後は、受託研究費、共同研究費等を含め、全教員に関心を喚起し、申請・採択件数増につながるよう、周知の徹底と、補助金事務支援体制の充実等の環境を整えていく。

寄附金は、納付金等の増収が厳しい中、本学として力を入れるべき収入源である。「学園

創立 110 周年記念事業寄附募金」の募金活動は、大学をあげてより積極的に推進していく。

(c) 予算の配分と執行

【現状の説明】

本学園の予算編成から予算執行までの流れは次のとおりである。

① 法人による「中期経営計画（3 ヶ年）」を基本にした編成方針・要領の発表、② 予算要求（部門別・部署別の予算見積書の作成）、③ 予算原案の作成、④ 部門別予算折衝、⑤ 常務会審議、⑥ 評議員会・理事会審議・決議、⑦ 各部門・部署の予算執行。

本学園は、毎年、「中期経営計画（3 ヶ年）」を策定して、これを基本にした予算の編成を行っている。この 3 ヶ年計画は、学園の編成方針・要領により、各部門・事務部署等の予算管理単位が、「事業・行事名」（予算小科目）ごとに見積りをする、目的別積み上げ方式で策定される。

本学の各キャンパスの各事務部署は、経営計画の策定段階で、学長、学部長、学科長、各委員会と打ち合わせおよび聞き取りを行い、教学側からの要望を採り入れ予算計上している。また、この「中期経営計画（3 ヶ年）」が理事会決議後、学部長、学科長、各委員会委員長に当該事業・行事予算の内容をフィードバックしている。

この「中期経営計画（3 ヶ年）」の第 1 年目を当初予算原案とし、それを各事務局部署は前年度の実情に合わせ見直し、当初予算として編成する順序を採っている。

予算の執行については、各事務部署が「事業・行事」ごとに学部長、学科長あるいは委員会委員長とその都度協議を行い、学園経理規程の予算執行手続き等に基づき執行している。

【点検・評価および長所と問題点】

学園の編成方針・要領に基づく中期経営計画・予算の編成、および学園経理規程の予算執行手続き等に基づく予算執行業務は、編成・執行過程で事務担当部署が教学組織と協議し、要望を聞き、集約・調整を図りながら業務を遂行しており、適切である。

予算見積りは予算単位の部署別に、「事業・行事」ごとの目的別積み上げ方式であり、予算編成のための学園固有の系統的予算科目を設けており、事業・行事の内容が具体的で分かりやすく、全体の把握が容易である。また、予算編成は毎年、年次進行の「中期経営計画」によって行っているため、3 ヶ年という期間を見通すことができ、収入および支出の全体と、そのバランスを見ながら計画することができることは、予算配分を含む計画の適切さを担保していると判断している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

予算執行に伴う効果を測定しなければならないが、現況、毎月の報告書により目的別にその予算額と実績額の差異を把握しているのみであり、その効果測定の方法の開発が望まれる。

予算の編成において、折衝を重ねるなかで、その調整、フィードバックが疎かになるこ

とがある。今後は年度の早い段階から予算編成を開始する等、適切なプロセスを企図しなければならない。

(d) 財務監査

【現状の説明】

本学園の財務監査には、寄附行為に規定された監事監査、外部監査としての監査法人監査、そして経理規程に基づく監査委員会委員による内部監査がある。また、各種補助金等の受給に伴う所轄庁からの検査・調査を受けている。

① 監事監査

監事は、毎年度の決算時に、事務局から決算内容の説明を受けており、理事会に出席して、理事の業務執行状況を監査し、決算を決定する理事会で監査結果を報告している。また、監事は、財産の状況または理事の業務執行状況について、理事会に出席し、意見を述べている。

監事は、本法人の理事または教職員以外の者から、評議員会の意見を聞いて、理事会において選任（現在2名）している。

② 監査法人監査

私立学校振興助成法に基づき、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行った財務計算書類等の監査を、年2回（期中・決算）実施している。

③ 内部監査

経理規程に基づき内部監査を実施するため、監査委員会を設置している。委員は理事長が任命し、監査委員会の運営は、監査委員会規則により行われている。

④ 所轄庁の補助金検査、所轄税務署による税務調査

本学園は、幼稚園から大学・大学院までを設置する学校法人であり、公益法人として補助金、税務等の面で様々な優遇措置を受けていることから、所轄庁の補助金検査、所轄税務署による税務調査等を受けている。

【点検・評価および長所と問題点】

各監査は適切に実施されており、監査結果の報告や意見を受けて、必要な場合には関係部署と協議・調整のうえ、改善・是正に努めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- ① 法人の公共性、管理運営の適正性をより高めるため、常に財務監査制度の点検を図っていく。
- ② 監事が行う財産状況と理事の業務執行状況の監査実施、および意見具申に必要な情報の積極的な提供を行い、監事職務の支援を推進する。
- ③ 所轄庁等の会計処理基準の変更・改正等に対応し、かつ適正な会計処理を行うための留意・是正事項を含めた、監事、公認会計士、法人・学校関係者間の情報交換の推進を図る。

(e) 財政公開

【現状の説明】

本学園は、学園ホームページの『newsletter (学園内報)』を通じ、教職員を対象に学園の財政状況を公表（一般には、平成 13 年度決算まで非開示）してきた。

学園の財務状況の一般開示については、平成 14 年度から検討を加え、学校法人会計基準に拠った「資金収支計算書」・「消費収支計算書」・「貸借対照表」の各計算書（財務 3 表）の概要について、学園ホームページにより公表することを決定し、一般開示を行っている（平成 14 年度決算は、5 月理事会承認後に公表）（『大学基礎データ』表 48）。

大学の財務状況の一般開示については、行っていない。

【点検・評価および長所と問題点】

学園の財務状況についてはある程度公開されているが、大学の財務状況の公開状況は不十分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学園は、本学園全体の平成 14 年度決算（各計算書・財務 3 表）の概要をホームページにより一般開示したが、今後はその公開内容、例えば学園あるいは設置する学校の事業計画（予算）の概要の公表、学園ホームページ以外の広報物による公表、開示請求に対する対応（開示請求手続きから請求者に対する開示可否・説明部署）、公開に関する規程の整備に向け、検討を行い、着実にその改善・改革を推進する予定であり、本「自己点検・評価報告書」において、大学の収支状況を公開することにした。

(f) 私立大学財政の財務比率

a) 大学の消費収支の状況

【現状の説明】

大学の消費収支計算書の推移は、次表に示すとおりである。

収入における各項目の状況は、次の通りである。

① 学生生徒等納付金

学生生徒等納付金比率は、平成 13 年度で 90.0%を占めている（『大学基礎データ』表 46-2）。同規模の他大学（日本私立学校振興・共済事業団『平成 14 年度版今日の私学財政』における大学部門規模別分類 5～8 千人校。以下「同規模校」という。）の 67.8%と比べ 22.2 ポイント高い。また、大学法人部門系統別複数学部の文他複数学部の同規模学部（同上書における文他複数学部規模別 5～8 千人校。以下、「文他複数学部」という。）の 84.6%と比べ 5.4 ポイント高い。

② 寄附金

寄附金比率は、平成 13 年度で 1.6%であり、同規模校の 2.6%と比べ 1.0 ポイント低い。また、文他複数学部の 0.6%との比較では 1.0 ポイント高い。寄附金は、入学者の増加等により平成 13 年度までは増収、平成 14 年度は減収（平成 10 年度比で 95.6%）となった。

【表 8 大学の収支状況の推移(消費収支)】

(単位：千円)

科目 / 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
[消費収入の部]					
学生生徒等納付金	4,964,804	6,251,725	6,559,983	6,940,802	6,819,422
手数料	198,896	151,613	159,093	142,640	131,489
寄附金	85,432	93,211	122,401	123,077	81,660
補助金	273,647	340,115	335,668	375,091	408,911
資産運用収入	20,389	15,691	21,183	23,127	10,402
事業収入	52,022	47,328	40,918	26,176	27,292
雑収入	72,363	35,878	48,944	84,579	68,644
帰属収入合計	5,667,553	6,935,301	7,288,190	7,715,493	7,547,820
基本金組入額	139,198	378,493	338,910	150,738	773,278
消費収入の部合計	5,528,355	6,556,808	6,899,280	7,564,755	6,774,542
[消費支出の部]					
人件費	2,420,481	2,398,907	2,435,018	2,518,519	2,583,546
教育研究経費	1,277,559	1,340,168	1,334,187	1,396,700	1,391,236
管理経費	608,360	601,441	597,096	559,305	707,030
借入金等利息	48,219	41,802	35,173	28,572	21,929
資産処分差額	12,025	4,668	31,136	1,150	67,476
消費支出の部合計	4,366,644	4,386,986	4,432,610	4,504,246	4,771,217

③ 補助金

補助金比率は、平成 13 年度で、4.9%を占めており同規模校の 12.0%と比べ 7.1 ポイント低く、文他複数学部の 6.8%と比べ 1.9 ポイント低い。補助金は、学部・学科等の開設（含む大学院）の年次進行による定員・学生数の増加に伴い増収となったが、帰属収入に占める割合は平成 14 年度を除き 5%を割った。

④ 大学の帰属収入

納付金、寄附金、補助金以外の手数料収入などは、学生定員増にかかわらず、上記表の通り、就学人口の減少、低金利などの要因から減収傾向を示したが、大学の帰属収入は、平成 8 年度の国際コミュニケーション学部開設（短期大学を改組転換）、3 年次編入学定員の設定、平成 13 年度の心理学科開設、大学院の開設・増設などを図ってきたことに伴う納付金等の増収によるものである。

⑤ 基本金組入額

基本金組入率は、平成 13 年度で、2.0%を占めており、同規模校の 11.3%と比べ 9.3 ポイント低く、文他複数学部の 11.0%と比べ 9.0 ポイント低い。なお、平成 13 年度まで本学の数値が低いのは、基本金組入額に大学の学部・学科等の設置に関わる創設費が含まれて

いない（学校法人部門に計上）ことによる。

本学では平成 10 年度から 14 年度の間には、学部・学科等の設置、改組ならびに教育環境整備のため、千葉キャンパスでは、校舎・学生厚生施設・心理臨床センターの 3 棟を建設し、みずほ台キャンパスでは、校舎・武道場の 2 棟を建設するとともに、両キャンパスとも、教育・学生厚生施設の改修、学術研究・情報設備の整備を図ってきた。また、平成 9 年度以前にも、みずほ台キャンパスの国際コミュニケーション学部の設置や大学院の設置・増設などに必要な施設・設備の整備を図ってきた。

支出における各項目の状況は以下に示すとおりである。

① 人件費

人件費比率は、平成 13 年度で 32.6% を占めており、同規模校の 53.0% と比べ 20.4 ポイント低い。また、文他複数学部の 47.7% と比べ 15.1 ポイント低い。

学生生徒納付金に対する人件費の占める割合（人件費依存率）は、平成 13 年度で、36.3% であり、同規模校 78.2% と比べ 41.9 ポイント低く、文他複数学部の 56.4% と比べ 20.1 ポイント低い。

② 教育研究経費

教育研究経費比率は、平成 13 年度で、18.1% を占めており、同規模校の 26.0% と比べ 7.9 ポイント低く、文他複数学部の 25.3% と比べ 7.2 ポイント低い。

③ 管理経費

管理経費比率は、平成 13 年度で、7.2% を占めており、同規模校の 7.6% と比べ 0.4 ポイント低く、文他複数学部の 5.6% との比較では 1.6 ポイント高い。

④ 借入金等利息

借入金等利息比率は、平成 13 年度で、0.4% であり、同規模校の平成 13 年度 0.5% と比べ 0.1 ポイント低い。また、文他複数学部の 0.4% とは同率である。この間、大学の学部・学科および大学院の増設を図ってきたが、特に新たな借入をしなかったことにより、借入金等利息支出は毎年減少し、平成 14 年度は平成 10 年度と比べ 45.5% 減へと推移している。

⑤ 消費支出比率

帰属収入に占める消費支出の割合は、平成 13 年度で 58.4% となり、同規模校の 82.7% と比べ 24.3 ポイント低く、文他複数学部の 82.7% と比べ 24.3 ポイント低い。

⑥ 消費収支比率

消費収入に占める消費支出の割合は、平成 13 年度で 59.5% を占めており、同規模校の 92.7% と比べ 33.2 ポイント低い。また、文他複数学部の 92.9% と比べ 33.4 ポイント低い。

なお、他大学と比較し本学の数値は低いですが、これは基本金組入額に大学の学部・学科等の設置に関わる創設費が含まれていない（学校法人部門に計上）ことによる（消費収入は基本金組入額により大きく左右する）。

【点検・評価および長所と問題点】

大学の収入についての展望は明るくない。学生生徒等納付金は、学部・学科等の開設（含む大学院）の年次進行による定員・学生数の増加に伴い、平成 13 年度までは増収であったが、平成 14 年度は、臨時定員削減の年次進行により減収となった。また学費の値上げは容認されない状況にある。現在の収容定員超過率は、約 1.18 倍であり、大学の収容定員は、臨時定員枠の解消に向けての年次進行が終了する平成 19 年度まで減少する。寄附金収入は現在の経済状況を反映し、増収を期待することは見込みにくい。補助金では、経常費補助は減額傾向にあり、今後の補助金拡充は難しい。

次に、大学の消費支出では平成 14 年度人件費比率は、34.2%、人件費依存率は 37.9% であるが、同規模校や文他複数学部の比率と比べ低く、現時点では、固定費として大学財政を圧迫するまでには至っていない。しかし、今後は、学生数の減少による納付金を始めとする帰属収入の減収予測に対して、大学教育の内容充実に必要な専任教員を確保する必要がある、人件費比率および人件費依存率が年々高まることが予測される。平成 14 年度の教育研究経費比率は 18.4% であるが、今後とも教育・研究活動の活性化や質の向上の観点からも、予算の重点配分と学生への還元が必要である。平成 14 年度の管理経費比率は 9.4% を占め、平成 13 年度と同規模校や文他複数学部の比率と比べ高まった。今後も、受験生（学生）確保のための広告等の経費支出が見込まれるため、冗費の節約・削減に努める必要がある。借入金の着実な返済により、借入金等利息は毎年度減少している。現在の金利は低利であるが帰属収入の減収予測により、新たな借入れは慎重を期す必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の収入および支出については、次のような方策を検討する。

学生生徒等納付金依存体質の改善のため、多様な収入源の確保に努める。寄附金募集活動の拡充のため、例えば卒業生を始め維持会員制度の創設、特定公益増進法人寄附、あるいは受配者指定寄附金の募集等新たな募集活動の方策を講じる。補助金では、より積極的な補助金獲得の工夫を図り、特別補助あるいは特定の教育研究事業の補助事業への申請を推進する。

人件費では、人事の見直しをし、人件費抑制の方策を一層進める。教育研究経費においては、経費の冗費節約、必要な重点事業への資金の配分ができるよう改善する。管理経費は、今後とも削減に努めるとともに、受験生（学生）確保のための広告経費についても、費用対効果の観点から、効率的な資金投入を図る。

以上のように、大学の教育・研究内容の充実、教育・研究環境等の教育・研究条件の向上を図りつつ、一方では、学生確保を図りながら、多様な収入源の確保や外部資金の受け入れを展開できる方策を推進し、収容定員で運営できる財政基盤の確立の検討を進める。

b) 法人全体の消費収支の状況

【現状の説明】

本学園の消費収支計算書の推移は、下表に示す通りである。

【表9 法人全体の収支状況の推移(消費収支)】

(単位：千円)

科目 / 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
[消費収入の部]					
学生生徒等納付金	11,120,143	12,557,067	12,918,386	13,069,826	12,655,205
手数料	422,099	367,475	376,655	360,974	337,874
寄附金	310,522	343,637	315,425	337,656	300,633
補助金	1,990,129	2,001,254	1,942,680	1,905,073	1,860,293
資産運用収入	91,058	69,830	55,450	55,926	30,561
資産売却差額	8,748	519	0	70,598	1,688
事業収入	213,431	327,976	318,618	303,217	294,614
雑収入	355,931	271,030	286,084	291,439	306,077
帰属収入合計	14,512,061	15,938,788	16,213,298	16,394,709	15,786,945
基本金組入額	628,115	2,694,705	2,582,873	2,213,351	4,394,680
消費収入	13,883,946	13,244,083	13,630,425	14,181,358	11,392,265
[消費支出の部]					
人件費	6,819,430	6,736,644	6,635,372	6,705,658	6,762,011
教育研究経費	2,900,567	3,086,983	3,115,992	3,422,876	3,234,339
管理経費	1,352,860	1,345,607	1,363,036	1,271,383	1,445,857
借入金等利息	237,999	208,692	180,771	145,462	121,996
資産処分差額・徴収不能額	562,356	999,737	1,035,476	2,149,344	107,746
消費支出の部合計	11,873,212	12,377,663	12,330,647	13,694,723	11,671,859

収入における各項目の状況は、次に述べる通りである。

法人の学生生徒等納付金比率は、平成13年度で、79.7%である（『大学基礎データ』表46-1）。これは同規模の他大学法人（前掲書における大学法人部門の規模別分類で10千人以上の法人。以下「同規模法人」という。）の平成13年度の数値65.1%と比べ14.4ポイント高い。年々納付金比率が高まる傾向にあり、今後は大学の臨時定員の解消、平成15年度からの中等教育部門の定員減により、学生生徒等納付金収入は、減収の見込みである。

寄附金比率は、平成13年度で2.1%を占めており、同規模法人の2.0%と比べ0.1ポイント高い。毎年、約3億円程度である。補助金比率は、平成13年度で11.6%を占めており同規模法人の9.7%と比べ1.9ポイント高く、補助金収入は、平成11年度をピークに毎年減少傾向を示している。法人全体の帰属収入の伸びは、大学の学部・学科および大学院の研究科の増設を図ってきたことに伴う、納付金等の増収によるものである。しかし、平成14年度は臨時定員の減少などにより減収に至った。基本金組入率は、平成13年度で

13.5%を占めており、同規模法人の15.0%と比べ1.5ポイント低い。

次に、支出における各項目の状況は、以下の通りである。

人件費比率は、平成13年度で40.9%を占めており、同規模法人の48.7%と比べ7.8ポイント低い。学生生徒納付金に対する人件費の占める割合（人件費依存率）は、平成13年度で51.3%を占めており、同規模法人74.8%と比べ23.5ポイント低い。教育研究経費比率は、平成13年度で、20.9%を占めており、同規模法人の30.3%と比べ9.4ポイント低い。管理経費比率は、平成13年度で7.8%を占めており、同規模法人の6.1%と比べ1.7ポイント高い。借入金等利息比率は、平成13年度で0.9%を占めており、過去の高金利時代の借入残高もあり、同規模法人の0.6%、文他複数学部の0.6%と比べ0.3ポイント高い。しかし、新たな借り入れをしなかったことで、平成10年度に比べて借入金等利息は半減した。減価償却費比率は、平成13年度で8.6%を占め、同規模法人の8.6%と同率である。平成10年度から14年度まで減価償却費比率は低下傾向を示したが、平成14年度には10.6%と高まった。消費支出比率は、平成13年度で83.5%を占め、同規模法人の87.4%と比べ、3.9ポイント低い。消費収支比率は、平成13年度で96.6%を占め、基本金の組み入れもあり、同規模法人の102.8%と比べ、6.2ポイント低い。

【点検・評価および長所と問題点】

法人全体の収入状況についての展望は明るくない。

学生生徒等納付金は、減少の見込みであり、昨今の日本経済の悪化により、学費の値上げは困難な状況にある。また、中等教育（中・高）部門は、平成15年度からの入学・収容定員の変更（削減）を行った。寄附金については、現在の経済状況を反映し、増収を期待することは難しい。補助金では補助金獲得の工夫と活用を推進する必要がある。法人全体の納付金、寄附金および補助金以外の収入は、志願者数の減少傾向、補助活動・公開講座・付属事業・受託事業などの事業拡大・創出は容易でなく、また預貯金の低金利状態の継続などにより、増収を図ることは難しい。

次に、法人全体の支出状況では、平成14年度人件費比率が40.9%、人件費依存率が51.3%を占めており、同規模法人・文他複数学部の比率と比べ低く、現時点では、固定費として、学園財政を圧迫するほどではない。しかし、定員および学生数（実員）の減少に伴う、納付金を始めとする帰属収入の減収予測に対して、学校教育の内容充実に必要な教員の確保や、教育内容の向上（初等・中等教育部門にあつては、40人学級への段階的移行問題等）のために、人件費比率および人件費依存率が次第に高まることが予測される。平成14年度の教育研究経費比率は20.5%であるが、教育活動の活性化や質の向上に向けた予算の重点配分および学生・生徒・児童・幼児への還元が必要である。平成14年度の管理経費比率は9.2%を占め、平成13年度の同規模法人、文他複数学部の比率と比べ高まった。今後も、受験生（学生・生徒等）確保のための広告経費の支出も見込まれ、冗費の節約・削減に更に努める必要がある。借入金の着実な返済により借入金等利息は、毎年減少している。現在、低金利であるが、帰属収入の減収が予測されるため、新たな借入れは慎重を

期す必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法人全体の収入・支出では次のような改善・改革に向けた方策を検討中ないし検討する予定である。

学生生徒等納付金への依存体質の改善では、学費を担う保護者の負担を抑制しながら、学生・生徒・児童数を確保し、収容定員で運営する観点から、学生生徒等納付金への依存体質の改善のための方策・改善を図らなければならず、多様な収入源の確保に努力する。寄附金収入では、新たな募金事業計画の策定や、卒業生を始めとする維持会員制度の創設、特定公益増進法人、あるいは受配者指定寄附金の募集等による寄附金募集の方策を講じることを検討する。補助金は、一般補助から特別補助あるいは特定の教育・研究事業に対する補助や受益者（学生・生徒等）への直接補助にシフトされることが予測され、それに対応するシステムを検討する予定である。納付金、寄附金および補助金以外の収入の増収は至難であるが、学園の現有の固定・流動資産や人的資源の活用の方策を検討する。

人事・給与制度の見直しを含めた人件費抑制の方策を一層進める。限られた収入の中で教育・研究活動の活性化や質の向上を図り、教育研究経費の冗費節約、必要な重点事業への資金の配分ができるよう検討を進める。管理経費は、一層の削減に努めるとともに、受験生確保のための広告経費についても、費用対効果を見据えて、効率的な資金投入を図る。収入源が限られ今後増収が期待できない今日、寄附金および補助金以外の外部資金の受け入れを展開できる方策の検討を進める予定である。

c) 法人の比較貸借対照表の状況

【現状の説明】

本法人の貸借対照表関係比率を、他の同規模法人との比較を通じて、その現状をみると以下の通りである。

① 自己資金の充実度

自己資本構成比率は、平成 13 年度 86.5%で、大学法人 456 校全国平均（以下「全校平均」という。）の 82.8%、同規模法人の 82.8%と比較し、4 ポイント程度高い。消費収支差額構成比率は、平成 13 年度 Δ 2.0%で、全校平均 Δ 3.9%、同規模法人の Δ 5.0%と比べ 2～3 ポイント高い。基本金比率は、平成 13 年度 96.7%で、全校平均 95.5%、同規模法人の 95.5%と比較し、ほぼ等しい（『大学基礎データ』表 47）。

② 長期資金の状況

固定比率は、平成 13 年度 82.5%で、全校平均 99.2%、同規模法人の 102.1%と比較し、20 ポイント程度低い。固定長期適合率は、平成 13 年度 76.7%で、全校平均 88.2%、同規模法人の 91.0%と比較し、12～14 ポイント低い。

③ 資産構成の状況

固定資産構成比率は、平成 13 年度 71.3%であり、全国平均の 82.2%、同規模法人の

84.5%と比較し、10ポイント強低い。流動資産構成比率は、平成13年度28.7%で、全校平均の17.8%、同規模法人の15.5%と比較し、10ポイント程度高い。減価償却比率は、平成13年度39.3%で、全校平均38.8%、同規模法人の45.2%と比較し、0～6ポイント低い。

④ 資産の備蓄

流動比率は、平成13年度410.0%で、全校平均260.0%、同規模法人の217.1%と比較し、150～200ポイント高い。前受金保有率は、平成13年度530.6%で、全校平均339.9%、同規模法人の265.5%と比較し、200～260ポイント高い。退職給与引当預金率は、平成13年度28.1%で、全校平均56.0%、同規模法人の72.7%と比較し、28～45ポイント低い。

⑤ 負債の割合

固定負債構成比率は、平成13年度6.5%で、全校平均10.3%、同規模法人の10.1%と比較し、4ポイント近く低い。流動負債構成比率は、平成13年度7.0%で全校平均6.9%、同規模法人の7.1%と比較して、ほぼ等しい。総負債比率は、平成13年度13.5%で、全校平均17.2%、同規模法人の17.2%と比較し、4ポイント弱低い。負債比率は、平成13年度15.6%で、全校平均20.7%、同規模法人の20.8%、文他複数学部の17.2%と比較し、5ポイント程度低い。

法人の比較貸借対照表は、下表に示すとおりである。

【表10 比較貸借対照表】

(単位：千円)

科目 / 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
[資産の部]					
固定資産	44,400,225	46,357,283	47,754,252	48,051,794	51,870,049
有形固定資産	41,447,338	40,896,123	41,322,807	41,334,898	44,226,105
その他の固定資産	2,952,887	5,461,160	6,431,445	6,716,896	7,643,944
流動資産	14,777,725	15,828,327	18,032,744	19,343,381	18,749,887
資産の部合計	59,177,950	62,185,610	65,786,996	67,395,175	70,619,936
[負債・基本金・消費収支差額の部]					
固定負債	6,181,207	5,638,307	4,816,416	4,399,753	4,125,623
流動負債	4,863,065	4,852,500	5,393,126	4,717,982	4,101,787
負債の部合計	11,044,272	10,490,807	10,209,542	9,117,735	8,227,410
基本金の部合計	52,125,469	54,820,174	57,403,047	59,616,398	64,011,078
翌年度繰越消費収支支出超過額	△3,991,791	△3,125,371	△1,825,593	△1,338,958	△1,618,552
負債・基本金・消費収支差額の部	59,177,950	62,185,610	65,786,996	67,395,175	70,619,936

【点検・評価および長所と問題点】

自己資金は、充実しているが、教育・研究環境の整備充実・受益者への還元の観点からは課題となる面がある。長期資金で固定資産が賄われており、また、資産の構成、蓄積の

観点から見て、流動資産・資金の留保状況は良い。資産に対する負債の割合、自己資金に対する負債の割合が低く、健全である。このように、本法人の財務体質は、現状では良好であると評価できる。

これらの財務状況は、本学園が中期経営計画の方針に基づき、財務体質の改善と資金の留保を図ってきたことの結果である。しかし、少子化の進展に伴う学生・生徒数の減少を見越し、収容定員で運営できる財政基盤の確立と、特に中等・初等教育部門に多い未着手の老朽化校舎建替等の教育・研究環境の整備を早期に進めることが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向け、学生・生徒数の減少および納付金等帰属収入の減収の程度を正確に予測し、経営計画の策定とその目標の実現をめざす。経営(施設・設備)計画により、教育・研究環境の整備と必要資金の留保を図る。収容定員で運営するに必要な教職員数(数値目標)の実現、活力ある人材の育成をめざし、あわせて人事・給与制度体系の改革を推進する。教育研究経費については、教育・研究活動の不断の点検・評価とあわせて、教育目標とその事業効果を勘案した予算の重点的な配分を図る予定である。

1.4 事務組織

(1) 事務組織の概要

【現状の説明】

「大乘淑徳学園規程」および「淑徳大学学則」において、本学に大学事務局およびみずほ台事務局を置くと規定されており、それに基づき、千葉キャンパスに大学事務局（以下、千葉事務局という。）、みずほ台キャンパス（埼玉）にみずほ台事務局を置いている。各事務局はキャンパスにおける業務分掌を規定しており、それに基づき、各種の業務を担っている。大学業務と両キャンパスの取りまとめは千葉事務局がその機能を果たしている。法人事務局は法人本部がある東京都板橋区に所在し、法人全体の財政、人事、将来計画策定等を担っている。また、法人本部が所在する東京都板橋区に淑徳大学エクステンションセンターを置いている。

平成 8 年に埼玉県入間郡三芳町に国際コミュニケーション学部を設置したことにより、2 キャンパス制となった。二つの事務局は通常交通機関で 2 時間半と地理的に離れていることから、2 キャンパス制が始まった当初は、各事務局の機能は独立完結型でスタートした。しかし、8 年を経た現在は大学業務の統合化の方向に向かっている。なお、予算編成と予算執行は現在もキャンパスごとに独自に行っている。

学園規程に事務職制が規定されており、事務局には教員の役職者は置かず、全て事務職員が就任している。

千葉事務局には大学事務局長を始め専任職員 43 人、派遣職員と臨時職員 45 人を、みずほ台事務局にはみずほ台事務局長を始め専任職員 28 人、派遣職員と臨時職員 25 人をそれぞれ配置している。専任職員を始め派遣職員や臨時職員の定数は中期経営計画で年度ごとに定められている。

各事務局はそれぞれ事務局長主催の部課長会を定期に開催し、重要事項の審議・決定、情報伝達や交換を行っている。

1) 千葉事務局

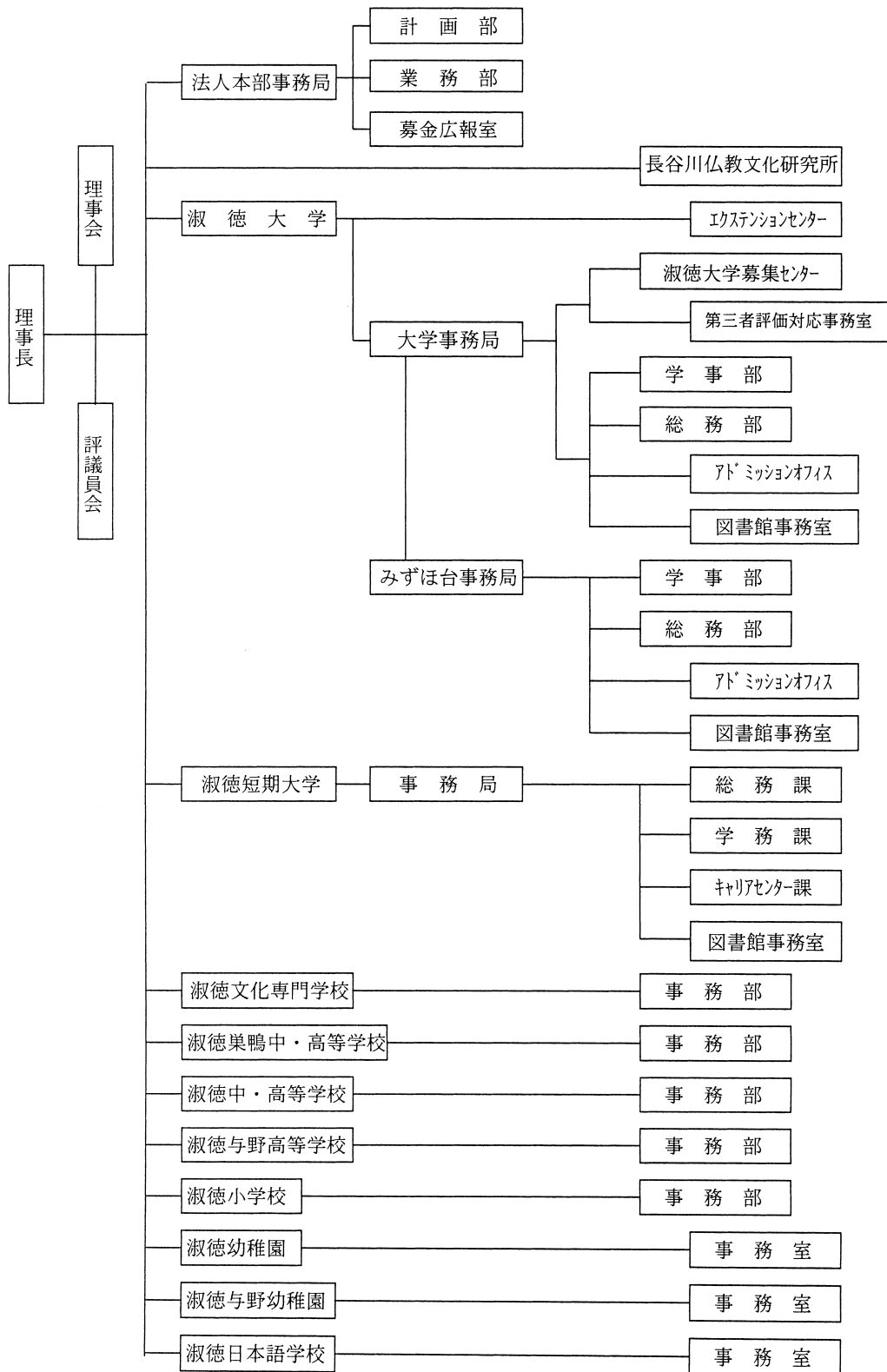
千葉事務局には総務部、学事部（教務、学生厚生、就職、大学院を含む。）、図書館事務室、アドミッションオフィス（入試）、大学募集センター（学生募集、広報）、第三者評価対応事務室を設けている。これらの部署のうち大学募集センターと第三者評価対応事務室は平成 15 年度に新設した部署である。千葉事務局で大学業務を担当している部署は、総務部の一部、大学募集センター、第三者評価対応事務室である。

現在の部署制は社会学科設立と学部名称の変更を契機として平成 4 年度に始まった。それ以降は事務局部署の変更はほとんどなく、上述のとおり平成 15 年度に新たに 2 部署が加わり、現在の組織体制に至っている。

2) みずほ台事務局

みずほ台事務局には総務部、学事部（教務、学生厚生、大学院、学習支援、キャリア支援、国際教育を含む。）、図書館事務室、アドミッションオフィス（入試）を設けている。

【図6 大乘淑徳学園事務組織図(平成15年4月1日現在)】



みずほ台事務局の前身は昭和 62(1987)年に設置した淑徳短期大学みずほ台事務部である。

国際コミュニケーション学部に入学者が多様な学生のニーズと教育改革の推進に対応するため、平成 14 年度に「学習支援室」を新たに設けた。更に平成 15 年度には、従来の就職指導室を「キャリア支援室」に、国際交流センター室を「教育支援室」にそれぞれ変更した。これらは組織図では学事部の内としているが、実質上は独立部署として運営している。これらの部署は、進行している学部教育改革に対応して設けられたものである。

【点検・評価および長所と問題点】

2 キャンパスが地理的に離れているため、教員組織・事務組織ともキャンパスの独自性が比較的強いといえる。キャンパスに独自性があることは、互いの長所を認めあうことで組織の活性化を図るという利点もある。しかし、同一大学としての運営、連携に欠けていることは否定できない。また、スケールメリットを活かしきれていないことも事実である。

専任職員の目標定数は専任教員数のほぼ 6 割となっており、専任職員補完のため、臨時職員や派遣職員の活用が他大学に比べ早期から進んでいる。そのことが財政における人件費比率を低く押さえている一因ともなっている。

本学園は暫くの間職員採用を停止していたことにより若手職員が手薄となり、中堅職員や管理職がルーチン業務を担当せざるを得ない状態である。

現在、事務局における重要な当面の課題は、大学改革の実施に伴い発生する新たな教育サービスへの対応、大学院の夜間開講による業務の長時間化に伴う業務量の増加、情報機器に関する対応と専門的知識の不足等に対し、定められた数の職員でいかに対応するかにある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

平成 14 年度から職員採用が再開されたが、採用人数は充分とはいえず問題が解消されるには若干の期間が必要であり、当面は兼務者や契約職員・派遣職員の効果的な活用が必要となる。また両キャンパス間のあらゆる面での相互交流促進と情報の共有化を一層進める予定である。

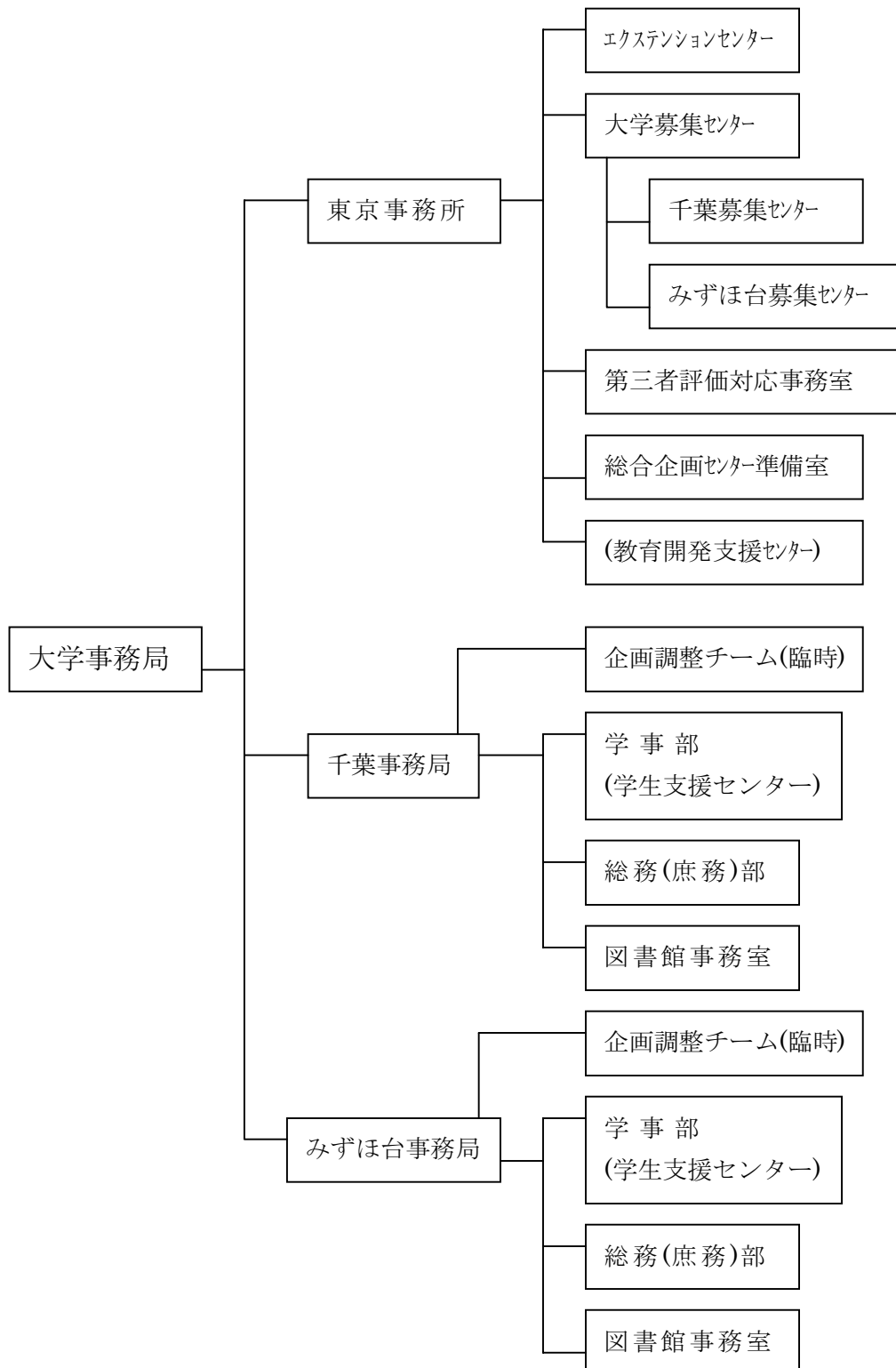
事務局が抱える様々な課題や問題点は、現在進行中である本学の大学改革の推進と密接に関わって解決していく必要がある。そこで求められるものは、今までの事務処理型の事務局から脱皮した、大学運営の重要な部分を担っていくことができる事務組織であり事務職員である。

大学改革を推進し、学生・教員へきめ細かく対応をすることになれば事務職員の業務負担は増えざるを得ない。事務職員の増員は実現が難しいので、なお一層適正配置を心がけるとともに、本務者以外の兼務者や契約職員、人材派遣者などの効果的な活用とともに多様な勤務形態の導入も必要となる。

平成 15 年度の初めに理事長・学長より淑徳大学の大学改革案が提示された。その推進のために設置された「改革推進会議」を中心に様々なプロジェクトが現在改革の具体的な検討を進めている。この改革には事務組織の再編も含まれており、現段階における新事務

組織図（案）は次のとおりである。

【図 7 淑徳大学事務局組織図(再編案)】



事務組織再編の目的とするところは次の3点に集約できる。

- ① 大学としての統一的機能の確立
- ② 大学改革の推進
- ③ 学生サービスの強化

現段階では一部流動的な面は残るが、新組織は平成16年度から実施の予定である。

(2) 学部の事務組織

(a) 事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

両キャンパスとも教授会に常設の教務委員会、学生厚生委員会を始め各種委員会・センター等を設置している。常設委員会・各種委員会は学長または学部長が指名する専任教員が構成員であり、事務職員は委嘱されていない。委員会の事務は事務局各部署の関係業務担当責任者等が担っている。

学部には各学科に所属する専任教員で構成する学科会があり、学科に関する事項等を協議している。学科会に関わる事務は事務局教学担当部署の責任者等が担っている。

学部の教授会は専任教員が構成員であるが、事務局の各部署の責任者等は常に陪席しており、教授会事務は事務局の担当部署が担っている。いずれの会議も月1回程度の定例的開催となっている。

学部運営については学部長の下に置かれている「学部運営協議会」があり、学部の要職者、常設委員会委員長に加え事務局からは事務局長、幹部事務職員が構成員となっている。また、大学全般の重要事項を審議する機関として、学長の下に「大学協議会」を設け、大学の要職者、学部代表教員に加えて事務局からは大学事務局長、みずほ台事務局長、学長が指名する幹部事務職員（15年度は4人）が構成員となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

本学の事務組織と教学組織の間の連携は組織上確立されており、教学組織の各種会議に事務職員の役職者等が出席している。会議事務、各種の企画・立案作成、関連情報・資料の収集・提供等も行い、また業務執行の現場からの意見等を諸会議に反映させており、連携協力関係が適切になされている。とはいえ、教員と事務職員とでは現状認識に違いが生じ、問題解決に向けての意識が必ずしも一致しない場合があり、両者の一層の緊密な協力関係を築く必要がある。

また、教員組織を主体とした月1回程度の定例的会議開催による意思決定では、スピードが要求される課題に対し迅速に対応できず、無理が生じてきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員が決定し事務が補佐・実行する、といった従来型での事務組織と教学組織の間の協力と連携はそれなりに機能しているといえる。しかし、今や大学は従来型では間に合わない

い時代を迎えている。職員、教員が一体となった意志決定組織の構築を図らねばならない。そのためにも事務職員で行政管理職としての役割を担える人材の育成が急務である。

(b) 事務組織の役割

【現状説明】

教学に関わる企画・立案・補佐機能は、主として学事部が担っている。教学システムを熟知した職員が蓄積された知識・情報等を必要に応じて提供し、教員組織と協力しながら業務に取り組んでいる。

各事務局は、学長、学部長、学科長からの教育方針・計画・指示や各委員会等教学組織からの要望等について、予算単位の各部署が中期経営計画方針に基づき、事業・行事名ごとの積み上げ方式による3ヵ年の計画策定を行っている。その1年目が当初予算となる。

提案された予算原案は総務部で妥当性、優先順位を検討し、事務局長が全体的視野に立って調和を図りつつ、中期計画・予算案としてキャンパスごとに策定される。取りまとめた中期経営計画はそれぞれの事務局総務部が法人事務局と折衝を行っている。

教授会を始めとして各種の会議や委員会等には、事務組織各担当部署が構成員または事務（書記含む。）として出席しており、会議の結果は、作成する議事録などの配布物および回覧により情報提供がなされている。理事会決定事項や経営方針等については学長が教授会を通じ、事務組織には事務局長が部課長会を通じて伝達している。

国際交流は、キャンパスごとの対応としている。千葉キャンパスでは、総務部が「国際交流委員会」と協議しながら業務を進めている。みずほ台キャンパスでは、学事部「教育支援室」が「国際教育センター」と協議しながら業務を進めている。

募集・入試業務は、平成15年度より「大学募集センター」を千葉事務局に設置し、両キャンパスの募集業務を一本化した。また、キャンパスごとにアドミッションオフィスを設置し、入試業務の他、「大学募集センター」と協働した募集活動業務も担当している。大学募集センター長、アドミッションオフィス室長は、事務職員が担当しており、学部ごとの募集入試の委員会と連絡調整を図りながら業務執行にあたっている。

就職業務は、千葉キャンパスでは学生厚生委員会の下に「就職指導小委員会」を設け、事務組織では学事部就職担当が委員会と連携して業務を推進している。みずほ台キャンパスでは学事部「キャリア支援室」が「キャリアセンター」と連携して業務を推進している。求人については、大学としての求人受付情報の共有化を進めている。

大学運営を経営面から支える組織としては、法人事務局と管理部門である各キャンパスの総務部が該当する。総務部がキャンパスに係る庶務、人事、文書、広報、予算・経理、管財等の業務を担い、教学事務部門ならびに法人事務局担当部署と協議、調整しながら、大学運営における経営面を支える業務を担当している。

【点検・評価および長所と問題点】

通常業務における企画・立案・補佐は充分対応できているが、政策立案の機能がまだ不

充分で新たな政策立案においては教員役職者や委員会の担当教員に委ねる場合が多い。なお、みずほ台事務局では学生生活支援分野において、事務組織からの企画案等が提案実施される場合が多くなってきている。大学を取り巻く社会的環境を考えれば、教学組織だけで解決できることは少なく、事務局各部署が横断的に関わり、迅速に対応できる組織へと変貌していかなければならない。

予算編成・折衝については、昭和 50 年代から中期経営計画を導入しており、事務職員は立案方法や仕組みを十分に理解し、ルーチン業務として対応できており、全学的な教育研究活動計画を集約し、予算計上・調整するための編成業務は各事務局総務部を中心にした組織が適切に機能している。

学内の意思決定において事務職員は各種委員会等の事務担当、書記の立場で参加しているため、事務組織の意向が適切に反映しにくい場合がある。しかし、「学部運営協議会」や「大学協議会」を通して事務組織からの提案が増えつつあり、大学改革の重要な役割を占めつつある。情報の伝達方法については、委員会の数が多く、事務組織経由でリアルタイムに情報を把握し伝達することが困難な場合がある。パソコンを活用した情報の伝達も、機器に不慣れな教員が未だ少なからずいることから実現していない。

専門業務のうち国際交流については、サポートする事務組織の人員が不足している。現在は学部別に対応しているが、業務効率を考慮すると大学一本化の対応が求められている。

募集・入試業務の事務組織については、入試結果・分析等過去の学内情報、変化している入試制度、高校生・父母・高等学校の意向、他大学・予備校の学外情報等を収集し、それをタイムリーに伝達することで委員会の審議に反映させている。

就職業務の事務組織については、過去の求人・求職・内定状況の実績、分析等の学内情報、変化している求人状況、求職状況等をタイムリーに伝達し、委員会での審議に反映させている。学生の就職相談は事務組織が対応しているが、進路希望が多様化している学生に対して、きめ細かい支援をするための人員が不足している。しかし、みずほ台キャンパスでは、ゼミ担当教員がゼミ学生個々に就職活動指導を行っており、「キャリア支援室」と連携してよく機能している。

私立大学を取り巻く環境が大きく変化している今日、学生および父母のニーズ、社会の変化に対応し、経営面や行政面からの視点を常に意識した大学運営を支えるには、現在の事務局機能では不十分であることは否めない。

【将来の改善・改革にむけた方策】

大学を取り巻く困難な環境を考えると、大学運営について事務職員組織と教員組織とが密接な相互協力関係を保ち、一体となってその意思決定に大きく関わっていくことが重要である。このため、事務職員の意識改革と目的の共有化が必須で、改善・改革を進めていく強い意思を示さなければならない。

今後、外部環境の急激な変化に対応するため、ますます重要度を増してきている入試業務、就職業務、国際交流業務等については、キャンパスごとの取り組みを超えた大学事務

局としての業務の取り扱い、あるいは人材養成を含めた組織のあり方を構築する必要がある。

（3）大学院の事務組織

【現状の説明】

「淑徳大学大学院学則」に基づき、大学院事務室が設置されている。大学院事務室は千葉事務局およびみずほ台事務局ともに学事部内に置かれており、それぞれ学事部職員 2 名が兼務している。

企画立案については学部と同様に行っている。予算については学部とともに編成しており、大学院事務室は大学院に関わる予算原案の取りまとめと基礎資料の作成を行っているが、予算編成・折衝等の業務は担当していない。

千葉大学院事務室は、学部では他部署で行われている院生募集業務や入学試験の実施をも担っている。平成 15 年度から社会学研究科に心理学専攻が設置され、2 研究科 5 専攻となったことにより業務量が増大している。加えて、大学院の研究力を量る COE プログラムの開始や、専門職大学院の設置基準が施行されたことへの対応を進めるとともに、新たな研究科の在り方等の検討が始められており、それらに伴い多様な業務が加わってきている。

みずほ台大学院事務室では、院生の募集・入試業務はアドミッションオフィスが学部とともにしているが、学部の学事部職員が大学院担当も兼務しているため、担当する業務量が多くかつ多様となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院事務室は法人の「組織、職制及び分掌規程」に規定されておらず、法人での大学院事務室の位置づけは明示されていない。

大学院の規模が大きい千葉事務局においては、職員の構成人数の多い学事部内に設置されているため、繁忙期や各行事等にはかなり柔軟な人員数配置を可能にしている。大学院設置から 4 年という歴史の浅いみずほ台事務局では未だ大学院事務の確立ができておらず、加えて担当者の交代があり、手探り状態を抜けきっていない。

業務分掌で定める業務の他に、上述の新たに多様な業務が大学院事務室の業務遂行を難しくしている。これに対応するには大学院事務室の強化が必要であり、共同研究や大学院生研究活動等の支援の充実は難しくなる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述のような問題を解決するには、事務分掌の見直しとスタッフの増員が一番の対策となるが、職員の増員を図ることは難しい。それぞれの学事部内に大学院事務室が設置されているメリットを活かし、大学院事務室のルーチン業務を見直し・細分化し、他の学事部職員が業務を分担する等の業務バランスの調整を行うことにより、大学院担当職員が幅広い対応ができる業務分掌に改善するよう検討を進めている。

15 自己点検・評価等

(1) 大学の自己点検・評価

【現状の説明】

本学の自己点検・評価は、学則にある自己点検・評価実施の規定を受けて、「淑徳大学自己点検・評価に関する申し合わせ」（平成9年制定、平成15年改定）に基づいて行われている。それに拠れば、学長を委員長とし、学部長、研究科長、学科長、図書館長、事務局長等で構成される「淑徳大学自己点検・評価委員会」を設置し、大学・学部および大学院の自己点検・評価を行うことになっている。このような制度システムにより、平成9年に大学基準協会の賛助会員校から維持会員校としての加盟申請に向け、初の全学的な自己点検・評価を行い、その結果を『点検・評価報告書』（平成10年8月）として刊行・公表した。その後、平成15年2月に第2回目の全学的自己点検・評価を、大学基準協会の相互評価申請に向け開始しているところである。先回の自己点検・評価の場合はややもすると学部別自己点検・評価の単なる寄せ集めに陥り、大学としての点検方法や記述等に統一性が欠けた嫌いが否めず、自己点検・評価が十分に有効に機能したとはいえない面があった。そこで今回の自己点検・評価では、「淑徳大学自己点検・評価委員会」のもとに新たに「大学基準協会相互評価申請統括委員会」を設置し、両学部からなる教員（5名）が自己点検・評価の方法・分担・手順等について取りまとめを行う体制を敷いた。これに対応した専任職員からなる「第三者評価対応事務室」も新たに設置することで、自己点検・評価体制の一層の充実を図っている。これら広範囲の項目における自己点検・評価のいずれもは、大学基準協会への申請に関わっており、その自己点検・評価項目に準拠したものである。

自己点検・評価の結果は、学長・学長補佐による改善・改革の方策の策定や順位づけを経て、それらを「大学協議会」で検討・審議したうえで、キャンパス単位で学部長・事務局長を中心に具体的な改善・改革が実施されている。

なお、平成5年から学生生活実態調査を4年ごとに3回実施しており（本学が2学部体制になってからは2回）、その結果はキャンパスごとに「学生生活実態調査」として刊行している。また、学部単位ではあるが、平成7年度より「授業アンケート」の学期ごとの実施とその結果の公表や、教員の教育研究活動概要も刊行物として公表している。

ところでこれまで、これらの自己点検・評価に対して、大学基準協会加盟申請時を除いて学外者による検証は行われていない。また、点検・評価結果の公表は、主に印刷物として刊行している。

【点検・評価および長所と問題点】

自己点検・評価の制度システムについては、既に規程の整備は行われており、これまで必ずしも充分でなかった実際の制度システムの運営においても、「大学基準協会相互評価申請統括委員会」や「第三者評価対応事務室」の設置など全学的な実施に向けた体制を組織したことは評価できる。これにより自己点検・評価において、両キャンパス間の情報の共有やシステムの異同に関する認識を改めることができるなど、両キャンパスが離れている

ことに基づく不利をかなりの程度克服することが可能になった。しかし、学部により自己点検・評価報告書の刊行の有無やホームページ上での授業アンケート結果の公開において相違が残り、大学総体としての自己点検・評価システムが完成しているわけではないのも事実である。

自己点検・評価の客観性や妥当性を検証する措置や、学外者による検証体制がまだ着手されていないことは問題点として残されている。加えて、学外への積極的な評価結果の公表方法や、これら情報への容易なアクセス方法の構築を含めた検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学改革の一つの柱である構造改革のなかに、点検・評価システムの構築が検討課題としてあげられている。ここでは「改革推進会議」のもとに自己点検・評価のあり方全体の検討を行うことになっており、点検・評価体制の見直し、大学の年次報告書の刊行、外部評価システムのあり方、ホームページの活用による点検・評価結果の公表、教育評価制度導入などがあげられている。

「改革推進会議」が発足してから間もないが、自己点検・評価において洗い出された問題点等を全学的に改善・改革するために、この会議が有効に機能するよう協力体制を整えるとともに、キャンパスごとの改善・改革と有機的関連を保ちながら対応を行っていく予定である。その際、自己点検・評価が自己満足に陥らず、客観的なものとして機能する仕組みの導入が特に肝要であると認識している。

（2）学部の自己点検・評価

1) 社会学部

（a）自己点検・評価

【現状の説明】

本学部では、学長を除く「学部運営協議会」の構成員全員で、社会学部長を委員長とする「学部自己点検・評価委員会」を組織している（社会学部自己点検・評価委員会規程）。その点検・評価項目は、大学基準協会の点検・評価項目にほぼ準拠した次の14項目である。学部等の理念・目的・教育目標、教育研究組織、教育研究の内容・方法と条件整備、学生の受け入れ、教育研究のための人的体制、教育のための人的組織、施設・設備等、図書館および図書等の資料、学術情報、学生生活への配慮、管理運営、財政、事務組織、自己点検・評価、その他学部および部署自己点検・評価委員会が必要と認めた事項。

「学部自己点検・評価委員会」は、上記の点検・評価項目に関し、各学科・各委員会・各部局等に、それらに係わるより具体的な点検・評価の指示ができ、また、各学科・各委員会・各部局等は、必要に応じて、それぞれ独自に点検・評価委員会を設置し、それぞれに固有の事項について点検・評価することになっている。その結果は、「学部自己点検・評価委員会」にフィードバックされるシステムになっており、「学部自己点検・評価委員会」

は、それらの点検・評価の結果を取りまとめる機能も併せもっている。

なお、本学部は大学設置基準の大綱化を受けて、平成 4 年に自己点検・評価に関する規程の整備を図り、授業アンケート調査や教育・研究活動調査等を開始しており、本学が本学部だけの単学部組織であった当時は、これを事実上の大学全体としての自己点検・評価の開始と見なすことができる。

これまで、「学部自己点検・評価委員会」が点検・評価項目の全般にわたり統括的に機能したのは、大学基準協会への加盟申請時である。通常の学部レベルの自己点検・評価の実施は、関係する各委員会やセクションがそれぞれに中心となり、毎年実施している授業アンケート調査や教育・研究活動調査に関わる報告書の刊行や定期的に行っている学生生活実態調査である。更に、各種の常設委員会は、それぞれの管掌分野において通常の委員会活動の一環として自己点検・評価を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

平成 7 年から実施されている授業アンケート調査では、「授業アンケート検討委員会」を学部長の下に設置し、アンケート項目の見直し、実施方法・時期、アンケート結果のフィードバック方法など、授業アンケート実施に関わる全般的事項について、学期ごとに点検・評価を行うなど適切な体制がとられている。学生生活実態調査では全学的体制を組み、学生厚生委員会を中心に調査項目の点検、実施方法、報告書の作成等まで、調査を実効あるものにするためのシステムを作り、成果を上げている。教員の教育・研究活動については、毎年活動結果の報告を受け、それらをまとめたものを平成 4 年度より 5 年ごとに、『淑徳大学社会学部研究年報』として刊行・公表している。

しかし、自己点検・評価に関わる規程の整備は進んでいるが、それを実体化するための組織は、前記 3 つの調査等を除くと必ずしも充分とは言えない。点検・評価の全項目を定期的に自己点検・評価するための制度システムが確立し、有効に機能しているとは言い難い。また、各種の委員会が実質的な自己点検・評価の実施も兼ねており、本来の委員会業務と自己点検・評価の実施が未分化なままであり、客観的な評価を得るには難点がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現行の自己点検・評価の組織体制を多角的に総括し、効果的な自己点検・評価の組織体制を構築すべく、全学的に「淑徳大学自己点検・評価委員会」のもとに「大学基準協会相互評価申請統括委員会」を設け再組織化を図ってきている。こうした全学的な自己点検・評価体制の検討結果を見ながら、「学部自己点検・評価委員会」の役割の見直しや組織の再編成を検討する予定である。その際は、既存の委員会等から独立した、学部全体を見渡す自己点検・評価機構を構築し、定期的・自立的に自己点検・評価を行うことが肝要であると認識している。また、このような自己点検・評価委員会の構成メンバーは、その交替を定期的なものにし、教職員全員が自己点検・評価の認識を持てるようにすることが望ましいと考えている。

(b) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

自己点検・評価活動の主なものは次のとおりである。

① 授業アンケートの実施

学期ごとにアンケートを実施し、その対象科目は演習・実習・実技科目を除く講義科目および外国語科目である。学生には履修目的、出席状況、授業に対する満足度、授業方法、授業内容および教室環境等についてアンケートを実施し、教員からは、学生の出席状況、成績評価方法、成績評価結果、学生からの要望の受け入れ状況等についてアンケートを行い、学生および教員に対するアンケート項目が対応するよう工夫している。このアンケート結果は、フリーアンサーを含めて個々の担当教員にフィードバックされ、授業改善の資料に資されている。また、アンケート結果は、今後の改善・改革への課題を取りまとめて『授業に関する自己点検・評価の概要』として刊行しており、他の授業との比較を可能にしている。更に、アンケートの実施を学期途中からでも可能にし、その結果を速やかに担当教員にフィードバックすることで、授業改善がいち早くできる試みを行っている。

② 学生生活実態調査の実施

平成5年度から4年ごとに「学生生活実態調査」を実施し、平成9年度からは全学規模で行っている。調査結果は『淑徳大学学生生活実態調査報告書』として刊行され、様々な要望に対する改善・改革の方針や具体的対応も記されている。

③ 教員の研究活動の調査

毎年教員の教育研究活動等について調査を行い、平成4年度より5年ごとにそれらを『淑徳大学社会学部研究年報』（第1回は本学が単学部であったため『淑徳大学研究年報』）として刊行している。なお、この刊行に際しては、「社会学部研究年報編集委員会」を設置して、編纂・発行を行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業アンケートや学生生活実態調査は、その方法・調査項目ともに見直しを行うシステムができており、また、これらの調査結果は、速やかに担当者・部署に伝えられ、改善・改革の方策が検討・実施されており、有効に機能するシステムであると判断できる。特に、学生生活実態調査結果については、学生の要望を最大限採り入れるよう努力しており、有効に活用されている。教員の教育・研究活動等の点検も適切である。

しかし、これらに関係する以外の自己点検・評価項目については、点検・評価の体制のみならずその結果を改善・改革に向けていくシステム作りは不十分と言わざるを得ない。不都合等が生じた場合、対症的に担当部署が対応しているのが現状であり、組織としての恒常的な改善・改革を行うためのシステム作りが課題である。

授業アンケートにおいては、その実施が一斉に行われると、必ずしも正確な回答が期待できず、また、アンケート結果の活用は教員の自主性に任されているため、学生の要望が汲み上げられない場合もあり、今後も不断の見直しを続け、より完成度の高いものにして

ゆく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

先にも述べたが、現在、全学的な大学改革が進められており、自己点検・評価の全学体制を構築する過程で、学部の自己点検・評価を受けての改善・改革の方策について「学部改革実行委員会」において、検討を開始する予定である。そこでは、学部の自己点検・評価を行う自律的な機構の設立の検討とともに、それに付与する権限範囲のあり方が重要な検討事項となると考えている。

なお、現行の制度における改善・改善策では、「授業アンケート検討委員会」を中心にアンケートの実施とその活用方策について、これからも努力を図っていく。学生生活実態調査では、ハード面での要望に関しては着実に対処してきたが、今一つソフト面での立ち遅れがあるので、学生の声を積極的に聞き入れながら、改善・改革の方策を検討してゆく予定である。

(c) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

大学基準協会維持会員への申請に伴う、大学基準協会による検証は受けたが、それ以外には、授業アンケート結果の報告書、学生生活実態調査の報告書および教員の教育研究活動の報告書について学外者により検証を受けたことはない。また、現在の自己点検・評価の制度システムのあり方について、学外者に参考意見を求めたこともない。

【点検・評価および長所と問題点】

大学基準協会による検証を除いて、学外者から自己点検・評価に対する検証を受けていないことは、早急に検討すべき重要な課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価のあり方が全学的にも検討課題になっており、学部のそのあり方にも大きな影響を与えることが予想される。従って、全学的な学外者による検証体制の検討のなかで、学部における自己点検・評価の学外者による検証制度を検討する予定である。

(d) 評価結果の公表

【現状の説明】

授業に関する自己点検・評価は、その結果が報告書の形式にまとめられ、『授業に関する自己点検・自己評価の概要』として毎年公表されている。これは、授業に関する教員の自己記入調査と学生による授業評価調査の2とおりの方法による点検・評価の結果をまとめたものであり、学科ごとの分析・考察も記載されている。なお、この報告書の概要は、社会学部のホームページにも載せられている。

教員の研究活動に関しては、全専任教員の研究業績の目録と概要を一覧表にまとめた『淑徳大学社会学部研究年報』を5年ごとに刊行し、平成15年に第3号が発刊された。

本学部における最も大規模で総括的な自己点検・評価は、全学的に全学生を対象とした4年に一度実施される大学生生活実態調査である。この調査は、授業・教務関係、教職員の学生への対応、施設・設備の整備状況、施設の管理・運用等を中心に57項目について学生の満足度や、自由記述による教育環境や授業等大学生生活全般についてのより具体的な要望や意見を聞くものである。この調査結果を、『淑徳大学学生生活実態調査報告書』としてまとめている。

なお、学外者による検証は行われていない。

【点検・評価および長所と問題点】

各種の点検・評価については報告書としてまとめられ公表しており、特に問題はない。しかし、今後は報告書のみならず、電子情報として広く公開する必要がある、また学外者による検証結果は、検証自体が行われていないため公表されておらず、今後の検討課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学全体の自己点検・評価のあり方は検討の最中であるが、その議論の方向を見ながら、自己点検・評価を学部の年次報告書としてまとめ公表していくことを検討しており、学外者による検証結果の公表についても同様である。また、これらの結果については、ホームページを通して公表するとともに、いかに改善がなされていくのかについての報告も掲示できるよう検討を進めたい。

2) 国際コミュニケーション学部

(a) 自己点検・評価

【現状の説明】

本学部開設（平成8年）と同時に、「自己点検評価委員会規程」に基づき、① 自己点検評価に関する事項、② 教員の研究成果の公開に関する事項、③ 学部長が諮問した事項の3点を所掌する「自己点検評価委員会」を設置した。その構成員は、学部長より教授会のメンバーに委嘱され、委員会の事務は教育支援室長が担当している。その任務は、学部の目的・理念の実現に向けた教育研究活動等の改善・改革を図り、教育改革や大学運営に有効活用すべく、学部長から独立し、客観的かつ公平な立場で点検・評価を行うことにある。

委員会は毎月定例に開催され、自己点検・評価の有効な実施に向けての協議を行い、決定事項は学部長ならびに学部連絡会に報告するとともに、教授会において周知を図っている。教員等からの改善・改革への提案等があれば検討を行い、学部長に具申している。なお、他の学内委員会においても、所掌事項についての自己点検・評価が常になされているのは言うまでもない。それらの結果を、「自己点検評価委員会」は、毎年『国際コミュニケーション学部 国際経営・文化研究科 年次報告書—学部の現状と課題—』（以下、『年

次報告書』)としてまとめ、発行している。また、授業点検調査も行っている。これは本学部における ① 学部全体の改善、② 個別授業の活性化・改善、③ 学生の受講姿勢改善、の3点の改善と活性化を図るための基礎的資料の収集を目的としている。それにあたっては、調査項目の見直し、結果の有効な開示の方法を常に検討している。

【点検・評価および長所と問題点】

「自己点検評価委員会」は、学部の目的・理念の実現に向けた教育研究活動等の改善・改革を図り、教育改革や大学運営を有効に進めるべく、教職員の協力を得て、自己点検・評価を実施しており、充分機能していると評価できる。広範な項目にわたる自己点検・評価を毎年実施し、『年次報告書』として公表していることも高く評価できる。また、授業調査により、学生の授業に対するおおよその評価の傾向が把握できるのは大いなる長所である。

しかし、学生、教員から指摘を受けた施設・設備への不満などに対し、即座に改善できない場合、また教員が学生の声に耳を傾けず、授業改善が見られない場合などがあってもそのままで終わる場合があることは、今後の検討課題である。

また、社会学部とキャンパスを異にしているため、大学基準協会への申請に関わる自己点検・評価を除けば、学部の自己点検評価が別々になされ、淑徳大学を一致団結して支えるパワーになりきっていない恨みがある。学部の特性を大切にしながらも、学生が共通に望む方向を的確に掴むことで、淑徳大学のカラーを全面に出し、教育の理念・目的を一層明確化する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価の結果を具体的な改善・改革に結び付けることを含め、現在、大学および学部のあり方や将来の方向について大学の構造改革に着手し、それを進めているところであり、「改革推進会議」において教育評価制度導入の検討や全学的な自己点検・評価組織のあり方についての検討を進める予定である。

なお、この過程で見落としとしてはならないのが、例えば、授業点検調査において、学生は学ぶ側からの視点で、教員側からは教える側からの視点での授業評価を行い、それを相互に分析しつつ、授業改善を双方で考える組織・機会を創り出し、大学の最大の魅力は授業にあることを認識することである。

(b) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

現状における自己点検・評価活動の主なものは以下の3点である。

① 授業アンケートの実施

前学期・後学期に授業アンケートを実施している。実施の対象は演習科目と体育実技を除く全開講科目におよぶ。外国人教員に対しては、英文にて同様に実施している。

教員と学生から、授業の満足度等、授業設計や授業運営の改善に資するデータを収集、

分析して改善提案を行っている。

その一つとして、専任・非常勤の全ての教員に対し、個々にフィードバックを実施する一方で、教授会において自己点検委員長から結果の総評を報告している。特に学生から不満の多い項目を一覧にして発表することで教員の自覚を促すとともに、学部長から報告に沿って改善をすべく要請がなされるという方法が採られている。

二つは、今後の改善・改革への課題を取りまとめた『授業アンケート集計結果報告書』の作成・発行を行っている。また学生に対しては『授業アンケート集計結果の概要』を配布し、学生の授業参加意欲の向上に資することに努めている。

三つは、非常勤教員に対しては、学期始めの全教員会において、学部長から授業アンケートの総括が報告されるとともに、他の学内委員会では具体的な学部の理念・目的の実現に則した教育の実施に向けての姿勢の周知が徹底されるという方法がとられている。

②『国際コミュニケーション学部 国際経営・文化研究科 年次報告書 一学部の現状と課題一』の発行

学部の理念・目的、教育研究上の組織、学生の受け入れ、学部・学科の教育課程、大学院研究科の教育課程、生涯学習、研究活動、教員組織、施設・設備、図書等の資料および図書館、学生生活支援、管理・運営、社会貢献、財務、自己点検・評価の組織体制を盛り込んだものである。学部の理念・目的が実現されるべく、学部の活動結果を総覧できるように編纂されており、不適切・不十分な活動に対して是正と改善を求める資料として活用されている。

③ 学生生活実態調査の実施

平成13年に、4年に1度の国際コミュニケーション学部としては第2回目の「学生生活実態調査」を社会学部と共通項目で行い、『淑徳大学学生生活実態調査報告書』を刊行している。調査に応じた学生からは貴重なデータが得られ、それは学部の改善・改革におおいに活かされている。

【点検・評価および長所と問題点】

現行の制度システムは、その内容と効果において、学部の理念・目的と学生が求める大学のニーズを整合させ、学部の改善・改革を有効に進めるうえで効果的であると判断できる。例えば、詳細なシラバスを作って履修時に学生に授業内容を徹底させ、能力別クラス編成を実現させ、基礎演習および演習を1年次から4年次まで配置し、更には学習支援などを通して、面倒見の良い大学の体制を作るなど、学習面で効果を発揮している。

ところで、従来は教員が自ら授業アンケートを行っていた。しかし、公正化を図るためにも、学生などの協力を得て、教員は調査の現場に立ち会わないシステムを創り出す必要があり、平成15年度の後学期からこのようなシステムを導入し、目下その成果を期待しているところである。また、学生のキャンパスライフを豊かにするために、新たな校舎の建設、学生ホールの整備、スクールバスの増便などが実施されていることにも効果を発揮しているといえる。

問題点としては、マンネリ化の克服が大きな課題となろう。授業アンケートに例をとるなら、学生が調査に馴れてしまい、いい加減な回答しか出さなくなっている傾向にある。あるいはいくらフリーアンサーに訴えても何も改革されないという焦れっさから、まともにアンケートに答える気持ちがそがれてしまっている学生もいるのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

マンネリ化した授業アンケートに対する学生の回答結果を分析しても、授業の改善・改革への有効性は低いことになる。学生に調査項目の希望を問いかけるシステムなどを導入し、調査に学生が積極的に参加し、それによって授業を学生の側からも改革してゆける制度の検討が必要である。

同時に教員も自らの授業への反省や改革を置き去りにすれば、理想的な授業が生まれないのだという当然のことを再認識する時であり、「生き残る」大学の「決め手」は、やはり授業にあるという第一義的な教育任務を忘れてはならない。そのためには、教育研究集会的なお互いの啓発を目的とした会合や、教員相互の授業参観など、教育の現場を独りよがりな聖域にしない改善・改革も課題である。

アンケートの結果報告書も、分析結果を可視的で分かりやすく教職員・学生、第三者に提示できるよう検討を始める予定である。

(c) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

日常的に各種の学内委員会を中心に行われている自己点検・評価の制度システムに対する学外者からの意見聴取や、『授業アンケート集計結果報告書』、『年次報告書』および『淑徳大学学生生活実態調査報告書』等に対する学外者による検証は行われていない。しかし、大学基準協会維持会員の申請に伴う自己点検・評価と、それに伴う検証を受けている。

【点検・評価および長所と問題点】

学外者による自己点検・評価に対する検証が行われていないことは、大きな問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第三者評価の実施を見据えて、現在進行中の大学の構造改革において、全学的な自己点検・評価のあり方もその検討課題になっており、その検討とともに学部における、学外者による検証を、どのような範囲において、どのようなシステムで、誰に依頼するかを中心に導入の検討を進める予定である。

(d) 評価結果の公表

【現状の説明】

本学部においては、開設年度より毎年『年次報告書』や『授業アンケート集計結果報告書』をまとめて報告書として公表しており、4年ごとに実施される学生生活実態調査の報告

書も刊行している。しかし、学外者による検証システムがないため、その検証結果を公開することはできていない。

【点検・評価および長所と問題点】

『年次報告書』は自己点検・評価を報告書としてまとめたものであり、その他の報告書も、現状において特に問題はない。しかし、今後は学外者による検証結果の公表、報告書の内容の吟味、あるいは電子情報としての公開などが課題として残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

『年次報告書』の内容については、今後、第三者評価の評価項目に準じた内容に変更することを全学的な大学改革の中で検討を始める予定である。学外者による検証制度の導入の検討時に併せて、その公表方法も検討する予定である。また、それらの結果は、大学ホームページで公開するとともに、改善の方策についても掲示することの検討も予定している。

(3) 大学院の自己点検・評価

1) 社会学研究科

(a) 自己点検・評価

【現状の説明】

社会学研究科の自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは、社会学研究科の専門委員会として「研究科自己点検・評価委員会」が設けられている。この委員会は、研究科長を委員長とし、各専攻主任、専攻代表教員（各1名）および大学院事務室長によって構成されている（「社会学研究科の自己点検・評価に関する申し合わせ」）。

「研究科自己点検・評価委員会」は、大学院担当教員の研究発表の場であると同時に院生への研究助成体制でもある『淑徳大学大学院研究紀要』（年1回刊行）、『淑徳大学社会学部研究紀要』（年1回刊行）、および全教員の研究業績一覧とその概要をまとめた『淑徳大学社会学部研究年報』（5年に1回刊行）等の刊行資料に基づいて、主に研究の状況を点検している。また授業科目、教育・研究指導、施設・設備、研究助成等の側面については、各専攻別に全教員と全院生が参加して年2回催される院生の論文中間発表会や、各専攻別に全教員と全院生が参加して随時催されている懇談会等に見られた状況や、そこで得られた情報に基づいて、更には専攻内において研究指導のあり方の意見交換を行うべく社会学専攻と心理学専攻で行われている、専攻別の自己点検・評価委員会ともいべき教員連絡会の情報等に基づいて、点検を行っている。ただ、平成11年度以降は、その結果をまとめて公表することはしていない。

なお、院生が匿名的な要望・意見を述べる機会としては、投書箱が常設されている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院社会学研究科は、少人数授業がほとんどであり、指導教員を始めとする教員と院

生との接触の機会も比較的多いため、院生はかなり多くの要望や意見を、直接教員に申し出ており、また教員もそれら要望や意見に、できる限り応じるように努力していると認められる。

教育を主目的とする大学院としては、教員同士の相互のFDが極めて重要であるが、各専攻別の論文中間発表会は、その機会としてよく機能している。院生の発表は、その指導教員の指導の内容と方法を明らかに反映しているからである。

しかし、制度としての上記の自己点検・評価委員会が、一つの独立した組織内機関として十分に分化した機能を果たしているかと言えば、答えは否であろう。小規模の兼担教員のみでの大学院において、それを日頃から十分に果たすのは難しいのが実状であるが、しかし、このこと自体としては、それを問題点として指摘せざるをえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の論文中間発表会を更に充実させるために、複数の専攻が合同でそれを実施するとともに、発表よりも質疑応答および討論に多くの時間を割くなどの工夫が、現在検討されている。

また、上記の自己点検・評価委員会の機能分化の問題と併せ、自己点検・評価結果を今後どのようにまとめ、どのように改善・改革を行っていくかについては、学部のそれとの関連をも含めて検討が必要であり、これは「改革推進会議」や「大学院将来構想検討委員会」等における検討課題となっている。

(b) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

自己点検・評価に対する学外者による検証は、現在までのところ、平成10年8月に、それまで賛助会員校であった財団法人大学基準協会へ、改めて維持会員校としての加盟の申請を行った際、『自己点検・評価報告書』を提出し、その結果、平成11年3月に維持会員校としての加盟が承認されているが、その機会以外には行われていない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の現状からすれば、現在までのところ、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保する措置が恒常的に充分講ぜられているとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今回、大学基準協会の相互評価を受けようとするのも、上記の問題点への反省に基づいた方策であるが、恒常的な方策についてもまた、「改革推進会議」や「大学院将来構想委員会」等における検討課題である。

(c) 評価結果の公表

【現状の説明】

本研究科については、上記の大学基準協会へ提出された『自己点検・評価報告書』にお

いて自己点検・評価結果が公表されているが、それ以外に、シラバスは毎年『大学院案内』に公表されており、また教員の研究業績については『淑徳大学社会学部研究年報』として、5年ごとに公表されている。更に博士論文および修士論文の一部については、『淑徳大学大学院研究紀要』に論文やその概要が掲載され、公表されている。

【点検・評価および長所と問題点】

『自己点検・評価報告書』において自己点検・評価結果が公表されている以外には、シラバス、教員の研究業績、博士論文、修士論文等、定例的にかなり公表されている部分はあるものの、いわゆる自己点検・評価結果は公表されておらず、したがってその外部評価を受けてはいない。この点は、問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を承けたかたちで、今回、大学基準協会の相互評価を受けようとしている。

しかしながら大学院、特に本学のように独立性をもっていない、兼担教員のみからなる小規模の大学院の場合は、今後継続的に自己点検・評価を行い、その結果をまとめる作業が、教員の格別の負担とならないようにするにはどうしたらよいか、その自己点検・評価結果を単に形式的ではなく、どのようにまとめ、どのように外部評価を受けるのか、自己点検・評価がその本来の機能を十分に発揮し、長く根づいてゆくためにも、これらの点は今後とも検討を重ねてゆく予定である。

2) 国際経営・文化研究科

(a) 自己点検・評価

【現状の説明】

本研究科の場合、自己点検・評価委員はいるものの、自己点検・評価を恒常的に行うための制度としての研究科自己点検・評価委員会は設けられてはいない。これは、大学院の担当教員が学部との兼担であることに起因していて、『淑徳大学国際コミュニケーション学部 国際経営・文化研究科 年次報告書 一現状と課題一』（毎年9月発行、以下『年次報告書』）において、学部と併記するかたちで、研究科の「理念・目的」、「教育課程」、「研究活動」、「教員組織」、「施設・設備等」、「管理・運営」等の項目における「現状の説明」、「点検・評価」、「将来の改善・改革に向けた方策」について毎年公表されているからである。とりわけ、教員の研究活動については、『年次報告書』に1年間の専任教員の「研究課題」、「研究助成」、「研究業績」が公表されると同時に、全教員の「業績集計」、あるいは学内学会である「国際コミュニケーション学会」の活動記録等が掲載される一方、その機関紙である『国際経営・文化研究』が年2回発行されている。

【点検・評価および長所と問題点】

『年次報告書』に見られるように自己点検・評価を恒常的に行うための制度は一応確立した感があるが、それはあくまで研究科の理念・教育目的の実現に向けて機能しているか

否かによってその価値が測定されるべきである。問題とされるのは、各々の点検・評価項目に対する「報告」に止まっていて、客観性を欠く恐れがあるのではないかということである。

なお、学部における授業アンケートを研究科で行っていない理由は既述した通りである。更に、本研究科では少人数授業がほとんどであり、指導教員をはじめ授業以外でも教員と院生との交流の機会も比較的多いため、院生は多くの要望や意見を教員に申し出ることが可能であり、事実、申し出てもある。また、教員もそれらの要望や意見に対応するべく努力していると認められる。しかし一方で、少人数であるだけに教員との関係が密になり、院生側に遠慮が生じるのも事実であり、そうした点に教員側がいかに自覚的でいられるかが問われるところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科としては、『年次報告書』を持続的に発行するとともに、それが単なる「報告書」に終わることなく、客観性を保持するような制度を構築する必要がある。また、上記のような問題点や課題に対処するために、本研究科独自の自律した専門機関としての自己点検・評価委員会を立ち上げる必要があるが、また他方で、自己点検・評価を独立した機関組織として成しえるようにしなければならない。

自己点検・評価結果を本研究科の教育・研究活動の改善・改革にどのように活かしていくかについては、学部のそれとの連携を図りながら検討する必要がある、「改革推進会議」や「大学院将来構想検討委員会」等における検討課題である。

(b) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

自己点検・評価に対する学外者による検証は、現在までのところ行われていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今回、大学基準協会の相互評価を受けようとするのも、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための方策に他ならない。

(c) 評価結果の公表

【現状の説明】

本研究科では、教員の「研究業績」等について、『年次報告書』において毎年公表している。また、修士論文については、英文の要旨を付して図書館に保管し、必要な手続きを経て閲覧できる体制にある。

【点検・評価および長所と問題点】

『年次報告書』に学部と併記のかたちではあるが自己点検・評価結果を公表しており、評価できる。しかし、これは一方的な「報告書」であり客観性・妥当性という立場からすれば問題点がないとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を改善・改革するためにも、今回、大学基準協会の相互評価を受けようとしている。そして、その自己点検・評価結果をいかに実現可能なものにしていくか、組織を挙げて迅速に取り組む体制作りの検討を始めてゆく。

終章

本学は、福祉社会・共生社会の実現に貢献できる人材の養成に努め、建学以来、40年近い歴史を有している。そこでは、明確な建学の精神のもと、福祉社会・共生社会の実現という時代の精神を先取りした、あるいは要請に即した学部・学科の編成を行い、その拡充・整備を実施してきた。しかも、その歩みは着実、堅実であり、学部・学科の極端な拡大主義に陥ることなく、健全な経営基盤を築きながら、校舎あるいは学生厚生棟等の施設・設備の整備も行ってきた。教育研究内容では実学教育を掲げ、社会福祉の現場を中心に卸・小売、サービス業界へも、多くの卒業生を送り出している。本学の实学教育は、資格取得としてのそれにとどまるものではなく、教職員が学生一人ひとりの進捗に応じて、きめ細かく対応することを通して、幅広い知識の修得に基づく実学教育をめざしている。特に、学習支援体制の充実に力点を置いている。

本学を構成する社会学部と国際コミュニケーション学部は、同じ学校法人にありながら、設立時期、設立基盤を大きく異にしており、加えて地理的に遠く離れた場所に設置されている。同じ社会科学系・人文科学系の学部でありながら、規程を含めてその学部運営方法は大きく相違しており、あたかも2つの大学が併存しているが如き面もある。大学としての統一性の樹立、相互交流の促進、二重投資の回避の観点からも解決が求められている大きな課題である。また、予想を遥かに超えた社会変動により、社会が大学教育に求めるものや、「大学全入時代」における受験生・保護者の意識等が大きく変わりつつあり、大学はそれに柔軟に対応し、迅速に改革を進めねばならない。従って、教育組織・内容についても、常に点検とその見直しをせねばならないが、ともすると、組織の自己保身や改革に対する尻込みがないとはいえない。教職員の意識改革とともに、合理的分析と説得力のある判断に基づいて、将来を見据えた教育課程・内容の検討を進めることが、もう一つの課題である。

上記の課題に対して、まず、全学組織の立ち上げが開始されている。「(補) 大学改革へ向けて」の項で詳しく示すが、両キャンパスの学部・学科編成および地理的配置をひとまず前提に、相互の意見交換・調整あるいは審議機関として、全学的な各種の委員会等が設置され、機能を開始している。またそこでは、大学運営の両輪として、教職員組織のそれぞれの役割と機能分担を明確にし、より機動的な体制作りをめざしている。次に、教育組織・内容の見直しでは、大胆な学部・学科の再編をも視野に入れた教育組織のあり方の検討や、教育力を重視した教育課程の導入を全学的に始めており、「特色ある大学教育プログラム」への申請も視野に入れている。

このように、本学は、数年前から検討してきた大学改革への道を、昨年度からそれを明示し、具体的なスケジュールを組んで歩み始めたところである。今回の本報告書作成もその一環である。本学で初めての本格的な全学を挙げての改革は、まだその緒に付いたばかりであり、改革が絵に描いた餅にならぬか不安がない訳ではない。しかし、今後、様々な

試行錯誤を重ねながらも、着実に一步一步、改革を進める所存であり、また進めなければならぬ。その際何よりも、教職員の主体的な協力と参加が必要であり、一例としての本報告書の作成過程における協力を見るにつけ、それは必ずやなされるであろうとの確信を得ている。更に、大学のもう一つの重要な構成員である学生に対しても、彼らの鋭い感性と潜在化している高い能力を信頼し、多様な学生の様々な要求・要望を今まで以上に積極的に受け入れてゆく体制作りが、本学の一層の発展に欠かせないものであることも確信している。

(補) 大学改革へ向けて

理事長・学長は大学の新たな飛躍をめざして、平成 15 年の初めに、「淑徳大学の改革の方向性と近未来への幾つかの課題」を発表した。現在、それに基づき、大学全般にわたる改革が急速に進められている。改革の柱は、教育改革、学生サービス向上への改革、広報・募集改革および構造改革の 4 つである。それぞれの事項に関する取り組みの現状と課題は、以下の通りである。

1. 教育改革

① 社会に通用する教養人を、在学期間を通して育成する教育体系、② 「免許・資格科目」と「教養科目」との科目配置見直しと就職対策科目の設置、③ 基礎教育プログラムの開発、導入教育の時期と科目の設置、④ 全学共通教養教育カリキュラムの構築、以上 4 項目につき、「大学改革実行委員会」（委員長；学長補佐）および「学部改革実行委員会」（委員長；各学部長）において、検討が開始されている。「大学改革実行委員会」のもとに「大学教育改革プロジェクト委員会」（委員長；社会学部教務委員長）を設置し、③ および ④ の項目につき諮問と答申がなされた。全学共通教養教育カリキュラムは平成 17 年度からの導入・実施に向け、「大学教務委員会」において検討・調整を行い、学科カリキュラムのスリム化は「全学学科長会議」において検討を進めることが決定した。「学部改革実行委員会」のもとには、各学部に「学部教育改革プロジェクト委員会」を設置し、基礎教育プログラムの確立に向け検討を行い、平成 16 年度から検討結果を踏まえた基礎教育が実施されることになっている。また、学習支援事務組織の再編を進めることになった。

2. 学生サービス向上への改革

① 一貫した学生サービスを実行できる事務組織の構築、② 教職員の意識改革、③ 学生と教職員のコミュニケーションツールの拡大・強化の 3 項目について、「大学改革実行委員会」が検討を行っている。具体的には学生支援センター・教育開発支援センター組織の設置を含む事務組織の再編、奨学金制度の見直し、正課外活動の支援、メンタルケア・システムの改編について検討が行われており、最初の具体的項目である事務組織の再編は、「改革推進室」（室長；国際コミュニケーション学部教育支援室長）が学長と両キャンパス事務局長と協議を継続することになった。あとの 3 項目は、「大学学生厚生委員会」（委員長；国際コミュニケーション学部学生厚生委員長）において検討を進めているが、奨学金制度の見直しによる改正は、平成 16 年度から実施する予定である。

3. 広報・募集改革

① 大学募集センターを中心とした広報・募集、② 入試制度の改革・入試に関わる教学組織と事務組織の機能分化の 2 項目につき、「大学改革実行委員会」は「大学募集センター」に諮問を行い答申がなされ、当センターとの協議を経て、学部 A O 室の「大学募集センター」への一元化および教学組織から募集業務を分離し入試業務に専念する体制を、平成 15 年度から発足させている。

4. 構造改革

① 改革推進組織の設置と責任体制の構築、② 点検・評価システムの構築と組織の設置、③ 改革推進における教員と職員の役割の明確化 の3項目について、「改革推進会議」(議長；学長) および「大学改革実行委員会」において、事務組織再編を含む教学機能と事務機能の検証を実施し、平成 16 年度からの東京事務所の設置に伴う大学事務機構の改革を実施することを決定している。教育評価制度を含むその他の項目については、引き続き検討および協議を重ね、決定次第速やかに実施する予定である。

これらの改革の進捗状況は、随時、「淑徳大学改革推進 NEWS」(平成 15 年 5 月以降、これまでに 3 回発行。)において広く周知徹底を図るだけでなく、大学協議会や教授会等において協議や報告がなされている。